

論文要旨

本論文では現代的な内部統制制度がそれ以前の制度とは異質な制度であること、それがリスクマネジメントと深く結びついて多様な領域で利用されていること、その背景には現代的な諸制度に共通する原理があることについて論じる。この原理はコーポレートガバナンスにも共通するものであり、他にもコンプライアンス、NPM（ニューパブリックマネジメント）、ISO、CSR（企業社会責任）等の諸制度、さらには健康経営、第三者委員会等の新しく登場した制度にも影響を与えている。すなわち、現代的な諸制度の多くがこの原理を土台としている。ところが従来の会計学の研究方法論ではこうした原理の本質を十分説明することはできない。

内部統制制度は現代の多くの社会制度において中心的な役割を担っている。すなわち、多くの社会制度は人や組織を直接統治するのではなく、各主体に自立を促す一方で自分自身を管理させる間接的な統治スタイルとなっている。現代的な内部統制制度はこうした間接的な統治における自己統治、自己管理のシステムである。自己統治は公的な基準やガイドライン等に則って行われ、その妥当性は客観的な第三者による認証によって保証される。すなわち、自己統治と第三者の認証の組み合わせが現代的な社会制度に共通する原理である。本論文ではこれを「自己統治・第三者認証型」の統治システムと呼ぶ。

また、現代的な諸制度において内部統制制度はリスクマネジメントと深く結びついている。社会秩序の維持に害悪をもたらす危険について各主体に自己管理を強いる要請が現代的なリスクマネジメントの本質である。こうして自己管理のための内部統制制度とリスクマネジメントは必然的に一体化する。同様にコーポレートガバナンスの意義も変化した。コーポレートガバナンスが自立を強いられた各主体に対し自己統治の基準として機能するようになったのである。それは法令、各種報告書やガイドラインに留まらず、社会常識や評判といった広範なものの総体として各主体が守るべき社会秩序を提示し続けている。こうして現代では内部統制制度、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスが一体化して社会制度を形作っている。

現代的な社会制度が「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルへと転換した論理、力学を説明するためには新たな研究方法論が必要である。本論文では主にフランスの現代哲学者のフーコーの権力論、そしてボードリヤールの記号論を援用している。また、社会制度の変化を会計監査モデルの社会への浸透という観点から説明したパワーの「監査社会」論も本論文では大きな役割を果たしている。

フーコーはその独自の権力論において、自由主義には自己統治の原理が働いており、強制的な命令によって服従させるのではなく、「社会的に望ましい」とされる状態へと誘導する、いわば間接的な統治を目論む力学が働いていると指摘する。社会統治は社会の安全を目指して行われ、各主体は社会的に許された範囲内で自由を与えられた存在となる。こうしたフーコーの観点からは、第三者認証は自己統治の適切さを社会的に認知する役割を果たすも

のとなる。フーコーの権力論によって「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの論理、力学を説明することが可能となる。こうした統治スタイルではリスクという視点が大きな意味を持つ。フーコーによればリスクとは合意された安全の領域を表象するものであり、かつ社会的に許容される行動や状態を示す概念である。そして安全の領域を逸脱するものがリスクとして認識される。したがってリスク概念は自己統治の妥当性と強く結びつく。こうして現代的な内部統制制度は本質的にリスクマネジメント制度となるのである。

本論文は従来の会計学とは異なる視点、いわば会計社会学とでも呼ぶべき視点からまとめている。そのため本論文では同様の視点から提起されたパワーの「監査社会」論が重要な役割とはたしている。パワーは現代では会計監査モデルが広く社会制度に取り入れられている状況を「監査社会」と呼んでいる。パワーのモチーフは本論文の主張する「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルと同様の状況を説明するものであるが、その論理や力学を十分に説明するものではない。本論文はパワーの主張を補足するものである。

また、本論文ではフーコーと同じくフランスの現代哲学者ボードリヤールの所説を利用している。ボードリヤールは経済や諸制度等のあらゆる社会的な事象を記号とみることができ、その記号には抽象度に応じて段階があるとする独自の記号論を提起した。現代社会では金銭や物的設備のような具体性の強い価値を表象する記号からブランド、人的資本、さらには評判といった抽象性の強い価値を表象する記号へと重点がシフトしていることが明らかとなる。例えば、金融リスクは高度なファイナンス理論によって生成された現代的高度に抽象的なリスクである。こうした抽象的なリスクが増大した結果、内部統制制度が単に財務諸表上の記載項目に留まらず、あらゆる企業活動の自己統治へと適用されるようになったのである。

第一章では、内部統制制度の発展史について日米を中心に概観しつつ、現代的な内部統制制度が従来の内部統制制度とは異質なものとなっていることを指摘した。わが国の会計監査、及び内部統制制度の歴史は第二次大戦後に米国の監査制度が導入されたことによって始まった。これが第一の制度的な転換であるとするれば、第二の転換は 2000 年代に会社法、金融商品取引法が制定された前後に生じている。この転換において内部統制制度の法的な位置づけが強化され、社会における重要性が飛躍的に高まったのである。

それ以前、内部統制制度は会計研究者や監査実務家が使う特殊な専門用語といった位置づけの言葉であった。ところが、今では内部統制という言葉はビジネスにおける一般名詞として広く受け入れられている。これは現代的な内部統制制度への転換によって生じた現象である。

わが国の内部統制制度が現代的な制度へと転換した背景には、COSO フレームワークや SOX 法（2002）に代表される米国の内部統制制度の影響があった。米国における内部統制制度は 1970 年代後半より、経済・社会環境の変化を受けて変質していった。グローバル企業の重大な不正に対して 1977 年に海外不正支払取引防止法、続発する金融機関破綻に対する公的資金導入を受けて 1991 年には FDICI 法といった内部統制制度の自己統治機能に焦

点を当てる立法化が行われていった。そうした内部統制制度のグローバル・スタンダードである COSO フレームワークの登場 (1992)、その本格的な社会実装としての SOX 法によって内部統制制度は現代社会の中核的な制度に位置づけられたのである。

会社法、金融商品取引法制定に伴うわが国の内部統制制度の現代化を理解するには既存の会計監査論の枠組みでは十分ではない。なぜなら現代的な内部統制制度は社会的文脈の変化を反映しているからである。そこで本論文では研究アプローチとして「監査社会学」とでもいうべきスタイルを採用した。

第二章ではチュアの所説に基づいて 1980 年代までの会計研究方法論の動向について概観した。会計研究の主流派は社会の安定性を前提とした実証的な研究スタイルであり、変革期における制度論にとっては不十分なものであることを指摘する。そうした主流派に対し、社会理論や哲学に依拠した解釈的会計研究、批判的会計研究と呼ばれる動向があることを示している。そして本論文が主流派に対する新たな視点を提起するものであること、その意義を明らかにする。

主流派会計研究とは自然科学に類似した実証研究のスタイルを採用する一群の研究である。北米を中心に世界の会計研究の圧倒的多数を占める研究スタイルであるため主流派会計研究と名づけられている。会計現象を自然界の事物のように観察可能な出来事とみなし、それを客観的に捉えようとする特徴がある。しかし、人々の営みである社会的な現象は自然現象とは異なる。そのため主流派会計研究には、社会変化を視野に入れない現状肯定型であること、経済学の効用極大化概念を前提に置くため人々の複雑な相互作用を視野に入れないこと、科学的視点の限界を軽視しているといった問題点があるとされる。

解釈的研究とは社会学の影響を受けた言語、解釈、理解を強調する一連の研究スタイルで、人々の行為をその目的や社会構造に当てはめて分析する。会計情報が新たな意味、現実を創出する側面を重視する。しかし、行為者の意図を会計研究者が解釈することの限界、解釈に留まり現状の制度を批判する視点が弱い、ミクロな解釈にとどまり社会全体を対象としていないといった問題点があるとされる。

批判的会計研究とはヘーゲル、マルクスなどの理論に基づく会計研究である。現在の社会が歴史的に構築されたものであり、人や社会的事象が社会から独立して存在しているとは見なさない。科学的説明も歴史的な文脈に制約されていると見なし、数学的・統計的なモデリングを避ける傾向がある。現状の理解を重視する解釈的会計研究に対して批判的会計研究では変革への視点を得ようとする点に特徴がある。

主流派会計研究に対し、解釈的会計研究、批判的会計研究が提起された背景として 20 世紀後半における自由主義的な政策への転換、それに伴って実証的会計研究が重視されたことへの批判・反感があったという。チュアは主流派会計研究に対する批判的動向を大きく二つにまとめたのである。しかし、1980 年代以降、チュアの類型では十分に説明できない研究動向が生じていった。

第三章ではラフリン、フレイシュマンの所説に基づき 1980 年代以降、フーコー理論に依

拠する研究動向が注目されるようになった点を明らかにした。本論文はフーコーに依拠する研究の一つとして位置づけられる。また、フーコーの所説、及びフーコーに依拠する会計研究のいくつかを概観し、後章での応用の準備を行う。フーコーは現代社会には各主体の自立を促す一方、社会秩序を維持するための「安全（セキュリティ）」の戦略による管理・強制の手続が増加していると指摘した。

フーコーの所説による会計研究としては、例えば、ホスキンとマクヴィ（1986）は、会計の歴史をフーコーの権力論を利用しながら分析し、中世における複式簿記誕生、18世紀における行動管理の変化が会計に与えた変化について分析した。ホスキンらは、会計が社会的文脈の中から創出された技術であり、社会的文脈に紐づけて理解されるべきと結論付けたのである。さらにホスキンらは（1988）19世紀の米国の経営管理システムの生成の背景をフーコーの権力論を元に分析した。すなわち、1830年代から1840年代の米国において近代的な経営管理組織が誕生し、現代のビジネス社会では当たり前となった報告書、予測数値、標準、比率といった整然とした経営管理がそこから広まった。そこで働く人たちが会計技術を通じて可視化され、数値を通じた自己管理に意識づけられていった。それは、合理的な意思決定を行うために必要なデータを収集する手段として会計技術が発達したという従来の常識とは全く違うものである。

また、ミラーとオリアリー（1987）は20世紀に登場した標準原価計算や予算統制が計算を手段として個人を管理可能かつ能率的な存在とするテクノロジーであることを明らかにした。さらにミラーとローズ（1990）は、1960年代の英国でDCF法が急速に普及した背景として経済成長に対する国家的な要請があったと指摘した。DCF法が特定の経済領域を可視化し計算可能にする統治テクノロジーであり、それによってその領域が思考可能になったとも結論付けている。このようにフーコー主義会計研究は、会計を社会的文脈と結びつけて理解することで制度の理解に深みをもたらしたのである。

フーコーの権力論によれば、古典的な生殺与奪の権力を持つ者が行使する「殺す権力」ではなく、近世以降、人々の言動に制約を与えるといったタイプの権力、すなわち「生かす権力」が広まったという。その一つが規律訓練権力である。規律訓練権力は特定の動作、行動パターンを身につけさせることで権力に従順な人々を作り出そうとするもので、工場、軍隊、学校などのシステムに組み込まれている私たちに身近な権力行使のスタイルである。規律やルールは内面化され、従わない者には「非行者」等のレッテルが貼られるため、人々は自らルールに従おうとするのである。

さらに、フーコーは思索を深め、もう一つの「生かす権力」、すなわち「人口」に介入し調整する権力を提起した。個人の身体に働きかけることで従順にしようとする規律訓練権力に対し、「人口」に介入し調整する権力は、特定のグループに属する人々の総体に働きかけようとする。人間集団を「人口」という視点で捉え直し、出生率、寿命、死亡率、健康水準と言った各種指標を通じて統計的な許容範囲内に収まるように仕向けるのである。フーコーは「殺す権力」と二つの「生かす権力」の特質を明らかにしつつ、実際の統治において

はこれらの原理が複雑にまじりあっていると指摘したのである。

フーコー的な自由主義の視点からは現代では「人口」に介入し調整する権力の側面が色濃く表れており、その本質には市場原理、すなわち最小限の統治によって最大限の効果を引き出そうとする原理があるという。そこで重要となるのが「安全（セキュリティ）」の概念である。そのため、現代の社会制度にはリスクを許容範囲内に収めようとする原理、すなわち、リスクマネジメントの側面が強く表れる。こうしたフーコーの権力論を受け継ぎ、整理を行ったのがドゥルーズである。ドゥルーズは、フーコーの「殺す権力」と二つの「生かす権力」に対応させて社会統治のあり方を君主制社会、規律社会、管理社会に分類した。そして、現代が工場労働的な社会からマーケティングを軸とする企業社会へと変貌したと指摘したのである。フーコー主義会計研究者たちは、社会に対するこうしたモチーフを念頭において会計制度の分析を行っていったのである。

第四章ではパワーの所説に依拠し、現代が「監査社会」化しておりその中核的な制度が内部統制制度となっていることを示す。それが「自己統治・第三者認証型」の統治システムの範型となっていることを本論文の基礎の一つであるフーコーの所説に依拠しつつ明らかにする。そのうえで自己統治・第三者認証型の統治制度の事例として先進各国を中心に広まった NPM（ニューパブリックマネジメント）について考察していく。

パワーは現代的内部統制制度を生み出した大きなきっかけが NPM、すなわち公的領域への会計監査モデルの浸透であったと指摘する。NPM とは公的組織の自立を推し進め、自己統治をおこなわせようとする行政改革の大きな動向である。特に英米を中心とした先進各国等に影響を与えている。この背景から現代的内部統制制度が誕生したという。本論文では NPM の進展をフーコーの統治性論の視点で整理し、NPM の発展と内部統制制度との関係について明らかにした。

NPM の核となったのは行政評価、そのための評価可能（監査可能）なパフォーマンスの構築である。測定可能なパフォーマンスは測定を行うために新たに創出されたものである。監査と監査パフォーマンスの相互依存性は「監査社会」化の特質である。それは監査パフォーマンスが客観的に存在するものではないことを意味している。NPM は国家が自らの権力行使を差し控えるのではなく、異なる形式での権力行使と見ることができる。例えば、「民営化」は自由放任（レッセ=フェール）の状態にあるのではなく、国家の介入によって生まれた新たな社会秩序である。NPM の広がりには官僚制による統治から会計や監査のモデルを使つての統治へと移行したとみることもできる。他にも ISO 品質マネジメントシステムも同様の論理、すなわち「自己統治・第三者認証型」の統治システムという論理によって分析できることを明らかにしている。

第五章ではフーコー理論に依拠しつつ、「自己統治・第三者認証型」の統治システムがいかにしてリスクマネジメントの様相を呈していくかを検討する。そのカギとなるのがフーコーの「安全（セキュリティ）」の概念であり、それが社会秩序維持で重要な役割を果たしていることを金融規制の変遷を例にとりて検討する。現代社会ではリスク概念が高度に抽

象化しつつ多様な領域に広まったため、経営戦略そのものがリスクマネジメントと一体化しつつあることを金融機関の事例に基づいて考察する。

フーコー的な自由主義の観点からは、個々の主体は自らの利益を最大化しようとして積極的に競争に身を投じる存在として再定義できる。さらに統計的データ等によって断片化された人々の群れ、すなわち「人口」という集合的概念として捉え直される。「人口」は正常性へと向かうように誘導される。その正常性はリスクの許容範囲という形で示される。こうして示される正常な数値は社会的に合意されたものである。これが、社会の「安全（セキュリティ）」の視点である。現代的なリスクマネジメントは社会の「安全（セキュリティ）」のための統治手段であり、従来からのリスクマネジメントとは性質を異にするものを見ることができる。

パワーは現代的なリスクマネジメントを「監査社会」化の新しい形態、すなわちリスクの名のもとに登場した新しい説明責任の在り方、企業を監視する新しい形式であると主張した。そして、そのリスク概念は抽象的であり、計算の論理よりも説明責任の論理の側面が強いと述べている。多義的なリスク概念が管理的・規制的な言説として変化し、内部統制制度、コーポレートガバナンス、コンプライアンスといった概念と相互に影響を与えながら現代的な統治システムを形作っていったのである。

第六章では、現代の高度に発達した社会にあっては自己統治の対象が広がり、ブランド、自己資本、評判といったように物理的実体を伴わない抽象的な領域にまで広がっている。そこでボードリヤールの所説に依拠し、そうした領域の自己統治のあり方について検討する。ボードリヤールはあらゆる社会的事象を記号とみなし、その記号には物理的に認識できる具体性のあるものから、ブランドのように実態を目で見ることができない抽象度の高いものもあることを指摘した。こうした理解は非財務情報の重要性が増す中でより重要であることを示す。

例えば、マックゴーン（1997）は、ボードリヤールの記号論を用いてファイナンス経済と実物経済の特質を区別し、ファイナンス経済がハイパーリアルな段階にあることを明らかにした。また、マッキントッシュら（2000）は、会計記号の指示対象物が現預金のような具体性の高い対象から金融商品のように抽象性の高いものに重点が変化していった様子を明らかにした。すなわち、現代社会では具体的な指示対象物を持たない記号が大量に増殖しており、とりわけ金融リスクマネジメントの領域では顕著にその傾向がみられることが明らかとなったのである。

ボードリヤールの記号論を応用すると、度重なる不祥事によって諸制度の存在意義がより強化されることが明らかになるのである。不祥事は実際にはいまだ実現されたことのない「理想的な制度」のイメージの強化につながっているという。すなわち、各種専門家の権威もハイパーリアルな記号として理解可能となるのである。パワーは会計監査にはその実質的な意義以上に「儀式化」されることによって権威を保っていると指摘したが、それはボードリヤールの記号論からは現代的な監査制度、内部統制制度、リスクマネジメント制度な

どがハイパーリアルな記号としての側面を強く持っていることでもある。本論文ではブランド価値評価の会計処理を巡る論争の歴史を事例に、会計記号のハイパーリアル化の側面を検討している。

ボードリヤールによればハイパーリアルな段階の記号の領域では事前にすべてがシミュレーションによって予測し管理される。すなわち、抽象的なリスクの事前管理が行われるのである。これが現代的なリスクマネジメントの特質である。フーコーの所説によって現代では個人や企業が自立を強いられ、数値化・標準化を通じて自ら市場での競争に耐えうる主体を形成していくことが示された。しかし、そうした主体は純粋に自由に振る舞っているわけではなく、その時代の制約条件、社会の文脈に沿って振る舞っている。自己利益を追求するために「自由」に振る舞っているつもりでも、実はその振る舞いはシミュレーションの論理に深く組み込まれている。

また、ベックによれば、新たに登場したリスクの受容については常に合意形成のプロセスが必要になる。それは“科学的”、“客観的”、“真実”に基づくのではなく、多くの人々が妥当であると認めることができるものでなければならない。しかし、その概念には常に科学的、客観的、より正確といったラベルが貼られることになる。リスクに働く論理とは、科学的合理性の論理ではなく社会的合理性の論理である。

そして第七章では、現代社会には一見、全く性質を異にする多様な制度があるように見えるが、その多くは本質的に自己統治・第三者認証型の統治制度であること、かつ、自己統治の対象が最終的には評判という非常にあいまいで抽象的なものに広がっていることを健康経営、第三者委員会等を例にとりて分析する。そして、今後、コーポレートガバナンスやコンプライアンスに関連してさまざまな諸制度が登場しても、それらの多くは自己統治・第三者認証型という共通の範型を持つ可能性が高いことを主張する。

重大な企業不祥事が続発することでコーポレートガバナンスへの関心が高まり、コンプライアンス強化や企業倫理への取り組みが強く求められていった。そうした動向の中でレピュテーションリスク（評判リスク）への関心が高まっていった。レピュテーションリスクは事故や不祥事などの直接的なリスクとは異なり、それに対する社会の低評価という二次的リスクという特質を持つ。すなわち、きわめて抽象性が高いリスクである。

近年、レピュテーションリスクは企業を取り巻くさまざまなステークホルダーとの関わりにおいて生じるようになってきている。ところが従来のコーポレートガバナンスの前提、すなわち株主至上主義の観点からすれば株主以外のステークホルダーの利益に目を向けることは適切ではない。しかし、現在ではコーポレートガバナンス観の転換が起きつつある。すなわち、株主至上主義から良き企業市民として行動することが中長期的により大きな価値創造につながるという考え方へと転換してきているのである。

株主至上主義は主流派会計研究の中核理論であるエージェンシー理論と親和性がある。法人を法的虚構とみなし、社会に貢献することは株主に対する受託者責任に反すると考えるのである。それに対し法人には社会的実体があり、株主以外の多様なステークホルダーの

目的に応えるようにマネジメントされなければならないとする考え方が有力となりつつある。こうしたコーポレートガバナンス観の転換は現代的な内部統制制度、リスクマネジメント制度と密接に関係している。特に長期的な利益が重視されるようになり、レピュテーションリスクの重要性が増したのである。また、近年では CSR 対応がいわばコンプライアンス化して、新たなレピュテーションリスクとなったという側面もある。

レピュテーションリスクには二次的リスクという特質があり、具体的な事象とは間接的な関係しか持たないハイパーリアルな記号と見ることができる。各主体は倫理観に基づいて倫理的な行動をとるのではなく、倫理的な行動をとることでレピュテーションリスクを管理しようとするのである。ボードリヤールの記号論に即していえば、各主体はあらゆる行動を通じて「倫理」という実体のない記号のシミュレーションを行うようになったといえる。

“倫理的”であるとは、実際に倫理的な考え方を持つことではなく、“倫理的”とされる行動をとることである。内心がどのようなものであっても“倫理的”に行動する者は倫理的なのである。新自由主義的な統治においては各主体自らが進んで倫理的な行動をとるように誘導されている。ESG 投資、SDGs といった現代的な CSR 概念には「社会貢献は利益になる」という視点が入り入れられている。レピュテーションリスクの積極的な側面、すなわち価値創造の側面が強調されるようになったのである。このように現代的内部統制制度、リスクマネジメント制度、コーポレートガバナンス制度は相互に深く結びつきあっている。

以下、本論文の主要な貢献、導き出された結論を示す。

まず、現代的な社会制度に共通の論理、すなわち「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルを見出した点である。そして、内部統制制度が中核的な役割を果たしていること、さらに内部統制制度がリスクマネジメント、コーポレートガバナンスと相互に影響を与えつつ一体化し、より大きな社会制度を形成していることを明らかにした。また、新たに登場するさまざまな社会制度、例えば、健康経営、第三者委員会、SDGs といった制度にも「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルのモチーフが影響を与えていることを示した。

次に、本論文の「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルという視点がパワーの「監査社会」論を再定義した点である。パワーは現代において会計監査モデルが社会統治の主流となり、会計監査という枠組みを超えて多様な領域へと浸透していった状況を分析して大きな反響を呼んだ。その一方、監査社会における監査が「儀式化」し、形骸化しているとも指摘した。しかし、パワーは「監査社会」化が進展した原因、力学について十分に論究していない。本論文ではフーコーの権力論、とりわけ「安全（セキュリティ）」の戦略を利用することで「監査社会」化の原因、力学を明らかにした。

三つ目は、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの力学としてフーコーの権力論を整理した点である。フーコーは自由主義を統治のコストを減じつつ、その効果を最大化しようとする統治スタイルであると考えた。自由主義的な統治とは表面的には自由を与え、各主体に自立を促す一方、「安全（セキュリティ）」の戦略によって管理や強制の手続を増やす統治スタイルである。「安全（セキュリティ）」の戦略とは社会にとって望ましいふるまいを基

準、報告書、ガイドライン等、さまざまな形で示し、それに沿ったふるまいが利益にかなうことを示し、各主体が社会にとって望ましい存在となるように導く統治手法である。

四つ目は、現代的なリスクマネジメントとフーコーの「安全（セキュリティ）」の戦略との関連を明らかにした点である。フーコー的自由主義における「安全（セキュリティ）」とは社会の安全を維持できる範囲内で各主体の自由を認めるというものである。そして、自由と「安全（セキュリティ）」を仲介し調整する原理が危険（リスク）である。現代のリスクマネジメントとは自らのふるまいが社会の安全を害しないという観点から再定義されている。そのため、自己統治の中心的制度である内部統制制度とリスクマネジメントは必然的に一体化するのである。

五つ目は、現代的なコーポレートガバナンスが「安全（セキュリティ）」の戦略における社会の安全を示す視点となっていることを明らかにした点である。もともとコーポレートガバナンスは法令に基づく企業統治を示す概念であったが、現代ではその概念が拡張され、社会的な存在としての企業のあるべき姿を示すといった概念に再定義されている。その結果、自由主義的な統治の中核的制度としての内部統制制度、社会の安全と主体の自由なふるまいとの仲介・調整機能としてのリスクマネジメント、さらに社会の安全に具体的な形を与えるコーポレートガバナンスは不可分の関係を持つに至り、より大きな一つの社会制度を形成していることを明らかにした。

六つ目は、ボードリヤールの記号論によって高度に情報化・抽象化したリスク概念が社会制度に及ぼす影響を明らかにした点である。「安全（セキュリティ）」の戦略においてリスクは重要な意味を持つが、情報化・金融化の進展とともに物理的実体をもたない多様なリスクが次々と登場しバーゼル規制等の社会制度に組み込まれるようになってきている。こうした抽象的なリスクには高度な統計学・ファイナンス理論を導入することでリスクマネジメントの正当性を高めようとする力学、すなわちリスクを社会の安全に危害を及ぼさない範囲で収めようとする力学が働く。しかし、社会的構築物である高度に抽象的なリスクを科学的アプローチでマネジメントしようとすることの困難さを明らかにした。

七つ目は、主流派と目される会計研究方法の限界を指摘し、学際的な研究方法論の重要性を指摘したことである。世界の会計学の研究方法の主流は経済学的なアプローチである。こうしたアプローチは安定した条件の下では強みを発揮するが、社会が大きく変化している状況にはうまく適合しない。自然科学と同様の要素還元主義（factor reductionism）的な傾向を持つ主流派の研究アプローチに対し、研究対象をより大きな視点で整理する全体論（holism）的な研究スタイルの重要性を指摘した。本論文は後者の立場から会計社会学ともいべき方法論によって構成している。例えば、内部統制制度そのものに留まらず、“内部統制”という言葉が日常的なビジネス用語となったこと、内部統制関連資格の増加や有資格者の激増といった現象も一つの大きな制度の中の要素という視点で分析を行っている。

八つ目は、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルに関し多様な事例に照らし合わせて検討を行った点である。その主なものを検討した順に列挙すると、わが国と米国の内部統

制制度の転換、NPM（ニューパブリックマネジメント）、ISO 品質マネジメント、金融機関のリスクマネジメント、ブランド価値評価モデル、健康経営、第三者委員会等である。表面的には全く異なる多様な制度や実務が「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルという視点から分析可能であることを示した。

九つ目は、最も抽象的なリスクとしてレピュテーションリスク（評判リスク）を位置づけたことである。インターネット等の発達によってレピュテーションリスクの重要性が増し、コーポレートガバナンスに取り込まれていったこと。そして「安全（セキュリティ）」の戦略の対象範囲が拡大し、あらゆる企業活動がレピュテーションリスクのマネジメント対象となること、すなわち、リスクマネジメントがあらゆる企業活動と一体化したことを明らかにした。

最後に、会計制度論に留まらず広範な社会制度を検討するフレームワークを提示した点である。会計制度に留まらず、社会科学の研究アプローチは非常に狭い対象について行われることが多い。特定分野について詳細かつ深い知見が得られることのメリットは大きいですが、それぞれの研究が社会にもたらす貢献は大きいとはいえない場合も多い。しかし、本論文ではより広範な社会制度、それに付随して生じる多くの社会現象を「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルというフレームワークによって体系的に分析することが可能であることを示した。

以上が著者の考える本論文の貢献、成果である。なお、本論文は会計社会学ともいべき全体論的な研究スタイルを採用しており、多様な領域の多くの要素を検討する必要があった。しかし、著者の力量不足からそうした整理に不十分な点があることは否めず、今後、現実の社会制度の分析・検討を積み重ねていくことで分析手法としての「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルというフレームワークをより洗練させていきたい。

目次

序章 ……p.1

第一章 現代的な内部統制制度への転換 –わが国と米国との比較から

1. はじめに ……p.4
2. わが国の内部統制制度の歴史 ……p.4
 - 2.1. 第二次大戦後のわが国における会計監査制度の生成と内部統制制度
 - 2.2. 証取法監査における内部統制制度の展開
 - 2.3. 米国における初期の内部統制概念の成立
 - 2.4. わが国の会計監査が実施に至るまでの経緯
 - 2.5. 会計不正と監査強化の時代
 - 2.6. 金融商品取引法による内部統制制度の転換
3. 米国における現代的内部統制制度 ……p.15
 - 3.1. 米国における現代的内部統制制度の成立
 - 3.2. コーエン委員会報告書の公表（1978）
 - 3.3. トレッドウェイ委員会の成立（1985）
 - 3.4. FDICI 法の成立（1991）
 - 3.5. COSO 内部統制報告書の公表（1992）
 - 3.6. SOX 法の成立（2002）
4. 本章のまとめ ……P.20

第二章 会計研究方法論の多様性（1980年代まで）

1. はじめに ……p.22
2. 会計研究パラダイムの類型化の意義 ……p.22
 - 2.1. 会計研究パラダイムの多様性
 - 2.2. 社会理論の類型化
 - 2.3. バレル&モーガンにより提起された4つのパラダイム類型
 - 2.4. バレル&モーガンの所説への批判
 - 2.5. チュアによる会計研究方法の分類
3. 主流派会計研究 ……p.30
 - 3.1. 主流派会計研究の意義
 - 3.2. 主流派会計研究の問題点
 - 3.3. ワッツ&ジーマンの実証理論
 - 3.4. ワッツ&ジーマンの実証理論をめぐる方法論争

4. 解釈的会計研究 ……p.35
 - 4.1. 解釈的会計研究の意義
 - 4.2. 主流派会計研究と解釈的会計研究の比較
 - 4.3. 解釈的会計研究の特質
5. 批判的会計研究 ……p.40
 - 5.1. 批判的会計研究の意義
 - 5.2. 批判的会計研究と主流派会計研究の比較
 - 5.3. 批判的会計研究の特質
6. 解釈的会計研究、批判的会計研究誕生の背景とその意義 ……p.46
7. 本章のまとめ ……p.47

第三章 フーコー主義会計研究とその位置づけ

1. はじめに ……p.49
2. フーコー主義会計研究の位置づけ ……p.49
 - 2.1. 1990年代の会計研究方法論の動向
 - 2.2. フーコー主義会計研究の台頭
 - 2.3. 初期の代表的なフーコー主義会計研究
 - 2.3.1. ホスキン&マクヴィの所説① (1986)
 - 2.3.2. ホスキン&マクヴィの所説② (1988)
 - 2.3.3. ミラー&オリアリーの所説 (1987)
 - 2.3.4. ミラー&ローズの所説 (1990)
3. フーコー理論の概要 ……p.61
 - 3.1. 初期 (1960年代) のフーコー理論
 - 3.2. 中期 (1970年代前半) のフーコー理論
 - 3.3. 後期 (1970年代後半以降) のフーコー理論
 - 3.4. 「人口」に介入し調整する権力
 - 3.5. ドゥールーズの管理社会論 —フーコー理論の発展—
4. 本章のまとめ ……p.77

第四章 現代的な統治システムとしての内部統制制度の論理

1. はじめに ……p.79
2. パワーの「監査社会」論の特質 ……p.80
 - 2.1. 「監査社会」論の概要
 - 2.2. 「監査社会」論への批判と反論
 - 2.3. フーコーの所説による「監査社会」論の検討

3. 現代的な内部統制制度への転換の背景 ……p.86
 - 3.1. 内部統制制度とコーポレートガバナンス
 - 3.2. 期待ギャップ問題の影響
 - 3.3. 会計監査の失敗と規制強化の弁証法
 - 3.4. COSO 内部統制フレームワークの特質
 - 3.5. わが国の内部統制概念の変化とコーポレートガバナンス
4. 現代的な内部統制制度形成の力学 ……p.97
 - 4.1. フーコー的自由主義の意義
 - 4.2. 三つの要素—「市場」、「ホモ・エコノミクス」、「市民社会」
 - 4.3. ドイツと米国の事例
 - 4.4. ホモ・エコノミクス概念の再定義
 - 4.5. 制度分析の新たな視点
5. 現代的な内部統制制度の展開 ……p.104
 - 5.1. NPM—新たな統治システムへの転換
 - 5.2. 品質マネジメントシステムの本質
 - 5.3. 専門家制度—統治手段としての「試験」
6. 本章のまとめ ……p.114

第五章 現代的な内部統制制度とリスクマネジメント

1. はじめに ……p.115
2. フーコーの「安全（セキュリティ）」とリスクマネジメント ……p.115
 - 2.1. 従来までのリスクマネジメント概念
 - 2.2. 不確実性の組織化としてのリスクマネジメント
 - 2.3. フーコーの「安全（セキュリティ）」概念
 - 2.4. 「安全（セキュリティ）」をめぐる方法論の違い
3. 現代的なリスクマネジメントの特質 ……p.127
 - 3.1. 一般的なリスクマネジメント
 - 3.2. COSO-ERM フレームワーク
 - 3.3. 統計的サンプリング
 - 3.4. リスク・アプローチ
4. 金融リスクのマネジメント ……p.134
 - 4.1. 現代金融史の四つの事件
 - 4.2. ファイナンス理論の発展
 - 4.3. バーゼル規制の動向
5. 金融リスクの可視化の力学 ……p.141
 - 5.1. 金融リスクを可視化する手段

- 5.2. 金融リスク管理高度化の落とし穴
- 5.3. VaR を用いた金融機関の業績評価手法 —RAROC—
- 5.4. わが国の金融リスクのマネジメント
- 5.5. VaR と不確実性 —想定外の可視化—
- 5.6. オペレーショナルリスクのマネジメント
- 5.7. 東京三菱 UFJ 銀行におけるマネジメント事例
- 6. 本章のまとめ ……p.152

第六章 現代的なリスクマネジメントの記号論

- 1. はじめに ……p.153
- 2. ボードリヤールの記号論の概要 ……p.153
 - 2.1. ボードリヤールの記号論の有効性
 - 2.2. 記号の四段階
- 3. ボードリヤール記号論による会計研究 ……p.156
 - 3.1. その①—ファイナンス経済の記号論
 - 3.2. その②—会計記号の歴史
 - 3.3. その③—監査専門家の記号論
- 4. 価値創造とリスクマネジメント ……p.169
 - 4.1. リスク可視化の記号論
 - 4.2. インタンジブルズの重要性
 - 4.3. インタンジブルズとしてのブランド
 - 4.4. 英国におけるブランド評価実務
 - 4.5. 経済産業省ブランド価値評価モデルの検討
 - 4.6. インタンジブルズ測定方法の分類
 - 4.7. 経済産業省ブランド価値評価モデルの位置づけ
- 5. 現代的なリスクマネジメントと内部統制制度 ……p.185
 - 5.1. ブランド価値評価と現代的なリスクマネジメント
 - 5.2. 現代的なリスクマネジメントと内部統制制度の論理
 - 5.3. ベックのリスク社会論との整合性
- 6. 本章のまとめ ……p.190

第七章 リスクマネジメントとしてのコーポレートガバナンス

- 1. はじめに ……p.191
- 2. オペレーショナルリスクのマネジメント ……p.192
 - 2.1. オペレーショナルリスクのマネジメントの意義

- 2.2. オペレーショナルリスクのマネジメント事例
- 2.3. オペレーショナルリスクの特質
- 3. レピュテーションリスク（評判リスク）のマネジメント ……p.198
 - 3.1. レピュテーションリスクの特質
 - 3.2. レピュテーションリスクの捉え方
 - 3.3. 事例①－健康経営とレピュテーションリスク
 - 3.4. 事例②－第三者委員会とレピュテーションリスク
- 4. 現代的なコーポレートガバナンスへの転換 ……p.207
 - 4.1. 株主至上主義への反省
 - 4.2. 主流派会計研究の中核的理論－エージェンシー理論の特質－
 - 4.3. エージェンシー理論の問題点
 - 4.4. コーポレートガバナンス観の転換
- 5. 現代的なコーポレートガバナンスと CSR ……p.213
 - 5.1. CSR の現代史
 - 5.2. SDGs、ESG 投資を巡る諸状況
 - 5.3. 現代的な CSR と受託者責任
- 6. 本章のまとめ ……p.219

- 終章 ……p.221

参考文献

序章

本論文では現代的な内部統制制度がそれ以前の制度とは異質な制度であること、それがリスクマネジメントと深く結びついて多様な領域で利用されていること、その背景には現代的な諸制度に共通する原理があることについて論じる。この原理はコーポレートガバナンスにも共通するものであり、他にもコンプライアンス、NPM（ニューパブリックマネジメント）、ISO、CSR（企業社会責任）等の諸制度、さらには健康経営、第三者委員会等の新しく登場した制度にも影響を与えている。すなわち、現代的な諸制度の多くがこの原理を土台としている。ところが従来の会計学の研究方法論ではこうした原理の本質を十分説明することはできない。

内部統制制度は現代の多くの社会制度において中心的な役割を担っている。すなわち、多くの社会制度は人や組織を直接統治するのではなく、各主体に自立を促す一方で自分自身を管理させる間接的な統治スタイルとなっている。現代的な内部統制制度はこうした間接的な統治における自己統治、自己管理のシステムである。自己統治は公的な基準やガイドライン等に則って行われ、その妥当性は客観的な第三者による認証によって保証される。すなわち、自己統治と第三者の認証の組み合わせが現代的な社会制度に共通する原理である。本論文ではこれを「自己統治・第三者認証型」の統治システムと呼ぶ。

また、現代的な諸制度において内部統制制度はリスクマネジメントと深く結びついている。社会秩序の維持に害悪をもたらす危険について各主体に自己管理を強いる要請が現代的なリスクマネジメントの本質である。こうして自己管理のための内部統制制度とリスクマネジメントは必然的に一体化する。同様にコーポレートガバナンスの意義も変化した。コーポレートガバナンスが自立を強いられた各主体に対し自己統治の基準として機能するようになったのである。それは法令、各種報告書やガイドラインに留まらず、社会常識や評判といった広範なものの総体として各主体が守るべき社会秩序を提示し続けている。こうして現代では内部統制制度、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスが一体化して社会制度を形作っている。

現代的な社会制度が「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルへと転換した論理、力学を説明するためには新たな研究方法論が必要である。本論文では主にフランスの現代哲学者のフーコーの権力論、そしてボードリヤールの記号論を援用している。また、社会制度の変化を会計監査モデルの社会への浸透という観点から説明したパワーの「監査社会」論も本論文では大きな役割を果たしている。

フーコーはその独自の権力論において、自由主義には自己統治の原理が働いており、強制的な命令によって服従させるのではなく、「社会的に望ましい」とされる状態へと誘導する、いわば間接的な統治を目論む力学が働いていると指摘する。社会統治は社会の安全を目指して行われ、各主体は社会的に許された範囲内で自由を与えられた存在となる。こうしたフ

ーコーの観点からは、第三者認証は自己統治の適切さを社会的に認知する役割を果たすものとなる。フーコーの権力論によって「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの論理、力学を説明することが可能となる。こうした統治スタイルではリスクという視点が大きな意味を持つ。フーコーによればリスクとは合意された安全の領域を表象するものであり、かつ社会的に許容される行動や状態を示す概念である。そして安全の領域を逸脱するものがリスクとして認識される。したがってリスク概念は自己統治の妥当性と強く結びつく。こうして現代的な内部統制制度は本質的にリスクマネジメント制度となるのである。

本論文は従来の会計学とは異なる視点、いわば会計社会学とでも呼ぶべき視点からまとめている。そのため本論文では同様の視点から提起されたパワーの「監査社会」論が重要な役割とはたしている。パワーは現代では会計監査モデルが広く社会制度に取り入れられている状況を「監査社会」と呼んでいる。パワーのモチーフは本論文の主張する「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルと同様の状況を説明するものであるが、その論理や力学を十分に説明するものではない。本論文はパワーの主張を補足するものである。

また、本論文ではフーコーと同じくフランスの現代哲学者ボードリヤールの所説を利用している。ボードリヤールは経済や諸制度等のあらゆる社会的な事象を記号とみることができ、その記号には抽象度に応じて段階があるとする独自の記号論を提起した。現代社会では金銭や物的設備のような具体性の強い価値を表象する記号からブランド、人的資本、さらには評判といった抽象性の強い価値を表象する記号へと重点がシフトしていることが明らかとなる。例えば、金融リスクは高度なファイナンス理論によって生成された現代的かつ高度に抽象的なリスクである。こうした抽象的なリスクが増大した結果、内部統制制度が単に財務諸表上の記載項目に留まらず、あらゆる企業活動の自己統治へと適用されるようになったのである。

本論文の第一章では、わが国の内部統制制度の変遷を概観し、二度の大きな転換期があったことを指摘する。そして二度目の転換期が米国の内部統制制度の変化に大きく影響を受けていることを確認する。この二度目の転換期こそ、本論文の提起する現代的な内部統制制度に大きく舵を切った時期に相当する。

第二章ではチュアの所説に基づいて1980年代までの会計研究方法論の動向について概観する。会計研究の主流派は社会の安定性を前提とした実証的な研究スタイルであり、変革期における制度論にとっては不十分なものであることを指摘する。そうした主流派に対し、社会理論や哲学に依拠した解釈的会計研究、批判的会計研究と呼ばれる動向があることを示している。そして本論文が主流派に対する新たな視点を提起するものであること、その意義を明らかにする。

第三章ではラフリン、フレイシュマンの所説に基づき1980年代以降、フーコー理論に依拠する研究動向が注目されるようになった点を明らかにする。本論文はフーコーに依拠する研究の一つとして位置づけられる。また、フーコーの所説、及びフーコーに依拠する会計研究のいくつかを概観し、後章での応用の準備を行う。フーコーは現代社会には各主体の自

立を促す一方、社会秩序を維持するための「安全（セキュリティ）」の戦略による管理・強制の手続が増加していると指摘した。

第四章ではパワーの所説に依拠し、現代が「監査社会」化しておりその中核的な制度が内部統制制度となっていることを示す。それが「自己統治・第三者認証型」の統治制度の範型となっていることを本論文の基礎の一つであるフーコーの所説に依拠しつつ明らかにする。そのうえで自己統治・第三者認証型の統治制度の事例として先進各国を中心に広まったNPM（ニューパブリックマネジメント）について考察していく。

第五章ではフーコー理論に依拠しつつ、自己統治・第三者認証型の統治制度がいかにしてリスクマネジメントの様相を呈していくかを検討する。そのカギとなるのがフーコーの「安全（セキュリティ）」の概念であり、それが社会秩序維持で重要な役割を果たしていることを金融規制の変遷を例にとりて検討する。現代社会ではリスク概念が高度に抽象化しつつ多様な領域に広まったため、経営戦略そのものがリスクマネジメントと一体化しつつあることを金融機関の事例に基づいて考察する。

第六章では、現代の高度に発達した社会にあっては自己統治の対象が広がり、ブランド、自己資本、評判といったように物理的実体を伴わない抽象的な領域にまで広がっている。そこでボードリヤールの所説に依拠し、そうした領域の自己統治のあり方について検討する。ボードリヤールはあらゆる社会的事象を記号とみなし、その記号には物理的に認識できる具体性のあるものから、ブランドのように実態を目で見ることができない抽象度の高いものもあることを指摘した。こうした理解は非財務情報の重要性が増す中でより重要であることを示す。

そして第七章では、現代社会には一見、全く性質を異にする多様な制度があるように見えるが、その多くは本質的に自己統治・第三者認証型の統治制度であること、かつ、自己統治の対象が最終的には評判という非常にあいまいで抽象的なものに広がっていることを健康経営、第三者委員会等を例にとりて分析する。そして、今後、コーポレートガバナンスやコンプライアンスに関連してさまざまな諸制度が登場しても、それらの多くは自己統治・第三者認証型という共通の範型を持つ可能性が高いことを主張する。

本論文は現代社会における社会制度の論理と力学の共通点を示すものであり、その理解は新たな制度の設計や既存の制度の修正に当たって有益な視点を提供するものである。

第一章 現代的な内部統制制度への転換 ―わが国と米国との比較から

1. はじめに

本論文では現代的な内部統制制度の特質を考察する。しかし、その研究アプローチは一般的な会計監査論とは異質の、いわば会計社会学とでもいうべきスタイルを採用している。現代的な内部統制制度はそれ以前の内部統制制度とは異なる特徴を有しており、その背景には社会的な文脈の大きな変化がある。そのため、従来の会計監査論のフレームワークでは十分に分析できないのである。また、現代的な内部統制制度は現代的なリスクマネジメントの中核的な制度としての側面も有している。さらに、現代的な内部統制制度はその他多くの諸制度の範型となっており、その本質を理解することはISO、コーポレートガバナンス、CSRなどに関係する各種制度の適切な設計や改良に際しての大いに資するものとなる。

わが国の会計監査、及び内部統制制度の歴史は第二次大戦後に米国の監査制度が導入されたことによって始まった。これが第一の制度的な転換期であるとするれば、第二の転換期は会社法、金融商品取引法が制定された前後である。この転換期において内部統制制度の法的な位置づけが強化され、その重要性が飛躍的に高まったのである。それ以前、「内部統制」は会計研究者や監査実務家が使う特殊な専門用語でしかなかった。ところが、今では内部統制という言葉はビジネスにおける一般名詞として広く受け入れられている。これは現代的な内部統制制度への転換によって生じた現象である。

本論文ではその背景となった社会的文脈を明らかにするが、第一章では、わが国における内部統制制度の変遷、また第二の転換期に強い影響を与えた米国における内部統制制度の変遷について概観する。

2. わが国の内部統制制度の歴史

2. 1. 第二次大戦後のわが国における会計監査制度の生成と内部統制制度

わが国の金融商品取引法は、それまでの証券取引法を2006年（平成18）に大幅に改定するに当たって名称が改められたものである。したがって日本の証券取引規制に関する歴史は証券取引法にさかのぼって整理する必要がある。

第二次大戦以前、日本の証券市場は清算取引ないし先物取引が中心であり、一般大衆には縁の薄い市場であった。取引は少数の資本家や株取引のプロである相場師たちによって行われており、プロ向けの市場であった。しかし、1945年（昭和20）に第二次大戦が終結し、連合軍総司令部（以後、「GHQ」）による占領政策が始まると、日本の政治、経済、社会等のあらゆる制度が民主化の視点から見直された。

大戦直後、証券市場の再開の準備が進められたがGHQはその再開を許可しなかった。従

来の日本の証券市場の投機性の強さに警戒感を持ったためである。しかし、現実の要請から市場外での取引が自然発生的に始まっていた。GHQが進めた財閥解体の結果、財閥が保有していた大量の株式が放出されたのである。そのため一般投資家が安心して参加できる証券市場を整えることは大きな課題となっていた¹。すなわち、証券市場の再建と証券取引に関する新しいルール作りが求められたのである。

こうした状況下にあつて1947年（昭和22）3月に証券取引法が制定された。これは米国の連邦証券法（1933年）、連邦証券取引所法（1934年）をモデルとしたものであったが、内容の不備をGHQに指摘され一部の施行にとどまった²。そこで、米国の証券諸法の内容をより反映させた改正法として1948年（昭和23）4月に証券取引法が公布された。この改正法には、情報開示制度、公認会計士制度、金融機関による証券業務の原則禁止等、戦後の証券規制の基本となる条文が含まれていた。

1948年の証券取引法では有価証券の流通の円滑化の要となる情報開示制度に重きが置かれていた。同法がモデルとした米国の証券規制では1929年に発生した大恐慌への反省から企業の財務的な面から真実の価値を把握するための会計ルールの整備が重視された。そして会計ルールの運用を企業にのみ委ねるのではなく、第三者の専門家による監査の必要性が強調された³。その結果、公認会計士による監査制度の確立が必須のものと考えられた。そこで1948年の証券取引法第193条⁴において日本で初めて財務諸表に対する監査証明が定められた。この法律が日本における内部統制制度の議論の出発点となったのである。

その二年後には証券業の健全化、証券取引委員会の権限強化、監査証明の制度化の三つを目的に証券取引法が改正された。そこでは公認会計士による監査証明が制度化され、証券取

¹ 1945年（昭和20）8月の終戦によって日本証券取引所は立ち合いを停止していた。このため、株式の売買は自然発生的に生じた青空市場（集团的取引）を通じて行われざるを得なかった。〔檜田信男（2006）「昭和25年『監査基準』における内部統制についての解釈は正しかったか」『LEC会計大学院紀要』第1巻、78頁〕

² 独立行政機関の設置がわが国の法体系にはなじまなかった一方で、財閥解体で取得した旧財閥株式等の保有証券の処分を急ぐ政府の意向もあり、証券取引委員会条項のみの施行という出発となった。〔山浦久司（2003）『会計監査論』中央経済社、80頁〕

³ 米国の連邦証券法（1933）、証券取引所法（1934）では、①ルールに基づいた適切な財務報告書の作成 ②財務報告書への外部監査 ③投資家に対する財務報告書のディスクロージャ が義務付けられている。〔田中靖浩（2018）『会計の世界史』日本経済出版社、207-208頁〕

⁴ 旧・証券取引法（昭和23）「証券取引委員会は、この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員会規則で定めることができる」

引法上の会計についての規定が設けられていた⁵ ⁶。こうして証券取引法による会計制度と監査制度の基礎が確立されたのである。1948年（昭和23）7月には従来までの計理士法に代わる公認会計士法が新たに制定されている。しかし、公認会計士による証券取引法上の監査が軌道に乗るまでにはかなりの時間を要した⁷。

公認会計士が監査主体として定められたものの、監査業務の内容はまだ定まっていなかった。そこで1949年（昭和24）7月に企業会計制度対策調査会の中間報告として「企業会計原則」が公表され、同時に商工業を営む株式会社が準拠すべき財務諸表の標準様式及び作成方法を定めた「財務諸表準則」も公表された。さらに1950年（昭和25）7月には経済安定本部企業会計基準審議会から中間報告として「監査基準」「監査実施準則」が公表された。こうして日本における財務諸表監査を導入するための条件が着々と整っていった⁸。その一方で、1950年（昭和25）には商法が改正され、監査役による監査の範囲は会計監査のみとなり業務監査は取締役会にゆだねられたが監査役の役割はさほど大きくはなかった。

2. 2. 証取法監査における内部統制制度の展開

1950年に中間報告された「監査基準」では、監査の受入態勢の整備に当たり、会計組織の整備による会計記録の作成と共に内部牽制組織による不正・過失の発見・防止、大規模企業における内部監査組織による会計記録の信頼性確保が求められていた⁹。監査人は監査手続の適用範囲の決定のため、内部統制制度とその運営状態について調査を行い、その信頼性の程度を判定しなければならないとされた¹⁰。外部監査においては試査が基本であり、試査の前提となる内部牽制組織、内部監査組織が必要との考え方が明確にされていた。内部統制に関する議論は公認会計士による外部監査を受け入れるための企業の組織論でもあった¹¹。

その後、1951年（昭和26）7月に通産省の産業合理化審議会一般部会財務管理分科会よ

⁵ 旧・証券取引法第193条（昭和24）「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、大蔵大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って大蔵省令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」

⁶ 旧・証券取引法193条の2第1項（昭和24）「証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で大蔵省令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。」（一部省略）

⁷ 山浦久司（2003）『前掲書』80-81頁

⁸ その後、1950年（昭和25）9月には証券取引委員会が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を制定、1951年（昭和26）3月には「監査基準」「監査実施準則」を基礎に「財務諸表の監査証明に関する規則」等の制定が進められた。

⁹ 1949年（昭和24）「監査基準」の序論「財務諸表の監査について」より。

¹⁰ （同上）監査実施基準の四

¹¹ 金靖（2012）「日本における証券取引法監査制度の生成と内部統制」『企業と法創造』3月号、218頁

り「企業における内部統制の大綱」(以下、「大綱」)が公表された。これは内部統制の意義、内部統制組織の必要性、内部統制組織の諸条件、内部統制の実施、内部統制の組織図の5つの観点から内部統制について説明するものであった。「大綱」では、内部統制を統制的な計算制度に基づく企業の総合的経営管理の一つの方法として捉えていた。これは米国においてすでに内部統制制度の整備が経営合理化の基本的な要件として考えられていたことの影響を受けている¹²。「大綱」では、内部統制組織が必要な理由の一つとして企業規模の拡大と複雑化があげられているが、これは内部統制制度発生の通説的な解釈である。

2. 3. 米国における初期の内部統制概念の成立

次にわが国の内部統制制度の母型となった米国の制度について整理する。そもそも内部統制制度は、米国における会計監査の手法が19世紀後半以降に精査から試査へと転換¹³していく中で監査の前提として捉えられるようになった概念である。試査は企業の大規模化と複雑化に対応するために行われるようになった手法であり、それを正当化するためには企業において適切に整備された内部統制が必要とされた。内部統制概念に関する公式見解としては1917年に連邦準備局(Federal Reserve Board)から一般指針が示されたのを皮切りに、米国会計士協会(American Institute of Accountants: AIA)を中心に次々と概念提起が行われて徐々にその内容が整理されていった¹⁴。

1930年代の米国において、会計士監査の目的が金融機関に対する信用を得るという目的から投資家のための監査へと移行した。そのきっかけは1929年10月に起きた世界恐慌である。莫大な損失を被った投資家たちは証券取引所の責任を追及するとともに、批判を財務諸表の作成実務と報告にも向けた。こうして1933年に連邦証券法、1934年に連邦証券取引所法が成立し、法定監査としての財務諸表監査が成立したのである。会計制度が再検討されるという流れの中で1929年に『財務諸表の検証』の公表、さらにこれを改正した1936年の『独立公会計士による財務諸表の検査』が公表された¹⁵。『財務諸表の検証(Verification of Financial Statement)』では、監査の性質、範囲の決定において、会計士は監査の目的、財務諸表項目、企業形態、内部牽制および統制制度について考慮すべきこととされている。

内部統制および統制概念について、企業の現金ならびに資産の保全および会計事務処理上の正確性の牽制のために組織の中に採用されている手段および方法であると定義されて

¹² 金靖(2012)『前掲書』219頁

¹³ 精査は精密監査とも呼ばれ、監査対象項目の全てを検査するという監査手続の適用方法のこと指す。これに対し試査とは監査資料の一部を抜き取り検査し、その結果により全体の成否を推定する監査技術の適用方法を指している。試査を実施するには整備された内部統制の存在が必要とされる。

¹⁴ 浅沼宏和(2009)「現代的内部統制制度の形成—米国の動向とわが国への影響を中心に—」『名古屋学院大学大学院経済経営論集』第12号、1-2頁

¹⁵ 松本尚哲(2016)「広義な内部統制に含まれる財務報告に係る内部統制の検討」『社会科学雑誌』第14巻、奈良学園大学、236-237頁

おり、これは米国において公的機関が初めて定義した内部統制概念である。『独立公会計士による財務諸表の検査（Examination of Financial Statement by Independent Public Accountants）』では、大会社の現金取引の綿密な吟味と照合は常置の従業員によって最も経済的に実施できるとされており、これが内部監査を指すものと考えられている。

1938年には重大な会計不祥事であるマッケソン・アンド・ロビンス事件¹⁶が起き、それまでの監査手続が見直されることとなった。その結果、1939年に米国会計士協会（American Institute of Accountants：以下 AIA とする）は会計士全般に対する規範として『監査手続の拡張（Extensions of Auditing Procedure）』を公表した。これは内部統制制度の信頼性に関する監査人の責務を明らかにする重要な手続書であり、この中で内部統制の重要性について、「通常の監査は、……すべての不正の摘発を意図するものではない。なぜならば、不正の摘発は主要な目的ではない、しかし不正はしばしば結果的に摘発されるのである。」¹⁷と説明されている。さらに内部統制を中心に内部監査を付加した AIA の内部統制概念は 1940 年代以降の米国の財務諸表監査における内部統制制度の重要な指針になった。以上が第二次大戦後、わが国に内部統制が導入された当時の米国の状況であった。

2. 4. わが国の会計監査が実施に至るまでの経緯

第二次大戦後の会計監査制度の導入から数年を経て、制度は徐々に形を整えていったものの、その会計監査の実施までにはまだまだ高いハードルがあった。1951 年（昭和 26）3 月に公布された「財務書類の監査証明に関する規則」によって同年 7 月 1 日より初年度監査が実施され、446 社が初めて公認会計士の監査を受けた¹⁸。しかし、この時点では監査する公認会計士も監査を受ける企業側も監査について未経験であったことから、いきなり正規の財務諸表監査を実施することは適切ではないと判断された。第一回目となる初年度監査では、企業側に正規の監査の受入態勢を整備させることに重点が置かれ、監査範囲は内部牽制組織の整備とその運用状況の監査にとどめられた。

続く 1952 年（昭和 27）1 月 1 日以後に始まる事業年度から次年度監査が開始されたが、そこでは初年度監査の内容に加えて、現預金、有価証券、手形債権、棚卸資産について実施可能であれば実査、確認、立会等の監査手続を行うものとされ、また財務諸表の形式が法令等の定めるところに準拠しているかの監査も行うものとされた。このようにして段階的に正規の財務諸表監査に向かって進んでいったのである。しかし、この段階で実施された監査

¹⁶ 米国において法定監査が始まって以来の大掛かりな会計不正事件である。会計士が適正とされる手続きによる監査を行っていたにもかかわらず、長年にわたる同社の不正を見抜くことができなかつた点が問題視された。

¹⁷ American Institute of Accountants (1939), Extensions of auditing procedure: report of May 9, as modified and approved at the annual meeting, p.4

¹⁸ 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会（1975）『公認会計士制度二十五年史』日本公認会計士協会、337 頁

手続は非常に限定的であり、正規の財務諸表監査の実施にはまだまだ時間が必要であった。

1953年（昭和28）1月1日以後の開始事業年度からの第三次監査では実体的には次年度監査と変わらない監査が行われた。次年度監査の終了後には「すぐに正規の監査に移行すべし」との意見も一部にはあったが、時期尚早という意見が多数を占めたためであった。ただし、第三次監査においては正規監査への予備的段階として内部監査制度を確立することが強調されていた。1954年（昭和29）の第四次監査では、基礎監査と正常監査の区別がなされ、基礎監査においては初めて監査を受ける企業のために初年度監査から第三次監査までを総合した監査が実施された。そして、翌年の第五次監査では正規の財務諸表監査の一步手前までこぎつけることができたのである。1957年（昭和32）からはいよいよ正規の財務諸表監査が実施されることになった。同年、日本内部監査人協会が設立¹⁹され、内部統制に関連する制度に向かった動きもあったが内部統制組織の整備については不十分であった。

2. 5. 会計不正と監査強化の時代

1957年（昭和32）以降、正規の財務諸表監査へと移行したが、公認会計士監査制度は順風満帆に行われていったわけではなかった。1960年代から1970年代半ばにかけては多くの会計不正事件が発生し、公認会計士による監査の存在意義が問われる事態となったのである。主な会計不正事件としては、わが国初となる公認会計士の処分者を出した1963年（昭和38）の高野精密工業（現・リコー）の虚偽証明事件、翌1964年（昭和39）に倒産によって粉飾決算が発覚した日本特殊鋼、サンウェーブ工業、富士車輛の会計不正、翌1965年（昭和40）にも同様の粉飾決算が山陽特殊鋼、日本繊維工業、大阪土木工業など数多くの企業倒産によって明らかとなった²⁰。

いずれも巨額の粉飾を伴う不正経理事件であったが、中でも山陽特殊鋼事件は、わが国の会計監査の歴史において特筆されるべき大事件であった。山陽特殊鋼事件では監査を担当した公認会計士が粉飾経理を黙認していた。個人で監査を行っていたため専門家としての独立性を保持しにくい状況にあったと考えられた²¹。1966年（昭和41）には公認会計士法が改正され、公認会計士の協会への強制加入、監査法人制度の創設、協会の特殊法人化などが定められた。

こうした企業不正事件が1963年（昭和38）から1965年（昭和40）に集中した理由は、ちょうどこの時期が“岩戸景気（1958～1961年）”と“いざなぎ景気（1966～1970年）”の谷間にあたっていたためである。戦後の高度経済成長の波に乗って成長を遂げてきた多くの

¹⁹ 1957年10月1日に設立された日本内部監査人協会は、翌1958年1月1日に日本内部監査協会へと改称された。

²⁰ 吉見宏（1997）「企業不正事例と規定の改定」『経済学研究』第47号第2巻、北海道大学、270-271頁

²¹ 吉見宏（1997）「前掲論文」271頁

企業が不況による急激な経済状況の悪化に対応しきれなかったのである。この事態を重く見た大蔵省は1965年（昭和40）から1972年（昭和47）まで毎年、有価証券届出書と有価証券報告書の重点的な審査を行い、多数の粉飾事例を発見し、当該企業に自主的な訂正を求めるとともに監査に当たった公認会計士の処分等を行った²²。また、同時期には監査基準等の改定も行われている²³。

こうした会計不正に対応するため1974年（昭和49）には商法改正が行われた。この改正は「監査重視の改正」といわれ、監査役制度について広く見直しが行われた。すなわち監査役の任期が1年内から2年内に変更され、監査役の監査範囲に業務監査が含まれることとなった（小会社を除く）。その他、子会社調査権、取締役会出席・意見陳述権、株主総会提出書類調査・意見報告権、取締役の違法行為差止権、訴訟提起権など数多くの権限も明文化された。加えて、いわゆる商法監査特例法²⁴が公布され、株式会社のうち大会社については商法上も会計監査人監査という形で公認会計士監査が導入されたのである。

1970年代半ば以降は二度目の高度経済成長に陰りが見え、再び景気が減速期に入った時代であった。そのため、1975年（昭和50）には、日本熱工業、興人、東邦産業が倒産し、粉飾決算も明らかとなった。翌1976年（昭和51）にはロッキード事件、1978年（昭和53）にはダグラス・グラマン事件といった大型疑獄事件が起きたが、同じく1978年は不二サッシ工業の粉飾、倒産事件が起きた。1979年（昭和54）には大光相互銀行、徳陽相互銀行、平和相互銀行において簿外保証事件も発覚した²⁵。

こうした中で監査役の権限強化の議論が少しずつではあるが進んでいった。その議論には大型疑獄事件も影響を与えていた。1974（昭和49）商法改正後、法制審議会では会社の自主的監視機能を高めるべく制度を手直しする必要性についての議論が行われた²⁶。また商法改正の議論の中で、前述の大光相互銀行（1979）の他に、1981年（昭和56）の札幌トヨペット倒産事件、同年のKDD事件の事例なども取り上げられている。

こうした議論を経て、1981年（昭和56）商法改正では、監査制度のさらなる充実が図られた。すなわち、監査役については定員が1人以上から大会社については2人以上とし、うち1人は常勤監査役であることとされた。さらに計算書類、付属明細書の同時監査が導入され、監査報告書記載事項についても改正が行われた。また監査に影響の深いものとして、いわゆる“総会屋”に対する一切の利益供与の禁止も定められた。この改正商法は1982年（昭

²² 山浦久司（1999）『前掲書』83頁

²³ 1965年（昭和40）9月に監査実施準則改定、1966年（昭和41）4月に監査基準、監査報告準則改定が行われた。

²⁴ 正式名称は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」。

²⁵ 吉見宏（1997）「前掲論文」273頁

²⁶ 吉見宏（1997）「前掲論文」274頁

和 57) に実施され、それ以降は総会屋への利益供与は商法違反となった²⁷。

1982 年 (昭和 56) の商法改正以降も事件は続いた。1984 年 (昭和 59) にはリッカー、大沢商会の粉飾経理と倒産、1985 年 (昭和 60) には三光汽船の倒産が続いた。1988 年 (昭和 63) には大型疑獄事件であるリクルート事件、1990 年 (平成 2) には多くの企業を巻き込んで展開されたイトマン事件が起きた。また、金融業界では、1986 年 (昭和 61) の平和相互銀行、1988 年 (昭和 63) の第一相互銀行の不正融資が発覚、平和相互銀行は経営破綻し住友銀行に吸収合併された。しかも、この時期には 1981 年 (昭和 56) に違法とされた総会屋に対する利益供与事件が多数発生している。

このように 1981 年 (昭和 56) 商法改正以降もさまざまな事件が起きている。しかし、この時期には商法改正による積極的な対応は行われなかった。吉見によると、これらの事件については、それまでの商法改正を通じてすでに対応済みであったためであるとされる²⁸。そうであれば、これらの不正事件は商法の会計や監査についての規定の限界を証拠立てるようにも見える。しかし、吉見 (1997) は大企業の不正経理は確実に減ってきており、一定の効果が認められるとも述べている²⁹。

1980 年頃、米国ではいわゆる「期待ギャップ」と呼ばれる問題が顕在化していた。すなわち、企業の会計不正事件やそれに端を発する経営破綻に対する責任問題が強まり、監査を行った会計事務所に対する訴訟が増加したのである。その大きな原因となったのが、試査による会計監査の業務品質と投資家の期待との間のギャップであった³⁰。米国ではこの問題に対処するために監査基準が大幅に改定された。しかし、当時の日本では監査の失敗を理由として監査人に対し損害賠償を請求するという米国のような風潮はまだなかった。そのため期待ギャップ問題は、いわば“対岸の火事”であった。しかし、1981 年 (昭和 56) 改正商法公布直前に発生した日本コッパース事件によって状況は一変した³¹。この事件は、わが国で初めてとなる公認会計士を相手取った訴訟であり、会計士の不正防止・発見についての責任を追及するものであったのである。つまり、期待ギャップ問題がわが国にも起きたのであり、それは監査業界に大きな衝撃を与えるものであった。こうして 1980 年代を通じて企業不正に対応するための監査基準改定の必要性が議論されることとなったのである。

特筆すべきは、企業不正がそれまでの粉飾経理にとどまらず、さまざまな不正、すなわち贈収賄、総会屋への利益供与、経営者の不正利得なども含まれるようになったことである。その背景には、ロッキード事件、ダグラス・グラマン事件、KDD 事件の他に総会屋に対す

²⁷ 吉見宏 (1997) 「前掲論文」 274 頁

²⁸ 吉見宏 (1997) 「前掲論文」 275 頁

²⁹ 吉見宏 (1997) 「前掲論文」 275-276 頁

³⁰ 浅沼宏和 (2009) 「前掲論文」 3 頁

³¹ 吉見宏 (1996) 「我が国における企業不正事例 (5)」 『経済学研究』 第 46 号第 2 巻、77-86 頁

る利益供与事件が念頭にあったとされる³²。ここに会計監査とコーポレートガバナンスの接点を見ることができる。こうした議論を経て、1988年（昭和63）に日本公認会計士協会から報告書が公表された³³。そこでは企業の役職者による財産上の不正行為への言及があった。そして、公認会計士による財務諸表監査は不正の摘発を第一の目的とするものではないが、監査に対する社会的信頼を失墜させることが無いよう対応すべきと述べられていた。これは期待ギャップ問題を意識したものと考えられる。

そして翌1989年（平成元）5月に監査実施準則が改定され、売掛金の確認、預金の検証手続を強化する監査実施準則の改定によって監査人の行政上の責任を問いやすくなった³⁴。この改定は一部改定の性格を持つものであったが、この時すでに監査基準、監査準則の全面改定の方針が示されていたのである。その後、1991年（平成3）には監査基準と監査報告準則の改定の中間報告、改定監査実施準則が公表された。この新しい監査基準の実務指針として1992年（平成4）以降、日本公認会計士協会から報告書が順次公表されている。そして1994年（平成6）に公表された第4号報告書が「内部統制」であった。

この後、わが国は大企業による不正に対する判決、日本版金融ビッグバンと呼ばれる一連の金融及び会計改革、そして2004年に施行された米国のサーベンス＝オクスレー法（SOX法）の影響などによって内部統制制度に大きな変革がもたらされていくのである。

2. 6. 金融商品取引法による内部統制制度の転換

これまでに見てきたように、わが国では1950年（昭和25）に公表された監査基準によって初めて内部統制概念が提示されたのを皮切りに、大蔵省や通産省等の官庁、日本公認会計士協会、日本会計研究学会などを中心に内部統制概念が徐々に形作られていった。しかし、内部統制概念はあくまで会計の世界における概念に留まっており、これが広くビジネス界に知られるきっかけとなったのは2001年（平成13）に大阪地裁で示された大和銀行のニューヨーク支店巨額損失事件判決であった³⁵。

これは現地のトレーダーの個人的な不正取引によって約1千8百億円の損失を被ったという事件であり、この判決によって企業経営者には内部統制構築責任があることが明確にされた。このように内部統制構築責任を認定した重要な事件としては他に2002年（平成14）の神戸製鋼所による総会屋への利益供与事件への司法判断等がある。大和銀行のニューヨーク支店事件判決は重く受け止められ、2002年（平成14）の商法改正、その後の2005年

³² 吉見宏（1997）「前掲論文」276頁

³³ 日本公認会計士協会監査第一委員会報告第50号（1988）「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」

³⁴ 村山徳五郎、脇田良一（1989）「監査実施準則の改定と今後の方向（対談）」『企業会計』第41巻第7号、57頁

³⁵ 町田祥弘（2015）『内部統制の知識』日本経済新聞出版社、6-7頁

(平成 15) に制定された会社法によって内部統制についての規定が盛り込まれることとなった。会社法が規定するのは法令等の遵守を中心とした全社的な内部統制であり、コーポレートガバナンスに関するものであると言える³⁶。

他方、金融庁の企業会計審議会によって監査基準が米国の COSO³⁷ の考え方に則って 2002 年 (平成 14) に改訂された³⁸。また 2005 年 (平成 17) には会社法が、2006 年 (平成 18) には米国の SOX 法の影響を受けた金融商品取引法³⁹が制定されて内部統制の構築が全ての上場企業に義務づけられることになり、内部統制への認識が一気に高まった。この金融商品取引法は 2009 年 (平成 21) 3 月期決算から適用されることになっていたため各企業は一斉に内部統制構築に取り組まざるをえなくなった。この時期の日本の内部統制実務は米国の動向に特に強く影響を受けている。

表. 1-1 会社法の内部統制関連条文

会社法第 362 条

4 取締役会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

(中略)

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

会社法施行規則第 100 条

1 法第 362 条第 4 項第六号に規定する法務省令で定める体制は次に掲げる体制とする。

- 一 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

³⁶ 町田祥弘 (2015) 『前掲書』 30 頁

³⁷ COSO (トレッドウェイ委員会支援組織委員会) は米国のみならず世界の会計制度、とりわけ内部統制制度に大きな影響を与えた組織である。詳細は本章の 3.3 にて説明。

³⁸ 松井隆幸 (2003) 「企業価値向上に向けた内部統制概念」『企業会計』 2003 年 2 月号、中央経済社、60 頁

³⁹ 金融庁企業会計審議会 (2002) 『監査基準の改定に関する意見書』

表. 1-2 金融商品取引法の内部統制関連条文

第 24 条の 4 の 4

… (中略) 事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社にかかる財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定めるところにより評価した報告書 (以下「内部統制報告書」) を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

第 193 条の 2

2 … (中略) 第 24 条の 4 の 4 の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者とは特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

表. 1-3 金融商品取引法と会社法の比較

| | 金融商品取引法 | 会社法 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 対象となる企業 | 上場企業 | 会社法の対象とする全ての企業 |
| 対象とする内部統制 | 財務報告に係わる内部統制のみ | 法令等遵守中心の全社的內部統制 |
| 内部統制の開示 | 内部統制報告書 | 「事業報告」に記載 (大会社) |
| 外部監査 | 必要 | 不要 |

出所：浅沼宏和 (2009) 「前掲論文」 8 頁

金融庁は企業会計審議会内に内部統制部会を設置し、内部統制報告のあり方について議論を行い 2005 年 (平成 17) には「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準案」にまとめられた。そして、2006 年 (平成 18) には金融庁から詳細なガイドライン「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の草案が公表された。その後、実施基準の公開草案は一つの意見書の形に取りまとめられ、2007 年 (平成 19) に公表された。この意見書中の「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準」の部分は『内部統制報告基準』と呼ばれ、「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査に関する実施基準」は『実施基準』と呼ばれ実務に重きをなしている。

このようにわが国の内部統制実務に大きな変革が起きたきっかけの一つとして 1996 年 (平成 8) の橋本内閣によって主導された「日本版ビッグバン」があげられる。これは、わが国の金融市場を 2001 年 (平成 13) までにフリー、フェア、グローバルな仕組みに作り替え、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場へと発展させようとする政策であった。1990 年代後半以降の会計基準の変化も日本版ビッグバンによって起きた事態の一つである。

1992 年の日本経済のバブル崩壊以降、わが国の大手金融機関は経営体力を失っていった。また、1995 年に起きた大和銀行ニューヨーク支店の不正取引事件によって、わが国の金融業界に対して海外から厳しい目が向けられていた。こうした事情が積み重なり、金融機関は従来の護送船団方式を維持し続けることがもはや不可能になっていた。1990 年代半ばから

後半にかけては金融機関の破綻が続発した時期でもあった。わが国の経済は第二次大戦後最大の危機を迎えたのである。日本版ビッグバンが推進された背景にはこうした事情があった。「ビッグバン」とは1986年に始まった英国における証券市場改革の通称であった。しかし、英国の「ビッグバン」政策は、1980年に米国で行われた金融制度改革の影響を受けている。そして、わが国の金融制度改革、ひいては内部統制実務に大きな影響を与えたのは米国の動向であった⁴⁰。そこで、次に1977年の海外不正支払防止法に始まって現代にいたる米国の内部統制制度の変革について検討する。

3. 米国における現代的内部統制制度

3. 1. 米国における現代的な内部統制制度の成立

米国で20世紀初頭から半ばにかけて徐々に形を整えていった内部統制の概念はあくまでも会計の世界にとどまるものに過ぎなかった。これが現代的な内部統制制度へと転換していくきっかけとなったのが1977年の海外不正支払防止法の成立である。当時、米国ではロッキード社による国外政府高官に対する贈賄が発覚するなど企業不正に対する世間の批判が集まっていた。そこで企業不正を未然に防止し発見を容易にする仕組みとして内部統制が注目され、海外不正支払防止法が制定されるに至ったのである。

この法律は上場企業に対して内部統制の整備を義務づけており、それまで会計及び監査の領域でしか認知されていなかった内部統制概念が初めて法律に取り入れられたという点で決定的な意味を持っていた⁴¹。さらに同法は経営者が整備しなければならない内部統制の範囲を示したという点でも重要であった。この海外不正支払防止法によって企業は内部統制に対する認識を改め、それ以後着々と実務が積み重ねられていったのである。ただし、内部統制の構築は義務づけられていたものの外部に対する報告は義務づけられてはいないという欠点をもっていた。

3. 2. コーエン委員会報告書の公表（1978）

1978年に公表されたAICPAの「監査人の責任に関する委員会（The Commission on Auditors' Responsibilities）」（通称「コーエン委員会」）の「監査人の責任に関する委員会報告書」（コーエン委員会報告書）によって財務報告の信頼性と会社財産の保全に果たす内部統制の役割が再認識されることとなった。さらに同報告書は、経営者に対しては内部統制報告書の作成を、会計士に対してはその報告書の信頼性への保証を求めるといった内容を含んでいた。このコーエン委員会報告書は現在に至るまでの一連の会計監査改革の青写真を

⁴⁰ 日本学術会議経済制度研究連絡委員会編報告書（1999）『金融ビッグバンの根底にあるもの』13頁

⁴¹ 鳥羽至英（2007）『内部統制の理論と制度－執行・監督・監査の視点から－』国元書房、23頁

示したという点で会計史上最も重要な報告書の一つと評価されている⁴²。こうして海外不正支払防止法とコーエン委員会報告書の二つが契機となって内部統制制度が新たな段階に向けて進んでいくことになった。

3. 3. トレッドウェイ委員会の成立 (1985)

コーエン委員会報告書を受けて内部統制報告実務に対して積極的な姿勢を示したのは米国の証券取引委員会 (Security Exchange Commission: SEC) であった。1979年には経営者による内部統制報告書の開示と外部監査人による評価の実施を提案して海外不正防止法の実効性を確保しようとしたが、AICPA や産業界からの強い反対を受けてその提案を取り下げざるをえなかった。

しかし、1980年代に入ると企業の粉飾決算や経営破綻に対する責任問題が強まり、会計事務所に対する訴訟が増加した。その理由は試査による会計監査の保証水準と投資家の期待との間にギャップが存在していたことにあった⁴³。こうした状況に危機感を抱いたAICPAは他の会計関連4団体⁴⁴にも働きかけて1985年に産学官共同の研究組織として「不正な財務報告に関する国家委員会」(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission: COSO、通称「トレッドウェイ委員会」)を組織した。トレッドウェイ委員会が組織された背景には、会計監査による会計不正の発見には限界があり、不正な財務報告の責任は経営者が負うべきことと考えるAICPAの姿勢があった。

その後1987年に公表された「不正な財務報告に関する全国委員会報告書」(トレッドウェイ委員会報告書)では、内部統制報告についての企業、会計士双方の対応が求められていた。さらに公開会社に対して統制環境の確立、監査委員会の設置等を求める他、これまで主張されてきたさまざまな内部統制の概念や定義を統合して共通の枠組みの設定を行うことが提起された。そして内部統制の専門研究機関であるCOSOがこの勧告を受け入れ、5年間の調査研究を経た後の1992年に「内部統制の統合的枠組み」(後述)が公表されたのである⁴⁵。そして、このトレッドウェイ委員会報告書はコーエン委員会報告書と共に、1985年から進められていたAICPAによる新たな監査基準(Statement on Auditing Standards: SAS)の設定プロジェクトにも影響を及ぼしていった⁴⁶。

⁴² 鳥羽至英 (2007)『前掲書』23頁

⁴³ 川村真一 (2007a)『内部統制と内部監査』同文館出版、41頁

⁴⁴ この4団体とは、米国会計学会 (American Accounting Association)、財務担当役員協会 (Financial Executives Institute)、内部監査人協会 (Institute of Internal Auditors)、全米会計人協会 (National Association of Accounting) である。全米会計人協会は後に管理会計士協会 (Institute of Management Accountants) へと名称を変更した。

⁴⁵ 川村真一 (2007a)『前掲書』43頁

⁴⁶ COSOとはトレッドウェイ委員会支援組織委員会 (Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission) の略称である。COSOは1992年に『内部統制の統合的枠組み』を、1994年

また、トレッドウェイ委員会報告書公表後の 1988 年に SEC から二度目となる内部統制に関する経営者報告の義務化の提案がなされた。これは 1979 年の SEC 提案とほぼ同じ内容であったが、内部統制報告実務を取り巻く状況が以前とは異なっていた。これに対し、またも AICPA と産業界が強く反対し、その結果、SEC は提案を断念した。以後、内部統制報告の制度化について静観姿勢に転じた⁴⁷。その後、SEC に代わって内部統制報告の制度化を熱心に主張したのは米国会計検査院（General Accounting Office: GAO）であった。

3. 4. FDICI 法の成立 (1991)

現在のような内部統制報告の枠組みが制度化される直接のきっかけとなったのは金融機関の経営破綻問題であった。米国では 1980 年代後半から 1990 年代初めにかけて貯蓄貸付組合（Saving and Loan Association: S&L）および商業銀行等が 700 社以上破綻したため⁴⁸、預金者保護の立場から連邦政府は公的資金の導入を余儀なくされた。そして公的資金の源泉は税金であるため金融機関の経営破たんの原因となる経営者不正の問題や、それに対処するためのコーポレートガバナンスの強化への関心が高まったのである。これを受けて連邦政府も、金融機関の経営者不正を未然に防ぎ、経営破綻を生じさせないようなシステムを構築することを目的として 1991 年に連邦預金保険公社改革法（The Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991: FDICI 法）を制定したのである⁴⁹。FDICI 法は GAO によって提起された法律であった⁵⁰。

FDICI 法は、金融機関及びその経営者に対して内部統制の有効性評価及び内部統制報告書の提出を義務づけるとともに、会計士に対して内部統制報告書における経営者の主張を証明（attestation）し報告書を提出することを義務づけていた。この FDICI 法こそが米国が世界に先駆けて導入した財務報告の有効性についての内部統制報告制度であった。そしてこれが後の SOX 法第 404 条やわが国の金融商品取引法第 24 条の 4 第 1 項および第 193 条の 2 第 2 項という内部統制報告制度の原型となったのである。

ただし、この FDICI 法成立過程においては金融機関に対するコーポレートガバナンスの強化の面ばかり強調され、内部統制報告のコストやメリットが十分考慮されていなかった⁵¹。そのため、その後の議論が内部統制報告の有用性についてではなく経営者不正への対処が優先されることとなった。さらに FDICI 法成立と同年の 1991 年に、連邦量刑ガイドライン（United States Federal Sentencing Guidelines）が公表され、企業の内部統制が有効に構

には追補版として『外部報告者に対する報告』が公表されている。

⁴⁷ 町田祥弘（2004）『会計プロフェッションと内部統制』税務経理協会、190 頁

⁴⁸ 川村真一（2007b）『現代の実践的内部監査』同文館出版、6 頁

⁴⁹ 町田祥弘（2004）『前掲書』120 頁

⁵⁰ 町田祥弘（2004）『前掲書』195 頁

⁵¹ 町田祥弘（2004a）『前掲書』201 頁

築されていたにもかかわらず不祥事が起きた場合には、罰金を大幅に軽減する方針が明らかにされた。こうした動向の中で次のステップとして内部統制の構築についての何らかの枠組みが求められるようになったのである。

3. 5. COSO 内部統制報告書の公表 (1992)

こうして内部統制の重要性が高まってくると議論における共通の枠組みが必要となる。この枠組みを与えたのが 1992 年に COSO が公表した「内部統制の統合的枠組み」⁵²である。この COSO 報告書は、企業が内部統制を構築、運営し、監査人がこれを評価して改善勧告をするという体制整備のあり方を理論的に明示したものであり、現在の実務において内部統制の議論を行う際の前提にまでなっている。この COSO の提示した内部統制の枠組みは 3 つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守）と 5 つの構成要素（統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、監視活動）によって明瞭なものとなっている。この 3 つの目的と 5 つの構成要素は立方体の形によって表現されているが、これは内部統制のフレームワークが感覚的に捉えられるような工夫である。

COSO の枠組みの特徴として、従来の経営者の視点に加えて株主の視点を取り込んでいること、内部統制を企業内の全ての人々が遂行するプロセスとみなし、さらにマネジメント・プロセスと統合していること、内部統制固有の限界を「合理的な保証」の概念で示していることがあげられる。他にも内部統制が IT に支援されることを前提とすること、事業報告の対象として内部統制を取り上げていることなどがあげられる⁵³。

この COSO が提起した内部統制の新たな枠組みを受けて、AICPA は 1995 年に新たな監査基準を作成し（SAS-No.78）、この枠組みに沿って内部統制概念の変更を行った。その結果、COSO の枠組みが米国におけるデファクトスタンダードとなり英国の統合規範やカナダの COCO 報告書など各国における内部統制の枠組みにも影響を与えるようになっていった。さらに国際決済銀行（Bank for International Settlement : BIS）が 1998 年に公表した「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」も COSO をベースにしており、その結果としてわが国における金融検査マニュアルにも大きな影響を与えている⁵⁴。そして、現在のわが国の内部統制制度は、この COSO 報告書に多大な影響を受けている。

3. 6. SOX 法の成立 (2002)

このように内部統制制度は徐々に進化していったのであるが内部統制の報告の側面に関して各団体や機関の思惑が交錯しており、意見の調整は難航していた。しかし、この状況を一変させたのがエンロン社やワールドコム社等による一連の悪質な企業会計不正の発覚で

⁵² COSO (1992), *Internal Control: Integrated Framework*.

⁵³ 鳥羽至英 (2004) 『前掲書』 62-71 頁

⁵⁴ 嶋潔 (2005) 「内部統制とリスクマネジメント」『TRC EYE』 Vol.81、1 頁

あった。エンロン事件に関しては不正会計に加担した責任を問われて当時世界最大の会計事務所であったアーサー・アンダーセンが解散に追い込まれるなどして資本市場への信頼が大きく揺らぐところとなった。こうして監査業界のみならず政府や産業界等にも激震が走っていた中で 2002 年に成立したのがいわゆるサーベンス＝オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act：SOX 法）⁵⁵ であった。

1990 年代には、FDICI 法によって規制された金融機関と同様に一般の上場会社に対しても内部統制の報告等を義務づけるべきではないかという議論はあった。しかし多額の費用がかかるなどの理由で消極的な意見が大勢を占めていた。ところが一連の不正会計事件の影響もあってこうした消極的意見が押しつけられただけでなく、従来各団体や機関によって提言されていた内部統制制度の枠組みのどれをも上回るような厳格な立法が行われたのである。そのため SOX 法は 1933 年の証券法及び 1934 年の証券取引所法制定以来の大改正ともいわれている。

SOX 法には内部統制制度に関連して広範な規制が盛り込まれている。その主要な規制としては、①年次報告書の記載の正確性に関して経営者が宣誓書を作成すること（第 302 条）、②経営者は期末に財務報告に係わる内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を年次報告書に含めること（第 404 条 a）、③経営者による財務報告に係わる内部統制の有効性の評価について、会計監査を行っている会計事務所の監査を受けること（第 404 条 b）の 3 点あげられる。さらに義務違反に対する刑事罰も強化されている（第 906 条）⁵⁶。

しかし、立法を急いだため SOX 法の条文中には不明瞭な点や整合性の問題などが見受けられた。そのため監査を実施する会計事務所は監査リスクを回避するためにいわゆる 3 点セット（業務記述書、フロー・チャート、リスク・コントロール・マトリックス）の文書化を企業に対して要求した⁵⁷。この 3 点セットの文書化には多大な作業が必要となった上、監査自体も大掛かりになったため企業は多額の費用負担を余儀なくされたのである。

また、COSO は同時期の 2004 年に重要なフレームワークを提起している。それが「企業リスクマネジメントの統合的枠組み」（以後、COSO-ERM）である⁵⁸。COSO-ERM のフレームワークを検討するプロジェクトはエンロン事件などが起きた 2001 年に始まっている。企業に巨額の損失をもたらした事件の余波から、コーポレートガバナンスやリスクマネジメントの充実がより求められるようになったのである。COSO-ERM ではすべての利害関係者、関係当事者に広く受け入れられることへの期待が表現されている。COSO-ERM は財務

⁵⁵ サーベンス＝オクスリー法（SOX 法）の通称はこの法案制定に尽力した二人の議員の名前に由来する。正式名称は「証券諸法に準拠して作成される企業情報開示の正確性及び信頼性を向上させることによる投資家の保護並びにその他を目的とする法律」である。

⁵⁶ 川村真一（2007a）『前掲書』83 頁

⁵⁷ 川村真一（2007a）『前掲書』83 頁

⁵⁸ COSO（2004）, *Enterprise Risk Management – Integrated Framework*.

報告に加えて非財務情報、つまり、すべての企業活動を包括する枠組みを提供する点で従来の内部統制の在り方を大きく変えるものといえる。COSO-ERM をきっかけとして内部統制とリスクマネジメントが一体化するという視点がビジネスの世界に広まっていった。

わが国の現代的な内部統制制度、すなわち 2005 年に制定された会社法、2006 年の金融商品取引法に定められた内部統制制度は COSO や SOX 法を巡る米国の動向を強く反映している。特に内部統制制度に関する会社法施行規則第 100 条中にある「情報」「損失」「危険」「効率的」といったこれまでの法令等において見慣れない表現は、現代的な内部統制制度が外来の制度であり、それに急ぎ転換しようとする苦心がにじんでいるように思われる。本論文では、こうした異質な用語を導入してまで内部統制制度を変革しなければならなかった原因について明らかにしていきたい。そこには社会的文脈の大きな変化、すなわち現代的な自由主義の統治システムの広がりがあり、内部統制制度はその中でも中核的な役割を果たす制度であると結論づけていく。

4. 本章のまとめ

本章では、わが国の内部統制制度には二度の転換があったことを明らかにした。その一つは、戦後、わが国に米国の会計監査制度が導入された時、もう一つは 2005 年の会社法、2006 年の金融商品取引法の制定時であることを明らかにした。そして、この二度目の転換が米国の内部統制制度が現代的な制度へと変貌を遂げたことと深く関連していることを見てきた。すなわち、わが国の会社法、金融商品取引法には米国の SOX 法の影響を強く受けていることを明らかにした。

内部統制制度は常に時代の変化に合わせて変化・発展してきた。しかし、二度目の転換がそうした変化と異なるのは社会的な文脈の大きな変化を伴っているためである。一部の専門家のための用語であった「内部統制」がビジネス社会における一般名詞となったことはその表れの一つである。また、内部統制制度はコーポレートガバナンスとも密接な関係を持つようになり、「内部統制制度は会計領域の問題、コーポレートガバナンスは法律家の領域の問題」といった境界線が消えたのもその表れである。

こうした社会的な文脈の変化とは現代版の自由主義的な統治スタイルが広まったことである。内部統制制度はその中核的な制度として位置づけられ、その他の諸制度とも密接な関係を持つようにもなっている。このような内部統制制度の転換をもたらした背景や意義を理解することは今後の社会制度のあり方や実務を考えていく上で有益である。そこで、本論文では内部統制制度の個々の基準や概念ではなく、内部統制制度が持つ社会的な意味の変化を主要な分析対象とする。そのためには本論文のための道具として独自の分析手法を用意することが必要となる。

第二章では会計研究の方法論についての議論の動向を分析する。欧米、特に米国では会計研究の主流は実証的な研究であり、その研究スタイルは経済学やファイナンス理論とも共

通する数理モデルや統計的手法を利用したものである。これに対し、会計制度の社会制度としての特質を分析しようとする動向が存在している。本論文はこうした動向に位置づけられるものである。そして、こうした動向の研究では哲学や社会学などの理論を援用して会計制度を説明する場合が多い。本論文ではフランスの現代哲学者フーコーの統治性論を用いて自由主義的な統治における内部統制制度の意義を考察する。そこで、第三章ではフーコー理論の概要と会計研究に導入された状況について概観する。

こうしてフーコーの統治性論のフレームワークに依拠しつつ、第四章では現代的な内部統制制度、第五章では現代的なリスクマネジメントの特質を分析していく。ここで明らかにされるのは現代的な内部統制制度は現代的なリスクマネジメントの中核的な制度となっていることである。これが「内部統制制度とリスクマネジメントの一体化」が当たり前のように語られる理由である。また、それが自由主義的な統治としてどう位置づけられるかを明らかにする。さらに第六章ではボードリヤールの記号論を用いて現代的なリスクマネジメントの特質を深掘りする。

現代における自由主義的な統治システムでは各主体が自立することを強いられる一方、各主体が政府等の統治主体が求める制度や基準に沿った行動を自ら望んで取るようになる。現代的な内部統制制度は企業が自立するためのフレームワークとしての役割を果たし、リスクマネジメントはリスク概念の認識の共有を通じて、各主体が便益の最大化を目指して行動することを誘導するツールとなっていることが明らかにされる。これが新たな自由主義的な統治スタイルの浸透という社会的文脈における「内部統制とリスクマネジメントの一体化」の意義である。そして第七章では、最も現代的かつあいまいなリスク概念であるレピュテーションリスク（評判リスク）を検討し、ビジネスにおける重要性が年々増しているリスクマネジメントとしてのCSRの特質を明らかにする。

第二章 会計研究方法論の多様性 (1980年代まで)

1. はじめに

現代的な内部統制制度と従来との間にはその支配的原理に大きな違いがある。したがって従来の会計研究方法論に対する再検討が必要となる。特に主流派と目される実証的な会計研究、その科学的な諸前提の持つ意味と限界について整理しなければならない。

1980年頃から英語圏の会計研究者の間では会計研究方法論をめぐる議論が数多く行われてきた。議論を通じて新たな論点が次々と提起されるため、会計研究者の間では方法論上の合意が未だ形成されるに至っていない。しかし、大きく分けると実証的な経済学の一分野としての会計研究が主流派と位置づけられており、それに対するものとして哲学や社会学の理論に基づいて会計制度の分析を行おうとする、いわば社会理論に基づく会計研究の二つの流れがある。

本章では W. F. チュアが整理した英語圏における会計研究の3つのパラダイム類型を検討する。チュアは1986年の論文¹において多様な会計研究パラダイムを独自の観点から検討し、主流派会計研究、解釈的研究そして批判的研究という3つの類型に整理している。チュアの提起した類型は会計研究パラダイムの類型化を試みる初期の重要な学説として多くの会計学者によって引用されている。本章ではチュアの学説と共に1980年代の会計研究方法論の動向を整理する。

2. 会計研究パラダイム類型化の意義

2.1. 会計研究パラダイムの多様性

米国会計研究学会 (American Accounting Association : 以下、AAA という) は、1977年の意見書²において「外部報告に関する一般的に受け入れられた理論は存在しない」との見解を明らかにしている。1970年代は会計研究をめぐる状況について会計研究者の不安が高まった時代であり、AAAの意見書はこうした状況を反映したものだ。すなわち、当時は会計研究パラダイムの多様化が急速に進み、会計理論が会計政策立案に対して限定的な役割しか果たさなくなったという問題が表面化していたのである。

また、科学哲学者のクーンのパラダイム論³の影響により、研究方法論上の違いによって

¹ Chua, W. F. (1986), Radical Developments in Accounting Thought, *The Accounting Review*, pp.601-632

² American Accounting Association (1977), Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*.

³ Kuhn, T. S. (1970) , *The Structure of Scientific Revolutions 2nd edition*, University of Chicago

多様な研究を相互比較することはできないとみなされていた。そのため会計理論の論拠、クーン風に言えば“会計パラダイム”の選択は最終的に特定の価値観に基づいて決定されるべきものと考えられた。そのため、どのようなパラダイムに立とうとも、それが決定的な理論として認知されることはないだろうという悲観的な見方がAAAの委員会を支配していたのである。そして、こうした認識は多くの会計研究者にも共有されていた⁴。

ウェルズ (1976)⁵ はクーンのパラダイム論に依拠しつつ、会計学における権威あるパラダイムは1940年代に現れ、それがクーンの言うところの「通常科学」⁶ としての基礎となったと述べている。しかし、1960年代、1970年代になるとそれまでの学問的基盤に対する批判がなされ、全く異なる立場から出発した多様な学派 (school) が形成されるようになったのである。しかし、それらの学派のいずれもが新たに中心的な学問的基盤となるまでには至らなかった。また、アーサー (1999)⁷ は会計学におけるこうしたパラダイム論争は専門分野としての会計学への信頼の低下を背景として起きていると述べている。

AAA意見書では、会計学において最初に形成されたパラダイムを「古典的アプローチ」と名づけている。古典的アプローチでは資産、負債、資本、利益といった会計の基礎的概念の体系を組み立て、それに照らして理論的に正しい会計手続を選択するものとされていた。ウェルズによるとこの時期のパラダイム形成は実務を合理化することに重点が置かれていたという⁸。しかし、1966年には新たに「基礎的会計理論報告書 (A Statement of Basic Accounting Theory : 以下、ASOBAT)」によって古典的アプローチに代わる方向性が提起された。

ASOBATは意思決定者の利用目的に適合した情報を作成することが会計に要請されるという利用者志向の立場から「意思決定有用性アプローチ」を提起するものであった⁹。しかし、このアプローチが唯一の方法論となったわけではない。とりわけ経済学やファイナンス理論などの隣接諸科学で開発された手法の導入が進み、会計情報システムや経済財としての会計情報などが研究対象としてクローズアップされるといった事態も生じた。つまり

Press. (T.S.クーン (1971) 中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房)

⁴ Chua (1986), op. cit., pp.601-603

⁵ Wells, M. C. (1976), Revolution in Accounting Thought, *The Accounting Review*, pp.471-482

⁶ 通常科学とは、特定の科学者集団が一定期間、一定の過去の科学的業績を受け入れ、それを基礎として進行させる研究を意味している。[クーン, T. (1971) 『前掲訳書』12頁]

⁷ Arthur, A., Exploring an Accounting Paradigm: The Cash Account, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 10, No.1, pp.13-35

⁸ ウェルズは初期のパラダイムにおける代表的研究者としてギルマン、サンダース、ハットフィールド、ムーア、ペイトン&リトルトンらをあげている。[Wells (1976), Ibid., p.473]

⁹ Chua (1986), op. cit., p.602

ASOBAT の登場以降、会計研究方法論が急速に多様化したのである。

しかし、チュアは多様化した会計研究の多くはいくつかの支配的な仮定の組み合わせによって整理できると主張した。一見すると対立するかのように見える理論同士の多くは共通する世界観を持っており、その点に着目すれば会計研究を三つの流れに類型化できるといふ。具体的には、自然科学的・合理的な観点に立つ主流派の会計研究と、それに対立する二つの世界観、すなわち解釈的会計研究と批判的会計研究に類型化できるといふのである。

2.2. 社会理論の類型化

チュアはまず、バレルとモーガン (1979) による社会学における研究方法論の類型化について検討している。当時、会計学と同様の方法論的な混乱が社会学者たちを悩ませており、バレルらは、四つのパラダイムによる研究方法論の類型化を行っていたのである¹⁰。四つのパラダイムは、主観的—客観的、規制—変革という二つの軸を組み合わせることによって類型化されている。バレルらの研究は会計研究者に注目され、会計学の方法論の分類にも利用されるようになっていた。

表. 2-1 バレルとモーガンによる社会理論の4つの類型

| | | | | | |
|-----|-------|----------------|-------|-----|--|
| | | ラディカル・チェンジの社会学 | | | |
| 主観的 | ラディカル | ラディカル | ラディカル | 客観的 | |
| | 人間主義者 | 人間主義者 | 構造主義者 | | |
| | 解釈 | 解釈 | 機能主義者 | | |
| | | レギュレーションの社会学 | | | |

出所：Burrell, G. & G. Morgan (1979), *Ibid.*, p22；邦訳 (1986) 28 頁

まず、主観的—客観的の対立軸については二者択一の単純な分析ではなく、さらに存在論、認識論、人間のあり方、方法論の四つの視点によって分析されている。

存在論とは現実の見方を問うものである。それは現実が人の意識の外にあるとする实在論と、現実を人の意識が生み出したものとする唯名論の二つの立場に分けられる。そして、認識論とは知識の根拠を問うものである。認識論は知識が実際に存在し、具体的な形で伝達可能なものとする実証主義と、知識を主観的、個人的な経験とみなす反実証主義の二つの立場に分けられる。

さらに、人と環境との関係を問う人間のあり方については、人の活動が状況や環境によっ

¹⁰ Burrell, G. & G. Morgan (1979), *Sociological Paradigms and Organizational Analysis, Elements of the Sociology of Corporate Life*, Heinemann Educational Books Ltd.；バレル, G. & G.モーガン (1986) 鎌田伸一・金井一頼・野中郁次郎訳『組織理論のパラダイム 機能主義の分析枠組』千倉書房

て決定されるとする決定論と、人の自律性、自由意思を認める主意主義の二つの立場に分けられる。最後に方法論については、自然科学のような体系的手法や調査に基づく法則定立的なアプローチと、研究対象から直接的な知識を得て社会を理解しようとする個性記述的なアプローチの二つの立場があるとされる。

表. 2-2 主観的立場と客観的立場の対立軸を分析するための4つの論点

| 主観的立場 | 《論点》 | 客観的立場 |
|-------|-------|-------|
| 唯名論 | ←存在論→ | 実在論 |
| 反実証主義 | ←認識論→ | 実証主義 |
| 主意主義 | ←人間性→ | 決定論 |
| 個性記述的 | ←方法論→ | 法則定立的 |

出所：Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.*, pp3-4；邦訳（1986）6頁

次に、規制—変革の対立軸についてである。規制の社会学¹¹においては、「万人の万人に対する闘争」といったホップズ的な状況になることを押しとどめる力学に関心が寄せられる。そして、変革の社会学¹²においては社会の急進的な変動、深層における構造的対立や矛盾、支配のさまざまな様式など人間を阻害する状況からいかにして人間を解放するかに関心が寄せられるとされる。

2.3. バレル&モーガンにより提起された4つのパラダイム類型

こうして二つの対立軸の組み合わせによって社会学の研究方法論は、機能主義者、解釈、急進的人間主義者、急進的構造主義者の四つのパラダイムに分類される¹³。

(1) 機能主義者パラダイム

社会的事象を本質的、合理的に説明しようとする立場であり、現実の諸問題について実用的な解決策を用意しようとする実証主義の伝統に基礎を置く立場である¹⁴。社会が経験と人工物の相互関係によって構成されているとみなし、自然科学的なアプローチが適用できると考えている。機能主義者は社会の秩序、均衡、安定性を重視しており、その関心は社会的

¹¹ レギュレーションの社会学は、現状、社会秩序、一致、社会的統合と凝集性、連帯、要求充足、現実性に関心を寄せる。(Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* p.17; 邦訳 (1986) 23頁)

¹² ラディカル・チェンジの社会学は、急進的変動、構造的コンフリクト、支配の諸様式、矛盾、解放、剥奪、可能性に関心を寄せる。(Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* p.17; 邦訳 (1986) 23頁]

¹³ Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* p.21; 邦訳 (1986) 28頁

¹⁴ 「機能主義者」の呼称は、社会学において強い影響力を持ったパーソンズの学説に由来している。

事象の効果的な規制と統制に向けられている。代表的な理論家はパーソンズである¹⁵。

(2) 解釈パラダイム

人の意識と主観性を深く掘り下げ、社会的生活の基底にある意味を探求することで社会を主観的経験のレベルで理解しようとする立場である。社会的事象には秩序があり、それが一つのまとまりとして統合されているとみなしている。主観的に構築された世界において進行するプロセスをあるがままに理解しようとする。したがって、コンフリクト、支配、矛盾、変動などの問題は対象とはしない。この立場の方法論は、デイルタイ¹⁶、ウェーバー¹⁷、フッサール、シュッツなどの哲学者や社会学者によって確立されたとされる¹⁸。

(3) 急進的人間主義者パラダイム

既存の社会的関係がもたらす制約から人間を解放することを目指す、いわば現状に対する批判に重きを置いた立場である。アプローチについては解釈パラダイムと重なる部分が多いが現状打破を強調する点に違いがある。このアプローチはヘーゲルやマルクスの観念論に由来するものであり、マルクーゼやハーバーマスなどのいわゆるフランクフルト学派¹⁹の研究者たちから有益な問題提起がなされているという。このパラダイムは機能主義者の対極に位置するものとみなされている²⁰。

¹⁵ Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* pp.25-28; 邦訳 (1986) 27—31 頁

¹⁶ デイルタイは、自然科学に対置される学問は「精神科学」であるとし、それは人間によって作り出された歴史的、社会的、文化的な現実が人間の「生」における「意味」を問う視点のもとで把握されるべきであり、その独特な方法が「理解」であるとみなしているという。[新睦人 (2004) 『社会学の方法』有斐閣、21 頁]

¹⁷ ウェーバーはデイルタイの「理解」の論理を元に、独自の社会科学の方法を構築した。ウェーバーの考えでは社会、人間、文化に関する学問を自然科学と同じ方法で行うことは無意味であるとみなし、代わりに人間が人間の行為を観察しその行為の意味を「理解」することができるというメリットを人間の科学に生かすという発想から理解社会学の方法論を確立したという。〔新睦人 (2004) 『前掲書』21、28、29 頁〕

¹⁸ Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* pp.28-32; 邦訳 (1986) 31—35 頁

¹⁹ フランクフルト学派の研究者たちは、正統派マルクス主義やスターリニズムの教条的傾向に同調せず、それらに厳しく批判を行う一方で、マルクスの批判的観点を受け継ぎ、それにフロイトの精神分析やアメリカの社会学の経験的方法を結びつけて、トータルな現代社会批判を目指す「社会の批判的理論」を展開したとされる。〔徳永恂 (1997) 「フランクフルト学派」木田元・栗原彬・野家啓一・丸山圭三郎編『20世紀思想事典』三省堂、782—783 頁〕

²⁰ Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* pp.32-33; 邦訳 (1986) 35—39 頁

(4) 急進的構造主義者パラダイム

客観的視点に立ち、機能主義者と多くの共通点を持つ立場である。しかし、構造的なコンフリクト、支配の形式、矛盾を強調する点で機能主義者とは異なっている。急進的人間主義者が意識に焦点を当てたのに対し、実在論の立場から社会における構造的な関係性に着目する。マルクスの理論が源である。マルクス理論はソビエトの社会理論を生み、さらに別の系統ではアルチュセール²¹の構造主義に影響を与えた。現代社会には根本的なコンフリクトが存在し、それが政治経済的危機を通して急進的な変化を生むという立場をとる。社会における様々な力、矛盾、権力構造の分析に注目する²²。

バレルらは、およそ社会科学分野の研究はすべてこの四つのパラダイムのどれかに当てはまると述べている。そして、各パラダイムの境界線をまたいだ研究活動は見受けられないとも指摘している²³。彼らの分類基準はその明快さゆえに多くの研究者の注目を浴びた。

2.4. バレル&モーガンの所説への批判

1980年代に入ると社会学と同様に多様化を極めていた会計研究方法論についても包括的な次元での検討がなされるようになり、バレルとモーガン(1979)の研究パラダイムの分類基準は会計学にも大きな影響を与えた。そうした研究動向の中、チュア(1986)はホッパーとパウエル(1985)²⁴の研究に基づいてバレルらの四つの分類基準の問題点を指摘した²⁵。

まず、バレルらの分類基準が相互に排他的であるため、個人の社会からの独立性を認める一方で社会が個人に影響を与えて継続的に変化させていく立場が適切に分類できないと指摘する。すなわち、個人が行為者であり、かつ意味を生み出す存在であるにもかかわらず、その個人が社会の支配構造の内部にあり続けるという立場の説明はできないという²⁶。バレルらの排他的な基準では複合的な性格を持つ立場を分類できないというのである²⁷。

次に、バレルらはクーンのパラダイム論を誤って理解していると指摘する。バレルらはパラダイム選択の合理性は科学的に正当化できないとするが、それはクーンのパラダイム論

²¹ アルチュセールはマルクス思想が前期と後期に区別できると主張し、それを「認識論的切断」と呼んだ。バレル&モーガンのラディカル人間主義とラディカル構造主義の区分と名称はアルチュセールの影響によるものである。

²² Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* pp.33-35; 邦訳(1986) 39—42頁

²³ Burrell, G. & G. Morgan (1979), *op. cit.* pp.23-25; 邦訳(1986) 28—30頁

²⁴ Hopper, T. and A. Powell (1985), Making Sense of Research into the Organizational and Social Aspects of Management Accounting: A Review of its Underlying Assumptions, *Journal of Management Studies*, pp.429-465

²⁵ Chua (1986), *op. cit.*, pp.604-605

²⁶ Bhaskar, R. (1979), *The Possibility of Naturalism*, Harvester Press, pp.31-91

²⁷ Chua (1986), *op. cit.*, pp.603-604

とは異なるものであるという。彼らの四つのパラダイムは排他的であり、同じ尺度で評価できず、統合もできないとみなしている。その一方で、彼らは競合する四つのパラダイムを一つの表にまとめることで中立的で非価値的な五番目の立場を提起しており、矛盾した考え方を持っているという²⁸。

三番目に、バレルらの理論は相対主義に陥っているという批判である。相対主義は循環論法的、逆説的であり、自らが正しいと主張する一方で真実自体が相対的であるとみなしているという。つまり相対主義者は正しくもあり、かつ誤ってもいるという矛盾した立場にあるという²⁹。

最後に、急進的構造主義者パラダイムを急進的人間主義者パラダイムから分離している点を問題視する。こうした分離は哲学における構造主義者のアルチュセールの視点に立つが、社会学の分野ではそうした分離が認識されていないとされる。また、この二つを分離する立場では、マルクス理論の構造主義的側面とイデオロギー的側面の統合をもくろむ研究を分類できなくなると指摘する³⁰。

チュアはホッパーらのこうした批判を受け、さらに「社会学における研究フレームワークを修正せず、そのまま会計学に適用することには問題がある」と指摘し、新たな視点に立った会計研究方法論の分類を試みている。具体的にはチュアは会計学の場合、会計における知識のあり方、研究対象としての現実の捉え方、理論と実践の関係の三つの視点から分析を行っている。

2.5. チュアによる会計研究方法の分類

チュアは知識、現実の捉え方、理論と実践の三つの視点から考察を行っている。まず、知識についてはさらに認識論的仮定 (epistemological) と方法論的仮定 (methodological) の二つの視点が提起される。認識論的仮定は受け入れ可能な真実が何かを見極めるという仮定であり、方法論的仮定は妥当な証拠を収集するために最も適した研究方法のことである。二つの仮定は相互に密接な関係がある。

次に、研究対象としての現実の在り方について、さらに存在論、人間の意図と合理性、秩序とコンフリクトという三つの視点が提起される。存在論にはさらに、研究対象が研究者の外部に独立して存在するという立場と、人間について観念的構造を周囲に築き上げる自己解釈的な存在とみなす立場がある。存在論の立場は認識的仮定、方法論的仮定の土台となる。また、人間の意図と合理性についての視点は目的やニーズに関連する社会科学モデルにおける基礎を示す点で重要とされる。それが社会における秩序とコンフリクトの捉え方にも関連するという。

最後に、理論と実践については実務における知識の目的、社会的厚生を増進、抑圧からの

²⁸ Chua (1986), op. cit., pp.604-605

²⁹ Chua (1986), op. cit., p.605

³⁰ Chua (1986), op. cit., pp.605-606

解放、目的達成のための技術的解答といった実践的側面に関する仮定である。以上を整理すると下記ようになる。

表. 2-3 チュアによる会計研究方法における仮定の分類

- A：知識についての信念
 - 認識論的
 - 方法論的
- B：物質的社会的現実についての信念
 - 存在論的
 - 人間の意図と合理性
 - 社会秩序／コンフリクト
- C：理論と実践の関係

出所：Chua (1986), op. cit. p.605 を元に作成

チュアによれば、この三つの視点は学問的基盤を包括的に特徴づけるものであり、社会科学の領域でたたかわされている議論を反映しているという。これらの視点に基づくことで会計研究パラダイム間の哲学的な相違点が浮き彫りになるとも述べている。また、チュアはバレルらの理論の弱点であった排他的二分法は採用していない。チュアは多様な会計研究方法の大まかな違いと、それらの長所と短所を明らかにするためにこうしたアプローチを採用している。さらに、チュアは自身のアプローチについて価値中立的であるとは考えていない。価値中立的な視点は現在の思想的な議論の動向に反していると考えている³¹。

チュアはどのようなパラダイムを選択しても、その選択の正しさについての合理的根拠は得られないとする。チュアはあらゆる理論には時の経過とともに「誤り」とされる可能性があり、こうした方法論整理は「誤り」があった場合や社会的実践のための柔軟性が必要と考えている。そして、異なるパラダイムの比較によって自分たちの先入観に気づき、相互理解が可能となると指摘している³²。

チュアは自身の提起した視点に基づく分析によって、会計研究方法を、主流派会計研究、解釈的会計研究、批判的会計研究の三つに分類している。以下、それぞれについて考察する。

³¹ Chua (1986), op. cit., p.605

³² Chua (1986), op. cit., p.605

3. 主流派会計研究

3.1. 主流派会計研究の意義

チュアは現在の会計研究の大半が主流派会計研究に属していると指摘する。主流派会計研究では物質的現実の存在が前提とされ、それが实在論と密接に結びついている。明確な本質を持つ客観的世界が認識主体として人間から独立して存在していると仮定される。知識は客観的世界を正確に発見、認識することで獲得されるものとみなされている。すなわち、自然科学に類似したアプローチが採用されているのである。主流派会計研究にも多様な展開があるが、認識可能な現実の「発見」を試みている点では共通する³³。

しかし、その「発見」された事実が、特定の時代や地域の社会的文脈によるものかもしれないという疑問は提起されない。例えば、株式市場におけるリターンはその正常性、異常性を識別できる客観的事実として捉えられている。また、「競争的環境」、「精緻な管理会計技法」「選好」「回避」「逆選択」³⁴といった概念が客観的かつ外部的に認識可能な現実とみなされている³⁵。

主流派会計研究では観察と理論が明確に区別され、観察による理論の正当性の検証という構成がとられている。チュアによれば、検証について哲学の立場から大きく二つのアプローチが認められるという。その一つは実証主義者の立場であり、観察した結果を記述し、その記述を理論と照らし合わせて確認するというものである。もう一つは科学哲学者のポパーの立場であり、観察結果は誤りうるものであるとみなし、理論の誤りだけを立証しようとするものである。しかし、主流派の会計研究者たちはこうした方法論上の違いをあまり意識しているとは言えない。彼らの多くは方法論としての厳密さを欠くヘンペルの仮説演繹法³⁶に基づいているという。

仮説演繹法とは、科学的説明には、①一般原則・法則 ②初期条件 ③説明対象（被説明項）の三つの要素が必要とされ、説明対象が初期条件の下で一般原則に従うものとして提示される。例えば、仮説演繹法は以下のような構成をとる。

前提1（一般原則）：競争環境の厳しさは常に複数の会計方法の利用を誘引する

前提2（初期条件）：企業Aは競争的環境に直面している

結論（被説明項）：企業Aは複数の会計方法を利用している

³³ Chua (1986), op. cit., p.606

³⁴ 逆選択とは、プリンシパルがエージェントの特性を事前に行うことができないため、エージェントが不都合な特性を隠す行動によって契約が成立しなくなるという情報の非対称性の1類型である。[丹沢安治(2000)『新制度派経済学による組織研究の基礎』白桃書房、77頁]

³⁵ Chua (1986), op. cit., pp.606-607

³⁶ ヘンペルの仮説演繹法は、被覆法則モデル (covering law model) と呼ばれている。

仮説演繹法では一般原則の探求と事象発生の予測が目指されることになる。理論による予測可能性の向上は会計管理の可能性をより高めることになる³⁷。

主流派会計研究では一般原則の検証のために多くの仮説が取り入れられている。代表的な仮説として、例えば、コンティンジェンシー理論³⁸、実証的エージェンシー理論³⁹、取引費用理論⁴⁰、効率的市場仮説、資本資産評価モデルなどがあげられる。仮説の検証にはデータを駆使した統計的手法が採用される場合が多い。プリンシパル・エージェント理論⁴¹では、エージェントが常に自身の仕事量を減らす行動を選好するという仮定が置かれる。

また、ファイナンス理論では、投資家や債権者が常に投資に対するリスク調整期待収益率の最大化を望むという仮定が置かれている。さらに目的は個人個人で異なるはずなのに、全ての構成員に合意された共通目的や手段という概念を利用することで、集団が合目的的な行動を取るようになると仮定されている。こうした合目的的行動に関する仮定が必要とされる理由は、それこそが会計情報の必要性に関する合理的根拠であると考えられてきたからである。この合目的的行動の仮定は主流派会計研究の多くに共通している⁴²。

さらに、人間や組織が合目的的な存在であることから、社会秩序が管理可能なものであると捉えられている。例えば、管理会計分野では組織内外の各主体の目的の対立を回避するのが経営者の役割との前提から、予算、標準原価、費用配分といった会計制度の適切な設計に注意が向けられている。しかし、そうした対立は企業目的に対する逆機能⁴³として捉えられており、社会的、経済的な資源配分をめぐる階級間の深刻な対立といった捉え方はなされない。つまり社会変革を志向するものではないのである。

主流派会計研究の関心は意思決定者の目的実現に資する有効かつ効率的な手段について

³⁷ Chua (1986), op. cit., pp.607-608

³⁸ コンティンジェンシー理論とは、唯一最善の組織構造が存在せず、組織の環境と構造との適合関係によって組織の成果が向上するという前提に立つ分析枠組みである。

³⁹ 実証的エージェンシー理論は経済学におけるエージェンシー理論の1類型であり、企業の本質を利己的動機に基づく個人同士の契約の束と仮定し、それに基づいた説明理論の確立とその実証を目指すものである。[Jensen, C. (1983), Organization Theory and Methodology, *The Accounting Review Vol.58 No.2*, p.26]

⁴⁰ 取引費用理論とは、市場か組織かという選択を取引費用と組織内の管理費用との比較によって決定しようとする視点に立つ経済理論である。[丹沢 (2000) 『前掲書』 46 頁]

⁴¹ プリンシパル・エージェント理論は、最適契約に関する数理的分析を目指した経済学におけるエージェンシー理論の1類型である。[Jensen, C. (1983), op. cit., p.26]

⁴² Chua (1986), op. cit., pp.608

⁴³ 逆機能(dysfunction)とは社会学者であるマートンの提起した概念で、社会を相互依存システムとして説明する場合におけるマイナス効果を持つ機能をいい、正機能(eufunction)に対する概念である。逆機能はシステムの適応や調整を減殺する効果であり、システムの構造における歪み、圧迫、緊張なども含んでいる [新睦人 (2004) 『前掲書』 219-220 頁]

の情報提供に向けられており、意思決定者の目的そのものの判断には注意を向けていない。チュアは、主流派会計研究は価値中立的な立場にあるように見えるが、実は特定の価値観に依拠しており、さらに研究者の多くがそのことに気づいていないと指摘している⁴⁴。

表. 2-4 主流派会計研究における支配的仮定

| |
|---|
| <p>A、知識についての信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理論は、理論の真偽の証明に使用される観察言明から分離されている。科学的説明に関する仮説演繹法的記述が受け入れられている。 ・ 一般化を許容するデータ分析と収集に関する量的方法が支持されている。 |
| <p>B、物質的、社会的現実についての信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験的実在は客観的であり、主体に対しては外部的である。人間は受身の存在として特徴づけられ、社会的実在の作り手ではない。 ・ 個人と企業については効用関数の極大化という唯一の目標が仮定される。合目的合理性が仮定される。 ・ 社会と組織は基本的に安定している。逆機能を伴うコンフリクトは適切な会計コントロールの設計を通じて統制される。 |
| <p>C、理論と実践の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計は手段を詳細化するものであり、目的を明らかにするものではない。現存の制度的構造が受け入れられている。 |

出所：Chua (1986), op. cit. p.611 を元に作成

3.2. 主流派会計研究の問題点

チュアは主流派会計研究には三つの問題点があると指摘する。

一つは、目的と手段を明確に区別するため、市場や組織の現状を所与のもののみなしていることである。それは、社会や制度を変化させる視点に乏しいことを意味する。チュアはそのような中立的な立場は幻想にすぎず、逆に中立性、客観性を強調するという特定の価値観に立っているという⁴⁵。

二つ目は、「効用最大化」という主流派会計研究の最上位の仮説がすべての主体に当てはまるわけではないことである。たとえ会計士が「公の利益」に則って行動していると宣言したとしても、その実、投資家や債権者の権利保護が目指されている⁴⁶。また、効用最大化仮

⁴⁴ Chua (1986), op. cit., p.610

⁴⁵ Chua (1986), op. cit., p.610

⁴⁶ Fama, E. F., & M. C. Jensen (1982), Agency Problems and the Survival of Organizations, Working paper, University of Chicago.

説では組織内における人々の相互作用といった複雑な状況を説明できない⁴⁷。そして三つ目は、主流派会計研究には科学的、合理的な研究方法の限界への視点が欠けていることである。科学的な研究方法論についての科学哲学上の論争があるにもかかわらず、主流派の研究者たちの多くがそうした論争に関心を寄せていないのである⁴⁸。

こうした問題点はあるもののチュアは主流派会計研究の方法論には明晰さ、厳格さといった長所があると指摘する。データなどに基づく検証を原則とし、不明瞭さや非理性的判断に陥らないことに注意が払われ、近代的な啓蒙思想の長所である迷信や偏見の排除が意識されているという。経験的な現象を予測し管理するために組織に適用可能な知見の発展を追求し続けている点を評価している⁴⁹。

3.3. ワッツ&ジーマンの実証理論

主流派会計研究者の多くが研究方法論に関心を持たない中で、会計学における実証理論の在り方を提起し、1980年代に主流派会計研究をめぐる方法論争の中心にあったのがワッツとジーマン（1986）⁵⁰である。そこで彼らの実証理論をめぐる議論を検討する。

会計学に初めて体系的に実証的な研究方法を用いたのはボールとブラウン（1968）⁵¹である。彼らは資本市場における会計情報の有用性について、効率的市場仮説⁵²と資本資産評価モデル⁵³を用いた株価データの分析を行った。彼らの研究がきっかけとなり、資本市場についての実証研究が急速に拡大した。資本市場の実証研究は、さらに規制に関する経済理論を用いた会計基準をめぐる利害関係者の行動分析、加えて財産権論やエージェンシー理論などを用いた企業経営者の会計基準選択の行動分析といった研究へと広がりを見せていっ

⁴⁷ 人々の相互作用に注目した経済学の仮説の例として、「交渉された秩序 (negotiated orders)」、「組織された無秩序 (organized anarchies)」、「緩められた組み合わせ (loosing coupling)」、「実行と組織化 (enactment and organizing)」、「組織的ゴミ箱 (organizational garbage cans)」、「扱い難い組織 (messy organizations)」といった概念や理論があるが、これらの会計学への導入はあまり進んでいないという。[Chua (1986), op. cit., p.612]

⁴⁸ Chua (1986), op. cit., p.612

⁴⁹ Chua (1986), op. cit., p.613

⁵⁰ Watts,R. & J. Zimmerman (1986), *Positive Accounting Theory*, Prentice Hall (ワッツ, R. & J. ジーマン (1991) 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房)

⁵¹ Ball, R. J. & P. Brown (1968), An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers, *Journal of Accounting Research* 6, pp.300-323

⁵² 効率的市場仮説とは、市場において価格が利用可能な情報を正しく、かつ即座に反映しているとするもので、効率性の程度に応じてウィーク型、セミストロング型、ストロング型に分類される。[赤石雅弘・小嶋博・榊原茂樹・田中祥子編 (2001)『財務管理』有斐閣、255-256頁]

⁵³ 資本資産評価モデル (CAPM) とは、リスク尺度ベータ (β) を利用して、期待投資収益率と投資リスクとの間にある1次の均衡関係の成立を示すものである。[赤石雅弘他『前掲書』261-262頁]

た。⁵⁴ワッツらによれば、こうした研究はいずれも実証理論に基づいているという。

ワッツらは自分たちの実証理論が経済学のシカゴ学派の中心人物だったフリードマンの実証理論⁵⁵ と同一のものであると主張する。そして、研究者本人が自らの方法論を説明していない場合でも、彼らの研究方法がフリードマンの実証理論に合致する限り、それらはすべて同一類型の実証理論に基づく研究に分類されると述べている。つまり会計学における実証理論は経済学における実証理論と同一のものであると主張している。その上で、実証的な会計研究の意義は実務を説明し予測することにあると述べている⁵⁶。

ワッツらによれば、実証理論では目的 (object) と目的関数 (objective function) を特定し、次いで条件付命題を提起し、その条件付命題を評価するために理論を利用するという。目的が与えられることで条件付命題が導かれ、データに基づいて経験的妥当性を評価することができるようになるという。しかし、目的の選択が主観的に行われるため、理論はその目的の適切性自体を評価することができない。

また、ワッツらによれば理論は仮定 (assumption) と仮説 (hypothesis) の二つから構成されるという。仮定は複数の変数の定義とその関係性を示す論理の組み合わせであり、研究対象である経験的現象を系統的に分析するために利用される。仮説はその分析によってもたらされた予測事項である。研究者が実証研究を行う場合、明示的にも黙示的にも複数の仮定を設けている。何らかの仮定がなければデータ収集ができないためである⁵⁷。

ワッツらが提起した仮説には、「利益連動型報酬制度を持つ企業の経営者は、当期利益を増加させる会計手続を選択する (ボーナス仮説)」⁵⁸、「企業の負債比率が高まると、経営者は利益を増加させる会計手続を選択する (負債比率仮説)」⁵⁹、「規制された業種では企業規模が大きくなるほど当期利益を減少させる会計手続を選択する (規模仮説)」⁶⁰、等がある。

しかし、こうした仮定は単純化された現実にすぎず、すべての会計現象を説明、予測するものではない。また、理論の価値が利用者にとっての有用性だけでなく、研究者から見た魅力度や説明しやすさにも影響を受ける。多くの研究者から提起された多様な理論同士の自然淘汰によって生き残った理論がより優れた理論であるとみなされる傾向にある。ワッツらは実証理論が科学哲学者のヘンペルの仮説演繹法等のの著名な理論にも合致している

⁵⁴ Watts,R. & J. Zimmerman (1978), Toward a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards, *The Accounting Review*, pp.427-468

⁵⁵ Friedman, M. (1962), *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago. (M.フリードマン (2008) 村井章子訳『資本主義と自由』日経 BP 社)

⁵⁶ Watts,R. & J. Zimmerman (1978), *op. cit.*; 邦訳 (1991) 10 頁

⁵⁷ Watts,R. & J. Zimmerman (1978), *op. cit.*, 邦訳 (1991) 11 頁

⁵⁸ Watts,R. & J. Zimmerman (1978), *op. cit.*; 邦訳 (1991) 211-214 頁

⁵⁹ Watts,R. & J. Zimmerman (1978), *op. cit.*; 邦訳 (1991) 280 頁

⁶⁰ Watts,R. & J. Zimmerman (1978), *op. cit.*; 邦訳 (1991) 247-254 頁

と主張している⁶¹。

3.4. ワッツとジーマーマンの実証理論をめぐる方法論争

ワッツとジーマーマンは自分たちの実証理論が経済学のフリードマンの実証理論と同一のものと主張する。1980年代には経済学の分野で実証理論をめぐる方法論争が起きていたため、それが会計学にも波及したのである。ワッツらの実証理論への批判について、研究調査方法についての批判、科学哲学に関する批判の二つがあると述べている⁶²。

一つ目の調査研究方法についての批判はさらに理論の検証力の低下の問題、代替仮説の存在可能性の問題の二つに分けられる。前者は実務の説明・予測能力の低下につながる理論の根幹にかかわる問題である。後者は特定の現象を説明する仮説が複数存在する可能性があるという問題である。ワッツらはこれらの問題点を認めつつも、研究成果の累積によって段階的に解決されるだろうとの見通しを示している⁶³。

二つ目の科学哲学に関する批判とは、実証理論が価値中立的ではないというものである。しかし、ワッツらは実証理論の有用性を強調しつつ、批判が無意味であると反論する。また、方法論上の踏み込みが甘いとの批判に対しては方法論自体が学問上の主要な論点ではないと反論し、方法論争自体が何も生みださないものであると述べている。つまりワッツらは実証理論の問題点は認識するものの、研究成果の有用性はそうした欠点を補って余りあると考えている⁶⁴。ワッツとジーマーマンは主流派会計研究において方法論の問題を提起した数少ない研究者として重要な位置を占めているといえる。

4. 解釈的会計研究

4.1. 解釈的会計研究の意義

チュアによれば解釈的会計研究パラダイムとは、言語、解釈、理解を強調する一連の研究のことであり、最も影響力のあった理論家が社会学者のシュッツ⁶⁵である。シュッツは社会生活を生きた経験の連続する流れと捉え、人が意識の流れに注意を向けた。シュッツによれば、意識の流れに注意が向けられることで、その流れに遡及的に意味が与えられるという。

⁶¹ Watts, R. & J. Zimmerman (1978), *op. cit.*; 邦訳 (1991) 10–11 頁

⁶² Watts, R. & J. Zimmerman (1990), Positive Accounting Theory: a ten year perspective, *The Accounting Review Vol.65 No.1*, pp.131-156

⁶³ Watts, R. & J. Zimmerman (1990), *op. cit.*, pp.143-146

⁶⁴ Watts, R. & J. Zimmerman (1990), *op. cit.*, pp.146-149

⁶⁵ シュッツは、ウェーバーの社会学と哲学者フッサールの現象学の影響を受けて「現象学的社会学」と呼ばれる独自の立場を形成した社会学者である。 [新睦人 (2004) 『前掲書』 53 頁]

すると、単なる経験が行動 (behavior) として認識されるようになるのである⁶⁶。

また、目的達成に向かう特定の行動=行為 (actions)⁶⁷に関心が向けられるが、その行為は常に意図的なものであり、行為の意味への言及なくして行為を理解することはできないという。そして、人は次々と生起する経験を解釈的な枠組みによって秩序づけ、分類する存在であるが、その解釈的な枠組みは基本的に社会的⁶⁸、かつ相互主観的⁶⁹なものになるという。人々は自己と他者の行為を互いに解釈し合っているが、この継続的な社会的相互作用を通じて意味や規範が客観的、すなわち「相互主観的」な現実となるとされる。その結果、社会は自然界と似た世界として認識されるのである。さらに社会に蓄積された知識は継続的に修正・改良されていくが、そこには安定的な構造があるものとみなされ、それが類型化されるのである⁷⁰。

こうした類型化によって人の行為がより理解されやすくなる。また、主観的に創出された社会的現実という視点により、日常生活でどのように社会秩序に関する概念が生み出されるのか、社会生活を作り出す深層の規則は何か、どのような類型がそれらの維持、修正に影響を与えるのかといった問題が提起されるという⁷¹。こうした視点に立つ解釈的研究者は、人間の行為を個人の目的や社会構造にはめ込むことで理解しようと試みる。シュッツによれば解釈的研究は、論理的一貫性、主観的解釈、妥当性の仮定という三つの規準に合致しなければならないという⁷²。すなわち研究者の理論体系が明晰であること、研究者が行為者の視点に立って行為の意味を理解しようとする、行為者の意図に関する説明については行為者自身が同意できるレベルに応じて理論の妥当性が評価されるということである⁷³。このような解釈的研究において正確な手続を特定することは困難な課題であり続けた。

チュアはこうした解釈的研究が文化人類学者の研究手法に類似していると指摘する。そうした研究手法には観察、言語の重視、細部への注目といった特徴があるが、それらは規範

⁶⁶ Chua (1986), op. cit., p.613

⁶⁷ ウェーバーは、人間の生命体としての振る舞いを「行動 (behavior)」とし、人間特有の意味が加わり、それに媒介されたものが「行為 (action)」であるとする。 [新睦人 (2004)『前掲書』36頁]

⁶⁸ 「社会的」とは、行為者または複数の行為者がその主観的に思われた意味にしたがい、しかも他者の行為により一定の方向づけを受けて行為することを意味している。 [新睦人 (2004)『前掲書』37頁]

⁶⁹ 相互主観性 (intersubjective) は、シュッツがフッサールの現象学から発展させた概念で、間主観性などとも呼ばれる。シュッツによれば、人間が自身を理解する場合、同一主体の意識内部での「他者としての自己」に意識を向けるため理解が容易であるが、自分以外の他人を理解する場合には、別個の主体の意識が対象となるため理解が難しい。そこで、自己と他者との主観が交じり合う相互主観的な領域が必要になるとされた。 [新睦人 (2004)『前掲書』54頁]

⁷⁰ Chua (1986), op. cit., pp.613-614

⁷¹ Chua (1986), op. cit., p.614

⁷² Chua (1986), op. cit., p.614

⁷³ フッサールは、感情移入により他者の主観性の証明を試みようとした。

的な理論によって整理されるのではなく、その“民族”つまり研究対象である特定の集団に所属する行為者が通常用いる言葉や観念に照らして解釈されるべきであるとされる。したがって数学的モデルや統計的手法ではなく、行為者の生活世界における豊富な事例研究という手法が望ましいことになる⁷⁴。

解釈的研究の特徴として、人々の行為がその目的に照らして解釈されること、行為の背後には意味の秩序の存在が仮定されることの二つがあげられる。ただし、シュッツは目的には常に過去へと向かう回顧的な側面があり、さらにその目的が変化する社会的文脈に基礎を置く側面もあるため、事前に与えられるものではないとも述べている⁷⁵。

解釈的研究は人が実際に行い、何かを語る際に自己と他者との間で起きていることを明らかにする。それは社会的世界を作り出す象徴的な構造や平凡なテーマに対して厳密な方法で光を当てることによって行われる。人間が何を行っているかを示すことで、新たな用語や生活の在り方が浮き彫りになるのである。

表. 2-5 解釈的観点における支配的仮定

| |
|---|
| <p>A、知識についての信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間の意図の科学的説明が求められている。その妥当性は論理的一貫性、主観的解釈、行為者に共通する判断への研究者の解釈に対する合意といった規準により評価される。 ・ 民族学的取り組み、ケース・スタディ、当事者の観察が奨励される。行為者の日常世界が考察される。 |
| <p>B、物質的、社会的現実についての信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的実在は、人間の相互作用を通じ、何もない所に新しく主観的に創出されて現実になる。 ・ 全ての行為者は、遡及的に付与され、かつ社会的歴史的实践に埋め込まれた意味と意図を持つ。 ・ 社会秩序が想定されている。コンフリクトは社会的意味の共有された枠組みを通じて解決される。 |
| <p>C、理論と実践の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理論は単に、行為を説明し社会秩序がいかに生産、再生産されるのかを理解しようとするものである。 |

出所：Chua (1986), op. cit., p.615 を元に作成

4.2. 主流派会計研究と解釈的会計研究の比較

チュアは解釈的会計研究の特徴がよく表れた研究事例として、予算管理制度に関するボ

⁷⁴ Chua (1986), op. cit., p.614

⁷⁵ Chua (1986), op. cit., p.615

ランドとポンディの研究 (1983)⁷⁶ を取り上げている。そして、同じテーマを扱いながらも主流派会計研究に分類されるデムスキーとフェルツアムの研究 (1978)⁷⁷ を対比させてその特徴の違いを浮かび上がらせている。

主流派会計研究のデムスキーとフェルツアムの研究とはエージェンシー理論に基づいた実証的な予算管理制度の分析である。そこでは制度が外生変数として扱われ、社会的相互作用の結果として構築された側面は無視されている。デムスキーらは特定の環境において予算管理制度が利用される条件の探求を行っており、その環境モデルは数理経済学的に構築されている。管理可能な変数として、経済環境、社員の努力・熟練度、資本の総量などがモデルに組み込まれており、その分析結果によって予算管理制度が選択される必要条件が明らかにされている。すなわちデータに基づいた実務の説明によってモデルの正当性を検証するという主流派の実証的な会計研究の典型的な形式が採用されている⁷⁸。

これに対し、解釈的会計研究のボランドとポンディは予算を恒久的に固定された目的とはみなしていない。予算を不明瞭かつ記号的な意味を持つ特定の価値観に基づいたものであると考えている。予算は特定の期間において社会的現実を生み出す役割を果たすが、政治的な利害関係、正当性などについての定義によっても影響を受けるものとされる。予算に合理的・技術的な目的があるという仮定は置かれず、その代わりに記号としての新たな役割が組織や社会的なプロセスの中に与えられるとされる。しかし、特定の役割に優先権が与えられるわけではなく、逆機能的な行動にも言及しない。組織の目的は予算成立過程を通じて生み出されていくとみなされている⁷⁹。

解釈的研究では予算が組織の日常的な生活において参加者に共有された用語を通じて決定されるものとみなされる。ボランドらも組織の状況に関する行為者の定義した用語を通じての会計研究を目的としていた。主流派のデムスキーらのように同一状況下での行動予測と普遍性のある説明は意図していなかった。そのため事例研究という方法が選ばれたのである。彼らは研究対象である特定の状況において行為者が行った定義には批判的観点をとるべきであると考えている。それはシュッツの理論の影響を受けてのことである⁸⁰。

⁷⁶ Boland, R. J., & L. R. Pondy (1983), Accounting in Organizations: A Union of Natural and Rational Perspectives, *Accounting, Organization and Society*, pp.223-234

⁷⁷ Demski, J. S., & G. Feltham (1978), Economic Incentives and Budgetary Control Systems, *The Accounting Review*, pp.336-359

⁷⁸ Chua (1986), op. cit., p.616

⁷⁹ Chua (1986), op. cit., pp.616-617

⁸⁰ Chua (1986), op. cit., p.617

4.3. 解釈的会計研究の特質

実証的会計研究と比べると解釈的会計研究の四つの特徴が浮き彫りになる⁸¹。

その一つは、解釈によって実務における会計情報に多様な意味が与えられることである。その多様性は社会的現実、会計的現実が変化続けることから生じている。しかし、そこに見出される意味は、主流派の「効率的な意思決定にとって有用である」といった前提条件には合致しないものが多く含まれる。それは人間の経験を表現する形式としての会計数値の限界に関わっている。すると人は会計数値の表面上の意味を超え、特定の意図の実現に資するよう会計の記号的意味を操作することを求めるようになる⁸²。

二つ目は、会計が新たな社会的現実を作り出す役割を果たしていることである。チュアは伝統的な責任会計が、組織内の階層、権威そして権力といったものの統合に役立っていると指摘する。会計数値が経営施策の有効性や効率性に対して実行可能性を伴う可視性を与えているという。会計数値が組織内の議論における指標として定義され、それが特定の部門の利益を正当化するために使用されるようになるのである。

例えば、前出のボランドとポンディ（1983）の事例研究によれば、イリノイ州知事は明らかに操作された予算の数字を引用して知事としての職務遂行の誠実さの立証を行おうとしていたという。会計の公式的かつ厳格な権威を付与する性質が政治的に利用されたのである。チュアは解釈的会計研究によって、非公式かつ下世話な話が会計を通じて格調の高い議論に置き換えられていると述べている。会計が公的秩序を与えるのである。

三つめは、解釈的会計研究が伝統的な責任会計の観点⁸³、つまり一定の目的達成の手段としての会計情報という視点について批判を行っていることである。解釈的な立場からは、会計情報は発生した事象を事後的に合理化するために使われるとみなされる。すなわち、その事象が遡及的に合理化され、正当な目的があたかも事前に存在していたかのような説明がなされることを明らかにする。会計の合目的性について、行為の事前と事後、利害関係者同士の利益相反性に着目して理解しようとするのである⁸⁴。

最後に、解釈的な観点からは会計をめぐる関係者同士の対立が必然的に逆機能、つまりマイナスの影響を与えるとは見なしていない点である。利害関係者それぞれの目的のどれかを優先的に扱うのではなく、目的とその優先順位は人と人との相互行為を通じて構築されると考える。人の行為を個別に取り上げるのではなく、行為が広範な社会的な枠組みの中でどのように編み上げられているのかを分析するのである。

⁸¹ Chua (1986), op. cit., p.617

⁸² Chua (1986), op. cit., p.617

⁸³ 責任会計とは、組織メンバーの業績をそれぞれの権限・責任と結びつけて測定・評価するという管理会計上の概念である。[小林哲夫（1990）「責任会計」森田哲彌・宮本匡章編『会計学辞典』中央経済社、276頁]

⁸⁴ Chua (1986), op. cit., p.617

チュアによれば解釈的会計研究には三つの問題点があるという⁸⁵。その一つは、解釈的な説明の妥当性を判断する基準として研究者と行為者との間の合意を利用することである。チュアは、それこそが解釈的会計研究の最大の弱点であると指摘する。研究者と行為者との間にある根本的な見解の相違をどのように解決するかが明らかではなく、また、同じ現象についていくつかの説明が可能である場合の選択の問題が未解決なのである。

二つ目は、解釈的研究に批判的な評価という次元が欠けている点である。特に哲学のフランクフルト学派のハーバーマスは、解釈的な研究者が観察した生活の形式について批判的な評価が行われていない点を問題視する⁸⁶。ハーバーマスは批判理論という西欧マルクス主義の立場から、“虚偽の意識”⁸⁷ や本来の関心から行為者の目を背けさせるような支配の形式を分析できない点を批判するのである。

三つめは、解釈の枠組みによって見いだされた社会秩序とコンフリクトの仮定から研究が出発するという点である。この前提に加えてミクロナ水準における社会的相互作用を所与のものとするすることで、社会におけるより大きな対立が無視される傾向があることが問題であるという⁸⁸。

5. 批判的会計研究

5.1. 批判的会計研究の意義

批判的会計研究パラダイムの特徴について、チュアはプラトン、ヘーゲル、マルクスの思想を出発点としていると述べている⁸⁹。すべての存在は歴史的に構築されたものであり、未だに実現されていない可能性を持つとされる。特に人間は特殊な条件のもとにあり、人や人を取り巻く直接的な環境を分析対象とするだけでは十分ではないとも述べている。批判的研究者たちは、人間の可能性が自己理解からの疎外⁹⁰ という支配のシステムによって制約

⁸⁵ Chua (1986), op. cit., p.617

⁸⁶ Chua (1986), op. cit., p.619 [Harbermas, J.(1978), Knowledge and Human Interest, 2nd Edition, Heinemann Educational Books Ltd.]

⁸⁷ 「虚偽の意識 (false consciousness)」の概念はマルクス思想におけるイデオロギー概念と同義であるとしてエンゲルスによって主張された。マルクスは社会理論の基礎として上部構造と土台という概念を用いており、上部構造であるイデオロギーは土台である経済活動に制約を受ける関係にあるとされる。[T.カーヴァー (1991) 村上隆夫訳『マルクス事典』未来社、72頁、186-189頁]

⁸⁸ Chua (1986), op. cit., p.619

⁸⁹ Chua (1986), op. cit., p.619

⁹⁰ 疎外 (alienate) とは、ヘーゲルによって提起されマルクスによって大きく意味を変えられた概念である。ヘーゲルは絶対的理念が自己の本質を外面化することで初めて存在することができると考え、これを疎外とした。マルクスはヘーゲルを厳しく批判し、疎外には労働者が生産物や生産活動から、また人

を受けていると考えているという。そうした支配は人の意識レベルだけではなく、政治経済上の諸関係を通じても行われているという。そうした支配は社会的実践についての常識、社会変革を統治する規則、富の所有と分配などを通じて行われているという⁹¹。

また批判的研究パラダイムの特徴として、すべての存在はそれ自身であると同時にその他の存在との関係性でもあるという二面性を指摘する。関係性から切り離されたものは不完全であり、特定の事象は何らかの関係性の中にのみ存在可能とみなしているという。つまり存在とは全体性の中で捉えるべきものとされる⁹²。すなわち、全体論の視点である⁹³。

例えば、批判的立場の研究者は会計士を社会的関係性から独立した存在とは認めない。会計士は特定の集団、その他の集団との関係性、社会的な制度といった文脈において存在しているのであり、そうしたものから独立して観察、分析される事象とはみなされない。会計士は専門サービスの売り手、顧客企業から報酬を受ける者、会計専門家であること、などさまざまな立場から構成される諸関係の総体として現在の状況に置かれている点を強調する。

批判的パラダイムでは、個々の要素に還元するのではなく要素同士の関係性に着目するのである。批判的パラダイムにおける全体性の強調は、客観的实践や慣習としての社会構造の概念化につながる。実践や慣習は個々人によって再生産、変容させられることで存在として認識できるようになる。しかし、社会は人間が生み出したものではあるが、創造的な行為主体に対して必要条件、物質的条件を提供するものである。すなわち、社会的現実の主観的に創出されるものであると同時に客観的な現実でもある。

さらに人間の潜在能力への確信から歴史的発展についての関心が高い傾向を持つ。現実とは初期の段階から発展してきた結果としてそこにあり、そこからさらに進化する途上にあるものと理解する。したがって実在するものを、その運動と変化を通じて把握しようとする。マルクーゼ(1941)⁹⁴も、物事を本当に理解するためには直接的に与えられた状態を超えた領域までも視野に入れる必要があると指摘する。現実は変化し続けるが、その一方で元の状況を統合するようなダイナミズムがあるとみなされる⁹⁵。

科学的説明の妥当性の判断基準は一時的なものに過ぎず、しかも文脈に制約されているとみなされる。真実は社会的、歴史的実践の過程に存在しており、理論を包括的に証明、反

間が自由な意識活動や人間関係からよそよそしい無力な存在となる4つの類型があると主張した。この4つの類型は歴史的な概念であるとされ、そこから世界はいかにあるべきかという課題が提起された。[足立和浩(1970)「疎外」山崎正一・市川浩編『現代哲学事典』講談社、405-408頁]

⁹¹ Chua (1986), op. cit., p.619

⁹² Chua (1986), op. cit., p.619

⁹³ 全体論 (holism) とは、全体を部分や要素には還元できないとする哲学的な立場。対義語は要素還元主義 (factor reductionism)。自然科学の科学的アプローチは要素還元主義である。

⁹⁴ Chua (1986), op. cit., p.620 [Marcuse, H. (1941), *Reason and Revolution*, 2nd edition, Routledge & Kegan Paul, p.49]

⁹⁵ Chua (1986), op. cit., p.620

証するような理論から独立した事実というものは存在しない。理論の真実性を評価する基準の存在を認めないのである。

例えばフーコーは真実についての先験的な基準の存在を認めない⁹⁶。真実は多様な形式の効力としてのみ生み出され、権力の規制的効果として帰結するとみなされる。それは研究者があらゆる権力システムから真実を解放することができないことを意味する。研究者ができる唯一のことは、真実をめぐる権力関係を特定の時代において作用する支配の形式から分離し記述することだけであると考えている⁹⁷。それとは対照的にハーバーマスは合理的な理論選択のためにある程度、先験的なものを確立しようとする。すべての規範が持つ歴史的な特質を理解し、それを乗り越えようとするのである⁹⁸。

また批判的会計研究では数学的・統計的なモデリングが排除される傾向がある。データ分析といった量的な手法ではなく、組織構造やその過程を詳細にたどる歴史的研究⁹⁹、民俗学的 (ethnographic) な研究が中心である。長期的視点に立つ歴史的研究を重視する姿勢は、対象の特質を理解する手段は歴史分析による外はないという批判的研究者の信念に基づいている。歴史分析に人間の可能性を制約している諸関係を明らかにする批判機能があるとされているのである¹⁰⁰。

個人は相互主観的な意味の網の目の中で行為する存在とみなされる。それは言語の重要性を強調することを意味している。研究者自身も歴史的な文脈の中にあるため理解そのものが文脈依存的になるという認識も共通する。しかし、批判的研究者たちは解釈だけでは不十分であるとも考えている。言語自体を抑圧や社会権力の媒介物と見るのである。例えばハーバーマスは社会的行為を言語、労働、支配などを結合させたフレームワークで理解しようとする。こうしたフレームワークによって記号的な体系と伝統とが浮き彫りになり、その結果としての支配の物質的形式との関係性が批判的に検討されるのである¹⁰¹。

批判的研究では、社会における制約条件の自覚から人間精神の自由への関心がもたらされ、不正と不平等とをなくすための社会変革への足掛かりをつかむことが目指される。また、

⁹⁶ 本論文ではフーコーの理論を積極的に利用する。フーコーの理論については三章以降で検討する。

⁹⁷ フーコーは分裂や対立を含む複雑な織物としての言説体系をテキストとみなし、テキスト分析の新しい地平を切り開いた。ついで、テキストとその外部（歴史的現実）との連関を、特に知と権力との関係に絞り解明する道を開拓した。[今村仁司（1988）「フーコー」今村仁司編『現代思想を読む事典』講談社現代新書、738-739頁]

⁹⁸ ハーバーマスは主体同士の相互人格的關係の中に成立する「コミュニケーション的合理性」の概念を導入することで合理性の再構成を図ろうとした。[山口節郎（1997）「コミュニケーション行為の理論」木田元・栗原彬・丸山圭三郎・野家啓一編『コンサイス 20世紀思想事典』三省堂、388頁]

⁹⁹ 後期フーコー思想の歴史研究手法は「系譜学的アプローチ」と呼ばれている。[Chua (1986), op. cit., p.620]

¹⁰⁰ Chua (1986), op. cit., p.621

¹⁰¹ Held, D. (1980), *Introduction to Critical Theory: Horkheimer to Habermas*, Hutchinson, pp.307-317

主流派会計研究などにおける「研究者は目的を評価することはできない」という価値観を否定する。目的そのものの持つ問題点を明らかにし、それを変革しようとする¹⁰²。

表. 2-6 批判的観点における支配的仮定

| |
|--|
| <p>A、知識についての信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理論を判断する規準は時間性と文脈制約性である。歴史的、民族学的研究とケース・スタディがより一般的に使用されている。 |
| <p>B、物質的、社会的現実についての信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間は抑圧的メカニズムを通じて疎外（完全な現出が妨げられること）された内的可能性を持つ。 ・ 対象はその歴史的発展と関係の全体性の内部での変化についての研究を通じてのみ理解することができる。 ・ 人間の意志、合理性そして作用が受け入れられている。しかし、これは虚偽の意識と観念によって与えられたものとして批判的に分析されている。 ・ 基本的なコンフリクトは社会に特有なものである。コンフリクトは人々の創造的特質を覆い隠す。 ・ それは社会、経済そして政治の領域での不公平やイデオロギーが原因となって発生する。 |
| <p>C、理論と実践の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理論は批判の責務を負っている。：分類上の位置の確認、支配からの脱却、イデオロギー的実践のために理論は必要である。 |

出所：Chua (1986), op. cit. p.622 を元に作成

5.2. 批判的会計研究と主流派会計研究の比較

批判的会計研究の特徴について、チュアは主流派に分類できるチャンドラーとディームズの研究 (1979)¹⁰³ と批判派のティンカー、メリノ及びニーマークによる研究 (1982)¹⁰⁴ とを対比して説明している。

チャンドラーらの研究 (1979) は 19 世紀末から 1920 年代から 30 年代にかけての会計

¹⁰² 社会学者のマートンは、抽象度の高い概念図式より、むしろ理解しやすい日常の身辺的な事実の積み重ねによる「中範囲の理論」が当面の社会学の発展に有効であると主張した。[新睦人『前掲書』170頁]

¹⁰³ Chandler, A. & H. Daems (1979), Administrative Co-ordination, Allocation and Monitoring: A Comparative Analysis of the Emergence of Accounting and Organization in the USA and Europe, *Accounting, Organizations and Society*, pp.3-20

¹⁰⁴ Tinker, A., B. Merino & M. Neimark (1982), The Normative Origins of Positive Theories: Ideology and Accounting Thought, *Accounting, Organizations and Society*, pp.167-200

実務に焦点を当てたものであり、企業が内製化を図るべきか市場からの調達で対応するべきかについて取引費用に着目しての実証的な研究である。彼らは分配、監視、協同という機能を重視し、どのような組織構造が効率的であるかを考察したのである。また会計管理が効率的な組織づくりに不可欠であると考えた。そして、その前提として企業を合理的かつ統一的な意思を持つ有機的システムとみなしたのである。しかし、その代償として彼らの研究に具体的な人間は登場せず、組織内外におけるコンフリクトにも言及していない¹⁰⁵。

それとは対照的にティンカーらの研究（1982）は会計という言説が社会統制や階級間の対立に積極的に関与している点を描き出そうとした。会計理論を中立的な立場から構築するのではなく、社会的・歴史的コンフリクトから独立した事実を述べるものとはみなさないのである。そこで彼らは中世から20世紀に至るまでの価値の概念の変化に焦点を当てた研究を行っている¹⁰⁶。彼らはある時代に特定の価値の概念が支配的となるのは、それがその時代における支配的な集団の利益となるためと考えていた。例えば重商主義の時代には、価値は生産に費やされた社会的に必要な労働によって定義された。その背景には当時の取引が小規模な独立自営生産者同士の間で行われたという事情があった。時代が進み、商業活動が拡張すると価値の概念は生産物の所有者や消費者の便益、主観的な期待を含めたものに修正された。商人の利得が消費者向けの価格と生産者への支払いとの差額から生じるためである¹⁰⁷。

こうした概念の修正を通じて、商人は生産者に対する交渉力を強め、また自分たちの利得を正当化するようになったという。そして主流派会計研究が前提とする新古典派経済学の限界効用に関する仮定が現在に至る支配的な集団の利益に資するように概念化されたのみなしている。こうした概念化は市場の不完全性、不平等といった問題をわかりにくくするようなイデオロギー的なものであったとも述べるのである。

5.3. 批判的会計研究の特質

以上の検討からチュアは批判的会計研究について以下のような特質を読み取っている。

一つ目は、会計を広範な社会関係から引き離された専門的合理性に基づいたサービス活動とはみなさないということである。会計には計算上の合理性という形式上の特性があり、会計数値がミクロの面では組織レベルでの分配のために利用され、マクロの面では租税政策や賃金交渉等に用いられている。これらの状況はすべて富の移転を伴っており階級間の対立に会計が影響を与えているという事実が浮かび上がるのである^{108 109}。

¹⁰⁵ Chua (1986), op. cit., pp.622-623

¹⁰⁶ Thinker et al. (1982), op. cit., p.168

¹⁰⁷ Chua (1986), op. cit., p.623

¹⁰⁸ Chua (1986), op. cit., p.623

¹⁰⁹ マクロ的対立の例として、資本家や経営者対労働者、国家対多国籍企業などがあげられる。[Chua

二つ目は、主流派会計研究では政治、社会、経済などのマクロ構造的な現象は無視されていたが、批判派においては全体性への関心が示されるという点である。例えば、国家による規制に対する会計情報の影響に関して、英国、オーストラリアなどにおいて国家が効率性監査、VFM 監査¹¹⁰ を重視し、パフォーマンス指標を発展させたことなどが研究されている。会計や監査による情報が権力関係を記号化し、その正当性の強化に利用されていると指摘している。その背景には、失業、官僚主義、財政再建の困難さという複雑化したマクロ構造的な問題への社会の要請に国家が応えきれなくなったことがあるという¹¹¹。

三つめは、組織化された利益集団としての会計専門家に焦点があてられたことである。批判派は、会計専門家が社会にとって有益な会計情報を提供するために合理的に行動する中立的な存在であるとは見なさない。彼らは自己利益を追求する職業的な野心を持つ独占的集団であり、特に専門家倫理という不明瞭な職業上のイデオロギーを用いてその独占を強化しようとするのみならず。そして、その独占が「公の利益の保護」という大義名分によって行われるというのである¹¹²。

四つ目は、要素還元主義 (reductionism) 的な傾向を持つ多くの科学研究に対し、全体論 (wholism) 的な視点によってミクロとマクロの分析レベルを統合しようとする点である。その結果、財務会計、管理会計、会計監査論などの間にある伝統的な区別が重視されない。その代わり会計をめぐる権力や支配の関係などに焦点を当てるのである。特に、学校、家族、監獄、病院などの制度を通じての権力行使を分析した哲学者のフーコーの理論は批判派会計研究に大きな影響を与えるようになった¹¹³。フーコーの理論は第三章以降で詳細する。

例えば、ミラーとオリアリー (1986)¹¹⁴ による、20 世紀初頭の米国の大工場に標準原価が浸透する過程で会計専門家が権力を持つに至った有名な研究がある。ミラーらによれば、会計技法は労働者を規律、管理するための経営手段となり、“正しい”行為と“望ましい”成果の標準を定め、それによって個人の多様性や創造性を制約するものとなっているという。それが「標準化」のもたらすものであり、労働者は常に、見られ、監視され、そして統治されてきたと述べている。この論文については次章で検討する。

最後に、批判派会計研究者たちは主流派の「会計は目的に対する中立的な活動」であると

(1986), op. cit., p.623]

¹¹⁰ VFM (= value for money) とは、「最小のコストで最大の価値あるサービスを提供する」という考え方をいい、英国のサッチャー政権で進められた行財政改革の目標を示す言葉である。英国では外部監査人が各自治体の VFM の達成状況を監査することが法定されている。〔総務省新たなる行政マネジメント研究会報告書 (2002) 『新たなる行政マネジメントの実現に向けて』索引 8 頁〕

¹¹¹ Chua (1986), op. cit., p.624

¹¹² Chua (1986), op. cit., p.624

¹¹³ Chua (1986), op. cit., p.624

¹¹⁴ Miller, P & O'Leary, T. (1987), Accounting and the construction of the governable person, *The Accounting, Organization and Society*, Vol.12, No.3, pp.235-266

いう仮定を一つのイデオロギーに過ぎないと批判する。しかも、「中立的」と言いつつ、実際には資本所有者である株主の目的が明らかに優先されていると指摘する。会計士が公正であり、社会に対して万能の業務を提供する専門家として扱われている点を問題にするのである。そして、主流派の観点が人間を疎外し、その状況を固定化させようとしているとの批判も行うのである。ルーマンとティンカー（1985）¹¹⁵ は、会計言説が国家のイデオロギー的道具の一部になっていると指摘している¹¹⁶。

6. 解釈的会計研究、批判的会計研究誕生の背景とその意義

解釈的会計研究、批判的会計研究の動向は主に英国の3つの会計専門ジャーナルに掲載された論文によって生み出されている。3つのジャーナルとは、1975年創刊の『The Accounting, Organization and Society (AOS)』、1986年創刊の『Critical Perspectives on Accounting (CPA)』、そして1988年創刊の『Accounting, Auditing and Accountability Journal (AAAJ)』である。

新谷（2011）によれば、これらのジャーナル等を通じて形成された解釈的会計研究や批判的会計研究（これらをまとめて「学際的会計研究」と呼ぶことが多い）には英国における保守党のサッチャー政権の政策が大きく影響を与えたという。すなわち、自由主義的な政策への転換の影響である¹¹⁷。

サッチャー政権は当時の英国経済の衰退の一因が経営者教育の弱さにあると考え、ビジネススクールの設置とそれに伴う大学教員の増員を目論んだのである。こうした状況においてその研究スタイルが保守党政府から疎んじられた研究者たちの活躍の場として上記の3つのジャーナルが位置づけられたのである。したがって、こうした研究者たちの研究動向は新たな自由主義的な政策に対する批判的な視点を有する傾向が強いという。

そのため、当時の保守党政権の政策、すなわち、公共部門への歳出削減、民間の経営手法の導入、民営化等（こうした動向を「New Public Management : NPM」と呼ぶ）を研究テーマとする研究が多い¹¹⁸。

つまり、主流派会計研究、解釈的会計研究、批判的会計研究の方法論争には社会科学の方法論についての相違という以上に、社会的状況・文脈が大きく作用しているということである。その点からも、研究方法論争を論理的に検討することには限界があるといえる。しかし、

¹¹⁵ Lehman, C., & A. Tinker (1985), *A Semiotic Analysis of: 'The Great Moving Right Show' Featuring the Accounting Profession*, Paper presented at the Interdisciplinary Perspectives in Accounting Conference.

¹¹⁶ Chua (1986), op. cit., p.625

¹¹⁷ 新谷司（2011）「解釈会計学・フーコー主義会計学・マルクス主義会計学における関与方法」『日本福祉大学経済論集』第42号、179-181頁

¹¹⁸ 批判的・解釈的会計研究の視点からはNPMと内部統制制度には深い関係性がある。その点について第四章で検討する。

こうした考察はそれぞれの方法論がどのような社会的な立場を指示しているかを理解するためには有益である。それぞれの方法論がどのような社会状況、ひいては諸制度のあり方を望ましいとするかが伺われるからである。また、こうした考察は社会制度についての議論における双方の立場の特質を明らかにすることにも資すると思われる。

また、主流派会計研究に対する解釈的会計研究、批判的会計研究の類型にはその境界線に位置するものも多く含まれる。第三章において考察するが、1990年代にはチュアが同じ批判的会計研究に位置づけられると類型化したマルクス主義的な会計研究者とフーコー理論に依拠する会計研究者との間で激烈な方法論争が展開されたのである。そしてチュアもそうした論争に対して批判的であったのである。しかし、フーコーの理論には多面的な特質があり、チュアの視点による解釈的とも批判的ともいえる要素を持っている。

7. 本章のまとめ

本章ではチュアの所説を中心に会計研究方法論の多様性という問題を検討した。チュアは会計研究方法論の乱立という混乱した状況を乗り越えようとして類型化を試みたのである。そして、現代の会計研究の主流派が数理的・統計的な手法による実証的な研究方法であること、それに対立する研究方法として解釈的研究、批判的研究を類型化して示している。

チュアの提起した三類型は方法論の乱立状態に秩序を与えたという点で非常に有益であった。方法論の違いは議論の前提の違いであり、それは世界観の違いでもある。その違いが明らかでなければ議論そのものが成立しない。それぞれの研究方法の特質が明らかとならなければ、それぞれの研究者が譲れないと考えているものが何か明らかでないまま不毛な論争が続くことになる。

チュアの貢献は会計研究における世界観を三つの類型に単純化したことで、それぞれの研究者の前提としているものがわかりやすくなった点にある。特に、知識、現実の理解、実践という視点による分析は社会的実践のための技法としての会計を理解する上でも有益である。

本論文では現代的な内部統制制度を「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルという視点で捉えなおそうと試みているが、こうした立場は主流派の研究方法論とはその前提を異にしている。主流派の方法論では環境の継続性と安定性、市場の効率性等の前提条件に対する疑問を抱かないことが求められているためである。したがって、解釈的研究、批判的研究などのように社会的文脈を分析する方法論が必要となる。そうすることで「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルについての説明が可能となる。

しかし、チュアの提起した三つの類型だけではまだ不十分である。なぜなら1980年代後半以降、研究方法論に関する議論が深まっていったためである。そこで第三章では1980年代後半から1990年代に急速に広まったフーコー主義的な会計研究の動向について検討し、第四章以降の新たな分析視角として整理を行う。フーコー主義的な会計研究とはフランス

の現代哲学者、ミッシェル・フーコーの権力論（統治性論）に基づいた会計研究である。本論文はフーコー主義的な会計研究という特徴を多分に持っている。

本論文ではパワーの「監査社会」論に基づき、現代的内部統制制度は会計監査モデルから派生した現代的な自由主義の統治技法であり、そこから現代的なリスクマネジメント制度が派生し、さらに変化し続けているという立場を採用している。その背景に潜む社会的文脈を読み解くうえではフーコーの理論は極めて有効である。

第三章 フーコー主義会計研究とその位置づけ

1. はじめに

第二章では会計研究方法論について考察した。チュアの所説に依拠し、1970年代以降、会計研究方法論が主流派会計研究、解釈的会計研究、そして批判的会計研究と大きく三つの動向に類型化されることを確認した。しかし、会計研究方法論については1980年代以降も論争が続き、フーコー主義会計研究と呼ばれる一連の会計研究が広がりを見せていった。そこで、本章では1990年代以降の会計研究動向の多様性を改めて検討する。その中でフーコー主義会計研究が台頭していった状況を確認し、次章以降の分析のための方法論的立場を整理する。特に、フーコーの理論を道具的に利用すること、そして変化の激しい時代状況における制度的枠組みを検討する上で問題を解くことよりも問題を定義することが重要であり、その問題に対する解答、行動はそれぞれ異なるものとなるという結論を導く。

2. フーコー主義会計研究の位置づけ

2. 1. 1990年代の会計研究方法論の動向

ベイカーは2003年の論文¹において、それまでの会計研究方法論の動向について整理している。その論文中でベイカーは1995年のラフリンの研究²、そして1996年のフレイシュマン、カルバー、パーカーによる研究³の二本の論文を会計研究方法論に関する独創的な整理を行ったものと評価している。この二本の論文は1990年代の会計研究方法論の動向をコンパクトに示すものである。そこでまずラフリンによる会計研究方法論の整理を検討する⁴。

ラフリン(1995)は、会計研究方法論についてメタ理論としての明確さ、方法論としての具体性、変化への志向性といった三つの視点に基づいて立方体の形式で整理を行っている。表3-1の横軸がメタ理論としての明確さ、縦軸が方法論の具体性、そして少しわかりにく

¹ Baker, R.C. (2003), Theoretical approaches to management information and control systems research, Macintosh, N.(eds.) *Critical Accounting Research: Recherche de Comptabilite Critiquable* Vol.24, No.27, Halifax, Nova Scotia, pp.1-16

² Laughlin, R. (1995), Empirical research in accounting: alternative approaches and a case for 'middle range' thinking, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol.8, No.1, pp.63-87

³ Fleischman, R.K., Kalbers, L.P. & Parker, L.D. (1996), Expanding the dialogue: industrial revolution costing historiography, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.7, No.3, pp.315-337

⁴ ベイカーの論文について筆者が教授に直接許可を得て翻訳を行っている。〔浅沼宏和(2007)「≪翻訳≫経営情報管理システム研究の理論的諸アプローチ」『名古屋学院大学大学院経済経営論集第10号』名古屋学院大学大学院院生協議会、143-158頁〕

いが本来は立方体の奥行き軸である変化への志向性を《高》、《中》、《低》と表記している。メタ理論とは、理論の前提となる理論的立場、すなわち「理論の理論」のことである。ラフリンは物質的世界の存在を前提とするものを《高》次元とし、物質性を否定して現実を心理的投影とみなす傾向のメタ理論を《低》次元と位置づけた。同様に研究方法論の具体性が高いもの、そして変化への志向性が高いものをそれぞれ《高》次元に位置づけている。こうしてそれぞれ会計研究によって立つ前提としての理論、つまりメタ理論を三つの次元で整理することで、それぞれの会計研究方法の特質を明らかにしようとしたのである⁵。

表. 3-1 ラフリンによる会計研究のメタ理論の類型化

| | | メタ理論としての明確さ | | |
|------------|---|---------------------------------|--|--|
| | | 高 | 中 | 低 |
| 方法論としての具体性 | 高 | 道具主義 (低) 実証主義 (低) 実在論 (低) | | |
| | 中 | | ドイツ批判理論 (中) | 象徴的相互作用論者 (低) (クーン主義者) |
| | 低 | マルクス主義者 (高) 労働過程理論 (高) | 構造化理論 (低) フランス・ ポストモダニズム (低) | プラグマティズム (低) 象徴的相互作用論者 (低) (ブルーマー主義者) エスノメソドロギー (低) |

変化への志向性 (高・中・低で表記)

出所: Laughlin, R.(1995), op. cit., p.70 を元に作成

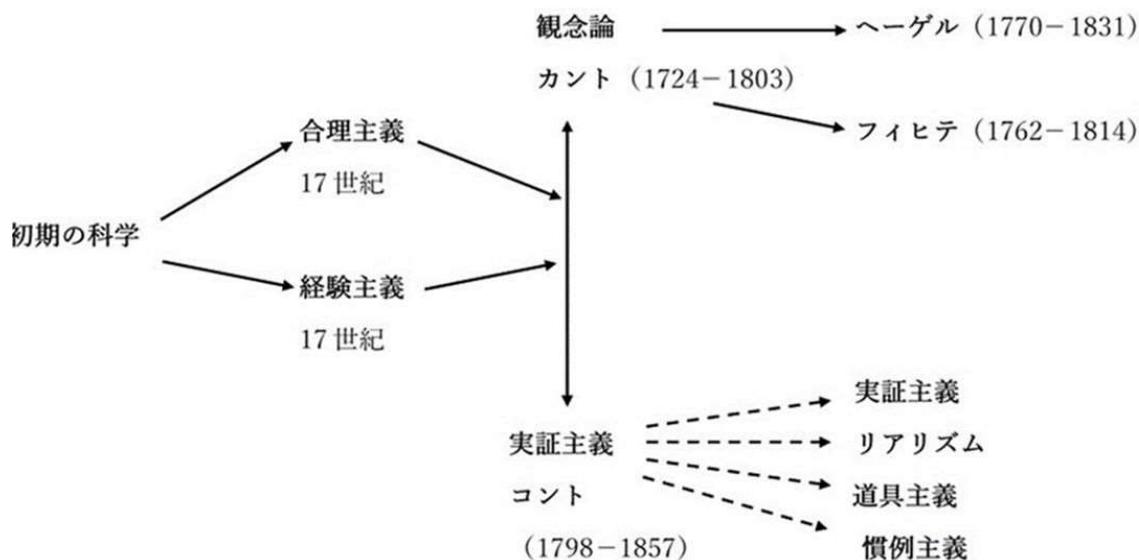
ラフリンの図表によると、実証主義による研究は、メタ理論としての明確さ、方法論としての具体性はあるが変化への志向性は弱いと評価される。対照的に解釈的アプローチはメタ理論としての明確さ、方法論としての具体性がともに欠けており、さらに変化への志向性にも乏しい傾向があると評価される。この二つの対照的なアプローチに対し、メタ理論としての明確さが《中》次元にある理論が研究方法として有効性が高いとラフリンは述べている。具体的にはドイツ批判理論、フランスのポストモダニズム等である。ドイツ批判理論、フランスのポストモダニズムはいずれもマルクス主義をそれぞれ異なる視点から批判的に継承しているため図表における位置づけが異なっている。ラフリンの図表は会計研究方法論の

⁵ Baker, R.C. (2003), op. cit., p.2

背景となっている複雑化した哲学的基礎を一覧するのに有益である⁶。

前章で検討したようにチュアは会計研究を主流派、解釈的、批判的の三つの動向に整理していた。しかし、ラフリンは非主流派の理論の多様性に着目しており、それぞれの理論の特徴と相互関係性が一目でわかるように図表にまとめたのである。ラフリンがこの図表を整理するに当たり、西洋哲学の複雑かつ長い歴史を三つの図によって整理している。

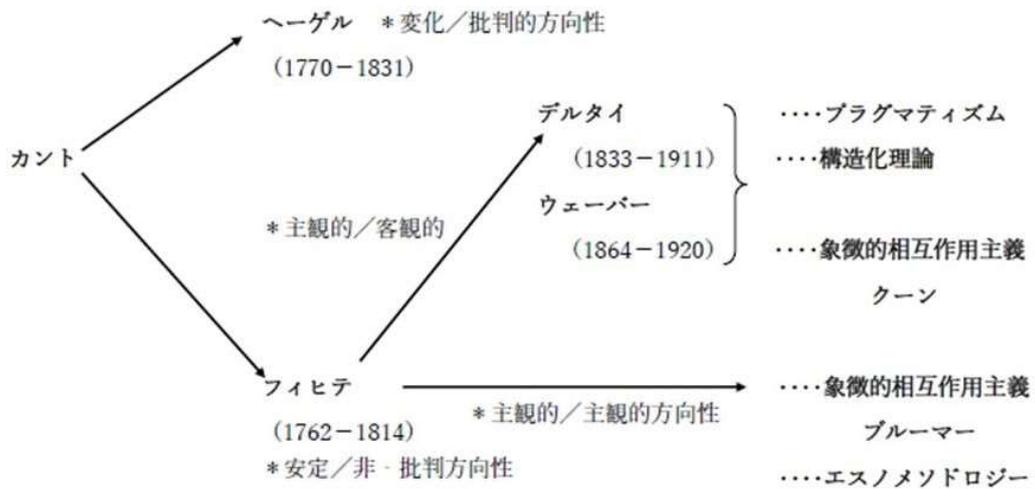
図. 3-1 ラフリンによる哲学史の整理①



出所：Laughlin, R. (1995), op. cit. p.71 を元に作成

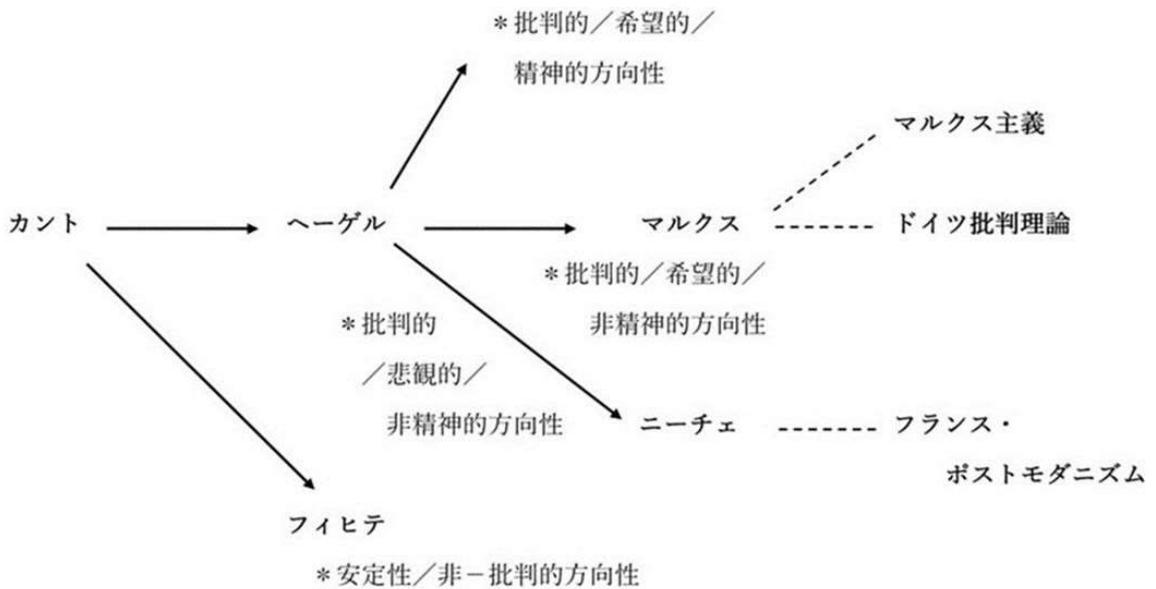
⁶ ラフリンの論文中の図表では、「フランス・ポストモダニズム」は「フランス批判理論」と表記されているが、ベイカーの論文では一般的な呼び名である「ポストモダニズム」に修正されている。

図. 3-2 ラフリンによる哲学史の整理②



出所：Laughlin, R. (1995), op. cit., p.72 をもとに作成

図. 3-3 ラフリンによる哲学史の整理③



出所：Laughlin, R. (1995), op. cit., p.73 をもとに作成

2. 2. フーコー主義会計研究の台頭

他方、フレイシュマンら（1996）は、会計研究方法論として新古典派経済学アプローチ（実証主義者）、マルクス主義者もしくは労働過程論アプローチ、フーコー主義者アプローチの三つの別個のアプローチが存在すると主張する⁷。それら三つのアプローチの中心的な関心として、実証主義者は効率性と有効性、マルクス主義者らはコンフリクト、フーコー主義者は権力と管理、があげられると指摘する。ベイカーはフレイシュマンらの議論にはラフリンのような精密さには欠けるものの、会計研究方法論としての長所や欠点について議論をする際に有益な発見的道具となると述べている⁸。

そこで、フレイシュマンらによる実証主義者、労働過程論、フーコー主義者という三つの主要な研究動向の特質をラフリンの分類基準に依拠したベイカーによる整理を検討する。

（1）実証主義者アプローチ

実証主義者アプローチはメタ理論としての明確さ、方法論としての具体性はあるが現実の諸条件を前提としているため変化をあまり強調しない特徴がある。そして経営情報管理システムが有効性、効率性を備えるように計画的に設計できるとの仮定を置いている。例えば、産業革命期の英国や米国における原価計算システムの主目的が経済的効率性にあったことを強調する研究として、ウィリアムソン（1975）⁹、チャンドラー（1977）¹⁰、ジョンソン（1981）¹¹、ジョンソンとキャプラン（1987）¹²、フレイシュマンとパーカー（1991、1992）^{13 14}などがあるという。

さらに古くはアンソニー（1965）¹⁵ が経営管理について「組織目的達成に向けて資源が

⁷ Fleischman, et.al (1996), op. cit., pp.315-320

⁸ Baker, R.C. (2003), op. cit., p.3

⁹ Williamson, O. E. (1975), *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, New York: Free Press.

¹⁰ Chandler, A. D. (1977), *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Harvard University Press, Cambridge, MA

¹¹ Johnson, H. T. (1981), Toward A New Understanding of Nineteenth-Century Cost Accounting, *The Accounting Review*, Vol.56, No.3, pp.510-518

¹² Johnson, H. T. & Kaplan, R. S. (1987), *Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting*, Boston: Harvard Business School Press.

¹³ Fleischman, R.K. & Parker, L.D. (1990), Managerial accounting early in the British industrial revolution: the Carron Company, a case study, *Accounting and Business Research*, Vol.20, pp.211-221

¹⁴ Fleischman, R.K. & Parker, L.D. (1991), British entrepreneurs and pre-industrial revolution evidence of cost management, *The Accounting Review*, Vol.66, No.2, pp.361-375

¹⁵ Anthony, R. N. (1965), *Planning and Control Systems: A Framework for Analysis*, Graduate School of Business Administration, Harvard University, Cambridge.

効率的かつ有効に獲得・使用されるように管理者がそれを手段として確実にするプロセス」と定義していたと指摘する。後にラングフィールドとスミス（1997）¹⁶が、アンソニーの定義がきっかけとなり業務の計画、活動の監視、パフォーマンスの測定のための会計に基礎を置いた管理という視点から経営情報システムを考えることが一般化したと述べている。すなわち、有効性と効率性は実証主義者のアプローチの主要な関心となったのである¹⁷。

ベイカー（2003）¹⁸は実証主義者がよく使用する理論としてエージェンシー理論があげられている¹⁹。エージェンシー理論では特定の個人間の契約や職務上の関係について一方をプリンシパル（委託者）、もう一方をエージェント（受託者）として両者の間には情報の非対称性があるとみなす。そしてエージェントには自分の都合の良いように情報をゆがめて伝える動機があると仮定する。そのためプリンシパルはエージェントの行動を管理するために有効かつ効率的な経営情報システムを設計しようとするとの仮定を置く。

エージェンシー理論は主流派である実証主義者の会計研究において非常に重要な役割を演じているが、それには二つの理由がある。一つは、エージェンシー理論が北米の主要な経済論文誌で重要な理論と位置づけられていることである。研究者はエージェンシー理論を採用することで高評価を得やすくなり、研究者としての成功の可能性が高まるのである。もう一つは、エージェンシー理論の評価が高いことで逆に批判的会計研究者にとって格好の標的となり、逆の意味で重要な役割を果たすようになったという点である。エージェンシー理論に批判的立場の研究者が増えることが逆にその重要性を高める結果になっている²⁰。

（2） マルクス主義者（労働過程論者）

会計研究方法論の大きな流れの一つがマルクス理論の継承者、その派生的な研究者たちによる研究動向である。労働過程論はそうしたマルクス理論の研究動向の一つである。フレイシュマンら（1996）は労働過程論を独立項目として扱っているが、ラフリン（1995）はそれを新しいマルクス主義の研究動向の一つとして特別な名称を与えてはいない。フレイシュマンらが行おうとしたのは、主流派への批判的な立場から、社会や組織を対象とした政治的・社会的・文化的な基礎についての幅広い研究に軸足を移そうとすることであった。この研究動向に多大な影響を与えたのがブレイバーマン（1974）²¹である。

¹⁶ Langfield-Smith, K. (1997), Management control systems and strategy: a critical review, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.22, pp.207-232

¹⁷ Baker, R.C. (2003), op. cit., p.3

¹⁸ Baker, R.C. (2003), op. cit., p.4

¹⁹ エージェンシー理論は主流派会計研究の中心的な理論の一つである。しかし、現代における自由主義的な統治が曲がり角を迎えつつある状況を迎え、その有効性に疑問も呈されるようになってきている。この点について七章で検討する。

²⁰ Baker, R.C. (2003), op. cit., p.5

²¹ Braverman, H. (1974), *Labour and monopoly capital*. New York: Monthly Review Press.

ブレイバーマンはテイラーの科学的管理法²²によって労働者が疎外されたという主張を行ったが、その研究は科学的管理法の実践ツールとしての原価計算等についての会計研究に多大な影響を与えた。また、フレイシュマンらによれば、こうした研究の大きな成果として、搾取、階級闘争などのマルクス主義的な観点を資本主義の研究動向の中心に復帰させたことがあげられるという。このように、マルクス主義的な観点に立つ研究者たちは主流派の実証主義的な会計研究には非常に批判的である。実証研究が特定の社会集団の利益を正当化する手段となっている点、社会や組織における富の再分配をめぐる争いにおいて不平等をもたらす利害対立の土台となっている点に批判的なまなざしが向けられるのである。

しかし、マルクス主義者的な研究者に対しては、彼らの研究が社会に対する有益な提言になっていないとの批判が数多くなされている。有益な研究が少ないことで、かえって彼らの批判する会計制度の現状維持に貢献しているという。

(3) フーコー主義者アプローチ

フレイシュマンら (1996) が識別した会計研究の三つ目の動向はフランスの現代哲学者ミッシェル・フーコーの理論に基づく会計研究である。フーコーの理論に基づく会計研究は1980年代半ば以降急増している。研究動向への注目の高さから、フーコー理論に基づく研究者たちについて「フーコー主義者 (Foucauldian)」と呼ばれている。

会計学におけるフーコー理論への注目は1980年代に入ると少しずつ高まっていった。しかし、それが大きな動向になったきっかけは1985年に開催された第一回 IPA カンファレンス²³においてフーコー理論の有用性、重要性が提起されたことである。その結果、1986年以降、フーコー理論に基づく会計研究が続々と主要な会計論文誌「The Accounting Organization and Society」に発表され、フーコー主義会計研究が一大潮流となったのである²⁴。フーコー主義会計研究は本論文においても重要な研究動向として位置づけている。

本論文ではフーコーの理論に基づくアプローチを重視しているが、ラフリンによるメタ理論の類型化においては「フランス・ポストモダニズム」というカテゴリーに属するものとなる。すなわち、フーコーの理論は、方法論としての具体性は《低》、メタ理論としての明確さは《中》、そして変化への志向性は《低》という位置づけになる。これに対して、主流派会計研究は実証主義に類型化されるものであり、方法論としての具体性、メタ理論としての明確さは共に《高》であり、変化への志向性が《低》ということになる。ここから言えるのは、会計を支える前提条件があまり変化しない状況において主流派会計研究は非常に高い説明力を持つ有益なアプローチということである。これに対し、フーコー理論は有用性に

²² テイラーの科学的管理法についてはミラーとオリアリーの論文 (1987) の検討の際に注記する。

²³ IPA は Interdisciplinary Perspectives on Accounting (学際的視点からの会計) の略称。

²⁴ Gendron, Y. & Baker, C.R. (2005), On interdisciplinary movements: The development of a network of around Foucauldian perspectives in accounting, *European Accounting Review*, Vol14, No3, pp.525-569

乏しく、研究方法論としての魅力に欠けるように見える。

また、フレイシュマンはラフリンとは異なり、主流派会計研究とは別に、マルクス理論による会計研究とフーコー理論による会計研究があると述べているが、これはラフリンの詳細な分類法と対極にあり、チュアと同じタイプの分類法であると言える。フレイシュマンはチュアと同様に大きな研究動向を捉えようとした。しかし、チュアが主流派に対して解釈的会計研究、批判的会計研究を位置づけていることに比べると明らかに視点が異なっている。その大きな原因は両者の執筆時期に由来する。チュアは1981年に、フレイシュマンは1996年に論文を発表しており、この間にフーコー理論に基づく会計研究が台頭している。

本論文ではフーコーの理論が重要な役割を果たす。また、ドゥルーズやボードリヤールの理論も利用しているが、これらはいずれもフランス現代思想のポスト構造主義に位置づけられる思想である。彼らの理論が主流派会計研究の基礎をなす実証理論とどのような関係を持つかは改めて整理する必要がある。そこで、本論文ではフーコー理論の位置づけを改めて検討する。

2. 3. 初期の代表的なフーコー主義会計研究

2. 3. 1. ホスキン&マクヴィの所説① (1986)

ホスキンとマクヴィ (1986)²⁵ は、書く、調べる、規律を与えるといった実践が会計をいかに権力的な技法とすることに関わってきたかを明らかにした。会計は価値を記述する技術として捉えられ、物の流れや貨幣換算された価値、業績、過去の出来事、現在の状態、将来の可能性等を慎重に考察するための空間を、その記述を通じて提供する技術であると述べる。すなわち、ホスキンらのようなフーコー主義会計研究者は会計を知と権力という二つの性格を備えた技術とみなすのである²⁶。

ホスキンらは会計の歴史において二つの大きな断絶があったと指摘する²⁷。最初の断絶は12世紀に起きたという。この時代に、書き、調べるための新しい実践が発達したことで複式簿記形式の発明が可能となったという。二度目の断絶の時期は18世紀末で、この時代は行動のコントロールを標準化させる技術から近代的な学問的領域にわたる広い範囲で「規律訓練」²⁸の近代的形態がはじめて姿を現した時期とされている。最初の断絶においては、西欧社会におけるアラビア文字の登場が複式簿記の成立を可能にした点が指摘されている。しかし、さらに大きな変化の兆候は、原文を意識した新たな文書作成法の登場や従

²⁵ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), Accounting and the examination: A genealogy of disciplinary power, *The Accounting, Organization and Society*, Vol.11, No.2, pp.105-136

²⁶ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), *Ibid.*, p.106

²⁷ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), *Ibid.*, p.107

²⁸ 「規律訓練権力」という権力のタイプについては後述する。

来支配的であった朗読形式から黙読形式へと読み方が変化したことに見られるという²⁹。

当時のエリート教育機関では、まず原文を調べさせ、その後に試験をするという形式がとられていた。そうして、試験システムによって形成された新たなエリート層が社会的権力を握るとともに、試験という記号操作システムが新たな統治手法となったのである³⁰。

例えば、複式簿記は単なる知的・技術的な発展なのではなく、新しい書き方、読み方、試験方法によって生まれた権力装置である。複式簿記は商業上の必要性の増大に応じて中世の商人が発明・発展させたという伝統的な見解に対し、ホスキンとマクヴィは、この伝統的な見解は会計の地位向上と可視性の増大が管理と強く結び付いている点を見落としているという。特に12世紀以降に大学教育を受けたエリートが支配階級となったことが重要であるという³¹。

大学教育において試験が実施されたことには大きな意味があった。試験は新しい学習実践に伴って生まれた制度であり、それはテキストの批判的黙読と口頭による能力の証明の二つを組み合わせたものであった。そしてこの試験が監査という仕組みの誕生を準備したという。つまり監査実践においては帳簿類の批判的黙読の力が発揮され、さらに監査人による口頭での厳しい質問に対して管理責任者が述べることを監査人は「聞く」ことになるのである。ホスキンらは管理と会計の関係性を明らかにしたのである³²。しかし、こうして誕生した複式簿記を含む会計の形式も19世に至るまでは非常に限定された影響力しかもたなかったという。ホスキンらは複式簿記のような新しい情報技術が現実の世界を変化させるためには人為的な努力が伴わなければならないと結論づけている³³。本論文は会計論文としては特異なスタイルが採用されている。しかし、会計は社会的文脈の中から創出された技術であり、その文脈の変化とともに会計も変化することを理解するには、こうした方法論が有効である。

次にホスキンとマクヴィによる現代会計をテーマにした研究を考察する。

2. 3. 2. ホスキン&マクヴィの所説② (1988)

ホスキンとマクヴィ (1988) によれば、文書中心主義と計算可能性の原理が一般化した社会において、会計は取引や財貨の流れを記録測定する単なる技術以上の新しい統治手法となったという。すなわち、会計は人間を「計算可能な人」として測定し、再構成する一つの社会的な技術となったのである³⁴。このような会計の特権性は、経営学者のチャンドラーが

²⁹ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), op. cit., p.110

³⁰ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), op. cit., pp.111-112

³¹ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), op. cit., p.111

³² Hoskin, K.& Macve, R. (1986), op. cit., pp.114-115

³³ Hoskin, K.& Macve, R. (1986), op. cit., pp.133-134

³⁴ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), The genesis of accountability: The west point connection, *The*

近代的企業と呼んだ組織の誕生によって示される。新しい文書中心主義的「数値による管理」の発達によって会計はより戦略的な役割を果たすようになった。近代的企業は英国の産業革命期においてさえ登場しなかった。近代的企業が誕生したのは当時まだ経済的後進国であった 1830 年代から 1840 年代の米国においてであったという³⁵。この時代に近代的な経営管理組織が歴史上初めて誕生し、現代のビジネス社会では当たり前となった報告書、予測数値、標準、比率などを用いた整然とした経営管理が形成されたのである。

ホスキンは、チャンドラーが取り上げた 19 世紀における米国の近代的企業の経営管理の二つのケースに注目する。一つは米国のスプリングフィールド兵器廠において互換性を持つ標準部品による大量生産システムを初めて採用した事例である。そのシステムは、その後の米国の生産システムの発達に大きな影響を与えた³⁶。もう一つはウェスタン鉄道の事例で、大事故をきっかけに会社組織にライン・スタッフ制が初めて導入された事例である。これは米国の企業に最初に利用された内部組織構造であったという³⁷。そして、ホスキンはそれぞれの事例の中心人物が共にウェスト・ポイント陸軍士官学校で教育を受けていた点に着目したのである。

ホスキンらによれば 19 世紀前半のウェスト・ポイント陸軍士官学校では教育革命が起きていたという³⁸。ウェスト・ポイントのシステムは、生徒たちのあらゆる側面を記述・評価・試験するものであり、それはフーコーが重視した統治技法である「パノプティコン（一望監視施設）」³⁹の文書中心主義的形態と見ることができるといふ。

ウェスト・ポイントで学んだ卒業生たちが、そこで体験し、身に着けた管理技術をビジネス現場に持ち込んだというのである。ウェスト・ポイント卒業生が経営管理していたスプリングフィールド兵器廠で生じた出来事とは、記述や試験をビジネスの実践の場に導入することで、生産性・業績・利益率という近代的な概念の創出を可能にしたことである⁴⁰。

またウェスタン鉄道の経営管理の背後で確立されていたのは、記述・試験・評価の新しいタイプの権力であったという。本来、鉄道業では、ライン・スタッフの区別は必要なかったし、内部監査スタッフも必要ではなかったという。つまり、ウェスタン鉄道の経営管理は単に経済的な成果以上の何かを追求していたというのである⁴¹。

二つの事例は、新しい経営管理はそこで働く人たちが会計技術を通じて可視化され、数値

Accounting, Organization and Society, Vol13, No.1, pp.37-73

³⁵ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), *Ibid.* pp.38-39

³⁶ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), *Ibid.* pp.49-58

³⁷ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), *Ibid.* pp.53-63

³⁸ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), *Ibid.* pp.46-48

³⁹ パノプティコンについては本章で後述する。

⁴⁰ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), *op. cit.*, pp.49-53

⁴¹ Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), *op. cit.*, pp.53-55

を通じた自己管理に意識づけするような新しい社会制度の始まりを示すものと位置づけられるのである。ホスキントとマクヴィの立場は、合理的な意思決定を行うために必要なデータを収集する手段として会計技術が発達したという従来の常識とは全く違うものである。

2. 3. 3. ミラー&オリアリーの所説 (1987)

ミラーとオリアリーによる規律訓練権力論に基づく会計研究 (1987)⁴²の対象は、20世紀初頭の30年間における標準原価計算と予算統制の出現についてであった。彼らはそれらの会計制度は企業という枠内にとどまらず、国家による社会統治のプロジェクトに大きく貢献するものと位置づけた。主流派はこれらの会計制度を会計の進化の一段階としてしか認識しないが、ミラーらは会計制度の中立性を否定し、それが特定の政治経済的利害を反映していると主張した。そして、フーコーの理論に基づき、標準原価計算と予算統制を20世紀初頭に登場した巨大な社会制度の一部であるとみなしたのである。

ミラーらによれば、標準原価計算と予算統制は「合理性」と「テクノロジー」の調和として理解されるべきものという。合理性は統治における理念として理解され、テクノロジーとはそうした理念に一致するように個人・組織・活動に影響するすべての手段を意味する。統治の合理性が企業内で操作可能となるためにはテクノロジーの存在が不可欠であるという。ミラーらは、こうした計算の実践の中で個人は管理可能な能率的な実体として構築されていくことを明らかにしたのである。

フーコーの規律訓練権力は、学校、工場、病院、兵舎、監獄という制度の中で発達した近代的な権力システムであり、そのカギとなるのが「可視性」という概念である。そして会計制度を中立的な手段とはとらえず、企業内の浪費と能率という側面を可視化する権力的な手段と捉えるのである。20世紀初頭は、社会のあらゆる面で能率という考え方が普及した時期でもあった。それを推し進めたのがテイラーの科学的管理法⁴³である。テイラーの科学的管理法は時間研究や動作研究を通じて人の仕事ぶりを規格化・標準化する考え方であった。それが会計制度と結びつき、標準原価計算制度によって労働者の仕事ぶりが可視化され、予算制度によって経営管理者の仕事ぶりが可視化されたのである。

この論文は初期のフーコー主義会計研究において最も重要な論文と位置づけられている。

⁴² Miller, P & O'Leary, T. (1987), op. cit., pp.235-266

⁴³ テイラーの科学的管理法とは優秀な労働者の仕事ぶりから工場における標準作業を割り出し、それを達成した労働者に効率の出来高賃金を支払うという考え方である。科学的管理法は効率性の概念の土台となり、20世紀の産業の発展に大きな影響を与えた。〔浅沼宏和 (2007)「主な経営学者・経営学説」坂本光司・西浦道明編『キーワードで読む経営学』同友館、24頁〕

2. 3. 4. ミラー&ローズの所説 (1990)

ミラーとローズによる会計研究 (1990)⁴⁴では、1960年代の英国における DCF 法⁴⁵ の急速な普及が、当時の英国の国家的な目的であった経済成長に貢献するものとして分析された。ミラーらによると統治性概念⁴⁶ は、統治対象や目標を述べる陳述、主張、規定の領域としての「統治のプログラム」、それに従属する計算、手続、メカニズムである「統治のテクノロジー」の二つで構成されるという。そして会計は、特定の領域を実体化、可視化、計算可能化し、その領域について思考可能にする統治のテクノロジーの一つであるという。

第二次大戦後の経済不況に苦しんでいた英国では 1950 年代中期以降、それまでの国際収支、完全雇用、インフレといった物差しに代わり経済成長がクローズアップされていた。経済成長の主な要因は投資であり、その投資決定の質の改善をもたらすのが DCF 法なのである。DCF 法によってミクロレベルの個々の企業の投資決定がマクロレベルでの経済成長に結びつけられることになったのである。英国政府は個々の企業の投資決定に直接介入するのではなく、DCF 法を進歩的な投資決定手法と推奨することで間接的に介入していったのである。すなわち、経済成長という統治プログラムに対して DCF 法が統治テクノロジーとして位置づけられるのである。政府の直接介入によらず、特定のテクノロジーを通じて企業の投資意思決定に距離を置いて介入することをミラーらは「遠隔行為」と呼んでいる⁴⁷。

ミラーは 1987 年の論文では合理性とテクノロジーという概念を使っているが、この論文では合理性に代えてプログラムという概念を使っている。このアイデア自体は哲学者のラトゥールの理論を援用したものであるが、ミラーとローズはそれをフーコー理論の補足、補強の手段として位置づけている。「遠隔行為」もラトゥールの用語である。ミラーらのこうした手法はフーコー主義会計研究により深みを与えている。このミラーとローズの視点は本論文で重視するパワーの「監査社会」論⁴⁸のモチーフの一部となっている。

1986 年以降、大きな研究動向となった上記のようなフーコー主義会計研究に対し、1990 年にネイマークが激しい批判を行っている⁴⁹。ネイマークはフーコー主義会計研究の方法論上の問題点を詳細に指摘したのである。これをきっかけにしてネイマーク⁵⁰ とフーコー主

⁴⁴ Miller, P & Rose, N. (1990), Governing economic life, *Economy and Society*, Vol.19. No1, pp.1-31

⁴⁵ DCF (Discounted Cash Flow) 法とは、収益資産を保有している場合にそれが将来生み出すと見込まれるキャッシュフローを現在価値に割り引き、その価額をもって収益資産の評価額とする手法である。

⁴⁶ 「統治性」はフーコーの造語である。「統治」では意味が狭くなりすぎるため、自由主義的な体制を検討するために用いられた。フーコーに依拠する研究者たち（フーコー主義者）の研究を「統治性研究」と呼ぶことが多い。〔小林康夫他編 (2006) 『前掲書』 86 頁〕

⁴⁷ Miller, P & Rose, N. (1990), op. cit., p.3

⁴⁸ M.パワーの「監査社会」論については後の章で詳述する。

⁴⁹ Neimark, M. (1990), The king is dead. Long live the king !, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.103-114

⁵⁰ Neimark, M. (1994), Regicide revisited: Marx, Foucault and accounting, *Critical Perspectives on*

義会計研究者ら⁵¹ ⁵² との間に激しい論争が繰り広げられた。こうしたフーコー主義者とマルクス主義者との間の論争、対立に関し、チュア⁵³は、会計研究において主流派と批判派との間でより大きな論争が進行しているにもかかわらず、批判派の内部において厳格な境界線を引くことがなぜ必要なのかと批判している。安易な折衷主義や日和見主義を避けながらも両者を統合するような批判の形はできないものかという問題提起を行っている。

1990年以降、フーコー主義者の研究はさらに広がりを見せ、「統治性」研究という別称も与えられている⁵⁴。彼らはフーコーの理論に基づいてさまざまな出来事や社会現象の分析を試みる点で共通しているが、フーコー理論の捉え方、整理の仕方はそれぞれ独自の修正が行われる場合が多く、フーコー以外の理論も併せて利用することも珍しくない。その特徴として、体系的な理論を打ち立てることを目指すのではなく、目の前に起きていることや制度などを分析する道具としてフーコー理論を利用しているという側面がある。そこで、フーコー理論の概要や本論文におけるフーコー理論の位置づけについて検討する。

3. フーコー理論の概要

3. 1. 初期（1960年代）のフーコー理論

ミッシェル・フーコーは20世紀において最も重要な哲学者の一人である。彼の仕事は哲学にとどまらず、政治学、社会学、経営学などさまざまな学問分野に影響を与えている。フーコーに影響を受けた研究者たちは「フーコー主義者（Foucauldian）」と呼ばれ、学問分野をまたいだ大きな研究動向となっている。

フーコーが重要な意義を持つ大きな理由は米国の研究者たちにその理論が受け入れられたためであった。特に20世紀後半以降の人文科学、社会科学分野の研究は米国で受け入れられるかどうかグローバルな影響力と強い相関関係を持っていた。フーコー主義者によ

Accounting, Vol.5, No.1, pp.87-108

⁵¹ Grey, C. (1994), Debating Foucault: a critical reply to Neimark, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.5-24

⁵² Hoskin, K. (1994), Boxing clever: For against and beyond Foucault in the battle for accounting theory, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.57-86

⁵³ Chua, W. F. (1991), A Comment on 'Boxing Clever: For Against and Beyond Foucault in the Battle for Accounting Theory' By Hoskin, K. and Macve, R. Discussant's Comments, *Third Interdisciplinary Perspectives on Accounting Conference*, Manchester (London: Sage)

⁵⁴ 2000年代においてもフーコー主義会計研究を巡る論争が生じたという。それは、ミラーとオリアリーによるキャタピラ社の事例研究〔Miller, p. & O'Learly, T. (1991), Accounting Economic Citizenship and the Spatial Rendering of Manufacture, *Accounting, Organization and Society Vol.19. No.1*, pp.15-43〕に対するものであり、労働者たちに責任意識と競争意識を持たせるという同社の施策を巡るものであった。〔新谷司 (2011) 「前掲論文」〕

る研究は分野を問わず 1980 年頃から活発化している。

フーコーの理論はその活動期間を初期（1960 年代）・中期（1970 年代前半）・後期（1970 年代後半以降）に対応しておおむね三つの段階に分けて理解することができる⁵⁵。初期のフーコーは、マルクス主義及び当時流行を極めていたサルトルの実存主義に対する強力な批判者という文脈で登場した。特に、その著書である「言葉と物」⁵⁶ はその難解さにもかかわらず爆発的なベストセラーとなった。そこで提起された重要概念が「エピステーメー」である。エピステーメーとは「認識」を意味するギリシア語であり、フーコーはこの言葉に、ある時代やその社会の思考システムの基本的な布置という独自の意味を与えている。

フーコーによると西洋の思考システム、つまりエピステーメーは不連続的に大きな変化を遂げてきたという。すなわち、中世からルネッサンスにかけての時代、古典主義時代（17、18 世紀）、近代（18 世紀以降）の各時代の間には大きな断絶があるという。フーコーはエピステーメーが不連続的に変化する理由として、各時代のエピステーメーの座標軸の中心となるものが置き換わるからと説明している⁵⁷。具体的には、中世・ルネッサンス期のエピステーメーの座標軸は「類似」であり、それが古典主義時代には「表象」に、さらに近代において「人間」に置き換わっていったと指摘する。エピステーメーの座標軸が置き換わることで、その時代の認識のあり方、物の見方がガラリと変化したのである。

中世・ルネッサンス期（16 世紀末頃まで）において言葉と物との類似性が座標軸であったとフーコーは指摘した。この時代は世界を一冊の書物のようなものとして捉え、それを類似性に基づいて読み解くことが当たり前だった。例えば、魂と肉体、天と地などは〈適合〉というタイプの類似性として、目の輝きは太陽や月との〈競合〉という類似性として捉えられた。人間の肉、血管、骨は大地の土、川、岩と〈類推〉というタイプの類似性があると考えられ、重いものと重力やヒマワリの花と太陽の運行とは〈共感〉というタイプの類似性として捉えられた。中世・ルネッサンス期は世界のすべてがこのような類似性によって理解された時代であったという⁵⁸。

言葉と物とが類似性を通じて関連付けられ、類似性を通じて世界を解釈していたこの時代には、例えば、眼球の形状と似ていたことでトリカブトの種子が眼病の薬として、人の睾丸に似た形状の実をつける蘭は性病の薬として使われた。現代からすると明らかな誤りであるが、これが当時の物の見方であった⁵⁹。また、現実の世界と物語や寓話の世界とが区別されることなく同じ水準で捉えられ、一つの書物のように読まれ、解釈された。この中世・

⁵⁵ 大澤真幸（2019）『社会学史』講談社現代新書、570-571 頁

⁵⁶ Foucault, M. (1966), *Les mots et les choses*, Gallimard. [フーコー, M. (1974)、渡辺一民・佐々木明訳『言葉と物』みすず書房]

⁵⁷ フーコー, M. (1974)『前掲訳書』20-21 頁

⁵⁸ フーコー, M. (1974)『前掲訳書』43-50 頁

⁵⁹ フーコー, M. (1974)『前掲訳書』52 頁

ルネッサンス期のエピステーメーが 17 世紀に大きく変化する。

17、18 世紀の古典主義時代のエピステーメーの中心となったのが「表象」である。「類似」のエピステーメーでは言葉と物とが同じ水準に属していた。しかし、古典主義時代には言葉の秩序と物の秩序はそれぞれ独立していたという。「表象」とは、この二つの独立した秩序の対応関係である。例えば地図と現実の地形とはそれぞれ独立した秩序を持っている。しかし、それらが独立した異なる秩序であってしかも対応関係を持つからこそ役に立つという。二つのエピステーメーの断絶を示す例が小説「ドン・キホーテ」である。物語の中でドン・キホーテは旅籠を城とみなし、女中を貴婦人に、家畜の群れを軍隊とみなす。しかし、古典主義の時代になるとこうした「類似」は錯誤として退けられる。ドン・キホーテの物語は古典主義の時代から見た中世・ルネッサンス期のエピステーメーのおかしさを取り上げた物語と見ることができる⁶⁰。

フーコーは古典主義時代の三つの学問分野（一般文法、博物学、富の分析）に「表象」、すなわち物事を同一性と差異によって秩序立てようとする形式的構造の共通性を見出した。一般文法（後の言語学）では事物に名前（名詞）を与えて識別し体系化された⁶¹。博物学（後の生物学）では、事物の表面的な特徴を識別し体系化された⁶²。そして、富の分析（後の経済学）では、貨幣が持つ交換の機能によって事物の価値が識別され体系的に整理された⁶³。これら三つの学問分野では、いずれも事物そのものからは切り離された概念（言葉）が同一性と差異の原理によって体系的に位置づけを与えられ、それが事物と対応関係を持つとされていたのである。これが「表象」の原理を軸とした古典主義時代のエピステーメーである。

それが 18 世紀末から 19 世紀にかけて近代のエピステーメーに切り替わる。その中心軸が「人間」である⁶⁴。古典主義の時代には言葉と物とはそれぞれ独立の秩序でありながら対応関係を持つとされた。その対応関係は神の存在によって担保されていた。そして、その秩序の中に「人間」は登場しなかった。しかし、近代において言葉と物に秩序を与える存在として「人間」が登場したのである。そして、「人間」によって博物学は生物学に、富の分析は経済学に、一般文法は言語学に置き換えられたのである⁶⁵。

⁶⁰ フーコー, M. (1974) 『前掲訳書』 71-75 頁

⁶¹ フーコー, M. (1974) 『前掲訳書』 106-117 頁

⁶² フーコー, M. (1974) 『前掲訳書』 150-154 頁

⁶³ フーコー, M. (1974) 『前掲訳書』 187-194 頁

⁶⁴ フーコーが近代のエピステーメーの中心軸を「人間」と表現した背景には 1950 年代に一世を風靡していたサルトルの実存主義に対する批判的な態度があった。サルトルの実存主義の中心は人間の実存であるが、1960 年代には実存主義の影響力は弱まっていた。フーコーは近代のエピステーメーの中心を「人間」と表現することで、それが 1960 年代において終焉を迎えつつあることを示そうとしていた。

⁶⁵ フーコー, M. (1974) 『前掲訳書』 322-331 頁

表. 3-2 フーコーの3つのエピステーメー

I. 中世・ルネッサンス期（～16世紀末頃）のエピステーメー

- ・思考システムは「類似」・・・物事の類似性で判断する
- ・世界を1冊の本のように捉えて理解する
- ・言葉と物を同じ水準で捉える

II. 古典主義時代（17、18世紀頃）のエピステーメー

- ・思考システムは「表象」・・・物事を同一性と差異で捉える
- ・言葉と物はそれぞれ独立した秩序、ただし対応関係がある
- ・世界という本の解釈ではなく、世界の秩序が問題になる

III. 近代（フランス革命頃以降）のエピステーメー

- ・思考システムは「人間」・・・物事を人間を介して捉える
- ・人は言葉と物との間をつなぐ蝶番
- ・神に代わって人間が言葉と物との対応関係を担保する

出所：フーコー, M. (1974)『前掲訳書』を元に作成

「表象」から「人間」へとエピステーメーの中心が移ったことで、経済学では富の源泉が人間の労働にあると考えられるようになった。生物学では表面的な特徴ではなく、生命としての組織だった機能に着目するようになった。そして、言語学では名詞ではなく、動詞が重視されることとなった。言語の分析には観念、認識、感情の変化が重要であるとされたためである⁶⁶。

このようにエピステーメーの間に大きな断絶があることを見出したフーコーは、60年代も終わりに差し掛かった1969年に「知の考古学」を発表した⁶⁷。本書のテーマは「言説（ディスクール）」である。言説はフーコー独特の概念で、言語の意味に加え、それを成立させる物理的・社会的条件等を含めたものである。言説はその時代の文脈に沿った物の見方と言える。さらにフーコーは、一つの時代、一つの社会、一つの文化を統御している言説のシステム⁶⁸があると考えた。すなわち、人が自由に発言していると思っても、実はその発言は無意識のレベルに刷り込まれたその時代特有の思考を前提にしているのである。

こうして言説はその時代特有のパターンに収まる。フーコーはそれを「言説の希少化」と呼んだ。言語への制約は文法と語彙である。文法的に許されている表現は膨大な数になるはずなのに、実際に話し、書かれる内容には偏りがある。文法的に可能なのに、全く言われない表現の方が圧倒的に多いことが言説の希少化である。言説の希少化はその時代や社会の

⁶⁶ フーコー, M. (1974)『前掲訳書』237-256頁

⁶⁷ Foucault, M. (1969), *L'Archéologie du savoir*, Gallimard. [フーコー, M. (1970)、中村裕次郎訳『知の考古学』みすず書房]

⁶⁸ フーコーは、この言説のシステムをアルシーヴ（文書保管庫の意味）と呼んだ。

傾向性によって生まれる。すなわち、人の考え方や行動はその時代を支配する特定の思考を反映しているのである⁶⁹。

3. 2. 中期（1970年代前半）のフーコー理論

1970年代のフーコーの主要な関心は権力に向けられた。権力については「意志に反することを行わせる力」と伝統的に定義されてきた。これに対し、フーコーが見出した権力とは言説の生産に深く関係する権力であった。つまり、抑圧する権力ではなく言説を構成する権力、新しい物の見方を広め、それによって人々の言動に制約を与える権力というものであった。フーコーは『監獄の歴史』⁷⁰によって全く新たな権力論を提起したのである。

古典的な権力は「殺す権力」であった。権力者は生殺与奪の権力を持ち、それを行使することで人を従わせた。しかし、近代以降、これとは全く反対の「生かす権力」が生じたという。そして生権力の一つの形態が「規律訓練権力」である。規律訓練権力は「殺す権力」である中世君主制の権力とは異質な、17世紀頃⁷¹に現れ18世紀に発展した権力の形態である。規律訓練権力は現代の私たちにとってもなじみ深い権力行使の方法である。

17世紀以降、工場、学校、軍隊等において、労働者、学生、軍人たちが共同の空間の中で生活を営むスタイルが徐々に広がり、フランス革命以後はそれが一層顕著になった。そこでは各人の持ち場、座席等の位置がはっきり決められ、起床、訓練・授業・作業、食事、就寝等の時間管理が徹底して行われた。扉や建物で外部から遮断され、規定の時間外での出入りも制限された。こうしたシステムでは特定の動作、時間・空間管理、共通のしゃべり方や思考パターンが規律として体得させられた。もはや現代人にとっては当たり前となっている時間厳守の概念、行進等の歩き方さえも実は近代以降の規律訓練の結果であることをフーコーは明らかにした⁷²。しかも近代社会では個人は可視化される。名前や住所が名簿に登録され、身体的特徴や病歴などが記録される。さらに試験という技術を通じて個人の能力までもが可視化されるのである。近代的国家の特徴は可視化する権力である。これをフーコーは規律訓練権力と呼んだ。規律訓練を通じて人は「従順な身体」へと調教されていく⁷³。

中世の権力において権力者（国王）は中央に位置し、絶えずその存在を周囲に誇示し周知

⁶⁹ 「知の考古学」においてフーコーは「言葉と物」で提起したエピステーメーという用語を使わず、特定の時代の言説を読み解く思考のスタイルを“考古学（アルケオロジー）”と呼んでいる。

⁷⁰ Foucault, M. (1975), *Surveiller et punir, naissance de la prison*. [M.フーコー（1977）田村俣訳『監獄の歴史』新潮社]

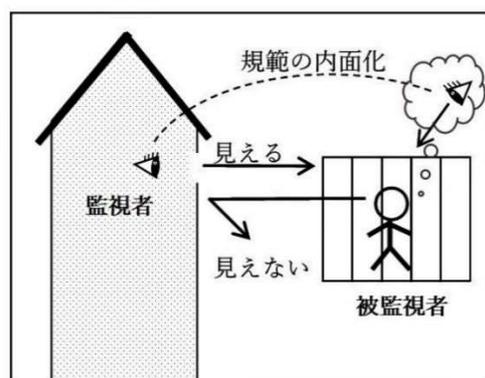
⁷¹ フーコーは三十年戦争（1618–1648年）の終結によるウェストファリア条約により、神聖ローマ帝国が消滅し、以後、主権国家の並立した状況による国家観の変容が権力のあり方までも変化させたと考えている。

⁷² フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』141–171頁

⁷³ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』188–196頁

される透明な存在である⁷⁴。これに対して、民衆は公的機関に登録されることもなく、各人がバラバラな動作、作法、しゃべり方のままで暮らしており、権力者から見ると不透明な存在であった。しかし、近代の権力においては、これとは逆に各人が記録、登録され透明化される一方、逆に権力者が不透明な存在になるのである⁷⁵。すなわち、「殺す権力」から「生かす権力」への変化によって権力行使のあり方は劇的に変わったのである。

図. 3-4 パノプティコン（一望監視施設）の原理



監視者の姿が見えないため、被監視者は監視の「目」を内面化し、知らず知らずに自分自身を監視するようになる。

出所：フーコー, M. (1977)『前掲訳書』202-203 を元に作成

近代の規律訓練権力の構造について、フーコーは「パノプティコン（一望監視施設）」という概念を使って説明している。パノプティコンはベンサムが考案した監獄施設で、中央に監視塔があり、それを取り巻くようにドーナツ形に独房群が配置されている。独房は監視塔に向かって全面鉄格子であるため監視塔からは囚人が常に丸見えになっている。しかし、監視塔には非常に小さな監視窓しかないため、囚人からは監視塔の中の様子が全く分からない。監視員が常に窓から囚人を見張っているわけではないが、囚人からは監視員が見えず、いつ監視されているのかがわからない。そのため囚人は「見られている」かもしれないという緊張感から常に規則に従った行動をとるようになる。これは規範が内面化されたことを意味している。この内面化された規範こそが規律訓練権力の本質である⁷⁶。

このパノプティコンの原理は、工場、学校、軍隊のみならず近代社会全体を支配する原理となった。こうして人々は内面化された規範に従うことを強要されるようになったが、それには長所もあった。たとえば優等生、模範工員、模範囚としての評価を得られれば利益を得られる。近代社会において、人々はよりよい評価、利益を求めて積極的に規律に服するようになる。規律に従わない者は「非行者」とみなされる。従来の常識では近代社会は自由で主

⁷⁴ ここで「透明」とは、国王の姿を遮るものがなく、民衆から見える状態になっていることをいう。

⁷⁵ フーコー, M. (1977)『前掲訳書』198-206 頁

⁷⁶ フーコー, M. (1977)『前掲訳書』198-228 頁

体的な市民が主人公であるとされるが、実は市民は内面化された規範に従う存在、“従順な身体”なのである⁷⁷。この規律訓練権力の概念はフーコー主義者の研究アイデアの重要な源泉となっている。“従順な身体”の考え方は、現代の諸制度に受け継がれている。

3. 3. 後期（1970年代後半以降）のフーコー理論

フーコーはさらに規律訓練権力とは別の「生かす権力」の類型を提起する⁷⁸。それは規律訓練権力のように個人の身体を透明化し、従順にさせる権力ではなく、「人口」、すなわち一定の地域に住む人々の総体、もしくは特定のカテゴリー、グループに属する人々の総体、さらには統計学的調査の対象となるような人間集団全体に行使される権力である。

生物学的法則に支配されている人間集団は「人口」という視点から、出生率、寿命、死亡率、健康水準といった統計的な概念として再定義される。こうした指標を通じて人間集団としての「人口」に介入し調整しようとする新たな権力にフーコーは着目した⁷⁹。この「人口」に介入し調整する権力という類型は規律訓練権力に少し遅れて18世紀の後半に登場したという⁸⁰。規律訓練権力では個人は一人ひとりが個別化され従順な存在へと調教されていく。すなわち、パノプティコンにおける独房の囚人と同じタイプの権力が学校、軍隊、病院、工場において働く。「監視されている」という意識が個人の行動の根底にある。

これに対し、「人口」に介入し調整する権力では、統計的に把握された人間集団全体に対して権力が働く。各人の行動が巧みに操作され、権力にとって望ましい状態へと導かれるのである。すなわち、統計的に許容範囲内に収まるように仕向けられるのである。ところが、各人の意識はそれを強制されているのではなく、自ら望んでそのように行動していると思いきまされている。このモチーフは本論文での重要な視点となっている。

⁷⁷ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 231-253 頁

⁷⁸ 規律訓練権力とは別のもう一つの「生かす権力」の類型について本論文では「人口」に介入し調整する権力と呼ぶこととする。

⁷⁹ 人間の身体を動作レベルで分解し、そこに規律を与えて従順な身体とすることを目指す規律訓練権力をフーコーは「解剖-政治学」と表現した。これに対して「人口」に対して働きかけるタイプの権力を「生-政治」と名づけた。すなわち生権力には規律訓練権力（解剖-政治学）と「人口」に行使される権力（生-政治学）の二つの類型があるとされる。

⁸⁰ Foucault, M. (2004a), *Présentation sécurité, territoire, population - cours au collège de France (1977 - 1978) de Michel Foucault format beau livre- Livres philosophie, Hautes Études.* [M.フーコー (2007a) 高桑和巳訳『ミシェル・フーコー講義集成〈7〉安全・領土・人口 (コレージュ・ド・フランス講義 1977-78)』筑摩書房 242 頁]

表. 3-3 フーコーの権力概念—殺す権力、生かす権力

| | | |
|------------------|----------|------------------------|
| 殺す権力 | 中世 | 生殺与奪の権限で従わせる |
| 生かす権力 | | |
| ・ 規律訓練権力 | 17世紀以降 | 個別化され「従順な身体」へと調教 |
| ・ 「人口」に介入し調整する権力 | 18世紀後半以降 | 統計的に把握された人間集団（人口）全体を管理 |

出所：フーコーの所説をもとに筆者作成

フーコーの権力論について、中世の「殺す権力」が近代の規律訓練権力へと移行し、それが「人口」に介入し調整する権力へと移行していったとする誤解がある。しかし、フーコー自身はこの三つの権力の形態は併存しており、ある時代、ある状況においてはそのうちどれかが前景に現れて、残りの二つが後景に引いていると考えなければならないと考えていた。三つの権力形態は現代においても複雑に絡み合い、相互補完的な関係を持っている⁸¹。

また、フーコーは独特の観点から統治技法の歴史を考察している。フーコーによれば、欧州において統治が今日のような国家運営や政府といった意味を持つようになったのは近世以降のことであるという。すなわち、欧州で主権国家体制が確立したのは三十年戦争を経て神聖ローマ帝国が滅びウエストファリア条約が締結された1648年である⁸²。それ以前では、ある領域内に住む人々の動態を把握していた唯一の組織はキリスト教会だった。フーコーは教会権力から世俗権力への移行の背景として、古代オリエント社会に由来する司牧権力があつたと指摘する⁸³。ここで中世以前の司牧権力と近世の国民国家との関係を整理しておく必要がある。なぜなら、国家が前面に出る場合には司牧権力の特徴が後景に引き、逆に国家が前面に出ない場合にあっては司牧権力的な特徴が現れる傾向があるからである。

司牧権力は古代ヘブライ社会等に起源をもち、動いている群れに対して行使される権力のあり方である。古代ヘブライ社会では民は羊、王や指導者は羊飼いに例えられた。この形式が後のキリスト教に引き継がれたという。司牧権力の特徴には、①家畜の群れ全体に権力を行使すること ②集団の安全確保、すなわち救済を目指す事前的権力であること ③個々の羊を把握しようとする働き、すなわち個別化作用があること、等があるという⁸⁴。しかし、フーコーによれば司牧権力は見かけの上では信者の魂の幸福を目的としていたが、実

⁸¹ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』9-11頁

⁸² フーコーはこうした状況自体は16世紀頃から生じていったと指摘する。〔フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』283-284頁〕

⁸³ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』151頁

⁸⁴ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』153-159頁。

際には教会の支配の合理性、正当性を確保しようとするものであったという。

羊たちの安全＝救済を導くためには魂に正しい導きを与えることが必要である。導かれる側には全面的な従属が義務として課される。他方、導く側は個人の状況への柔軟な対応が求められる。そのためには導く者は導かれる者たちの隠された真実を知らなければならぬ。こうしてキリスト教的な司牧権力の技術の一つとして「告解」が行われるようになったという。告解は信者が司祭に対して懺悔するために自らの内面を意識化させる技術である。しかし、フーコーは「自分には語るべき秘密が何かあるはずだ」と考えて自分に向き合うことで逆に語るべき「内面」が構成されていくと指摘する。すなわち語るべき何かがあるから懺悔するのではなく、懺悔しようとすることで語るべき何か（内面）が構成されるのである。

中世の司牧権力に導かれた人々の行いを「操行」⁸⁵と呼ぶ。これに対し、15、16世紀には司牧権力から逃れようとする新たな動向が生じていった。すなわち、宗教改革、国民国家の形成、近代的な自然科学の確立である。これらはいずれも教会の支配から逃れようとする動向であり、フーコーはこれを「反操行」と呼ぶ。宗教改革では司牧者の指導ではなく聖書が重視された。国民国家は教会と結びついた中世国家からの離脱を目指すものであり、その根拠は自然法に置かれた。そして、教会の定める真理ではなく科学的な真理が重視されるようになったのである。

こうして中世のキリスト教的な司牧権が17世紀以降の国民国家による統治性へと移行していった。すなわち、教会に代わり国家が人々を統治するようになったのである。しかし、司牧権力そのものが消滅したわけではない。司牧権力は、近代以降、子供の統治、家族の統治、自分自身の統治といった多様な状況に活用できる権力技術として応用されていったという。現代において医療、教育、雇用、ビジネスなど多様な領域で行われているカウンセリング⁸⁶も司牧権力の応用として理解できる。司牧権力は現在も大きな意味を持っている。

16世紀頃に登場した新たな概念が国家の存続そのものを目的とする「国家理性」の原理である⁸⁷。それ以前、政治権力は領土の統治のために行使され、臣民への配慮は二の次であった。それが国家理性の原理によって変わったのである。国家理性によって政治的権威が国家として受け止められ、行政組織・司法制度・軍隊等が国家の諸要素として理解されるようになったのである。フーコーは国家理性が17世紀以降の重商主義と結びつきつ広まったと指摘する。国家理性によって神への服従は国家への服従へと代わったのである⁸⁸。

国家理性は17世紀前半の三十年戦争の終結時に締結されたウェストファリア条約による

⁸⁵ ここで操行とは「司牧者（教会）の教えに沿った正しい振る舞い」といった意味である。〔フーコー，M. (2007a) 『前掲訳書』246-249頁〕

⁸⁶ ビジネスなどで行われるコーチングなどもこうした類型に含まれるだろう。

⁸⁷ 国家理性の概念は16世紀頃に登場し、17世紀のウェストファリア条約（1648年）によって主権国家体制の確立につながった。〔フーコー，M. (2007a) 『前掲訳書』367-371頁〕

⁸⁸ フーコー，M. (2007a) 『前掲訳書』317-321頁

欧州各国の均衡状態によって明確になった原理である。国家理性には二つのテクノロジーがあったという。すなわち、各国間の均衡を目指して同盟と軍隊によって国力を確保する「外交・軍事テクノロジー」⁸⁹、及び国力を内部から増強するために必要な手段の総体である「内政（ポリス）」⁹⁰である。国家はこの二つのテクノロジーを通じ、国家間の力の均衡を図りつつ、国家を内部から成長させようとしたのである。そして、最初に現れた国家理性として概念化された政策上の思想が重商主義である⁹¹。

表. 3-4 司牧権力と国家理性

司牧権力 ・・集団（群れ）に対して行使される権力

- ・ 集団全体に権力を行使する
- ・ 集団の安全確保＝「救済」を目指す事前的権力
- ・ 集団の個々の構成員を把握する働きもある * 個別化作用

国家理性 ・・国家の存続そのものを目的とする * 国家主権

- ・ 諸要素の総体が「国家」として理解されるようになる
- ・ 二つのテクノロジー・・・①外交・軍事 ②内政
- ・ 国家の介入度・介入方法という視点

出所：フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 143-167、317-385 頁を元に作成

重商主義とはルイ 14 世時代のコルベール⁹²の政策に代表され、国家が保有する貴金属の量を国力と同一視する考え方であった。そのため対外貿易に関しては保護主義的である一方、輸出産業奨励のため特定の商人を保護する傾向を持ち、さらに植民地拡大に積極的であった。その目的は主権者（君主）の勢力拡大にあり、その主な手段となったのが勅令などの行政的手段であった。これは王権がそれ以前の司法権力、すなわち法令と裁判制度を手段とする権力とは異なるものであることを示している。こうして重商主義によって司法に重点が置かれた国家から行政に重点を置いた国家へと変貌したのである。また、重商主義は規律訓練権力的性格を持っていた。工場、軍隊、学校での局所的な規律化が進展し、国家が個人に直接介入する度合いを高めていったのである⁹³。

しかし、重商主義的な統治手法は財政危機、食糧危機、農村や都市での暴動等によって行き詰まりを見せていった。これに対し、18 世紀後半以降に重農主義、古典的自由主義と親

⁸⁹ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 367-368 頁

⁹⁰ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 388-391 頁

⁹¹ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 417-422 頁

⁹² コルベールはルイ 14 世時代の蔵相であり、ブルボン朝の国家財政の立て直しに努めた人物である。

⁹³ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 421-424 頁

和性の高い新たな統治性が誕生した。これが「人口」に介入し調整する権力である⁹⁴。

フーコーによれば国家理性とは国家によると鬱における合理性であるとされる。それに対して自由主義も同様に統治の合理化のための原理である。国家理性はいかに多く統治するかという原理であるのに対し、自由主義はいかに統治しすぎないようにするかという原理であるという。すなわち、国家理性において統治は国家の名の下において行われるが、自由主義にあってはそれが社会の名の下で行われるようになる。そして、自由主義は「人口」に介入し調整する権力と深く関係を有するのである⁹⁵。

表. 3-5 統治の合理性に関する対照的な二つの原理

国家理性 …国家による統治の原理

- ・「いかに多く統治するか」という原理
- ・主権者（君主）の勢力拡大を目指す
- ・重商主義、規律訓練権力と関係が深い

自由主義 …社会による統治の原理

- ・「いかに統治しすぎないようにするか」という原理
- ・市場を介した統治を目指す
- ・重農主義、「人口」に介入し調整する権力と関係が深い

出所：フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』415-449頁 を元に作成

3. 4. 「人口」に介入し調整する権力

こうして新たに誕生した「人口」に介入し調整する権力には人々の「安全」（すなわち社会の安全）に着目するという性格が備わっていた。住民の集団としての「人口」が統治対象となることで統計学が重視された。統計学は統治の問題が経済的な枠組みで考えられるようになったことで重要になった学問である⁹⁶。そして統計学は「人口」に固有の現実、固有の規則性、すなわち人間の集合状態特有の性質があることを明らかにした。それ以前、人々は家族という小さな枠組みで認識されていた。しかし、「人口」が見いだされたことで従来の家族は人口の内部要素として捉えなおされた。その結果、「人口」が統治の目標とされたのである。それは人々の境遇の改善（豊かさ、健康等）を目指す権力、すなわち「人口」全体の安全を目指す権力が新たに登場したことを意味していた⁹⁷。

「人口」に介入し調整する権力の核となるのは新たに捉え直された市場の概念であり、重

⁹⁴ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』45-59頁

⁹⁵ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』69-73頁

⁹⁶ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』328頁

⁹⁷ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』82頁

農主義の立場であった⁹⁸。重農主義は当時台頭しつつあった新興ブルジョワジーの利害を反映し、重商主義に反対する立場をとっていた。すなわち、レッセ＝フェール（自由放任）の名のもとに、輸出管理や特定商人の保護の撤廃が推し進められたのである。フーコーはそれを「できる限り少なく統治するための統治術」と呼ぶ⁹⁹。こうして「自由放任」は重農主義に影響を受けた古典的な自由主義のスローガンともなったが、実のところ自由主義は単なる“放任”主義ではない。自由は常に管理されるべきものなのである。国家は自由のための外的条件を整える必要がある¹⁰⁰。

ところで、自由主義的な統治では最小限の統治で最大限の効果が求められる。それは統治しすぎる傾向を持つ国家理性に対し、いかに統治しすぎないかを目指す統治スタイルである。これに関して、フーコーは「統治理性の自己制限」と表現している。こうした自由主義的な統治のあり方の原則が「安全（セキュリティ）」である。「安全（セキュリティ）」とは社会のあらゆる場面において、個人と集団の利害がお互いの脅威、すなわちリスクとならないように調整するメカニズムである。自由と安全はリスクを介した裏腹の関係といえるのである¹⁰¹。

例えば失業者という概念も「人口」という視点によって大きく変化した。かつて失業者は、放浪者、怠け者、仕事嫌い、貧窮者と呼ばれ、社会から逸脱した者とみなされた。彼らは行為の違法性ではなく、その性質の非行性に基づいて区別され、救貧院や労働収容所等に隔離され、労働や訓練を施されて再道徳化が図られた¹⁰²。この点では監獄に送られた囚人が非行性の基準によって一般人から区別された原理と同じ規律訓練権力が働いている。失業者は閉鎖空間に隔離され、規律訓練に服すべき存在なのである。

それが19世紀になると失業者は「非行者」としてではなく、「雇用されていない者」として統計的な視点から再概念化されるようになった。失業者は社会経済的状况と結びつけられて理解されることとなり、金融政策、課税政策、公共投資、地域政策等を考える上での関連事項となった。すると失業はインフレ率、歳入歳出のバランス、課税水準等との関係で折り合いをつけながら管理すべきものとなる。失業率が社会的に許容範囲内に収まるように管理されるのである。すなわち、「人口」という対象が「安全（セキュリティ）」の観点から管理されるようになったのである。この「安全（セキュリティ）」の概念は現代的なリスク

⁹⁸ Foucault, M. (2004b), *Présentation naissance de la biopolitique - cours au collège de france (1978 - 1979)* de michel foucault format beau livre - Livres philosophie, Hautes Études. [M.フーコー (2007b) 高桑和巳訳『ミシェル・フーコー講義集成〈8〉生政治の誕生 (コレージュ・ド・フランス講義 1978-79)』筑摩書房、38頁]

⁹⁹ フーコー, M, (2007b) 『前掲訳書』36頁

¹⁰⁰ フーコー, M, (2007b) 『前掲訳書』36頁

¹⁰¹ フーコー, M, (2007b) 『前掲訳書』81頁

¹⁰² Walters, W. (2012), *Governmentality: Critical Encounters*, Routledge [ウォルターズ, W. (2016) 阿部潔他訳『統治性—フーコーをめぐる批判的な出会い』月曜社、77-78頁]

マネジメント制度の背後にも見え隠れしている。その対象とするリスクとは社会の安全であり、それは現代のコーポレートガバナンスに通じる視点でもある。例えば、依存性の低い麻薬の使用を国家が認めることで、重度の麻薬依存者の総数を減らそうとする政策等も「人口」に介入し調整する権力の表れといえる。

ここまでフーコーの権力論として中世の「殺す権力」の対極に、近世以降の「生かす権力」があること、そして「生かす権力」には重商主義と親和性の高い規律訓練権力、自由主義と親和性の高い「人口」に介入し調整する権力の二つのタイプの権力があることを見てきた。そして、「人口」に介入し調整する権力の重要な観点が「安全（セキュリティ）」であることを整理した。このようなフーコーの権力概念の整理により、現代的な内部統制制度、リスクマネジメント制度の意義、その関係性を従来とは全く違った視点で捉えることができるようになる。とりわけ本論文では、こうしたフーコーの所説から、現代的な諸制度の特質を「自己統制・第三者認証型」であることを主張する。次章以降ではフーコーの理論に重点を置きつつ現代的な諸制度の考察を行っていく。

3. 5. ドゥルーズの管理社会論 —フーコー理論の発展

フーコーは現代国家における自由主義的な傾向について深い関心を持っていた。しかし、それらの研究に着手してまもなくフーコーは世を去った¹⁰³。フーコーの遺志を継ぎ、その権力論を発展させ、新たに管理社会論を提起したのがドゥルーズである¹⁰⁴。

ドゥルーズはその管理社会論をフーコーの規律訓練権力の検討から始めている。それによれば 18、19 世紀は規律訓練権力が支配的となった社会（規律社会）であり、それが 20 世紀初頭にその頂点に達したとされる。規律社会は大規模な監禁の環境を組織しており、その象徴的なモデルが監獄であるとされる。個人は閉じられた環境から別の閉じられた環境へと移行していくが、その移行は家族にはじまり工場へと帰着するという。工場において労働者は集中させられ、空間内に配分され、時間の中に秩序づけられる。そしてこの規律社会の後に来るのが管理社会であるとされる¹⁰⁵。

君主制社会とはフーコーのいうところの「殺す権力」、つまり死の決定をくださる社会であ

¹⁰³ フーコーが世を去ったのは 1984 年である。また、フーコーが自由主義についての見解を明らかにしたのはコレージュ・ド・フランスでの 1978 年度の講義「安全・領土・人口」、1979 年度の講義「生政治の誕生」においてである。この講義の概要は当初、英語に翻訳されていなかったため、フーコーの権力論はそれ以前の規律権力論を中心に検討されたが、これらの講義の内容が広がるにつれて統治性研究として取り入れられていった。したがって、フーコー理論に依拠した統治性研究が現代的な自由主義についての考察に本格的に利用されるようになるのは 1990 年代以降になってからのことである。ドゥルーズが提起した管理社会論はフーコーの理論に関する 1980 年代における先駆的な整理である。

¹⁰⁴ Deleuze, G. (1990), *Pourparlers 1972-1990*, Editions de Minuit [ドゥルーズ, G. (1992)、宮林寛訳「追伸—管理社会について」『記号と事件』河出書房新社]

¹⁰⁵ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』293 頁

り、その君主制社会から規律社会への移行は段階的に行われたとされる¹⁰⁶。そして規律社会から管理社会への移行も着々と進んでおり、そのため監獄、病院、工場、学校、家族などのあらゆる監禁の環境が危機に瀕するようになったという¹⁰⁷。ドゥルーズはこうした諸制度の危機に対して試みられている様々な改革では規律社会が終焉に向かいつつあるという点が見落とされていると指摘する¹⁰⁸。そのため、こうした制度改革は次の管理社会が到来するまでの時間つぶしに過ぎず、成果を上げないであろうと述べている。ドゥルーズは管理社会の概念をフーコーの権力論¹⁰⁹ に基礎をおき、それを再検討したものとして構想したのである。

図. 3-5 ドゥルーズによる社会の変遷の整理

君主制社会 ⇒ 規律社会 ⇒ 管理社会

出所：ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』292-300頁 を元に作成

ドゥルーズによれば規律社会におけるさまざまな監禁の環境は、監獄をモデルとして展開しているとされ、またその個々の監禁の環境は独立的であり、個別の鋳型で鋳造されるかのように作り出されるという。これに対して管理社会においては計数と可変性が前面に出てくるといふ。管理は「転調」であって、刻一刻と変貌を繰り返す自己といういわば変形型の鋳造作業が行われるとされる¹¹⁰。こうした管理社会では規律社会の帰着点であった工場が企業に取って代わられるという。企業では規律に変わり「競争」が統治手段となる。工場において個人は組織体にまとめ上げられていたが、企業においては個々人の敵対関係が導入され、それによって個々人は分断される。そしてその敵対関係は「健全な競争心」の名の下に正当化されるのである¹¹¹。

企業はこうした個々人の分断によって個人を動機づける¹¹²。その典型例が能力給であり、これはまさに管理社会における可変性を象徴するものである。変動の原則が支配する管理社会においては企業が工場に取って代わり、生涯教育が学校に取って代わり、平常点（日常

¹⁰⁶ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』293頁

¹⁰⁷ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』293頁

¹⁰⁸ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』293頁

¹⁰⁹ 一般的に「統治性研究」と呼ばれる。

¹¹⁰ 例えば、日本人や東京都民といった概念は、その構成員は常に変化し続けているが同一性を保った概念として受け取られている。同様に、自己という概念も常に変貌を遂げているが、そこには同一性があるとの前提で捉えられている。近年、ネット空間上の個人データが、いわばその個人の“双子”（デジタル・ツインという）のような存在となっているが、それはネット上のデータによって更新され続けている。

¹¹¹ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』295頁

¹¹² ドゥルーズ, G. (1992)『前掲訳書』295頁

のすべてが評価される)が試験に取って代わる。そして、管理社会では変化と安定が同居する、いわば不断の準安定状態がつくられる。そのため、管理社会では「何一つ終えることができない」とされる。この不断の準安定状態、すなわち動的な均衡という視点は現代的な諸制度を理解する上で重要である¹¹³。

規律社会では権力は群れの形成と個人の形成を同時に行っていた。権力は人々を組織体にまとめあげ、同時に組織体に所属する各成員の個別性を型にはめていく。これに対して管理社会では個人と群との関係が変わる。個人は分割されて可変性を持つ存在となる。そして、群れは「分割された個人」としてのデータ、そのデータが集積したデータベース、これらの「分割された個人」の交換が行われる市場へと変質する。市場を通じて社会、組織、個人間の準安定状態がもたらされるのである。現代社会で急速に広がりつつある「ジョブ型ワーク」、「複業」は規律社会ではなく、管理社会への変化に対応する働き方といえる。「分割された個人」であるからこそ、複数の企業で同時に働くことが可能となる。工場労働者のように特定の組織で特定の役割を与えられる規律社会型の働き方では「複業」は困難であり、せいぜいアルバイト的な「副業」を行えるに過ぎない。

2008年、経済同友会は「ワークライフ・バランス」に対し、新たに「ワークライフ・インテグレーション」というコンセプトを提起した¹¹⁴。仕事とプライベート、オンとオフを明確に区別するワークライフ・バランスに対し、ワークライフ・インテグレーションではオンとオフとを明確には区別しない。ワークライフ・インテグレーションでは、いつ働き、いつ休むかを会社が決めるのではなく自己の裁量とするのである¹¹⁵。

タイムカードで勤怠管理する工場労働のような仕事にはワークライフ・バランスのコンセプトが当てはまる。自己裁量の余地が大きい知識労働、クリエイティブな仕事にはワークライフ・インテグレーションのコンセプトがなじむ。テレワークが当たり前となった現代においてその違いは明確になってきている。そして、ワークライフ・バランスは人を鋳型にはめる仕事のスタイルに対応するものである。これに対しワークライフ・インテグレーションは働き手に自己裁量を与えつつ、経済社会での成功を目指して組織の望む方向に自らを駆り立てていく、すなわち自ら競争に身を投じるといった管理社会の仕事のスタイルに対応するものといえるだろう。

このように型にはめられる規律社会と可変性を特徴とする管理社会を最も的確に反映しているのが貨幣であるとされる¹¹⁶。規律社会では貨幣は金本位制に関連づけられ、管理社会の貨幣は変動相場制と関連づけられる。すなわち、国家統制型の貨幣制度は規律社会になじ

¹¹³ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲書』295頁

¹¹⁴ 経済同友会 (2008)「21世紀の新しい働き方『ワーク&ライフ インテグレーション』を目指して」

¹¹⁵ 経済同友会 (2008)「前掲論文」14-16頁

¹¹⁶ ドゥルーズ, G. (1992)『前掲書』296頁

み市場調整型の貨幣制度は管理社会になじむ¹¹⁷。資本主義との関連で見ると、規律社会において資本主義は生産を目標に据えて、所有権を認めた上で集中化を実施する。そのため工場が監禁環境に仕立て上げられる。そして市場は専門化、植民地建設、生産コストの低減によって獲得されるとみなされる。

これに対し管理社会では資本主義は過剰生産となっており、販売や市場を目指す資本主義へと変貌を遂げたという。そのため資本主義は本質的に分散性という特徴をもつようになり、工場が企業に席を明け渡すことになったのである。企業は歪曲と変換を被りやすい数値やデータ等で構成されるため、規律の有効性が低下した。その代わり、市場獲得のためのマーケティングが管理手段となったという。管理社会における管理は短期の展望しかもたず、回転が速いと同時に他方では連続的で終わりのないものとなるという¹¹⁸。

表. 3-6 ドゥルーズの規律社会と管理社会の概念の対比

| 規律社会 | 管理社会 |
|------------|-------------|
| 工場 | 企業 |
| 集中 | 分散 |
| 類比 | 計数 |
| 鋳型 | 転調 |
| 最低水準の給与 | 能力給 |
| 学校教育 | 生涯教育 |
| 試験 | 平常点 |
| ゼロからのやり直し | 何一つ終わらない |
| 見せかけの放免 | 果てしない引き伸ばし |
| 群れ・個人の同時形成 | 個人の分割（可分性） |
| 金本位制の貨幣 | 変動相場制の貨幣 |
| エネルギー論的機械 | コンピューター |
| 生産を目標 | 販売・市場を目標 |
| 長期間・無限・非連続 | 短期・早い回転・連続的 |

出所：ドゥルーズ, G. (1992) 『前掲訳書』 292-300 頁 を元に作成

このようにドゥルーズは 18 世紀に始まり 20 世紀初頭に頂点に達した規律社会が、その

¹¹⁷ フーコーの「人口」に介入し調整する権力では市場機能を用いた調整が行われるとされる。その調整原理が危険、すなわちリスクである。ドゥルーズの管理社会の概念はリスクマネジメントが社会統治で重要になることを示唆している。

¹¹⁸ ドゥルーズ, G. (1992) 『前掲訳書』 296 頁

後、徐々に管理社会へと移行したと捉えている¹¹⁹。しかし、規律社会を規律訓練権力と、管理社会を「人口」に介入し調整する権力とを同一視しているわけではない。ドゥルーズは規律訓練権力のモチーフが前景に出た社会を規律社会、「人口」に介入し調整する権力のモチーフが前面に出た社会を管理社会として整理したのである。管理社会において規律訓練権力が失われたわけではなく、権力のあり方の主調が「人口」に介入し調整する権力へと移行したと考えるべきなのである。

したがって、現代の諸制度には規律訓練権力、「人口」に介入し調整する権力の二つの側面が含まれている。これは現代における自由主義的な制度として内部統制制度、リスクマネジメント制度を理解する上で重要となる。ドゥルーズの管理社会論は特に、資本主義の変容、消費社会化・高度情報社会化の進展も加味した点でフーコー理論を発展させたものといえる。自由主義的な制度としての内部統制制度、リスクマネジメントを検討する上で有益な視点といえる。

なお、本論文ではフーコーの統治性研究の他にポスト構造主義の哲学者であるボードリヤールの記号論も援用する。フーコーの統治性論は会計、内部統制、リスクマネジメントの実務にどのような力学が働き、制度が構成され、実務となっているかを分析するのに優れた方法論である。しかし、ファイナンス経済の進展、インタangibleブルズ（目に見えない資産）の増加による会計制度の複雑化といった状況を理論に十分に取り込んでいない。ボードリヤールの記号論は、社会に起きるあらゆる事象、制度を記号として捉えている。そして、現代社会では記号が具体的な指示対象を失い、記号自体が独立して存在するようになっていると指摘する。ボードリヤールに依拠する会計研究も徐々に増えており、本論文ではフーコーとボードリヤールの理論を組み合わせるという方法を採用する。ボードリヤールの記号論及びそれを援用した会計論文については第六章で詳しく扱う。

4. 本章のまとめ

本章では第二章に引き続いて会計研究方法論、特にその哲学的基礎の多様性について検討してきた。そして、哲学者のフーコーの方法論に依拠する会計研究がフーコー主義会計研究と呼ばれていることを指摘した。本論文はフーコー主義会計研究の成果を取り込み、それに加えてドゥルーズ、ボードリヤールなどのフランス現代哲学の思想家の理論を利用しようとしており、その意義を考察する必要があるためである。会計研究者の多くは無意識に主流派とされる実証的、科学的な視点を採用している。したがって、そうした視点を相対化する作業が必要である。

本章での検討により、会計学の主流派の研究方法は安定した社会条件では強みを発揮するものの、社会状況が大きく変化する場合にはまったく対応できないことが明らかとなった。そして、20世紀後半以降、社会はかつてないほど大きな変化を遂げている。こうし

¹¹⁹ ドゥルーズ, G. (1992) 『前掲訳書』 292 頁

た変化の時代において、フーコーの所説は有益な分析の視点を提供してくれる。フーコーは物の見方や社会的文脈はそれを成立させる物理的・社会的条件に依存すると考えていた。時代が変われば物の見方・常識が変わり、それ以前の時代とは全く異質なものとなり、その時代の物の見方が特有のパターンに集約されていくと指摘したのである。

本論文では現代の社会制度の多くが「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルとなっていると主張するが、そこにはフーコーの所説を大いに取り入れている。各主体を自立させ、その一方で管理を強化するという現代の社会制度の力学を説明するのにフーコーの「人口」に介入し調整する権力の視点は有効性が高い。こうして先進各国を中心に 20 世紀後半において内部統制制度、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスが重要性を増した背景、その力学を理解することが可能となるのである。

また、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの中核的モデルは内部統制制度である。現代的な内部統制制度は各主体を自立させる一方、間接的な管理を強化するという社会的文脈で再定義されたものであり、それ以前の制度とは用語等に共通性はあるものの、全く異なる統治原理・力学によって形成された新たな制度なのである。その新たな力学の中でリスクマネジメント、コーポレートガバナンスと一体化していったのである。そこで、第四章では新たな統治原理による内部統制制度の生成の力学について検討する。

第四章 現代的な内部統制制度の論理と力学

1. はじめに

本章ではパワーの「監査社会」論¹を手掛かりに現代的な内部統制制度の特質を検討する。パワーは英米を中心として先進各国に広がった現代的な社会制度やフレームワークに関して会計監査が重要なモデルとして機能していると指摘した。すなわち、1980年代より急速に重要性を増した内部統制制度に加え、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント、NPM、ISO等が会計監査モデルから派生したものであると指摘した。そして、こうした制度が重要性を増して言った状況を「監査社会」と名づけたのである。

「監査社会」とは会計監査モデルが社会の多様な領域に浸透した社会である。それは、社会制度のあり方が大きく変化したことを意味している。会計監査モデルの特徴は組織が自らを統治する仕組みを作り出し、それを外部から認証する点にある。そして、「監査社会」化の進展の中で内部統制制度の重要性が著しく高まっていったのである。内部統制制度はいわば組織の自己統治システムである。自己統治システムとしての内部統制制度の重要性の高まりと並行して、それを客観的な第三者が認証することが重要になっていった。本論文ではこのような現代的な諸制度の特質を「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルと呼ぶ。これはフォーコーの所説に基づいて「監査社会」論を再定義したものである。

パワーの「監査社会」論は、現代の多くの社会制度に共通する特質をうまく整理し、しかも有益な視点を提供してくれる。しかし、「監査社会」化が進展した原因については十分に説明していない。その原因を理解することは適切な制度設計や運用にとって重要である。そこで本章ではフォーコーの所説、具体的には第三章で検討した「生かす権力」の一つ、「人口」に介入し調整する権力の概念等を用い、現代における各種社会制度の背景に働く力学を究明する。すなわち、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの力学、論理の究明である。

パワーの「監査社会」論は英国で非常にセンセーショナルに受け止められるとともに、後述するように強い批判も浴びている。そうした批判の多くはその研究方法論に向けられている。本論文の第二章、第三章で行った会計研究方法論の整理は、パワーの「監査社会」論に向けられた批判への反論のためのものでもある。すなわち、社会の変革期においてこうした研究方法論が持つ意義を明らかにしたものである。社会変革期における統治の力学の変化を検討するうえでフォーコーの所説は極めて有効である。そして、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの広まりはフォーコーによる「人口」に介入し調整する権力の視点、さらにフォーコー的な自由主義の理解などに関連づけることでより深く理解することが

¹ Power, M. (1997), *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University, Press. [M.パワー (2003) 國部克彦・堀口真司訳『監査社会』東洋経済社]

できる。こうした理論的な整理を行ったうえで、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの主要な事例として先進各国で広まった NPM（ニューパブリックマネジメント）を取り上げ分析する。

2. パワーの「監査社会」論の特質

2. 1. 「監査社会」論の概要

1990 年前後から目立つようになったコーポレートガバナンスやコンプライアンスを重視する世界的動向、そして内部統制に対する注目とリスクマネジメントとの統合的フレームワークへと至る一連の動向は何を意味しているのだろうか。わが国の現代的な内部統制制度もこうした動向と無縁ではない。そこでパワーの提起した「監査社会」論に依拠して、こうした動向の背景を検討する。パワーの「監査社会」論は従来とは全く異なる視点から会計監査制度を考察し、英国において一大センセーションを巻き起こした。その影響はわが国においても特に哲学、社会学の分野に及んでいる。

パワーは 1980 年代後半以降の英国が「監査の爆発的拡張」の状態にあると指摘する²。すなわち、監査のフレームワークが、会計監査の領域だけにとどまらず社会生活の様々な領域へと浸透し、そうしたやり方が“当たり前”になったこと、すなわち正当性を獲得していったというのである。具体的には、監査のフレームワークが、品質、環境、医療、行政などの多様な領域に浸透していったのである。パワーはこうした新たな状況を「監査社会」と名付け、その監査社会において監査が「儀式化」している側面があると指摘した。パワーによれば「監査社会」化した背景には管理の考え方についての大きな転換があったという。また、同時期に重要性が増したコーポレートガバナンス、内部統制、リスクマネジメントといった諸制度も「監査社会」化と密接に関係しているとも述べている³。

まず、パワーは監査という用語の定義については正確な合意がないと指摘する。実務における公式な定義は、その実務に対する期待を理想化した見込み、ないし期待を表明したものに過ぎないという。そのため、監査を定義しようとする試みが“ありうべき”監査の可能性を説明するものに過ぎず、そのため監査という概念が「あいまい」なものになっているという⁴。ところが、そのあいまいさゆえに会計監査のフレームワークが多様な領域で適用可能となり、組織コントロール手段として広く利用されていると指摘している⁵。

² パワーは「監査の爆発的拡張」について、監査実務の他の領域への拡張という側面よりも監査についての特定の考え方の爆発的拡張という側面を強調する。

³ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.3; 邦訳 (2003) 4 頁

⁴ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.4; 邦訳 (2003) 5 頁

⁵ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.6; 邦訳 (2003) 8 頁

こうした監査概念のあいまいさの原因は、監査という用語が特定かつ具体的な実践を示していない点にある。監査という用語がコントロールやアカウンタビリティが強く求められる領域において規範的に用いられている。すなわち、具体的な実務そのものではなく、「監査はかくあるべし」という理想として述べられているのである。監査実務を説明するよりも監査のあるべき姿を述べることのほうが簡単なためである。こうして監査概念のあいまいさによって多様な領域での利用が可能になったというのである⁶。

こうした理解に基づき、パワーは組織のコントロールやアカウンタビリティの履行のために監査を導入しようとする文脈を「プログラム」と呼び、これに対し監査における実務上の具体的な手順・手法などを「テクノロジー」ないしは「オペレーション」と呼んで両者を区別する。そして、監査という概念に対するプログラムの要請とテクノロジー、オペレーションとが緩やかにしか結びついていないと論じている⁷。すなわち、プログラムのレベルでは監査という概念があいまいにされており、それがテクノロジー、オペレーションのレベルでの具体性、実践性によって補われる構造になっているという。他方、監査という概念のあいまいさが、逆に専門技術としての実務にオーラを与え、それが監査専門家の特権的な地位を維持するのに役立ってきたとも述べている。しかし、監査の問題点は監査の定義のみならずその有効性もあいまいな点にもある。それを補うため、監査プロセスに対する多大な投資⁸、監査実務家に対する倫理規範の強化⁹が行われてきた。プロセス改善の取り組みへの信頼が監査の有効性のあいまいさを埋め合わせてきたのである。

監査のあいまいさがもたらした「爆発的な拡張」により、監査が広範な領域で実施されている現在でも会計監査は重要な意味を持っている。そして内部統制制度の役割がより重要性を増している。内部統制制度の本質は自己統治という形式にある。パワーによれば、社会の広範な領域に監査が浸透しているという事実は、内部統制制度に代表される自己統治が社会統治の基本形になったことを意味するという。「監査社会」には自己統治社会という側面がある。また、監査は監査可能である対象があって初めて機能するため、監査自体が監査可能なパフォーマンスという監査条件を作り出す。監査の対象であるパフォーマンスは測定尺度を通じて管理される。ところが、その測定尺度は実際的な可能性や効果よりも潜在的な可能性に焦点を当てている。監査、パフォーマンス、測定尺度には相互依存関係があり、パフォーマンス測定尺度は価値中立的ではない。パワーはここからデカップ

⁶ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.6; 邦訳 (2003) 8頁

⁷ 「プログラム」「テクノロジー」という視点は第三章で検討したローズとミラー (1990) の論文で用いられたフレームワークとほぼ同じである。またパワーの著書で参考文献に挙げられていることからラトゥールの理論にも影響を強く受けていると考えられる。

⁸ ここで投資とは、さまざまな監査技法が開発され続けていることを指す。

⁹ 実務家に対する規範強化については本章の中で「試験」に関するフーコーの規律訓練権力論に基づいた検討を行う。

リングとコロナイゼーションという監査の失敗の二つの可能性を提起する¹⁰。

まず、デカップリング (decoupling) は「分離」を意味する。ここでは監査プロセス自体が自己完結的な存在となり、監査本来の目的から乖離することを表している。つまり、パフォーマンスが監査可能であるというイメージが自己言及的に作り出され、“監査のための監査”が行われるようになる。デカップリングによって監査は「合理化された検証の儀式」と化す。儀式化された監査において、形式的な統制構造や監査可能なパフォーマンス測定尺度に注意が向けられることで“安心”が生みだされる。こうして儀式化された監査によって組織の活動に正当性が付与されるのである。つまり、監査の正当性はその実質によってではなく、イメージによって生み出されるのである¹¹。

次に、コロナイゼーション (colonization) とは「植民地化」を意味する。監査の論理が会計監査以外のさまざまな領域¹²にも浸透、つまり「植民地化」していくことを示している。これには監査の論理の有益性が認められたという側面もあるが、パワーはコロナイゼーション問題の核心は監査が最終的な救済策となりえないという可能性にあると指摘する。すなわち、監査が実際的な救済策としてではなく、さまざまな領域において単なる正当化の手段として利用される恐れがあるということである。コロナイゼーションは、監査や監査可能なパフォーマンス測定尺度の乱用の恐れに着目する概念でもある¹³。

監査プロセスが取り入れられた領域では、中身のない安心の証書 (監査報告書等) を作成・提供する産業 (= 専門家集団) を過度に信頼するリスクが生じるのである。「監査社会」とは監査以外の組織統制の形式を犠牲にして、表面的な検証の儀式への過度な投資に偏り、それによって社会を危険にさらすような社会なのである¹⁴。

パワーの「監査社会」論は既存の監査論のフレームワークを社会からの視点でとらえなおそうとしたものであり、変革期における社会統治手段として会計監査モデルが利便性の高いものであったことを理解するのに資するものといえる。

2. 2. 「監査社会」論への批判と反論

パワーの「監査社会」論は広く社会的文脈から監査制度を捉えなおそうとした試みであり、英国の会計研究者、実務家たちの間にセンセーションを巻き起こした。しかし、従来の監査論とは全く異なる視点に立つパワーの監査論は多くの反発を呼ぶものでもあった。

¹⁰ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.13; 邦訳 (2003) 17 頁

¹¹ Power, M. (1997), *op. cit.*, pp.92-94; 邦訳 (2003) 130-132 頁

¹² 行政評価、環境監査、医療監査、品質管理、内部統制等の現代的諸制度の多くが該当する。

¹³ Power, M. (1997), *op. cit.*; pp.98-100; 邦訳 (2003) 135-137 頁

¹⁴ Power, M. (1997), *op. cit.*; p.94; 邦訳 (2003) 132 頁

中でもハンフリーら（2000）¹⁵は、英国勅許会計士協会¹⁶から助成を受けてまとめた論文においてパワーを強く批判している。

ハンフリーらはパワーの所説において監査が明確に定義されていない点を厳しく批判する。「監査社会」論を展開し、さまざまなものの監査可能性を議論するに際しては監査の定義こそが決定的な前提条件ではないかというのである。監査の定義を明確にしないままに「監査社会」「監査爆発」といったセンセーショナルな用語を提起することで読み手の混乱を招いているとも述べている¹⁷。

また、監査のフレームワークが社会において多様な広がりを見せているとパワーは主張しているが、その中心的なモデルである会計監査において監査報酬の頭打ちという事態が生じていると批判する。監査報酬が増えていないという事態は「監査社会」という認識と矛盾しているのではないかというのである¹⁸。さらに、パワーによる「監査があいまい」という主張についても批判する。監査プロセスは明確であり、監査が他の領域に広がっているように見える現象も実際にはパフォーマンス測定が広まっていると考えるべきであるという。その意味では、「監査社会」ではなく「パフォーマンス測定社会」とでも呼ぶべき状況と見るのが妥当であると批判する¹⁹。

ハンフリーらのこうした批判に対しパワーは反論を行っている²⁰。まず、監査の定義の問題については自身の説明不足を認めている。しかし、監査という考え方がさまざまなラベルを通じて正当化を行う政治的空間を明らかにするという目的のため、事前に監査を定義することはできないと反論する。そして、それぞれのラベルが“検査”として行われるのか、“評価”として行われるのかは本質的な問題ではないと述べている。

また、会計監査モデルの爆発的拡張という現象は見当たらないとの批判に対しては、会計監査については「監査の組織内部への爆発的拡張」ともいうべき状況、つまり内部監査人に代表される組織内部の機関や専門家が、それまで外部監査人の担っていた役割を実質的に引き受けていることを指摘する。さらに、パフォーマンス測定こそが社会に広がっている原理であるとの批判については、どのようなパフォーマンス測定尺度であっても監査可能性が重要な制約となっており、それが制度設計上の規範となっていると指摘している。

こうしたパワーとハンフリーらの論争において両者の議論はかみ合っていないように見える。その原因は、彼らのよって立つ視点の違いに由来する。ハンフリーらは主流派会計

¹⁵ Humphrey, C. & D. Owen (2000), Debating the “Power’s of audit”, *Internal Journal of Auditing*, Vol.4, No.1.

¹⁶ 英国勅許会計士協会の正式名称はイングランド＝ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales）である。

¹⁷ Humphrey, C. & D. Owen (2000), Ibid, p.40

¹⁸ Humphrey, C. & D. Owen (2000), Ibid., p.40

¹⁹ Humphrey, C. & D. Owen (2000), Ibid., p.141

²⁰ パワーによるハンフリーへの反論は M.パワー『監査社会』の日本語訳書に掲載されている。

研究的な立場から批判を行っている。それに対し、パワーは解釈的会計研究、批判的会計研究といった社会理論に基づく視点で意見を述べている。こうした議論を行う場合、前提となる物の見方をすり合わせる必要がある。本論文では第二章、第三章において会計研究方法論の多様性を検討するとともに社会理論に依拠する研究の可能性を探ってきた。その結果、社会の変革期においては社会理論に基づく会計研究方法論が有益であることが明らかとなった。そして、フーコーの所説が現代における変化の背景に働く力学を理解するのに有益である点を確認した。そこで本論文ではフーコーの理論を利用してパワーの理論を再検討する。

2. 3. フーコーの所説による「監査社会」論の検討

パワーの「監査社会」論は、先進各国が新たな統治スタイルへと転換していく状況の説明を試みたものと捉えることができる。ここでは「監査社会」化へと向かった背景についてフーコーの所説に基づいて検討を行いたい。

フーコーは現代における先進資本主義国家の統治システムを自由主義の観点から考察している。自由主義は多義的な概念であるが、フーコーは現実に行われている統治に合理性を与えている論理といった意味で自由主義という言葉を使っている²¹。フーコーの自由主義は政治的なイデオロギーとは一線を画しており、18世紀半ば以降、統治スタイルの主調となったとフーコーが主張する「人口」に介入し調整する権力の力学や論理といったものを示す用語である。本論文ではこれをフーコー的自由主義と呼ぶこととする。

フーコー的自由主義には社会の中で特定の目標へと方向づけ、自らの行動を調整させるふるまいを導き出そうとする特徴がある²²。本論文ではそれを「自己統治」と呼ぶ。また、フーコーは自由主義には「常に統治しすぎている」という原理が働くとも述べている。それは統治コストを可能な限り節約する一方で、その効果を最大限に高めようとする原理である。できる限り少なく統治することを追求するのがフーコー的自由主義である²³。できる限り少なく統治するためには各主体が自立し、自分自身のふるまいを社会的に許される範囲に収める必要がある。そこで「自己統治」が求められるわけである。

さらにフーコーは自由主義が安全の戦略によって支えられていると主張する²⁴。自由はあくまでも社会の安全が守られる範囲内で保証されなければならない。本論文ではフーコー的な安全の概念を「安全（セキュリティ）」と呼んでいる。そして、自由と「安全（セキュリティ）」とを仲裁する「危険」の概念を提起する。フーコーは、「病であろうと、老いであろうと、生において起こりうるすべてが個人・社会にとっての危険を構成しないよ

²¹ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 391 頁

²² フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 391 頁

²³ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 36 頁

²⁴ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 79 頁

うにすること」と述べている²⁵。ここに「自己統治」のシステムである内部統制制度と危険、すなわちリスクとの接点が生まれる。それは社会にとっての危険、リスクを指している。フーコーは自由主義のスローガンが「危険と隣り合わせに生きる」ことと評している²⁶。

フーコーは、自由主義の条件となる「安全（セキュリティ）」を実現するために、かえって管理・制約・強制の手続が途方もなく拡張されていくと指摘する²⁷。フーコーは自由の生産には管理や強制が当然伴うと考えた。ただし、その管理や強制の形態が直接的な形式ではなく、公的機関や業界団体等によって作成される報告書やガイドライン等によって示される“あるべき行動”、“あるべき状態”に自ら積極的に従わせることで社会の安全を確保しようとするのである。すなわち、「自己統治」は社会における各主体が自由の名のもとに課された大きな制約なのである。

こうした自己統治が社会に臨む方向で行われるためには第三者による認証は大きな役割を果たす。すなわち、自己統治と第三者による認証は現代的な統治システムに不可欠な相互に関係する二つの要素である。これがフーコーの考える「安全（セキュリティ）」の戦略であり、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの論理である。フーコー的自由主義の観点からは内部統制制度は「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの要となる制度であり、本質的にリスクマネジメントの側面を強く持つことが導き出される。ここに内部統制制度とリスクマネジメントとの接点を見出すことができる。

ところで、パワーの「監査社会」論に関しては、土佐（2007）²⁸ がフーコーの所説に基づいて独自に検討、整理している。土佐は現代では国家のような権力主体が直接的に統治する権力行使の形式から望ましい統治目標を各主体に間接的に示し、特定の方向に誘導しようとする形式へと変化が起きたと指摘する。すなわち、望ましいとされる基準や尺度に基づいた自己改善や調整を要求するという権力行使の形式へと転換したという。

こうした間接的な統治形式において各主体は自ら望んで行動しているように見えるが、実際には権力主体の望む方向に導かれている。明確な尺度が示されることで、各主体はその尺度に沿ってより良い評価が得られることを目指して絶え間なく努力するようになる。尺度の「標準化」や「数値化」は間接的に各主体を統治する有力な手法であり、また、それを支えるのが専門知識を持った客観的な第三者による認証という社会的なラベルなのである²⁹。土佐の整理は「監査社会」論とフーコーの所説との相性の良さ、相互補完関係を

²⁵ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 79 頁

²⁶ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 81 頁

²⁷ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 82 頁

²⁸ 土佐弘之 (2007) 「グローバルな統治性」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で - 統治性・セキュリティ・闘争』 慶応義塾大学出版会、119-153 頁

²⁹ 土佐弘之 (2007) 「上掲論文」 127 頁

示すものである。

本章では、「監査社会」論の主張を社会における「自己統治・第三者認証型」の統治システムの浸透という観点から検証していく。

3. 現代的な内部統制制度への転換の背景

3. 1. 内部統制制度とコーポレートガバナンス

パワーは「監査社会」論を発展させ、内部統制とリスクマネジメントに関する概念の整理を行っている。まず、パワーは1990年代にコーポレートガバナンスが重要性を増していく中で、内部統制がその中核的制度として位置づけられていったことを指摘する³⁰。それは内部統制制度が現代社会において決定的な役割を担うようになったことを意味する。そして、内部統制制度はリスクマネジメントとも密接な関係を持ち、さらには内部統制がリスクマネジメントとして再定義されたとも述べている³¹。

また、パワーは自己規制、自己統治の形式である現代的な内部統制制度においては「信頼」という価値が重視されているという。すなわち、経営者の資質や組織文化等が重視されているのである³²。このような道徳的な統治技法としての内部統制制度がコーポレートガバナンスの中心となった点が大きな特徴であるという。そして、現代的な内部統制制度のデファクトスタンダードとなったのが COSO 内部統制フレームワークである。

1990年代以降、米国において COSO 内部統制フレームワーク（1992）が登場し、それが各国の内部統制実務に影響を与えた背景には1980年代に世界各国で発生した金融機関の経営破綻問題、その後のコーポレートガバナンス強化に対する社会的関心の高まりがあったという。企業の経営破綻を未然に防ぐためのガバナンス強化の観点から内部統制制度が議論されたのである³³。したがってコーポレートガバナンスに関する議論と内部統制制度との間には密接な関係が存在する。

元々、コーポレートガバナンスは英米法に由来する概念であり、本来は企業における株主や経営者の権限と義務を規制する法的構造を意味していた³⁴。それが1980年以降、法学分野にはとどまらず経営学や経済学の領域でも議論されるようになり、今や論者によって

³⁰ Power, M. (2007), *Organized Uncertainty: Designing a World of Risk Management*, Oxford Press, pp.41-42 [パワー, M. (2007) 堀口真司訳『リスクを管理する－不確実性の組織化』中央経済社、52頁]

³¹ Power, M. (2007), *Ibid*, p.42; 邦訳 (2011) 52頁

³² Power, M. (2007), *Ibid*, p.42; 邦訳 (2011) 52頁

³³ 町田祥弘 (2004) 『前掲書』、117-118頁

³⁴ 青木昌彦 (1995) 『経済システム進化の多元性』東洋経済新報社、96頁

多様な意味で用いられる広い射程を持つ概念となっている³⁵。本論文では特にコーポレートガバナンスと内部統制の関係性に重点を置くが、それはそれぞれの概念の形式上の役割分担の違いよりも、共通の論理に基づく現代的な統治システムである点に注目する。すなわち、「自己統治・第三者認証型」の統治システムである。

コーポレートガバナンスと内部統制との密接な関係性は 1980 年代、1990 年代の米国と英国の状況を検討すると理解しやすい。第一章でも検討したように、まず米国では 1980 年代以降、金融機関の破綻が多発していた。貯蓄貸付組合をはじめとして数多くの事業破綻が生じたため米国政府が預金者保護の立場から公的資金を投入した。公的資金の源泉は税金であり、米国市民に広く影響を及ぼす重大な事態としての認識が高まったのである³⁶。

また 1980 年代は会計監査に対する「期待ギャップ」が大きな問題となっていた時期でもある。期待ギャップとは会計専門家が監査における自らの職責と考えるところと社会が監査に求め、期待するところとのギャップを指す³⁷。会計監査に関する期待ギャップ問題は従来から存在していたが、事業破綻に対する社会の関心の高まりから、会計専門家の諸団体も従来とは異なる対応の必要性を感じるようになったのである。

こうした社会の関心の高まりを背景に、米国政府は金融機関におけるコーポレートガバナンス問題への関与を深めていった。すなわち、金融機関の経営者の不正を未然に防ぎ、経営破綻に至らないための法律として 1991 年に連邦預金保険公社改革法（Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991：FDICIA）を制定したのである。こうした状況にあって会計監査について企業が破綻をきたさないためのシステムの構築、すなわち内部統制の有効性を高めることが重要課題となったのである³⁸。

コーポレートガバナンスの観点からすると従来の内部統制の考え方は不十分なものであった。なぜならば、従来の内部統制制度は企業内部の会計統制に限定されていたからである。それでは企業の破綻を防ぐという意味での社会の期待に応える制度とはいえない。そこで、企業活動全般に関わる広範な内部統制概念が模索されたのである。加えて経営者不正を防止し、企業経営の健全性、効率性等に貢献するような監視構造として内部統制が考えられたという。本来、内部統制において経営者は統制の対象外と考えられていた。しかし、町田（2004）は内部統制に関する報告を経営者に促す制度によってこの問題の解決を図ろうとしたと指摘する。そして報告対象としての内部統制を想定して 1992 年の COSO 内部統制フレームワークが提起されたのである³⁹。

こうした米国の動向と同時期に英国においてもコーポレートガバナンスについての関心

³⁵ 町田祥弘（2004）『前掲書』119 頁

³⁶ 浅沼宏和（2009）「前掲論文」3-4 頁

³⁷ 吉見宏（2003）「期待ギャップ問題の展開とその将来」『経済学研究』九州大学経済学会、127 頁

³⁸ 浅沼宏和（2009）「前掲論文」4 頁

³⁹ 町田祥弘（2004）『前掲書』120-122 頁

が高まっていた。すなわち 1991 年に発覚した大手新聞社ミラー・グループ会長による経済犯罪、大手銀行・BCCI (Bank of Credit and Commerce International) によるマネーロンダリング事件といった企業不正事件によってコーポレートガバナンスに関する議論が沸き上がった。そして、さまざまな諮問委員会が設置され、議論が行われたのである。

その結果、1992 年のキャドベリー報告書において、経営者が内部統制について報告し、監査人はそれに対する意見の表明を行うことが勧告されたのである⁴⁰。キャドベリー報告書を受け、その後、内部統制の有効性を評価するための判断基準、報告書のひな形、監査人に対するガイドラインなどに関する議論が進んでいくこととなった。

また、キャドベリー報告書には最善の実務のための規程 (Code of best practice) も盛り込まれていた。そしてロンドン証券取引所は 1993 年 7 月以降、この実務規程の順守を継続的な上場要件として強制するところとなった。1998 年にはハンベル報告書が公表されたが、それはキャドベリー報告書とその後の議論の流れに沿ったものではあったが、その基本的姿勢については異なるものであった。すなわち、キャドベリー報告書以降の議論では、企業が守るべき基準の明確化が目指されていた。しかし、ハンベル報告書では企業が順守すべきコーポレートガバナンスの原則は示されたものの、具体的な実現方法については触れられていなかった。そこで同年 (1998) にロンドン証券取引所がこれまでの議論や報告書の成果を統合したものとして統合規範 (Combined Code) を公表し、新たな上場規則としたのである⁴¹。

この統合規範を補足するガイドラインとして公表されたのがターンブル・ガイダンス (1998) である⁴²。ターンブル・ガイダンスは統合規範の内部統制に関する勧告を実施する上での実務指針となった。ターンブル・ガイダンスによって内部統制についての取締役会の責任が明示され、その実効性が担保されることとなった。このように英国においても内部統制はコーポレートガバナンスの中核的制度として位置づけられていったのである。ターンブル・ガイダンスは、COSO の内部統制フレームワークの英国版である^{43 44}。

さらに同じ時期にカナダにおいても内部統制のフレームワークが提起されている。それが 1995 年にカナダ勅許会計士協会が公表した CoCo 報告書 (Criteria of Control Board Guidance for Directors) である。CoCo 報告書は、経営者、取締役、外部監査人のための内部統制ガイドラインであり、COSO の内部統制フレームワークを基礎において構築されている。ただし、内部統制 (internal control) ではなく統制 (control) と表現しており、

⁴⁰ 町田祥弘 (2004) 『前掲書』 206—207 頁

⁴¹ 町田祥弘 (2004) 『前掲書』 208 頁

⁴² 町田祥弘 (2004) 『前掲書』 209 頁

⁴³ Power, M. (2007), *op. cit.*, p49 ; 邦訳 (2011) 61 頁

⁴⁴ ターンブル・ガイダンスは後の COSO の改定にも影響を与えている。CoCo 等も含め、内部統制に関する各国のガイドラインは相互に影響を与え合っている。

COSO よりも広義の概念を提示しつつ、財務諸表監査において監査人がどの範囲まで統制の状況を確認する義務があるかを明示し、かつその限界を定めている⁴⁵。

図. 4-1 米国・英国・カナダの現代的な内部統制制度の比較年表



出所：川村眞一（2007b）『前掲書』15-19頁、を元に作成

ここでは米国、英国を中心に現代的な内部統制制度が誕生した背景を振り返ったが、この検討からわかるのは内部統制問題が近年のコーポレートガバナンスの議論と深く関係しているという点である。そこには現代的な諸制度の背後にある「安全（セキュリティ）」の戦略が見え隠れする。すなわち、コーポレートガバナンスの実践のためには社会の安全を保障するには各主体に自由を与えつつ、自らを管理させる「自己統治」という制約を与える手段である内部統制制度が主要な役割を果たす状況が見て取れるのである。

3. 2. 期待ギャップ問題の影響

会計不正事件が起きるたびに、会計監査に対する社会の期待と実際に会計監査が提供できる保証との間に生じるギャップすなわち期待ギャップ問題に会計専門家は悩まされてきた。20世紀初頭、会計監査報告書は形式、文言などの統一が行われておらず、記述的であった。こうした混乱を招く状況に対して、米国の会計職業団体（AICPAの前身）は、1933年以降、監査報告書の標準化を目指して検討を重ね、1948年におおむね統一した形式を用意するに至った。それによって監査報告書の文言の違いなどによってもたらされていた無用の混乱を回避することができたのである。ところが、監査報告書の標準化によって表現の違いが無くなり、利用者がその文言に注意を払わなくなるという問題が新たに生じた。そして、監査報告書を監査人による保証の象徴として捉え、過度の信頼が寄せられる傾向

⁴⁵ 町田祥弘（2004）『前掲書』210-211頁

が強まったという⁴⁶。

こうして監査人が監査における自らの役割と考えていることと、社会が監査人や監査に対して求めていることとの間のギャップが広がっていった。それが会計不正事件における監査人の不正発見、又は不正防止の責任をめぐる訴訟という形で1960年代に顕在化したのである。監査人たちは、社会の期待が過大になった背景には財務諸表監査への理解不足があると考えていた。しかし、訴訟に敗れ多額の賠償金を負担することになった現実の中で、何らかの対処が必要となったのである⁴⁷。

こうした状況を受けて、1974年にAICPAが「監査人の責任に関する委員会（コーエン委員会）」が設置され、1978年に報告書（コーエン報告書）に取りまとめられ、発表された。コーエン報告書では、監査人に対する社会からの期待と監査人が保証できることとの間の隔たり、いわゆる「期待ギャップ」を解消するためのさまざまな提案が行われている。また、期待ギャップ問題は米国内にとどまらず、世界的な問題ともなっていた。ちなみに、期待ギャップという概念を認知し、さらにそれが一般に広まるきっかけとなったのがコーエン報告書である⁴⁸。コーエン報告書は、その後の監査実務と監査基準の設定に多大な影響を与えていった。

第一章でまとめた米国の内部統制史ではコーエン報告書は内部統制の重要性を指摘するものであると整理した。しかし、コーエン報告書の直接のきっかけとなったのは監査の期待ギャップ問題であった。それは内部統制のデファクトスタンダードとなったCOSO報告書を生み出したトレッドウェイ委員会も直面した問題であった。そもそも1985年に設立されたトレッドウェイ委員会の正式名称は「不正な財務報告に関する全国委員会」⁴⁹であり、委員長の名字から通称トレッドウェイ委員会と呼ばれたのである。トレッド委員会報告書では当然ながら、不正及び不正な財務報告に関して企業、会計専門家、規制機関に対して実務改善のための勧告を行っていた⁵⁰。監査の期待ギャップ問題と内部統制制度はコインの表と裏の関係にあるといえるのである。

1978年のコーエン報告書では期待ギャップを「社会の期待またはニーズと、監査人が合理的に達成できると期待でき、かつ期待すべきこととのギャップ」と定義していた。それが1992年の英国のキャドベリー委員会報告書では「監査人が遂行していることと、監査人が遂行し、もしくは遂行すべきと考えられていることとの間の相違」とされた⁵¹。カナダ

⁴⁶ 山本雄一（2014）「監査報告に関する国際動向① 米国における監査報告書に係る検討について」『会計・監査ジャーナル』No.713、第一法規、44頁

⁴⁷ 吉見宏（2005）『監査期待ギャップ論』森山書店、5頁

⁴⁸ 吉見宏（2005）『前掲書』4頁

⁴⁹ 正式名称は、「The National Commission on Fraudulent Financial Reporting」

⁵⁰ 吉見宏（2005）『前掲書』90頁

⁵¹ 吉見宏（2005）『前掲書』39頁

勅許会計士協会からも1978年⁵²、1988年⁵³に期待ギャップについて報告がなされている。

任(2017)⁵⁴によれば、1992年の英国キャドベリー委員会報告書の背景には、同時期に発生したBCCI事件、マックスウェル・コミュニケーション事件があったという。会計スキャンダルが続発する事情は各国とも共通しており、1990年代に入ってもその傾向が収まらないことで、米国のコーエン委員会報告書に加えて1987年のトレッドウェイ委員会報告書に対する共感が深められていったことをあげている。

こうした監査に対する期待ギャップ問題に大きな転換点をもたらしたのが2001年のエンロン、2002年のワールドコム会計不正事件であった。これら二社の監査を行っていたアーサー・アンダーセン会計事務所に対する批判は厳しく、監査人の独立性問題、監査業務とコンサルティング業務の関係について強い疑念が持たれることとなった⁵⁵。これらの事件を受けて、2002年にサーベンス・オクスレー法(SOX法)が成立し、本格的な内部統制制度の構築が求められた一方、SECの下でPCAOB(公開会社会計監視審議会)⁵⁶が設置され、監査人(会計専門家)に対する政府の監視が厳しく行われるようになったのである。

吉見(2005)はエンロン事件を契機とした会計不信が“監査不信”、もしくは“会計専門家不信”へと展開したと指摘する。歴史的には会計基準や監査基準は会計専門家団体が自主的なルールとして制定してきた経緯がある。それに対して監督官庁であるSECの力が強まり、まず、1960年代にはSECに近いFASBにより会計基準が設定されるようになった。こうして会計基準の設定権限を失った会計専門家にとって、監査基準は最後の砦であった。それがエンロン事件に端を発する一連の動向の中で、SEC管轄の機関であるPCAOBへと移管されることになったのである⁵⁷。

こうした期待ギャップ問題の解消のあり方について任(2017)は二つの方向性を指摘する。一つは監督や規制を強化する方向で、もう一つは会計士の職業団体による自助努力の方向である。これらの方向性で期待ギャップを解消していく努力が必要であることは当然である。しかし、二つの方向性は会計監査を独立した検討項目として捉えることから導き出されたものである。これに対しパワーが提起した「監査社会」論はいずれの方向性のものでもない。パワーはこうした期待ギャップ問題についてもっと複雑で社会的な問題として理解すべきことを指摘した⁵⁸。コーポレートガバナンス、内部統制、リスクマネジメント

⁵² カナダ勅許会計士協会(1978)「監査人の役割検討特別委員会」報告書(アダムス委員会報告書)。

⁵³ カナダ勅許会計士協会(1988)「監査に対する社会的期待検討委員会」報告書(マクドナルド委員会報告書)

⁵⁴ 任章(2017)『監査と哲学 会計プロフェッションの猜疑心』同文館、96頁

⁵⁵ その結果、アーサー・アンダーセン会計事務所は2002年に解散へと追い込まれた。

⁵⁶ 正式名称は「Public Company Accounting Oversight Board」

⁵⁷ 吉見宏(2005)『前掲書』148-149頁

⁵⁸ Power, M. (1997), *op. cit.*; p.10; 邦訳(2003) 13頁

ト等の概念の変化、新たな概念の生成も広く期待ギャップ問題を反映するものとして捉える必要があるということである。

しかし、そもそもなぜ失敗の歴史とも言うべき会計監査の歴史が途切れることなく、監査を強化する方向で進み続けたのかについてはフーコーの理論が有益である。フーコーは制度の失敗が制度強化につながることで統治の目的が達成されるという逆説的な視点を提起している。フーコーの権力論に基づくことで期待ギャップが現代的な内部統制制度、リスクマネジメント制度へとつながる視点が得られる。

3. 3. 会計監査の失敗と規制強化の弁証法

フーコーに範をとって⁵⁹ 述べるのであれば、「会計監査は失敗することで成功している」ということができる。会計監査の歴史は失敗の歴史である。監査史上、有名な不正会計事件として、米国ではウルトラマーレス事件（1926年）、マッケソン・ロビンス事件（1938年）、バークリス事件（1962年）、コンチネンタル・ベンディング・マシン事件（1966年）、エール・エクスプレス事件（1967年）、エクイティ・ファンディング事件（1973年）等があげられる。米国で会計監査に対する期待ギャップが問題視され、1970年代にコーエン委員会が立ち上げられた背景には数々の不正会計事件の歴史があった⁶⁰。

訴訟社会の米国とは異なり、英国では不正会計問題は比較的落ち着いていた。しかし、1980年代後半以降、BCCI事件（1991年）、マックスウェル事件（1992年）などの大きな不正会計事件が次々と発生して社会を揺るがした。英国では米国より10年以上遅れて不正会計事件が問題になったのである。そして、米国と同様に監査に対する期待ギャップ問題が生じた。日本でも古くから不正会計事件は起きていたが1990年になると同様に監査の期待ギャップ問題への認識が高まった⁶¹。

この間に、会計監査の強化、コーポレートガバナンスの概念化、内部統制制度の再構築といった世界的潮流があったにもかかわらず、2000年代に入ってもエンロン事件、ワールドコム事件などの重大事件が続発した。すなわち、会計監査は失敗の歴史を更新し続けていたのである。ところが、こうした状況にあっても会計監査制度そのものを廃止するという議論は起きなかった。不正会計事件が起きるたびに会計監査制度の一層の強化が図られ続けたのである。それはいったいなぜなのであろうか。

フーコーは19世紀において監獄に対して強い批判が起こり「刑事司法の大失敗」といわ

⁵⁹ フーコーは『監獄の誕生』において「監獄は失敗することで成功している」と述べている。すなわち、監獄の失敗が監獄モデルのさらなる強化の契機となるメリットを強調する。〔フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 267-270 頁〕

⁶⁰ 吉見宏 (2005) 『前掲書』 26-31 頁

⁶¹ 吉見宏 (2005) 『前掲書』 32-35 頁

れるほどであった事実を指摘する⁶²。監獄によって犯罪発生率は低下せず、逆に増加傾向を示したのである。それでも監獄という制度は廃止されず、ずっと存続し続けてきたことは驚くべきことであるとフーコーは指摘する。そして、監獄は一見失敗しているように見えるが、実際にはその本来の目標を見失ってはいなかったと結論づけている。その目標とは違法行為の特別な形式、すなわち「非行性」を識別し規制することである⁶³。

さらに、監獄を制度として捉えるだけでは不十分で、監獄の存在、その失敗（犯罪発生率が低下しないこと）、その熱心な改革という一連の事象を時系列で発生したものとしてではなく、三つの事象を合わせた全体を一つの社会制度として考える必要があると指摘した。監獄の失敗が指摘される度に実施される制度改革の内容が100年以上ほとんど変わらず、それにもかかわらず、それらの改革が常に「新たな改革」として提起されてきたのである。すなわち、新たに提起する改革案は常に過去の失敗案の「焼き直し」に過ぎなかったのである。失敗と改革が繰り返され、常に進歩しているように見えるが、その改革は常に監獄という存在の正当化手段でしかなかった。フーコーは監獄の失敗を巡るこうした状況さえもが「制度運用の一部と見ることができるかもしれない」と述べている⁶⁴。

フーコーは、監獄による「非行性」の識別に関し、「違法行為を分解して新たな客体を組み立てることであり、それによってさまざまな管理が可能になる」⁶⁵と述べている。監獄の失敗は非行性の識別を強化するとともに、非行性を介したさまざまな政治的操作を可能にするメリットがあった。これこそが失敗し続けたにもかかわらず監獄が存続し続けている最大の理由である。

このフーコーの分析は会計監査の失敗の解釈にも当てはめることができる。ただし、期待ギャップ、すなわち会計監査の失敗の場合、そこで識別されるものは「非行性」というよりは企業社会における「好ましからざる主体」である。不正会計事件によって「好ましからざる主体」が炙り出されることで、社会の秩序が維持される。会計監査の失敗は逆説的に社会制度としての成功を意味するのである。

不正会計の発生、すなわち会計監査の失敗が表面化しても監査の廃止が叫ばれることはない。会計監査の強化、つまり監査の改革案が「新たに」提起されるのである。しかし、その「新たな改革」はその本質において過去に行われてきた改革の焼き直しに過ぎない。フーコーの権力論によれば、会計監査制度は会計監査の失敗、会計監査の強化と相まって一つの大きな制度として理解することができる⁶⁶。

⁶² フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 264 頁

⁶³ フーコーは「必ずといっていいほど監獄は非行者をつくりだす」と述べている。〔M.フーコー (1977) 『前掲訳書』 265 頁〕

⁶⁴ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 269 頁

⁶⁵ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 270 頁

⁶⁶ ここではフーコーの規律訓練権力に基づいた分析を行った。監獄という制度が「非行性」を生み、非行者が識別され、彼らが区別されるという論旨である。しかし、フーコーは「人口」に介入し調整する権力

ただし、1970年代以降の監査の失敗は単に会計監査手続の強化だけでは対応できなかった。そこでは監査専門家の責任の一端を企業にも担わせる方向性での改革がなされた。それがコーポレートガバナンスである。コーポレートガバナンスとはいわば企業をより強力な自己統治へと向かわせる原理である。そして、内部統制制度はその中核的な制度とみることができる。つまり、フーコーの所説によればコーポレートガバナンス、現代的な内部統制制度やリスクマネジメントも「会計監査の失敗の弁証法」から誕生したという側面が読み取れる。こうした変化の背後にあるのが現代的な統治制度への転換である。

特に注目すべきなのは期待ギャップへの対処が単純な監査手続の強化ではなく、監査を受ける企業にも役割を担わせる方向に向かった点である。監査専門家にとって会計監査という専門サービスの提供から得られる収益がコストと見合わないためである。各主体に自立を求める現代的な統治は統治コストの軽減につながる。こうして「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの中核としての現代的な内部統制制度が再定義されたとみることができる。

3. 4. COSO 内部統制フレームワークの特質

現在の内部統制のあり方を方向づけ、そのデファクトスタンダードとなったのが1992年に発表されたCOSO内部統制フレームワークである。このフレームワークには現代的内部統制制度のエッセンスが詰まっている。COSO内部統制フレームワークは三つの目的の達成について合理的保証を提供することを意図している。

三つの目的とは、①業務の有効性・効率性 ②財務報告への信頼 ③関連法規の遵守である。さらに内部統制の構成要素として、統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、モニタリングの五つをあげている。それらをさらに各事業単位、活動単位に落とし込むことが求められている。そのシンプルな概念図として提示されたのが、いわゆるCOSOキューブである⁶⁷。COSOでは以後もこの内部統制フレームワークを中心に、社会の変化に応じて関連するさまざまなガイダンスの発表を行っている。

COSO内部統制フレームワークの特徴は、COSOキューブに象徴されるように抽象性が非常に高いことである。パワーの主張を敷衍して述べると内部統制という概念の「プログラム」性の表れということになる。抽象的であるがゆえにこのフレームワークはあらゆる組織に適用可能なものとなる。また、パワーはCOSO内部統制フレームワークについて二

の説明では別の視点を提起している。後に詳述するが、規律訓練権力論では失業者も「非行者」に分類されるため、放浪者・怠け者というレッテルを張り社会から区別されていた時代から、19世紀には「職についていない者」というラベルによって好ましい方向に誘導される者たちになったことを説明している。不正会計を行う企業についても、「非行企業」という視点と、「基準に沿っていない企業」という視点の違いが考えられるだろう。

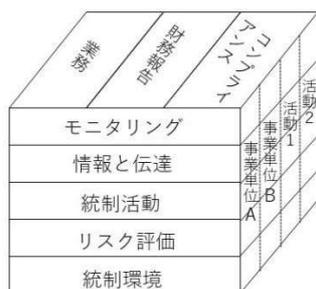
⁶⁷ 町田祥弘 (2015)『内部統制の知識』日経文庫、68-69頁

つの点を指摘している⁶⁸。

一つは、内部統制制度がリスク評価プロセスを中心にして制度設計がなされているということである。内部統制制度が明確にリスクマネジメントと結びつけられているのである。2000年以降、実務の世界では「内部統制とリスクマネジメント」の一体化についての議論が高まったが、それは1992年のCOSO内部統制報告書の時点で方向づけられていた⁶⁹。現代的な内部統制制度がリスクマネジメントと親和性が高いことはフォーコーの所説に基づけば明らかである。自己統治システムである内部統制制度は「安全（セキュリティ）」の戦略による制約が与えられる。自由と制約との調整を担うのがリスクマネジメントとなる。

もう一つは、「統制環境」という測定が困難な概念が置かれたことである。「統制環境」では、具体的な監査手続以上に組織の倫理性が強調されている⁷⁰。こうした抽象性・測定困難性を抱えた統治スタイルにおいて「第三者認証」の持つ意味は大きくなる。現代の統治スタイルにおいて自己統治と第三者認証は相互依存的なのである。

図. 4-2 COSO 内部統制フレームワーク (1992)



出所：トレッドウェイ委員会組織委員会（1992）鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳
『内部統制の統合的枠組み ー理論編ー』27頁 を元に作成

COSO 内部統制フレームワークの特質は自己統治・第三者認証型の統治スタイルに共通するものである。すなわち、ISO のマネジメントシステム、非財務情報開示のためのさまざまなガイドライン等にもフレームワークの抽象性、第三者に向けての可視化や認証という形式は共通しているのである。こうした形式の共通性の背後に潜む論理を理解すれば各種制度設計に資することはいうまでもない。

⁶⁸ Power, M. (2007), *op. cit.*, pp.49-51；邦訳（2011）61—63頁

⁶⁹ パワーは内部統制がリスク管理として再構成され、再概念化されたと指摘している。〔Power, M. (2007), *op. cit.*, p.36；邦訳（2011）45頁〕

⁷⁰ パワーは“道徳的技術”としての内部統制がガバナンスの中心に位置づけられるようになったと指摘している。〔Power, M. (2007), *op. cit.*, p.35；邦訳（2011）44頁〕

3. 5. わが国の内部統制制度の変化とコーポレートガバナンス

わが国における内部統制制度は米国から導入された会計監査のフレームワークの一部として受け入れられたが、外来の制度である会計監査がわが国に根付くには長い時間を要した。内部統制の関心は会計学者に少しずつ広まっていったものの、その関心は監査実務家や会計学者に限られていた。内部統制上の不備に起因する企業の破綻等が繰り返し発生したにもかかわらず、その教訓を内部統制制度のあり方に反映させようという機運も高まらなかった。鳥羽によれば、経営の失敗に対して取締役や監査役の法的責任が追及されることが少なかったため、「内部統制」という概念の重要性が一般には十分認識されなかったという。経営学、経済学、法学の研究者もそこに学問的な関心を注ぐことは少なかったのである⁷¹。ところが、こうした状況が1990年代以降、大きく変化していった。すなわち、コーポレートガバナンスへの注目の高まりである。

本章では米国、英国における会計監査に対する期待ギャップ問題、コーポレートガバナンスへの関心の高まりについて見てきたが、同様な状況がわが国でも起きた。すなわち、大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件、神戸製鋼所利益供与事件等⁷²に対する司法の判断が経済界に激震をもたらしたのである。こうして企業及び企業経営者が内部統制制度に対する自らの法的責任を意識するようになり、コーポレートガバナンスへの関心の大きな高まりとなっていった。その結果、それまで内部統制制度に関心を寄せていなかった法学等の他分野の研究者たちが学問的興味を持つようになったのである。

2006年に金融商品取引法が制定され、その中で内部統制制度が規定され、2008年4月1日以降の開始事業年度からはすべての上場企業の経営者が自社の内部統制を評価し、その結果を内閣総理大臣に提出するという内部統制報告制度が規定された。これによって、内部統制関連実務が経営管理の中核に躍り出るとともに、それまで「内部統制」という言葉すら知らなかった経営者、ビジネスマンにその名が広く知られることとなった。これは会計監査の領域の概念としての内部統制制度がコーポレートガバナンスの中で公式の位置づけを与えられたことを意味している。すなわち、わが国では金融商品取引法によって現代的な統治手法として内部統制制度が再定義されたのである。

こうした大きな状況変化に対して、既存の学説の延長上で議論を進めていくのでは不十分であり、より大きな社会的動向から整理・検討するべきである。こうした社会を取り巻く状況の変化をいち早く指摘し、新しい観点を提起してインパクトを与えたのがパワーの提起した「監査社会」論である。内部統制制度の変化は単に会計制度上の変化を意味しているわけではない。そこには社会の大きな変化とそこに働く力学の存在がある。しかし、パワーの所説はその力学を十分に明らかにしていない。フーコーの所説に基づくことでその力学のより深い理解が得られる。

⁷¹ 鳥羽至英（2007）『内部統制の理論と制度－執行・監督・監査の視点から－』国元書房、27頁

⁷² 大和銀行事件、神戸製鋼所事件については第一章で検討した。

4. 現代的な内部統制制度形成の力学

4. 1. フーコー的自由主義の意義

パワーは現代では「監査社会」化が進展し、あらゆる領域に会計監査モデルが浸透していると主張した。本論文ではフーコーの所説に基づき、「監査社会」化の進展とは「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルが社会制度の主調になった状況であると整理した。そして、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの背後にはフーコーの「人口」に介入し調整する権力の力学があると論じた。それは表面的には自由を与えつつ、その背後には各主体の自立を促し、危険（リスク）を仲介にして社会の安全を図ろうとする「安全（セキュリティ）」の戦略があると整理した。こうした社会統治の論理を本論文ではフーコー的自由主義と呼んだ。現代社会では多様な領域に内部統制制度が浸透しているが、その原因を考えるうえでフーコー的自由主義の理解は有益である。

現代では欧米、とりわけアングロサクソン系の先進各国の政治・経済を語る際に“新自由主義”という表現が多用される。文言上は古典的な自由主義に対する現代的な自由主義という意味になろうが、この言葉は実際には多様な文脈で使用されている。しかし、フーコーは自由主義という用語を政治的なイデオロギーとは無関係の現代社会に働く力学、論理といった意味合いで使用している。フーコーは自由主義を「一つの実践として分析すること」⁷³を目指したのである。すなわち、複数の目標へと方向づけられた主体が不断の自己反省によって自らを調整するふるまいを導く原理として自由主義を考察している⁷⁴。

本章ではフーコー的な視点から会計監査の失敗について論じたが、そこには不正会計のような社会制度の失敗事例でさえ制度強化につながるという点で広い意味で制度の一部と考えるフーコー独特の社会制度観があった。同様にフーコーは18世紀半ばに登場したとする自由主義についても、それは“自由主義”というよりは“自然主義”というほうがよりふさわしいとも述べている⁷⁵。それは当時の社会状況の変化がもたらした自然発生的なメカニズムとして自由主義と捉えたものであった。したがって、フーコー的自由主義は政治的イデオロギーとは一線を画すものであり、18世紀半ばから西欧の社会統治の前景に浮かび上がってきたさまざまな場面で観察される統治の合理性と理解しうる。

フーコー的自由主義は現実の社会において「人口」に介入し調整する権力がどのように機能しているかを示す視点である。したがって、時代、地域、社会状況によってそのあらわれ方には違いが生じるがフーコーはその共通点、力学や論理に目を向けて分析を行った。「人口」に介入し調整する権力は第三章で検討したフーコーの司牧権力と関係が深い。それは集団の安全確保を目指し集団全体（群れ）に対して行使される事前的権力である。一

⁷³ フーコー, M, (2004b)『前掲訳書』392頁

⁷⁴ フーコー, M, (2004b)『前掲訳書』392頁

⁷⁵ フーコー, M, (2004b)『前掲訳書』74-75頁

方、それに対置されるものとしてフーコーは国家の存続そのものを目的とする国家理性という統治原理を提起した。そして、重商主義の時代には国家理性の原理が社会統治の前景となっていたが、18世紀半ば以降の古典的な自由主義の時代にあっては「人口」に介入し調整する権力が社会の前景となったと述べている⁷⁶。

フーコー的自由主義とは統治コストを減じつつ、その効果を最大化することを目指す統治スタイルである⁷⁷。それは、国家の存続が自己目的化する国家理性の原理が支配的であった重商主義の時代から、国家ではなく社会の安全を統治の目的とする時代へと変化したことで主調となった統治原理である。可能な限り少ないコストでの社会統治を迫及するフーコー的自由主義の論理は現実への批判や改革の手段としてさまざまな形をとりながら歴史において繰り返し登場してきたという⁷⁸。

本論文では現代的な諸制度の多くが「自己統治・第三者認証型」の統治システムという形式を持っておりその核となったのが内部統制制度であると主張している。フーコー的自由主義の理解は、その力学や論理を理解するのに資するものであり、ひいてはパワーの主張する「監査社会」化の進展の原因を理解することにつながる。また、フーコー的自由主義を理解するうえで「市民社会」と「市場」に関するフーコーの考え方が有益である。

4. 2. 三つの要素—「市場」、「ホモ・エコノミクス」、「市民社会」

フーコーは18世紀半ば以降、「人口」に介入し調整する権力が社会の前景になったと考えた。それは「できる限り少なく統治するための統治術」が追求されるようになったことを意味している。そうした統治原理を本論文ではフーコー的自由主義と定義し、そこから生じる社会制度に働く力学や論理を「自己統治・第三者認証型」の統治システムと呼んでいる。フーコー的自由主義を理解するにはフーコーの「市場」、「ホモ・エコノミクス（経済人）」、「市民社会」の概念の理解が有益である。

フーコー的自由主義において「市場」は社会的調整の原理として重要な意味を持つ。フーコーは18世紀半ば以降、市場の意味がそれ以前とは全く違ったものになったと指摘する。フーコーによれば中世から16、17世紀にかけての市場と18世紀以降の市場とはその意義を異にしているという。中世の市場は本質的に“正義”の場であり、市場における価格は「公正価格」、すなわち規制に基づく「正しい価格」であることが要請されたという。市場は公正価格、正しい価格で取引が行われる場であり、いわば配分的な正義の特権的な場とであったとされる⁷⁹。これは国家理性が前景となっていた社会における統治の状況に対応している。

⁷⁶ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 36 頁

⁷⁷ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 36 頁

⁷⁸ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 394 頁

⁷⁹ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 38 頁

これに対し、18 世紀以降の市場は「自然的」メカニズムに従うようなものとなったという。市場で形成される価格は「自然」価格であり、「良貨」、「正常価格」であるという。かくして市場は統治実践を真であるとしたり偽であるとしたりする場所を構成するものとして捉えなおされた。そして、市場にあっては交換こそが事物の真の価値を決めるものとの前提が取られるようになったという⁸⁰。これは国家理性が後景に退き、「人口」に介入し調整する権力が前景に現れたことに応じた社会の変化と理解される。この変化は重商主義の時代から重農主義、古典的自由主義の時代への移行に対応したものといえる。

こうした市場の変化は人々の意識の変化と不可分の関係にある。フーコーは、18 世紀以降の市場を取り巻く状況、力学の変化によって人々の意識も変化したと考えた。そうした人々の行動原理を示す概念がホモ・エコノミクス（経済人）である。ホモ・エコノミクスは人々が経済合理性に基づいて行動するという古典的な経済学以来の概念である。フーコーはホモ・エコノミクスとは自らが置かれた環境を受容し、かつ環境の変化を敏感に感じ取り自らの利害関心に従って体系的な反応を行うような存在であると再定義した。それは、環境に人為的な変化を与えようとする主権者にとっては“すぐれて統治しやすい者”でもある⁸¹。

フーコーのホモ・エコノミクスは市場の変化に対応した人々の行動原理を示す概念と言える。本章で後述するようにフーコーは現代の自由主義においてホモ・エコノミクスの概念を経済活動以外の領域に拡大している点に着目している。すると拡大されたホモ・エコノミクス概念によって目的性のあるすべての行為、二者択一的な目的への希少資源の配分という多くの社会事象、さらにいえば合理的な行動のすべてが分析可能となる⁸²。

さらにフーコーは最小国家理性の時代、すなわち「できる限り少なく統治する時代」にあって主権者による統治がなぜ可能になったかを説明するために「市民社会」の概念を提起している。市民社会は、人々の社会的関係を示す領域、新たな組織・社会構造を生む歴史との接点、統治との関係性を示す領域を提示する概念である⁸³。フーコーによれば 19 世紀以来、市民社会という概念は政治的・哲学的な言説の中で国家に対抗し、そこから逃れるような現実として言及されてきたものの、それは決して自然発生的に当然生じたものではないという。市民社会はあくまでも近代的な統治テクノロジーの一部をなすものである。すなわち、市民社会は統治者と被統治者との相互作用的な現実であり、自由主義という呼称とは裏腹に自らの自己制限を目標とする統治テクノロジーなのである⁸⁴。フーコーの指摘は、現代的な自由主義が自由放任を原理とするのではなく、人々の生活に介入するため

⁸⁰ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 39-41 頁

⁸¹ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 332-333 頁

⁸² フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 330-331 頁

⁸³ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 379 頁

⁸⁴ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 412 頁

の原理として登場したとの理解を示している。市民社会もそうした統治テクノロジーの一つとされるのである。

そのような市民社会を構成するのがホモ・エコノミクス（経済人）としての市民である。したがって、市民社会とホモ・エコノミクスは不可分の概念である⁸⁵。それは市民社会が市場概念とも不可分の関係にあることを意味する。このようにフーコーは社会調整機構としての市場、自らの利害関心に従って体系的に反応するホモ・エコノミクス、そして統治対象としての市民社会は分離不可能な関係にある一つの新たな総体を構成するようになったと考えたのである。その総体は自由主義的な統治テクノロジーの対象となる⁸⁶。

本論文の観点からは、「市場」は経済的取引のみならず非経済的な多様な領域を含む広範な概念として、「ホモ・エコノミクス」は其中で自らの利害関心に基づく個人や組織として、そして「市民社会」には企業や非営利組織等も含まれるものとして理解することで「自己調整・第三者認証型」の統治システムに働く力学の分析に資するものとなる。

4. 3. ドイツと米国の事例

本論文の分析テーマである現代的な内部統制制度は主に自由主義陣営に属するとされる先進国を想定した考察したものであるが、それらの国々が置かれている事情は異なる。ドイツと米国の自由主義に関するフーコーの考察は「自己統治・第三者認証型」の統治システムを考えるうえで重要な視点を提供してくれる。

権上（2015）によれば、新自由主義ともいわれる現代的な自由主義の動向が生じたきっかけは1938年のモンペルラン・シンポジウムであったという⁸⁷。それまでの自由主義は第一次大戦によって力を失い、戦後は社会主義やファシズムの台頭を許すこととなった。そのため市場の調整機能の過信による社会問題の増加、労働組合等の台頭といった従来の自由主義の弊害が問題視され、国家による積極的な介入が積極的に行われた⁸⁸。

また、1947年には経済学者のフリードリッヒ・ハイエクが中心となったリップマン会議が開催された。そこでは、モンペルラン・シンポジウムと同様に市場における効果的な競争を担保するために積極的な国家介入が必要であるとされた⁸⁹。すなわち、現代的な自由主義においては自由と国家介入との関係が大きな論点となるのである。

フーコーは現代的な自由主義の事例としてドイツと米国を取り上げ、表面的には全く異なる背景と発展を見せた両国の自由主義政策には共通する論理があることを見出していた。

まず、フーコーは第二次大戦直後のドイツで自由主義的な経済改革によって国家の政治

⁸⁵ フーコー, M, (2004b)『前掲訳書』364–365頁

⁸⁶ フーコー, M, (2004b)『前掲訳書』365頁

⁸⁷ 権上康男（2015）「現代史の中の新自由主義：併存する2つの潮流」『歴史と経済』第58巻1号、3頁

⁸⁸ 権上康男（2015）「上掲論文」44–45頁

⁸⁹ 権上康男（2015）「上掲論文」33頁

的・法的な正当性が回復した事例に注目した。敗戦国であり、領土を分割、占領・統治されていた当時のドイツにあっては国家の法的正当性が失われていた。そうした中で国家再建の土台となったのが経済であったという。フーコーは、こうした状況における自由主義的な経済改革にはまだ存在しない国家を想定しつつ、最小限な統治を行うにはどうすればよいかという問題意識があったと指摘する。すなわち、経済が先、国家が後になるという転倒が見られたというのである⁹⁰。

そして、フーコーはこうした戦後ドイツの自由主義的政策によって市場は交換の場から競争の場への転換がなされたと主張する⁹¹。そのため、市場において競争原理を機能させるための国家介入が積極的に行われたのである。この点についてフーコーは市場における競争は自然に与えられるものではないと考え、「本質的な経済的論理としての競争は、注意深く人為的に整備されたいくつかの条件の下でしか出現しない」と述べている⁹²。フーコーは、「経済とは一つのゲームでなければならない……すなわち、経済は規則づけられた活動の総体でなければならない」と述べている⁹³。ゲームが規則（ルール）に基づいて行われるように、市場活動は整備された環境においてルールに則って執り行われるものなのである。

しかし、こうした競争原理に基づく政策は不平等をもたらすものでもあった。競争によって勝者と敗者が生じることは避けられない。経済的な不平等は戦後ドイツの自由主義的政策にとって不可避なものとしてされた。したがってその社会政策は最低限の保障を提供するものでしかなかった⁹⁴。法的正当性が定まっていなかった戦後ドイツでは、経済の立て直しが優先され社会政策は最低限にとどめられたのである。すなわち、経済の成長と安定こそが国家の正当性をもたらすという前提が置かれていたのである。

これに対し、米国の自由主義は1930年代のニューディール政策、第二次大戦中の戦時経済計画、戦後に民主党が主導した数々の大規模プログラム等に対する批判的な文脈で登場したという⁹⁵。しかし、米国の場合、独立戦争の当初から経済的な要求こそが国家を創設し正当化するという原理を持っていたという。そのため、米国では政治的論議の場で常に自由主義が問題にされてきたという。そのため政治的右派においては社会主義的な動向への批判の視点として、左派からは帝国主義的・軍国主義的な動向への批判として自由主義が主張されてきたのだという。すなわち、米国における自由主義は身近な思考法の一つで

⁹⁰ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 99 頁

⁹¹ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 145 頁

⁹² フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 148 頁

⁹³ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 213 頁

⁹⁴ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 175-176 頁

⁹⁵ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 266-267 頁

あったのである⁹⁶。

フーコーは自身が整理したドイツと米国の事例は自由主義の全貌を示すものではないと述べている。フーコーは国家行政が人々のふるまいを導き出すために活用した論理や力学を分析しようとしたのである⁹⁷。そして、二つの事例に「常に統治しすぎている」という原理に対する反動として生じたものという共通性を見出した。しかし、統治しすぎの問題は「なぜ統治しなければならないのか」という問いを内に宿している。その出発点となるのが「市民社会」であるという⁹⁸。そして、フーコーは「市民社会」を「市場」、「ホモ・エコノミクス（経済人）」と不可分のものと考えていた。フーコーは特に米国における現代的な自由主義の検討の中でそうした観点からの分析を試みている。

4. 4. ホモ・エコノミクス概念の再定義

米国における現代的な自由主義はミルトン・フリードマンに代表されるシカゴ学派経済学の理論に基づく徹底した競争原理を追求する志向を持ち、変動相場制の導入、それに伴う金融市場の発展をもたらすものだった。米国の自由主義的な経済学の代表的理論家としてはフリードマンが著名であるが、フーコーはゲーリー・ベッカーが提起した人的資本論に現代的な自由主義の本質がより表れていると考えた。ベッカーの理論は市場概念の非経済的領域への拡張、それに伴ったホモ・エコノミクス概念の再定義と密接に関係している。

ベッカーの人的資本論は古典的なホモ・エコノミクス（経済人）の概念が刷新され現代的な自由主義に沿った形で主体が形成されたことを示すものである。古典的な経済学において労働は量の問題に還元されたが、人的資本論では経済学は人間の行動様式に関する科学として再定義された。すなわち、経済学は人間の行動の諸目的と相互に排他的な用途を持つ希少手段との間の関係性を扱う科学であるとされたのである⁹⁹。

人的資本論において労働者の持つ能力は希少資源とみなされる。それは労働者の能力を資本とみることを意味している。労働者は能力という希少資源を持つ資本家である。労働者が受け取るものは賃金ではなく資本家としての所得である。その労働者の所得は能力によって決まる。より高い所得を得るためには自己に投資し、自己の能力や経済的価値を高めていかなければならない。すると労働者は自己への投資を行い、自分自身のリスクを管理する能動的な経済的主体へと変容するのである。人的資本論は労働者を自由主義的な市場における資本家とみなしたのである¹⁰⁰。

古典的な自由主義におけるホモ・エコノミクス（経済人）は自己の利害関心だけによっ

⁹⁶ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 268–269 頁

⁹⁷ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 396 頁

⁹⁸ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 395 頁

⁹⁹ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 274 頁

¹⁰⁰ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 278 頁

て行動するものと定義された。個人の利害関心は自然発生的なものであり、かつ俗人的なものであるため統治の対象とは見なされていなかった。これに対し、人的資本論等の影響によって米国においてホモ・エコノミクスの意味が変化した。すなわち、ホモ・エコノミクスは人為的な環境変化に体系的に反応する一方で、自身が環境に働きかけ、それを変容させていく力を持つ主体とみなされた¹⁰¹。

ベッカーの人的資本論が示すのは、伝統的な経済学が分析対象と見ていなかった人間の行動を対象としたことである。すなわち、人間の行動が可視化され、監視される対象となったのである。米国における自由主義の展開において市場の論理が優先される背景にはこうした人間観の転換があったという。こうした人間観の転換に基づくと、例えば移住を投資とみることができ、移住者は地位・報酬の向上を目指す投資家というとらえ方が可能となる¹⁰²。また、母親が子供と共に過ごす時間は子供の将来所得を創出する教育投資とみることができ、所得が増加するほど子供が少なくなる現象も資産を伝えるための巨額の教育投資を意識しての行動とみることができるのである¹⁰³。

4. 5. 制度分析の新たな視点

ここまでフーコー的自由主義を考察してきたが、ここまでの内容を整理し、それが「監査社会」論の分析とどのようにかかわってくるかを明らかにする。

フーコーは中世の「殺す権力」が近世以降、「生かす権力」へと変化したこと、「生かす権力」には重商主義と親和性の高い規律訓練権力、自由主義と親和性の高い「人口」に介入し調整する権力の二つのタイプの権力があると主張した。本章では社会統治の力学としての「人口」に介入し調整する権力をフーコー的自由主義を支える力学と位置づけた。

フーコーは自由主義とは「常に統治しすぎている」という原理、統治コストを可能な限り節約する一方、その効果を最大限に高めようとする原理と整理している。そのために各主体に自由を与え自立を促す一方で、社会秩序を守るための数多くの規制や管理の手段、すなわち「安全（セキュリティ）」の戦略を用いるのである。フーコーは自由主義が安全の戦略によって支えられていると主張する¹⁰⁴。自由はあくまでも社会の安全が守られる範囲内で保証されなければならないのである。

フーコー的自由主義において、人々は集团的・抽象的な概念である「市民社会」として再定義される。それは、「市場」、「ホモ・エコノミクス（経済人）」という概念と分離不可能な概念として提示された。自由を与えられたホモ・エコノミクスである各主体は自らの利害関心に基づいて行動する。ホモ・エコノミクスの活動の場である市場の概念は拡張さ

¹⁰¹ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 333 頁

¹⁰² フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 285 頁

¹⁰³ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 300-301 頁

¹⁰⁴ フーコー, M, (2004b) 『前掲訳書』 79 頁

れ、非経済的な領域を含む広範な社会行動が含まれることとなる。そうした市場はホモ・エコノミクスの利害関心が交錯する競争の場でもある。そして、市民社会概念も拡張され個人のみならず企業、非営利組織、行政機関までも含めた概念として再定義されるのである。

パワーの「監査社会」論では会計監査モデルがそのあいまいさによって多様な領域へと浸透していった状況が描かれた。本論文では、その会計監査モデルを「自己統治・第三者認証型」の統治システムと定義した。「自己統治」はフーコー的自由主義における自由を与えられた主体に対する管理・強制の原理である。「第三者認証」は、自らの利害に基づいて行動するホモ・エコノミクスとしての主体を導くための社会装置である。各主体は自由主義的な統治対象としての「市民社会」に属している。それは企業、非営利組織を含む広範な概念として再定義される。「市民社会」はベッカーの人的資本論が示すように非経済的領域にまで拡張された「市場」概念と不可分である。こうしてフーコー的自由主義を参照することで、パワーの「監査社会」論についての理解を深めることができるのである。

ところで、パワーは現代的内部統制制度を生み出した大きなきっかけが NPM、すなわち公的領域への会計監査モデルの浸透であったと指摘する。NPM とは公的組織の自立を推し進め、自己統治をおこなわせようとする行政改革の大きな動向である。特に英米を中心としたアングロサクソン系諸国で進展し、わが国をはじめ世界に影響を与えている。この背景から現代的内部統制制度が誕生したという。そこで NPM の進展を「監査社会」論の実例、フーコー的自由主義的分析の事例として検討する¹⁰⁵。

5. 現代的な内部統制制度の展開

5. 1. NPM—新たな統治システムへの転換

ニューパブリックマネジメント (New Public Management : 以後 NPM) とは、1980 年代以降、英国、オーストラリア、ニュージーランド等のアングロサクソン系諸国を中心に急速に広まった一連の行政改革の総称である。NPM が登場した背景には、経済減速に伴う各国の財政赤字、政府部門の肥大化に伴う民間圧迫といった複合的な問題によって行政改革の必要性が各国で認識されるようになったことなどがあった。

NPM という用語が一般に使われるきっかけとなったのは 1991 年のフッドの論文である。フッドによれば NPM には実践的なマネジメント、明確な業績基準・指標、アウトプットやアウトカムの重視、競争原理の導入、民間の経営スタイルの導入といった特徴があるという。このような特徴を持つ NPM は公的部門、特に中央政府部門を縮小する、いわゆる「小さな政府」を目指す改革の中で重要性を増していった。「小さな政府」とは均衡財政

¹⁰⁵ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.44; 邦訳 (2003) 61 頁

を厳しく守った上で政府は市場にできるだけ干渉せず、市場と競合する政策領域から可能な限り撤退するか、もしくは市場の自律的機能に委ねるといったあり方を指している¹⁰⁶。

英国の政府は1970年代までは社会福祉国家を標榜しており、基幹産業や先端産業についても国有化するなど「大きな政府」を目指していた。しかし、第一次石油危機（1973年～1975年）が契機となって景気停滞、産業活力低下、高インフレ、高失業など深刻な問題が発生した。さらに通貨危機にも見舞われるなど政策的に手詰まりとなる一方、社会保障費等の歳出は膨張を続け、財政赤字は拡大の一途をたどっていた。このような状況は「英国病」とも呼ばれていた¹⁰⁷。

こうした状況の中、1979年に成立した保守党のサッチャー政権（1979-1990年）は、経済危機を脱するためにケインズ主義的な総需要管理政策を放棄、中長期的な観点から供給を重視する大改革を実施した。断固とした財政引き締め策を実行し、国営企業の民営化¹⁰⁸を推進して政府部門を縮小すると共に、税制改革、労働市場改革、金融自由化などを強力に推し進めた。行政活動の効率化によるコストの削減及び「小さな政府」の実現を目指したのである¹⁰⁹。

次に、ニュージーランドは最も先進的なNPMを実践した国家である。1970年代の第一次石油ショックを経験するまではニュージーランドはOECD諸国中でも高成長の経済安定国家であったが、その背景にはニュージーランド経済が英国との特惠貿易によって国際経済から隔離されていたという事情があった。しかし、この仕組みが世界的不況と英国のEC加盟で機能しなくなりニュージーランド経済は急速に悪化した¹¹⁰。

1970年代後半から経済低迷脱出のためケインズ的な積極的介入策を実施したが、その結果、インフレ、経常収支悪化、財政赤字拡大を招いた。1980年代初頭のニュージーランドは世界で最も閉鎖的で政府規制の強い国であるといわれ、その非効率な運営と民間経済への過度の介入が問題視されていた。こうした状況下の1984年にロンギ労働党政権が誕生し、経済運営から行政運営まで広範囲に渡る行政改革がスタートした。既得権益との関係が薄い政権の下では米国で新古典派経済学等を学んだ若手行政官の意見が積極的に受け入れられていった。こうして公的部門のマネジメントが劇的に変わったのである。いわゆるNPMとはニュージーランドの取り組みを理論的に整理したものとさえ言われている¹¹¹。ニュージーランドの行政改革モデルは隣国のオーストラリアにも影響を与え、1990年代に

¹⁰⁶ Hood, C. (1991), A Public Management for All Seasons, *Public Administration* Vol.69, No.1. pp.3-5

¹⁰⁷ 財務省財務総合政策研究所（2001）『民間の経営理念や手法を導入した予算、財政のマネジメント改革』33頁

¹⁰⁸ サッチャー政権化で、巨額の赤字を抱えていた英国航空、ブリティッシュ・スチール、英国通信会社等が民営化された。

¹⁰⁹ 財務省財務総合政策研究所（2001）『前掲書』33頁

¹¹⁰ 総合研究開発機構（2003）『NPM手法の地方自治体への導入』27-29頁

¹¹¹ 財務省財務総合政策研究所（2001）『前掲書』75-83頁

連邦政府、各州政府において行財政改革が進展していった¹¹²。

NPM は「小さな政府」を実現するための試行錯誤から生み出された一連の行政手法の集合として理解される。しかし、それらは体系的に整理されておらず、前述のように各国ごとに多様な展開を見せている。しかし、大きな視点に立つと NPM は一つの方向性を持っている。すなわち、民営化、エージェンシー、PFI である。

サッチャー政権は、小さな政府を目指した行政部門への市場原理導入にあたり行政部門で民営化できるものは民営化を行い、民営化になじまない事業部門はエージェンシー化した。エージェンシーとはわが国における独立行政法人のモデルとなった英国における NPM の手法である。また、民営化しない場合であっても民間の事業者積極的に業務委託を行ったのである。こうした民間部門を通じた公共サービスの提供を PFI(Private Finance Initiative)という。そして、こうした事業を行政評価によってチェックするようになったのである。英国の場合、行政評価は経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) という 3つの E を包含する VFM (Value For Money) 監査として実施されている。これらはわが国の行政改革にも取り入れられている¹¹³。

パワーは NPM を「監査の爆発的拡張」、すなわち“コロナイゼーション”という現象の初期の具体例として取りあげている。NPM とは中央集権的な大きな政府を小さな政府へと統治スタイルを転換させたプログラムの概念といえる。パワーは監査がその新しい統治スタイルに正当性を付与した中心的な役割を果たしたと考えたのである¹¹⁴。

第一に、NPM における典型的な手法であるエージェンシーと PFI は公的領域と民間の領域との境界をあいまいにするものである。それによって行政評価という監査モデルを公的領域に取り入れることが可能となった。「小さな政府」という現代的な自由主義の統治スタイルへの転換によってエージェンシー、PFI 等のような間接的で距離を置いた介入・統制のあり方が具体化され、監査が中心的な役割を果たすようになったのである。ミラーは公的領域に唐突に会計制度が登場したわけではなく、会計制度はもともと国家による統治との関係が深く、広範な統治行為を財務的原理に帰属させようとする力が働く指摘する¹¹⁵。またローズは、国家がその統治対象をどのように知り、それをどう管理するかという問題の回答として“政治計算術”が現れたと指摘する。計算という形式は国家が何を識別するかと密接に関係すると述べている¹¹⁶。

¹¹² 財務省財務総合政策研究所 (2001) 『前掲書』127-129 頁

¹¹³ 浅沼宏和 (2006) 「NPM における行政評価の役割—Power の「監査社会」論の視点から—」『名古屋学院大学大学院経済経営論集』第 9 号、9-12 頁

¹¹⁴ Power, M. (1997), *op. cit.*, pp.10-11; 邦訳 (2003) 14 頁

¹¹⁵ Miller, P. (1990), On the Interrelations between Accounting and the State, *Accounting, Organization and Society Vol.15 No.4*, pp.315-318

¹¹⁶ Rose, N. (1991), Governing by Numbers: Figuring out Democracy, *Accounting Economy and Society Vol.25 No.3*, pp.673-697

パワーは NPM による管理主義的な転換によって国家の「空洞化」¹¹⁷の問題がもたらされたと指摘する。「納税者や市民のため」という建前、すなわちアカウンタビリティの“架空性”が問題視されたのである。その空洞を埋めるために監査や評価といった手法が必要になったという。そして、その監査や評価には NPM のプログラムの要素に役立つ「政治的中立性」、他の領域への「移植可能性と拡散性」という特質があると述べている¹¹⁸。こうして生まれたのが NPM における VFM 監査である。

NPM とは国家が会計や監査といった手段を通じて規制の実施主体となり、直接的な行政サービス提供者としての役割から後退しようとするプログラムの思考を表わすものである。このプログラムでは官僚制に代わって会計や監査が管理手法として機能する。また、エージェンシーや PFI は監査や評価の対象となる自律的実体として作り出されたものである。こうして自律的な組織体の自己統治により行政上のオペレーションが行われるようになったのである。

第二に、行政評価、とりわけ VFM 監査の持つ意味についてである。パワーによれば、VFM 監査によって公的領域に監査可能なパフォーマンス測定尺度を体現する内部統制システムが導入されたという¹¹⁹。3E（経済性・効率性・有効性）監査とも呼ばれる VFM 監査についてパワーは特に有効性監査の持つ意義が重要であると述べている。そして、有効性が監査可能となるためにはパフォーマンスの定義が、パフォーマンスの測定にはマネジメントシステムの導入が必要となる。パワーはこの有効性の監査が伝統的な監査概念とは異なるものであり、組織の自己評価能力を創出するために導入されたと指摘する。一方で、有効性では政治的価値観が影響を与えるリスクがある。そのリスクに適切に対処し、有効性の監査を可能にするパフォーマンス尺度の定義が必要となる¹²⁰。こうして“有効”かつ自発的な自己規制構造を生み出すよう導かれたのである¹²¹。

このように監査とパフォーマンスの発展は相互作用的である。そのため行政評価の制度的核心が「監査可能なパフォーマンスの構築」になる。監査可能なパフォーマンス測定尺度は単に技術的な問題にとどまるものではなく、行政実務を評価する視点、考え方を定義する力に関係してくる。監査が監査可能なパフォーマンス自体を作り出す。監査可能なパフォーマンスというものが客観的に存在するわけではない。監査自体が対象となるパフォ

¹¹⁷ この空洞化は、福祉国家の「大きな政府」から新自由主義的な「小さな政府」への転換によってもたらされたものである。

¹¹⁸ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.44; 邦訳 (2003) 61 頁

¹¹⁹ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.52; 邦訳 (2003) 72 頁

¹²⁰ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.51; 邦訳 (2003) 71 頁

¹²¹ パワーは、VFM があいまいな規範的概念であり、その中でオペレーションのルーチンと監査可能なパフォーマンスの集合が、より政治的理想のために利用されうると、「プログラム」と「テクノロジー」の関係性が NPM においても見られることを説明している。〔Power, M. (1997) *op. cit.*, p.44; 邦訳 (2003) 61 頁〕

ーマンスを生み出すのである。したがって NPM において形式的な行政評価が行われるのであれば、それは単に「安心を生産」する儀式に過ぎないことになる。

このように表面上は全く異なるものに見える内部統制制度と NPM の広がり背景には「監査社会」化という共通性が見いだされる。そして、そのカギとなったのがパフォーマンス測定尺度である。したがって NPM は国家が自らの権力行使を差し控えるのではなく、異なる形式での権力行使と見ることができる。例えば、「民営化」は自由放任（レッセ＝フェール）の状態にあるのではなく、国家の介入によって生まれた新たな社会秩序である。

このように NPM には典型的な「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルの特質が認められる。各国の政治・経済・社会状況の違いによる制度的な相違点があっても「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルという特質は共通している。NPM は国家が直接統治する形式を可能な限り縮小させつつも間接的な制約を与え管理する側面は逆に拡大させるものである。NPM の代名詞でもある「民営化」は国家による社会政策の縮減であり、公的領域に市場原理が持ち込まれることで、特に国家と個人の間位置する中間的な勢力が解体される。

例えば、わが国でも国営企業、公共企業体の民営化が行われ、国立大学や美術館が法人化される等の一連の民営化が行われたが、それによって国営企業の強力な労働組合、国立大学における自治といった国家に対する批判的な勢力が無力化されたという。すなわち、自由を与えられたことで逆に力をそがれることになったのである。

NPM の広がりには官僚制による統治から会計や監査のモデルを使っての統治へと移行したことを示している。すなわち、「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルへの移行である。こうして生まれた内部統制制度の核となるのはマネジメントシステムとしての側面である。パワーは品質に関するマネジメントシステム、すなわち英国の BS7750、そして ISO9000 シリーズが現代的内部統制制度の形成に大きな役割を果たしたと指摘する。

5. 2. 品質マネジメントシステムの本質

品質マネジメントの国際規格である ISO9000 シリーズは「監査社会」における植民地化（監査モデルの他分野への浸透）の好例であるとされる¹²²。ISO9000 シリーズは国際標準化機構（International Organization for Standardization : ISO）によって 1987 年に制定され、そのフレームワークは品質マネジメントにおけるデファクトスタンダードとして世界中で受け入れられている。パワーは ISO 品質マネジメントシステムが現代的な内部統制制度等に対して青写真としての役割を果たしたと指摘している¹²³。すなわち、抽象的なガイドラインに基づいた自己統治の社会制度であり、それが客観的な第三者の認証によって担保されるという図式は COSO 内部統制フレームワークと同じ特徴である。

¹²² Power, M. (1997), *op. cit.*, p.59; 邦訳 (2003) 82 頁

¹²³ Power, M. (2007), *op. cit.*, p.50; 邦訳 (2011) 62 頁

この ISO9000 シリーズ（以下、ISO9000 という）は英国の品質規格である BS5750（1979）が原型となっている。BS5750 が誕生した背景には 1970 年代、NATO(北大西洋条約機構)がヨーロッパにおいて調達する軍需物資の品質問題に悩まされていたという事情があった。¹²⁴ しかし、それ以上に重要なのは、BS5750 は日本の製造品質の高いレベルに対抗するためにサッチャー政権（1979-1990 年）の後押しによって生み出された点である。すなわち、BS5750 はサッチャー政権の政策の一環として生み出された国家規格なのである。その特質は品質を可視化し管理可能にすることにある¹²⁵。

1987 年に初の ISO9000 シリーズ規格が発行されたが、それが当時の EC の市場統合、GATT の新貿易ルールの制定などを背景にして急速に世界に広まっていった。ISO9000 シリーズは EC の市場統合を品質保証の面から支え、さらに国際間の貿易の障害を品質保証の面から軽減する役割を期待されるものであった。つまり ISO に期待されたものは品質に関するリスクの軽減であった。ISO のマネジメントシステムの原型である BS5750 は、製品やサービスそのものの品質を評価するものではなく、それらを製造ないし供給するための実務、手続に焦点を当てていた。製品・サービスそのものではなく、その完成や提供に至るプロセスに焦点があてられたのである。

パワー（1997）は、そもそも品質の概念自体が意図的に公式化されたものであると述べている¹²⁶。品質は顧客満足、顧客価値といった概念とセットになって意味を持つ。品質は社会的な構築物であり、その提供に対する保証も社会的構築物といえる。さらにパワーは、この品質概念の一般化は、安全性という領域においても爆発的に拡張したと述べ、品質と安全性の類似性についても指摘している¹²⁷。高品質に対する顧客満足、安全性とそれに対する信頼が同じ論理構造になっていることを考えればパワーの指摘は妥当といえよう。

品質マネジメントシステムはフォーコーの「安全（セキュリティ）」の戦略の視点とも整合性がある。ISO 規格に基づいて品質マネジメントシステムが構築・運用され、それに対する審査機関の認証が与えられることで経済社会に安心が与えられる。品質に関わる社会的リスクが「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルによって許容範囲内に抑えられるのである。

この ISO9000 のフレームワークは内部統制とともに会計監査モデルの「植民地化」によって現れたフレームであり類似する構造を持っている。ISO9000 のフレームワークは品質に対する直接的な検査から品質を実現するプロセスに対する自己検査システムの構築状況を監査するという間接的統治システムへの転換を示している。そこでは実質的な“内部統制

¹²⁴ 矢野友三郎・平林良人（2003）『新世界標準 ISO マネジメント』日科技連、28 頁

¹²⁵ Power, M. (1996), Making things auditable, *Accounting, Organization and Society Vol.21, No.2/3*, pp.301-303

¹²⁶ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.84; 邦訳（2003）115 頁

¹²⁷ Power, M. (1997), *op. cit.*, pp.57-58; 邦訳（2003）80 頁

システム”である品質マネジメントシステムが中心的な役割を引き受けている。パワーは ISO のマネジメントシステムが新たな管理領域を構成するようになり、それによって現代的な内部統制制度が構築可能になったと考えている。すなわち、ISO によって監査可能性が創出されたのである。

パワーは「監査社会」化の進展によって会計監査モデルが多様な領域に浸透したと指摘したが、それは「自己統治・第三者認証型」の統治システムが社会に広まったことと同義である。その背景としてフーコー的自由主義の論理、すなわち自由の生産とその裏面を支える「安全（セキュリティ）」の戦略、そして自由と安全との間で調整的役割を果たす危険（社会的リスク）の概念は現代的内部統制制度、コーポレートガバナンス、NPM、品質マネジメントシステムのいずれに対しても高い説明力を持つ。

本章では会計監査モデルの広がりとして NPM、品質マネジメントシステムを考察し、それらが密接に関係しあっていることを見てきた。しかし、現代的な内部統制制度を考える上では会計専門家の位置づけも考慮する必要がある。パワーはその点に関して会計士とシステム工学者の競合が生じたことを指摘している¹²⁸。そこで次に専門家制度に関するフーコーの理論を検討し、現代的な内部統制制度における専門家の役割を検討する。

5. 3. 専門家制度—統治手段としての「試験」

現代の社会制度において権力の行使は上から一方的に行われるものではない。制度に服しているかのように見える者たちもそれぞれの立場から権力を行使しているのである。特に、現代の内部統制制度を新たな自由主義的統治制度と見る場合、政府、規制当局、専門家、企業、それらの組織の構成員等も自己利益の追求という形でそれぞれが制度を支えていると見ることができる。そこで、フーコーの「試験」の概念を軸に、制度を支える者たち、特に専門家に焦点を当てて現代的な内部統制制度に働く力学を検討する。

会計監査を行う専門家について各国で公的な資格制度が設けられ、有資格者が監査を行う者とされている。すなわち、英国ではスコットランド、イングランド及びウェールズ、そしてアイルランドの三つの勅許会計士協会から別々に資格が付与される勅許会計士（Chartered Accountant）、米国では各州が認定する公認会計士（Certified Public Accountant : CPA）、そして日本では国家資格としての公認会計士である。これらの有資格者のほとんどは試験を通じて資格が付与されている。英国、米国では 19 世紀に会計士が制度化され、米国では 1917 年にニューヨーク州で第一回公認会計士試験が実施されている。ちなみに、日本において公認会計士試験が初めて実施されたのは 1949 年である。

内部監査については米国の内部監査人協会（Institute of Internal Auditor : IIA）によって 1974 年から公認内部監査人（CIA）の資格試験が実施されている。また、米国以外の国でも試験を通じた認定が行われるようになっており、1999 年からは日本でも試験が行われて

¹²⁸ Power, M. (2007), *op. cit.*, p.51; 邦訳 (2011) 63 頁

いる。さらに米国の内部監査人協会は内部統制業務に関連する資格として、内部統制評価指導士（CCSA）、公認金融監査人（CFSA）等が、日本内部監査協会では内部監査士、金融内部監査士、情報システム専門内部監査士等といった資格を設け、試験を実施している。

内部統制に関連する資格では会計士に比べて半世紀以上遅れて資格試験が実施されるようになったこと、また、1990年代以降、内部統制関連資格の多様化、国際化の傾向が顕著にみられるようになった点は重要である。「試験」はフーコーの規律権力論において重要な技術として位置づけられているからである。また、現代ではあらゆる領域で試験制度が実施されるようになっており、わが国においても公的資格のみならずさまざまな民間資格、果ては「漢字検定」「ご当地検定」といったように試験制度の広がり爆発的である。

フーコーは「試験」について、それが規格化をもたらず視線であり、資格付与・分類・処罰を可能にする監視であると述べている¹²⁹。すなわち、個々人の可視性が「試験」を通じて設定されるのである。フーコーは「試験」という言葉を特定の権力的効果を持つ技法、諸装置というように広くとらえている。例えば、フーコーは18世紀末に病院が試験実施装置として組織化されたと指摘する。この場合の試験とは診察や各種検査を実施することを意味している¹³⁰。17世紀ヨーロッパの病院では医師は必要に応じて病院の外からやってくる「回診」という形式が採られていた。それが18世紀後半になると医師が病院に常駐するようになり、患者を常時、途切れることなく診断・検査する規則的な観察制度へと変化していったという。また、医師の常駐化は病院内の階層秩序において医師の地位の上昇をもたらした。医師の指示を受ける「看護人」という新たな職種が形成された。こうした変化によって患者は診断・検査に常時差し出される客体となったと述べている。病院が診断・検査という「試験」の実施装置になったのである¹³¹。

18世紀後半には病院と同様に学校も途切れることのない一種の「試験装置」と化したという。規律正しい日々の課業の間に頻繁な考査と定期的な試験が実施され、試験のおかげで教師は生徒に対して知識の領域全体を明示することが可能となった¹³²。こうして「試験」は生徒が教師から取得した能力を証拠立てるものとなったのである。その反面、教師にとっては生徒が取得すべき知識を生徒よりも先取りするための装置となった。つまり、学校における試験は教師から生徒への知識の移行を保証する一方、教師に対して生徒に移行させるべき知識を先に示す権力的な装置となったのである¹³³。

フーコーは権力装置としての「試験」について三つの点を指摘する。一つは、権力に服

¹²⁹ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 188 頁

¹³⁰ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 188 頁

¹³¹ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 189 頁

¹³² フーコーは18世紀後半のキリスト教系の学校で毎月の考査が義務付けられた例、土木学校で年16回の試験が実施されていた例を紹介している。〔フーコー, M. (1977) 『前掲書』 189 頁〕

¹³³ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 188 頁

する者の可視化である。中世では可視化されるのは権力者（君主）であり、人々は闇の中にいるかのように不可視な存在であった。しかし、規律訓練権力が統治システムの主調となるとパノプティコン（一望監視施設）に象徴されるように、権力者が不可視となり服従する者が可視化される。「試験」は服従する者を可視化するための権力装置なのである。フーコーによれば「試験」とは服従する者を客体化し可視化する儀式であり、国王による閱兵式でさえも儀式化された一種の「試験」である^{134 135}。

二つ目は、「試験」による個人性の記録・文書化である。フーコーは「試験」が記録文書の作成を伴うものであることに着目する。記録文書の作成は系統だった記号体系に沿って行われる。記号体系によって個人的なものが定型化されて記録される¹³⁶。「試験」によって個人が記述可能で分析可能な客体として構成されるようになるのである。体系的な記録文書化によって各人の特徴が比較可能となり、規範からの逸脱の状況が容易に把握されるようになった¹³⁷。

そして三つ目は、個々人がそれぞれ一つの「事例」として捉えられるようになったことである。ここでの「事例」とは、「試験」によって記述・評価・測定され、その個人性を他の個人と比較されるような個人である。近代にいたるまで下層社会の人々、一般大衆の個人性は記録されることはなかったが、規律訓練権力では個人性の記述を通じて人々を取り締まり、支配する¹³⁸。「試験」における記録文書は支配のための有効な手段である。このように「試験」は個々人を権力行使の客体として構成するさまざまな仕組みの中心に位置する技術である。「試験」を通じて階層秩序を維持する監視と個人の規格化が行われ、大掛かりな規律訓練権力の装置が形成される。そして、このように形成された規律訓練権力の装置は「試験」によって儀式化されるのである。

現代的内部統制制度においては「試験」が入れ子状になって権力装置として機能している。すなわち、COSO 等のデファクトスタンダードによる内部統制制度の標準化、内部監査の強化、内部統制報告の義務化等の一連の施策は、個々の企業が行っている内部統制実

¹³⁴ フーコー, M. (1977) 『前掲訳書』 191–192 頁

¹³⁵ 閱兵式ではすべての兵士の身体動作が細部に至るまで徹底して定められ、建物、衣装などすべての装置が規律正しく整えられる。

¹³⁶ フーコーは 18 世紀の病院において、帳簿の整理・種別化、別の帳簿への書き写しの様式、回診時の帳簿の回付、医師と管理者との定例会における帳簿照合、しかるべき機関に対する帳簿の既知事項の伝達、病気・治癒・死亡などの人数の病院・都市・国家単位での集計技術といった記録に関する記号体系があったことを紹介している。〔フーコー, M. (1997) 『前掲訳書』 192–193 頁〕

¹³⁷ フーコーは 18 世紀の病院における病歴口述書や尋問書といったものをフォーマットが重要視された記録の例として挙げている。〔フーコー, M. (1997) 『前掲訳書』 193 頁〕

¹³⁸ フーコーは規律訓練権力登場以前では、個人化は逆に上昇傾向を持っていたと指摘する。すなわち、先祖の勲功・偉大な系図・当人の死後に作られる記念碑・遺族に対する年金などが上昇傾向を示す個人化の例であるという。〔フーコー, M. (1997) 『前掲訳書』 195 頁〕

務を可視化し、監査可能にするものである。それは企業の内部統制の構築を促し、社会制度に対して従順な組織へと生まれ変わらせる新たな権力装置が形成されたことを意味する。すなわち、内部統制制度はフーコー的な意味での「試験」制度であり、フーコーが例示した18世紀末の病院、学校が社会において果たした役割と同様の意義を持つものと見ることができる。

また、公認内部監査人制度の発展、CSA等の内部統制の公式・準公式の方法論を駆使する新たな内部統制専門家集団の形成は、内部統制制度の論理に従順に従う個々人を形成する権力装置と見ることができる。「試験」によって自立的な内部統制制度が形成されるという側面がある一方、「試験」を通じて内部統制専門家集団が形成されているという側面がある。このように「試験」制度が入れ子状に機能することで、それぞれ自立的でありながらも従順な組織や個人が新たに創出されたのである。

「試験」自体は「生かす権力」のうち規律訓練権力の視点から説明されるものである。しかし、現代の制度な規律訓練権力と「人口」に介入し調整する権力の二つの側面が入り組んだ構造を持っている。すなわち、「試験」には規律訓練権力の側面がある一方、自由主義的な制度の側面も持っている。本章で考察したベッカーの人的資本論によれば個人は国家が介入することで形成された競争的市場に自ら身を投じ、自己への投資を行うことで能動的に行動する主体である。内部統制に関連する資格制度が整備されることは、現代の自由主義的な体制における望ましい主体を定義し、その基準に自ら適合するように仕向けることである。「試験」は市場において好ましい振る舞いをする主体を形成する手段と見ることができる。

フーコーの統治性に基づく研究を行ったローズは現代の自由主義的な統治においては国家以外の機関が重要性を増すと指摘する¹³⁹。すなわち、非国家的な機関、非政治的な形式を持つ専門機関の諸活動を通じた統治が行われるという。そして、専門機関によって無数の現場の専門家たちが統治のための計算や打算に結びつけられる。現代の自由主義的な統治においては、専門機関の計算や思惑に正当性が与えられ、しかも“自由な主体”としての企業や個人の願望が一致するように間接的に誘導しなければならないのである。

このように「自己統治・第三者認証型」の統治システムにおいて公式に認められた専門家は欠かすことのできない存在である。フーコーの「試験」概念はその論理をよく説明している。社会制度の様々な領域で生まれ続ける新たな資格制度に象徴される新たな第三者認証の仕組みの誕生は現代的な「自己統治・第三者認証型」の統治システムが広がり続けていることを示している。「試験」は単なる資格制度ではなく、より大きな社会制度と一体化した不可分な制度として分析すべきものである。

¹³⁹ Rose, N. (1999), *Power of Freedom: Reframing Political Thought*, Cambridge Press, pp.49-50

6. 本章のまとめ

本章ではパワーの「監査社会」論をフーコーの所説から捉えなおそうと試みた。パワーの「監査社会」論は会計監査モデルが社会の多様な領域に爆発的に広がった社会というモチーフを論ずるものであった。その原動力となったのが監査という概念の“あいまいさ”にあり、そのあいまいさが会計監査モデルの多様な領域への浸透を可能にしたとされた。監査の目指すあいまいな理想は、数々の具体的な実務手法によって補完されるが、詳細な実務手続をいくら積み上げても、それが「検証のための儀式」となり、形骸化している状況が論じられた。パワーは社会の大きな変化を分析するために従来の学問体系とは別の視点から分析を行ったのである。

しかし、パワーの「監査社会」論ではその背景となった力学、論理についての言及は十分行われていなかった。そこで、本章ではフーコーの所説、とりわけ自由主義についての考察をフーコー的自由主義と呼び、その論理がパワーの「監査社会」論の立論を補足する有益なものであることを見てきた。フーコーは自由主義を各主体に自由を与え自立を促す一方で、社会秩序を守るための数多くの規制や管理の手続を用意する統治手法と考えた。その自由はあくまでも社会の安全が守られる範囲内で保証されなければならないとされた。これが「安全（セキュリティ）」の戦略である。

フーコー的自由主義では「市民社会」、「市場」、「ホモ・エコノミクス」という三つの不可分の概念が重要とされ、それが「監査社会」論を補足することを見てきた。すなわち、現代では市民社会は企業社会と化し、企業や非営利組織も自らの利害関心に基づいて行動するホモ・エコノミクスとして認識され、市場は非経済的活動を広範に含むよう再定義された。そうした社会において有力となった統治手法を「自己統治・第三者認証型」の統治システムと定義し、内部統制制度こそが自己統治手法のモデルとなったことを確認した。そのうえで、期待ギャップ、コーポレートガバナンス、NPM、ISO等の現代的な統治制度について具体的に検討した。

フーコー的自由主義の観点からすると「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルである内部統制制度は「安全（セキュリティ）」の戦略に沿った制度設計・運用がされていることになる。「安全（セキュリティ）」の戦略が目指すのは社会の安全であり、その調整原理が危険、すなわちリスクである。そこで第五章ではフーコーの所説に基づいて内部統制制度とリスクマネジメントの接点を検討する。

第五章 現代的な内部統制制度とリスクマネジメント

1. はじめに

現代的な内部統制制度はリスクマネジメントと密接な関係を持っている。1992年のCOSO内部統制フレームワークにおいてもリスクは主要な概念となっていた。さらに2004年にCOSOリスクマネジメント・フレームワーク(COSO-ERM)が公表されて以降、内部統制とリスクマネジメントの一体化が実務において当たり前のよう論じられるようになった。内部統制制度とリスクマネジメント制度の密接な関係を理解するにはフォーコーの「安全(セキュリティ)」概念を援用することが有益である。

パワーは、「監査社会」化が不確実性を組織化する方向、すなわちリスクマネジメントを重視する方向へと向かっていくことを指摘したが、その背景、理由については詳細に語っていない。しかし、フォーコーの「安全(セキュリティ)」を援用すれば理解をより深めることができる。現代の自由主義的な統治において、個々の主体は自己利益を最大化しようとして積極的に競争に身を投じる存在となる。さらに統計的データ等によって断片化された人々の群れ、すなわち「人口」という集合的概念として捉え直される。「人口」は正常性へと向かうように誘導される。その正常性はリスクの許容範囲という形で示される。こうして示される正常な数値は社会的に合意されたものである。すなわち、社会の「安全(セキュリティ)」の視点である。現代的なリスクマネジメント制度は社会の「安全(セキュリティ)」のための統治手段と見ることができ。したがって現代的なリスクマネジメント制度は従来のリスクマネジメント制度とは異なる特質を持つものとみなすことができる。

本章ではフォーコーの「安全(セキュリティ)」概念によって現代的なリスクマネジメントの分析を行い、現代的な内部統制制度との関連性について金融業界を例にあげて考察する。

2. フォーコーの「安全(セキュリティ)」とリスクマネジメント

2. 1. 従来までのリスクマネジメント概念

亀井(2017)によればリスクマネジメントには五つのルーツがあるという。その一つは1920年代の悪性インフレ状況にあったドイツにおける経営政策論である¹。そこでは企業活動における投機的リスクを含めた企業経営全般についての経営管理が扱われていた。二つ目は1930年代の不況下にあった米国で登場した保険管理である。それは各種のリスクに対処するための保険の利用法であり、これが米国や日本において一般的にリスクマネジメントと呼ばれたものであるという。

¹ 亀井利明(原著)・上田和勇(編著)(2017)『リスクマネジメントの本質』同文館、4-6頁

三つ目は、1960年代の米ソ冷戦時代に国家的危機に対する戦略、政策として登場した危機管理（クライシス・マネジメント）である。現在では危機管理は国家の領域から企業や個人のレベルにまで拡大されている。四つ目は1970年代における技術革新、新製品開発、経済の国際化に伴うリスクである。これらは企業の戦略リスクを管理するためのリスクマネジメントと言える。そして最後の五つ目が1980年代にみられるようになったベンチャー・ビジネスの展開に伴うリスクへの対策としての起業のリスク管理である。このように全く異なる背景を持つリスクマネジメントが存在していたというのが亀井の主張である²。

本論文で扱う COSO-ERM に代表される現代的なリスクマネジメントは形式的には四つ目のルーツ、企業の経営リスク管理に分類される。しかし、亀井は本論文で扱う現代的なリスクマネジメント制度にきわめて批判的であったという。現代企業のリスクマネジメント、それに関連して CSR、コンプライアンス、内部統制、コーポレートガバナンスなどの概念に対してきわめて懐疑的であったことが亀井の子息によって明らかにされている³。

亀井の発言から読み取れるのは、リスクマネジメントの分野においても従来の理論と本論文で扱う現代的なリスクマネジメント論との間に大きなギャップが存在するという事実である。日本のリスクマネジメント理論の第一人者の逝去を追悼して補筆・復刻された著書⁴において COSO などへの言及がほぼ見られないという点からも、そのギャップは従来からの研究者にとって受け入れ難いものであったことがうかがわれる。

第四章で検討したように現代の先進各国で取り入れられている統治制度の多くは自由主義的な制度である。フーコーが考察したように現代における自由主義的な統治制度には各主体に自立を強いる特徴があり、内部統制制度はその中核的制度に位置づけられる。それは従来の内部統制制度とは異質な特徴を持つものである。また、現代的な内部統制制度はリスク概念と密接な関係を持っている。その論理、力学を明らかにするのがフーコーの「安全（セキュリティ）」の概念である。「安全（セキュリティ）」の概念を援用することで現代における内部統制制度のリスクマネジメントと関係性が明らかとなる。

2. 2. 不確実性の組織化としてのリスクマネジメント

パワーは「監査社会」論において、現代では会計監査モデルがさまざまな社会制度に浸透していったことを明らかにした。監査モデルの浸透はまず公的領域に始まり、コーポレートガバナンスの求められる情勢において企業内部にも広がったこと、すなわち、現代的な内部

² 亀井利明他（2017）『前掲書』5頁

³ 亀井利明の子息・克之は「いつまでたっても長時間労働や過労死の問題を解決できないような日本企業に CSR を語る資格があるのか。コーポレートガバナンスやコンプライアンスや内部統制が騒がれるようになって久しいが、企業不祥事は一向になくならない。アメリカから導入され、官僚主導型で日本企業に法制化された内部統制は何か役に立っただろうか。それゆえ、亀井利明は伝統的なリスクマネジメントを考えることの重要性を説き…」と述べている。〔亀井利明等（2017）『前掲書』136頁〕

⁴ 亀井利明等（2017）『前掲書』序文

統制制度が形成されたことを指摘した。そこには品質マネジメントシステムによる内部プロセスの可視化の手法が大きく寄与していた。このように、現代的な内部統制制度は会計監査モデルの広がりの中で、さまざまな関連諸制度と相互影響を与え合いながら形成されていった。こうして内部統制制度はとりわけリスクマネジメントと密接な関係性を持つようになったのである。

パワーは「監査社会」論から10年を経て、現代的な内部統制制度とリスクマネジメントとの密接な関連について体系的な著書を上梓している⁵。その中でパワーは1990年代半ば以降に新たに登場したリスクマネジメントの概念は“監査の爆発的拡張（本論文でいう「監査社会」化）”の新しい形態、すなわち、リスクの名の下に登場した新しい説明責任のあり方であり、企業を監視する新たな様式であると述べている。こうしたリスク概念は抽象的なものであり、計算の論理よりも説明責任の論理の側面が強くなったとも指摘している^{6 7}。そこで、「監査社会」化の動向の中でなぜリスク概念が重要な意味を持つかについてフォーコーの理論、具体的には「安全（セキュリティ）」の概念を用いて考察する。

本来、リスクはあいまいな概念であり、明確な定義がなされないまま実務の世界で多様な論理、価値観、視点の下で用いられてきた。ところが、パワーによればリスクをめぐる言説がいつのまにか管理的、もしくは規制的な言説へと変化していったという⁸。そして、現在ではかつてないほど政治的・社会的・組織的な重要性を獲得するに至ったというのである⁹。こうした大きな動向の中で、各種の制度や言説が相互に影響を及ぼしながら新たなリスク概念の形成に関わっていった。すなわち、内部統制、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等の隣接領域の言説の相互影響のみならず、ISO、CSRやSDGs等の広範な言説も相互に影響を及ぼし合いながら「監査社会」化やリスクの組織化の動向を後押ししている。そこで特に重要な役割を果たしたのが金融業界におけるリスク規制であった¹⁰。

リスクマネジメントのフレームワークの面では1992年のCOSOの内部統制フレームワークの延長線上で2004年にCOSOリスクマネジメント・フレームワーク(COSO-ERM)が提起されている。ISOからも2009年にリスクマネジメントに関する規格ISO31000がリリースされた。これらのフレームワークは互いに似通っている。そして、こうしたフレームワークが内部統制制度に結びつけられるようになっていく。内部統制制度が財務報告のための制度にとどまっておらず、企業のあらゆる活動をカバーする制度となるためにはこうし

⁵ Power, M. (2007), *Organized Uncertainty: Designing a World of Risk Management*, Oxford Press. [パワー, M. (2007) 堀口真司訳『リスクを管理する－不確実性の組織化』中央経済社]

⁶ Power, M. (2007), *Ibid.* pp.1-3; 邦訳 (2011) 1-3 頁

⁷ Power, M. (2007), *Ibid.*, pp.95-96; 邦訳 (2011) 118 頁

⁸ Power, M. (2007), *Ibid.*, p.36; 邦訳 (2011) 45 頁

⁹ Power, M. (2007), *Ibid.*, p.75; 邦訳 (2011) 84 頁

¹⁰ Power, M. (2007), *Ibid.*, pp.41-42; 邦訳 (2011) 52 頁

たリスクマネジメントのフレームワークとの併用が有効になる。このように内部統制制度とリスクマネジメントは分かちがたく結びついている。

内部統制制度とリスクマネジメントが一体化することで全社的な管理が可能となる。それは企業のあらゆる面での活動を管理しようとする動向を示すものである。社会的な影響力を持つ企業が大きな問題を起こさないことは社会の要請であり、そこに現代的なコーポレートガバナンスとこれらの諸制度とが結びつく接点がある。すなわち、現代的な内部統制制度はリスクマネジメントと一体化しつつコーポレートガバナンスの中核に位置する制度となったのである。

パワーはリスクをめぐる言説の変化について「不確実性の組織化」という観点から理解しようと試みる¹¹。不確実性が組織化される際に、それが管理可能なリスクへと変換されるという。このように不確実性とリスクを区別する考え方は経済学のシカゴ学派の創始者の一人、フランク・ナイトの提起したものである¹²。それまでの経済学では、なぜ企業間で業績の差が生じるのかが説明できなかった。そこでナイトは予測可能で確率が測定できるリスクと、予測不能で確率が測定できない不確実性を区別し、その不確実性の存在が企業間の業績に差が生じる原因と指摘したのである¹³。現代では特に金融業界を中心に不確実性を可視化し、それをリスクとして管理しようとする動向が顕著にみられるようになってきている。金融商品の多くがファイナンス理論、すなわち確率を計算する手法によって生み出されているためである。「不確実性の組織化」とは不確実な事象を数値化されたリスクとして管理しようとする現代的な動向を示すものである。リスクという視点はフーコーの「人口」に介入し調整する権力の中核にある「安全（セキュリティ）」という概念によってより深く理解できる。

2. 3. フーコーの「安全（セキュリティ）」概念

フーコーは現代における自由主義的な統治について「生かす権力」における統治形式の変化、すなわち、規律訓練権力から「人口」に介入し調整する権力への重点の移行という観点で説明を行っている¹⁴。規律訓練権力においては人々が規範を内面化し、権力に対して従順な主体となるという統治原理が働いていた。これに対し、「人口」に介入し調整する権力の現代版である自由主義的な統治において、人々は競争を中心に置いた市場原理を内面化し、自ら競争に身を投じていく主体となるという間接的な統治原理が働く。

¹¹ Power, M. (2007), *op. cit.*, p.9: 邦訳 (2011) 11 頁

¹² Knight, F.H.(1921), *Risk, Uncertainty and Profit*, Boston, New York, Houghton Mifflin Company.

¹³ Demsetz, H.(1997), *The economics of the business firm*, Cambridge, pp.1-5

¹⁴ Foucault, M. (2004a), *Présentation sécurité, territoire, population - cours au collège de france (1977-1978) de michel foucault format beau livre- Livres philosophie*, Hautes Études. [フーコー, M. (2007a) 高桑和巳訳『ミシェル・フーコー講義集成〈7〉安全・領土・人口(コレージュ・ド・フランス講義1977-78)』筑摩書房]

「人口」、すなわち人々や企業が統計的データ等、諸要素の集合体として捉えられ、「人口」が正常な範囲から逸脱しないように誘導されるという間接的、遠隔的な統治が行われるようになった¹⁵。こうした統治方法において正常範囲内からの逸脱というリスク概念が重要な意味を持つようになったのである。すると人々は知らず知らずのうちに統治する側にとって望ましい行動を選択するようになる。正常範囲から逸脱することで得られる利益よりも、逸脱しないことで得られる利益、言い換えると「(社会にとって) 良き市民」であることで得られる利益の方が大きいと考えるように導かれるのである。

一般的に、安全は危険やリスクの対義語である。フーコーは「人口」に介入し調整する権力において、「安全(セキュリティ)」の概念が中心的役割を占めるようになったと考えた。ここで「安全(セキュリティ)」とは社会の安全を指している。フーコーは疾病¹⁶ に対する取り組み方を事例として取り上げているが、それは政治的な手法としての現代的なリスクマネジメントの基底を為す考え方の生成を示している¹⁷。

中世においてライ病患者たちは社会から排除されていた。ライ病に罹患している者と罹患していない者の間に明確に線引きがなされた。社会的排除は中世の「殺す権力」の考え方である。ところが中世末以降のペスト患者たちには全く別の取り扱いがなされた。具体的には、ペスト発生地域や都市を基盤の目状の区画に分割し、区画ごとに、外出時間、家での行動、食事の内容等が指示された。他方、住民の動向は当局によって逐一記録され、その生活の細部に至るまで可視化された。ペスト患者たちは閉じた空間の中で恒常的に管理された。つまり、ペスト患者に対しては規律訓練権力型の統治が行われたのである。ところが18世紀における天然痘に対してはさらに異なる取り組みがなされたという。フーコーはその取り組みが「安全(セキュリティ)」の統治に位置づけられると指摘する¹⁸。

18世紀になると天然痘への対処として予防接種が行われた。予防接種とは天然痘を人工的に接種し、天然痘の小さな症状を引き起こすという手法である。天然痘を小規模に発生させることで全面的な罹患・発症を予防することができるのである。この手法は天然痘の発症を妨害するどころか積極的に引き起こそうとするものである。それは患者を排除したり型にはめた行動を強いたりする従来の手法とは一線を画すものであった。それがフーコーの「安全(セキュリティ)」の視点である。フーコーは天然痘の予防接種の実践には蓋然性の計算、すなわち統計学が道具として用いられたと指摘する¹⁹。個々の人間の生死ではなく、感染率、死亡率といった統計的数値を許容範囲内に収めることが目標とされたのである。数

¹⁵ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 80-83 頁

¹⁶ フーコーが取り上げた、ライ病(中世)、ペスト(中世末~16世紀頃)、天然痘(18世紀)は人類が恐れ、苦しめられた代表的な疾病である。

¹⁷ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 69-108 頁

¹⁸ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 13 頁

¹⁹ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 72 頁

値化は「安全（セキュリティ）」に不可欠な技術なのである。

表. 5-1 疾病に対する権力行使の方法

| | | | |
|-----|--------------|----------------|----------------|
| ライ病 | 中世 | 罹患した者を排除する | *殺す権力 |
| ペスト | 中世末 ～16世紀 | 地域・都市を基盤割にして統制 | *規律訓練権力 |
| 天然痘 | 18世紀 | 天然痘接種による予防 | *「生」に介入・調整する権力 |

出所：フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』13頁 を元に作成

フーコーは「安全（セキュリティ）」の実践として四つの要素を指摘する²⁰。

一つは、「事例（症例）」である。事例とは個人的な事例ではなく、疾病という集団的現象を個人化する方法、数量化・合理化のために諸現象を集団化する方法、個別の諸現象を集団的領域の内部に位置づける方法である。すなわち、個別の事象が全体の中で位置づける手法である。それまでの疾病は発生場所・環境と一体的に捉えられていたが²¹、時間・空間によって区切られた「人口」における事例の分布として認識されるようになったという。すなわち、一つ一つの事象が事例という概念によって抽象的に捉えなおされたのである。それにより疾病による死、感染の可能性が計算可能になった。こうして、データに基づいた社会的事象の認識という新たな概念が形成されたのである。

二つ目は、「リスク」概念である。疾病が事例として集団的・個人的水準で捉えられるようになると、天然痘に罹患するリスクが把握されるようになる。すると年齢・居住地・職業等がわかれば罹患率、死亡率がどのくらいになるかがリスクとして特定される²²。そのリスクは事例、すなわち抽象的なデータを前提として認識されるものである。三つ目は、「危険」という概念である。疾病のリスクは均一ではない。高リスクの領域もあれば低リスクの領域もある。例えば、天然痘に関して三歳未満の子供は危険度が高く、田園地帯に居住するより都市に住むほうがより危険である²³。危険はリスクの特定を前提として認識される。四つ目は「危機」の概念である。危機とは現象の暴走・加速・増殖、すなわち異常な状況の特定に

²⁰ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』74-77頁

²¹ フーコーはそれを「支配的 disease」と呼ぶ。フーコーは「…しかじかの国・都市・風土・グループ・地域・生き方と一体をなしている疾病」と説明している。フーコーは天然痘に対する数量的分析（統計的分析）が行われることで、支配的 disease という見方が失われていったと述べている。〔フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』74頁〕

²² フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』74-75頁

²³ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』75頁

よって識別できるものである。こうした暴走現象は規則的に生じ、規則的に収まる。いわば危機とは循環的な暴走である。フーコーは危機を食い止めることができるのはより上位の自然的なメカニズム、もしくは現象に対する人工的介入だけであると指摘する²⁴。

表. 5-2 「安全（セキュリティ）」実践の四つの要素

| | |
|-----|------------------------------|
| 事例 | 集団的現象の個人化、個別の諸現象の集団化・集団への内部化 |
| リスク | 個別の条件による確率の把握 |
| 危険 | 個別の条件による高リスクの把握 |
| 危機 | 現象の暴走・加速・増殖の特定（異常な状況の特定） |

出所：フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 74-77 頁 を元に作成

本章では会計監査における統計的サンプリングの導入からリスク・アプローチの採用への変遷について考察するが、こうした統計的な考え方の土台として、サンプルとしての同質性（すなわち「事例」としての認識）、確率的な「リスク」の把握とその許容範囲の設定による「危険」の認識、というフーコー理論との対応関係を見ることができる。そして、通常の状態から極端に乖離した状況が「危機」である。また、ISO31000等の現代的なリスクマネジメントのフレームワークもフーコーの四つの要素の考え方で説明できる。

「安全（セキュリティ）」の手法では、疾病にかかった者と罹っていない者を分離しない。双方を含む全体、すなわち「人口」全体を考慮する。その上で、統計的に正常な罹患率・死亡率といった視点を導入する。この正常性の視点はさらに詳細な分析を可能にする。すなわち、それぞれ異なるさまざまな正常性をバラバラに扱うことが可能になる。天然痘の場合、包括的な正常性の分布カーブが識別されるが、それとは異なる年齢・地域・職業等の個別の分布カーブも得られる。これによって「人口」の全体ではなく個別の要因に働きかけることが可能となる。例えば、三歳未満の幼児の罹患率・死亡率が高いことが識別されると、それを全体の分布カーブ、すなわち「正常」な分布に近づけようとする取り組みがなされる²⁵。

「安全（セキュリティ）」の統治には互いに異なる複数の正常性をバラバラに扱い、一つの正常性を別の正常性へと近づける操作、すなわち“正常化”するという側面がある。正常化という操作はさまざまな正常性の分布の中における一つの正常性を別の正常性へと、最も不都合な正常性を最も都合の良い正常性へと近づけるものである。その際、より正常な分布が規範として用いられる。「安全（セキュリティ）」の統治における規範とは互いに異なる正

²⁴ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 74-76 頁

²⁵ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 76-77 頁

常性の内部作用で形成される。正常性が先にあって規範はそこから導き出されるのである。つまり、重要なのは規範化ではなく正常化である²⁶。

そもそもフーコーの「人口」概念は単なる人間集団を意味してはいない。それは、統計的なデータとして把握される諸要素、諸プロセスの集合として捉えられるものである。直接人々に対してではなく、「人口」の諸要素、諸プロセスに働きかけることで人々を望ましい方向に導くことが可能となる。フーコーは、人口に介入し調整する権力にとって、人々が服従的でありながら同時に仕事熱心であり、様々な活動を好むことが必要であるとも述べている²⁷。すなわち、人々が自ら望んで行動してくれることが必要なのである。「人口」に介入し調整する権力は「人口」の自然性を利用する。「人口」はさまざまな要素、プロセスの集合であるが、そこには自然的な部分があり、その自然性から出発し、介入していくのである。「人口」の自然性には三つの特質があるという。すなわち、変数への依存、原動力としての欲望、諸現象の恒常性である。

まず、「人口」は一連の変数に依存して現れる。そして風土、物質的条件、通商等によって変化する。法や習慣によって変化することもある。こうした変化は手の届くもの、すなわち、分析や計算によって操作可能なものである。多くの要因に働きかけることで「人口」を国家にとって好ましい状況へと導くことができる。このように直接接触れることのできる「人口」の自然性こそが権力手法の組織化・合理化に非常に重要な意義を持つのである²⁸。

次に、「人口」の原動力としての欲望についてである。フーコーは「人口」を全体として捉えるとその原動力は一つしかなく、それが欲望であるという。人は欲望によって行動し、欲望に反しては何もすることができない。フーコーは人の欲望の自然性が「人口」を特徴づけるものであり、また統治技術が直接接触れることのできないものであると指摘する。そして、欲望の自発的な発露が何らかの社会的な利益を生むことを可能にするという。だから、「人口」を管理するには人間の欲望の自然性を出発点としなければならない²⁹。

最後に、「人口」の規則性・恒常性である。個人は思い思いに行動しているが、不規則であるはずの個人の行動が「人口」という視点からは規則性・恒常性を持つ。統計を分析すると、毎年、同じぐらいの割合で人々は肺結核に罹患し、熱病、結石、黄疸などで亡くなっている。本来、個人的な動機によって起きるはずの自殺ですら、毎年、同じような頻度で発生している。「人口」には様々な面でこうした規則性・恒常性が観察されるのである³⁰。こうし

²⁶ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 77-78 頁

²⁷ これは経済学のシカゴ学派的な現代の自由主義が求める好ましい状況である。第四章においてシカゴ学派の経済学者であるベッカーの人的資本論が、個人が市場における競争に自ら進んで身を投じる主体として再構成される米国的な現代自由主義の状況を説明する理論である点を確認した。

²⁸ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 86-87 頁

²⁹ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 88-89 頁

³⁰ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 90 頁

た規則性・恒常性が「人口」の自然性の第三の特質である³¹。

このように「人口」とは諸要素からなる一つの集合ではあるが、その内部には様々な規則性・恒常性がある。全体の利益を生み出す普遍的な欲望を識別し、諸要素、諸プロセスが依存する変数に働きかけることで「人口」を好ましい状況へと導くことができる。

表. 5-3 「人口」概念の自然性の三つの特質

| | |
|---------|-----------------------------|
| 変数への依存 | 「人口」は操作可能な変数に依存して現れる |
| 欲望 | 「人口」全体を動かす原動力は欲望しかない |
| 規則性・恒常性 | 個人の行動はまちまちでも、「人口」には一定の傾向がある |

出所：フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』86-91頁 を元に作成

このようにフーコーの「安全（セキュリティ）」概念は現代的なリスクマネジメントの根底に流れる視点といえる。企業等を「人口」として捉え直し³²、その一側面を操作可能な変数という形で可視化する。各企業は利益の追求、すなわち欲望に突き動かされて活動するが、それが社会にとって、国家にとって、より望ましい方向に導かれていく。「企業社会の良き一員」と認められることは企業の利益追求に重要な意味がある。しかも、企業は自主的な行動、自らの意思として統治に服していくのである。

フーコーの「安全（セキュリティ）」は社会の安全を指しているが、その安全は各企業に個別・具体的に指示して実現されるわけではない。コーポレートガバナンス等によって一般に認められた基準やガイドラインに沿って企業が自ら自社を取り巻くリスクをマネジメントするように仕向け、社会に甚大な影響を及ぼす企業破綻、企業不祥事などを事前に防止しようとする統治のあり方である。すなわち、リスクマネジメントはフーコーの自由主義における「市民社会」が拡張された企業社会における間接的な統治手法という側面を持つ。

フーコーの「安全（セキュリティ）」の概念とは「人口」を集団的な現象として捉え、望ましい方向に誘導するための視点である。データや統計等によって数値化された個人は集団的な現象として捉えなおすことができる（フーコーの「事例」概念）。こうして数値化・合理化された集団的な現象としての「人口」はさまざまな条件設定によってグループ化・細分化が可能となり、それぞれのリスクが明らかになる（フーコーの「リスク」概念）。すると、グループごとのリスクの違いが明らかとなり、自ずと正常なリスク水準が浮かび上がる（フ

³¹ フーコー, M. (2007a)『前掲訳書』90-91頁

³² もちろん企業内の人々の集団も「人口」として捉えられる。「人口」は個人、企業、その他の組織、消費者、地域社会といったさまざまな集団同士が入れ子状に組み合わせられたものと考えられる。どの側面を抽出するかによって「人口」の意味が変わる。現代では「人口」は各種のデータとして再構成される。

ーコーの「危険」概念)。こうして把握された正常な水準に「人口」を導いていくのである。その際には現象の「自然性」に基づいた介入が行われる。すなわち、現象の規則性・恒常性に着目しつつ、人間の欲望をうまく利用した介入が行われる。これがフーコーの「人口」に介入し調整する権力における「安全（セキュリティ）」概念のモチーフである³³。

現代的な内部統制制度は企業の集合体としての「人口」に介入するタイプの統治性の制度であり、その背後には企業の集合体がさらされるリスクが正常な範囲に収まればよしとする考え方がある。諸制度は各企業がそれぞれ自らのリスクを許容範囲内に収める取り組みをすることで、結果的に社会全体の秩序が保たれるとされる。したがってリスクは現代的な内部統制制度の中心的な概念となる。実際、COSO 内部統制フレームワークはリスク概念を中核に置いており、2004年にはCOSO リスクマネジメント・フレームワーク（COSO - ERM）が提起されている。

次に、規律訓練権力の方法と「人口」に介入し調整する権力の方法を具体例によって対比し、現代的リスクマネジメントの「安全（セキュリティ）」的な側面を検討する。

2. 4. 「安全（セキュリティ）」をめぐる方法論の違い

芹沢（2007）はフーコーの規律訓練権力論に基づいて大正時代後期の大阪における「方面委員制度」という社会事業について分析している。当時は第一次大戦後の不況期であり、「大正デモクラシー」の名の下に国民の福利の充実に目が向けられた時期であった。方面委員制度とは、各市町村を小学校の学区程度の範囲で区切り、それを一方面とし、それぞれの方面にボランティアの委員に住民の生活全般に目を配ることを委託する取り組みであった³⁴。

方面委員たちは住民の生活状態を調査するため、地域を巡視し家庭を訪問した。彼らは住民たちの精神的・物質的な生活状況を調査し、その結果をカード式の台帳に記入した。委員たちは生活苦の住民を見つけると生活保護等各種救済手続の支援を行った。また家政や育児など過剰なほどに生活の細部にわたって住民たちに関わっていった。内縁や私生児といった家庭外関係の発生を取り締まり、妊産婦や乳児の健康に周到に気を配った。このように家政、育児、戸籍、健康、生計、労働状況等住民の日常生活のほとんどすべての領域に方面委員たちは関わろうとしたのである。そして、この制度の核心に置かれたのが詳細に記入されまとめられた調査台帳だった。

調査台帳は当時の社会の様相を映し出す鏡であった。不安定化した社会において調査台帳は住民一人ひとりの貧困を可視化し、それによって社会秩序を脅かす震源地を探索する

³³ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 74-76 頁

³⁴ 芹沢一也 (2007) 「〈生存〉から〈生命〉へー社会を統治する二つの制度」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後でー統治・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会、75-116 頁

役割を担った³⁵。委員たちは個々の住民への監視を怠ることなく、貧困が社会秩序を破壊するような事態が起きることを未然に防ごうとしていた。すなわち、方面委員制度とは社会秩序を維持する装置、フーコー的な意味で監獄に由来するメカニズムとしての規律訓練権力に依拠する社会装置であったのである。

他方、米国における現代的な自由主義政策は非経済的な領域にまで導入されていった。フーコーは米国におけるホモ・エコノミクスの犯罪政策について具体的に検討している。すなわち、米国における現代的な自由主義的な犯罪政策は非行のコストに着目することで社会を望ましい方向に導こうとするのである。例えば、フーコーは犯罪をゼロにするには莫大なコストがかかると指摘する。罰則や取り締まりの強化によって犯罪をある程度減らすことはできるが、一定の水準以上に犯罪を抑止することはその便益がコストに見合わなくなるといっているのである³⁶。

フーコーはこうした観点から1970年代の米国で起きた麻薬政策の転換について取り上げている。それ以前、米国では麻薬の供給を減少させることに努力が払われていた。ところがその結果、麻薬の価格が上昇し、重度の中毒患者たちが麻薬を購入するために重大な事件を起こす事態が頻発した。重度の中毒患者たちは麻薬の価格がどれほど高額になろうと麻薬の使用を止めないためである。従来の取り締まり強化政策では、麻薬の価格が高騰し、特定の組織が麻薬を独占したためかえって犯罪が増加していたのである。そこで、麻薬の供給を制限することを止めて入手をより容易にすること、端的に言えば麻薬を安価なものにするという政策への転換が図られたのである³⁷。

新たな政策の要点は、興味本位で麻薬を試してみようとする集団に焦点を当てることにあった。麻薬の密売人たちは初心者には安く麻薬を提供し、中毒者に対しては高値で売りつけるというやり方を取っていた。麻薬の初心者が中毒者になるともはや引き返すことはできない。どれほど価格が高騰しても麻薬を買い続けることになってしまう。そこで、比較的依存性の低い薬物に対する取り締まりを緩和し、入手しやすくすることで重度の中毒に陥りやすい麻薬を使用することから遠ざけようとしたのである。この政策には犯罪者に対する倫理的な視点は存在せず、社会にとって望ましい経済的な行動様式へと誘導しようとする政策的な意図があるのみである³⁸。これが米国における現代的な自由主義的政策の特質を表している。

これは犯罪者を「非行性」によって区別する考え方とは異なるものである。犯罪者は通常の人間と同じく合理的な判断力を持つ者であり、損得勘定に基づいて行動するという前提

³⁵ 芹沢は、方面委員制度が最初に導入された地域が貧民・労働者・地方からの出稼ぎ者が群居していた新開地であったことを指摘する。〔芹沢一也（2007）「前掲論文」87頁〕

³⁶ フーコー, M. (2007b) 『前掲訳書』313頁

³⁷ フーコー, M. (2007b) 『前掲訳書』316-317頁

³⁸ フーコー, M. (2007b) 『前掲訳書』318頁

を置くのである。規律訓練権力的な方面委員制度の場合、住民の一人ひとりを個別に管理し、その一挙手一投足にまで目を配ろうとしていた。しかし、米国の犯罪政策の場合、犯罪者を群れとして捉え、彼ら自身にコストとメリットを判断させることで自ずと犯罪から遠ざかるように仕向けたのである。

また、フーコーは規律訓練権力と「人口」に介入し調整する権力の違いについてフランスにおける穀物取引の例を挙げて説明している。フーコーは重商主義には規律訓練権力の特色があると指摘する。そして、重商主義の時代の特色は法の効力を持ちつつも法の範疇には属さない勅令・王令といった行政命令による統制が行われたという。具体的には、穀物価格の高騰・暴落を予防するために輸出・輸入や売り渋りの禁止、また特定作物の栽培の強制等が実施された。フーコーはこうした統制を国家理性における内政という観点から説明しようとする。すなわち、国家が人々の経済活動に直接介入しようとするのである³⁹。

ところが重農主義の時代になると「人口」に介入し調整する権力の特色が前面に出てくる。そして、重農主義時代には環境としての市場と「人口」の欲望との調整が行われるようになったと指摘する。つまり、重商主義時代の統制の原理に代わり重農主義時代には調整の原理が前面に出てきたのである。重農主義の時代にあっては穀物の輸出・輸入が抑制されるどころか自由化されたのである。時には、そうした取引が助成・奨励されることもあったという。そして、最終的に穀物価格が均衡点において安定するように導かれたのである。この重農主義的な施策が古典的な自由主義の特徴である^{40 41}。

ここでは規律訓練権力の事例として大阪の方面委員制度、「人口」に介入し調整する権力の事例として米国の犯罪政策、そして近世フランスの穀物取引における重商主義と重農主義の施策について見てきた。共に「生かす権力」でありながら、規律訓練権力は個々の主体を可視化し不適切な行為を直接的に監視する権力行使方法であり、「人口」に介入し調整する権力は「正常」とされる許容範囲に収まるように各主体の損得勘定を巧みに利用するという全く異質の権力行使方法である。そして、「人口」に介入し調整する権力における「正常性」とは“客観的”なデータや統計数値等を利用して明らかにされるものではあるが、社会の安全という観点から判断される社会的な概念なのである。

ドゥルーズはこれら二つの視点を規律社会と管理社会という概念で説明しようとした。その違いとは生身の人間に権力を行使しようとするのか、それとも人間を群れとして捉え、その群れに関するデータに対して権力を行使しようとするのかの違いであるという。規律社会的な方面委員制度では地区を分割し、そこの住人たち一人ひとりに対して目配りがなされていた。これに対し、米国の麻薬犯罪の事例では個人が非人称的な存在として様々な角

³⁹ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 424–427 頁

⁴⁰ フーコー, M. (2007a) 『前掲訳書』 425 頁

⁴¹ 重農主義的な市場と現代的な自由主義的な市場との違いは「交換」から「競争」へと視点がシフトする点については第四章で検討した。

度からデータ化された。そのデータに対して平均値、基準値、異常値が設定され、何が正常であるかを浮かび上がらせた。そして、皆が正常値を目指して自主的に行動するように誘導する施策が行われたのである⁴²。

すなわち、犯罪によって得られる利得と罪を犯すリスクを天秤にかけさせ、「その犯罪を行うと損をする」と思わせるように仕向けたのである。こうした管理社会における中心的な概念がリスクである。そして、麻薬犯罪が市場として捉えられたように、企業不正も同様に市場として捉えられるのである。現代的リスクマネジメントは企業が自らのリスクを軽減することを選好する環境づくりの側面を持つ社会的制度なのである。ドゥルーズの管理社会論はフーコーの「人口」に介入し調整する権力を再概念化したものである。フーコー、ドゥルーズはいずれも現代における自由主義的な統治の特質を、自由を前提にした上で巧妙な管理を行う点を指摘している。その上で、リスクを最小化するためのセキュリティの重要性を強調するのである。

本論文ではフーコーの「人口」に介入し調整する権力、ドゥルーズの管理社会概念を現代的な統治制度の原理を示すものと位置づける⁴³。現代的な内部統制制度とリスクマネジメントを考察するに当たり、両者の提示した自由主義的な統治性に関する概念を理解することは重要である。そして次に現代的なリスクマネジメントの標準的なリスクマネジメントのフレームワークを検討し、その特質を明らかにする。

3. 現代的なリスクマネジメントの特質

3. 1. 一般的なリスクマネジメント

現代的な内部統制制度は、非経済的な領域にまで拡張された概念として再定義された市場という競争環境における組織の自己統治のための制度である。組織は市場という競争環境において自らリスクを計算し、そのリスクを最小化するために行動する主体として形成される。そして国家並びにそれに準ずる統治主体は市場におけるゲームのルールを作り出すことで介入し、人々、企業、組織の群れとしての「人口」を望む方向に誘導しようとする。こうした統治性において企業等の主体が自らリスクを計算する枠組みを提起することが重要な意味を持つ。すなわち、自己統治と第三者による認証を特徴とする現代的な内部統制制度は必然的にリスクマネジメントと結びつく。そこでリスクマネジメントとは何かを具体的に検討する。

⁴² ドゥルーズ, G. (1992) 『前掲訳書』 292–300 頁

⁴³ ドゥルーズの管理社会概念に対しては「管理調整権力」と呼ばれることが多い。しかし、本論文では筆者がフーコーやドゥルーズの概念を道具的に援用するという立場から「現代における自由主義的な統治」、「人口に介入し調整する権力」、「管理社会論」等と表記している。

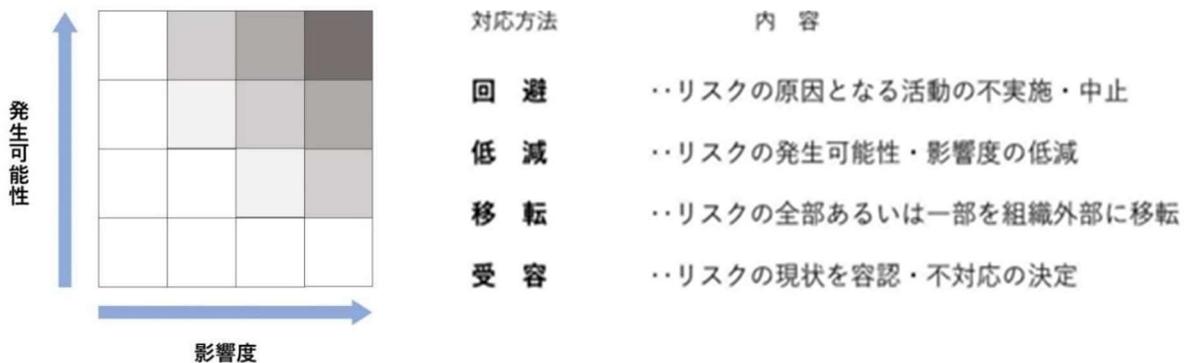
リスクマネジメントのフレームワークは一般的に次の三段階の手順によって行うこととされている。

- ① リスクの識別・特定
- ② リスクの分析・評価
- ③ リスクへの対応

まず、「①リスクの識別・特定」では、いかにしてリスクを漏れなく抽出できるかがポイントになる。「②リスクの分析・評価」では発生可能性、影響度の二つの軸を評価基準として分析するのが一般的である。「③リスクへの対応」については四つの対応方法に分けて考えるのが一般的である。具体的には、回避、低減、移転、受容である⁴⁴。

このように、現代的なリスクマネジメントではリスクについて識別・分析・対応するという三つのステップを踏んでマネジメントしていく方法が一般的である。これは論理的・客観的・技術的な方法論のように見えるが、パワーは「リスク分析が数学的に孤立した領域として進歩することはあり得ない」⁴⁵ と述べ、その政治性を指摘する。さらにリスク分析という技術的な領域が専門職業化され、彼らはその地位を高めていった点も併せて指摘するのである。

図. 5-1 リスク評価と二軸、リスク対応の四つの対応



出所：浅沼宏和（2014）「前掲論文」210頁

リスクマネジメントのフレームワークは現代的な統治性の特徴をよく表している。識別されるリスクとは個別の事象として扱われるのではなく、一般化された事例、すなわち今後顕在化する可能性のある悪い事象として識別される。一般化されるからこそ発生可能性、その影響度が計数化できるのである。こうした標準的なフレームワークの対象とする領域を

⁴⁴ 浅沼宏和（2014）「サイバーリスクと価値創造のマネジメント」『サイバーセキュリティ』NTT出版、208-209頁

⁴⁵ Power, M. (2007), *op. cit.*, pp.14-15: 邦訳（2011）18頁

拡大することが「安全」に介入し調整する権力、言い換えると現代における自由主義的な統治性の目指すところである。識別されたリスクは客観的評価という印象を持つ数値化されたデータとして再構成される。それに対する対応は組織が定める正常性に基づいて決定される。そこでの正常性とは決して科学的、客観的なものではなく多様なデータ同士の関係性から意図的に選び取られた主観的基準なのである。こうしたリスクマネジメントのフレームワークの特質は内部統制制度と一体化する視点に深く関係しているのである。

3. 2. COSO-ERM フレームワーク

代表的なリスクマネジメントのフレームワークである COSO 全社的リスクマネジメント (COSO Enterprise Risk Management、以下、COSO-ERM) フレームワークでは、リスクマネジメントのプロセスの中核的なステップにリスクの識別・評価・対応が組み込まれている。COSO-ERM は 1992 年の COSO 内部統制フレームワークを受けて 2004 年に提起されたリスクマネジメントのフレームワークである。COSO-ERM は内部統制と密接に関連するリスクマネジメントのフレームワークとして、デファクトスタンダードとしての地位を確立している。

図. 5-2 COSO リスクマネジメント・フレームワーク(2004)



出所：トレッドウェイ委員会組織委員会（2006）八田進二監訳『全社的リスクマネジメント
 -フレームワーク編-』30頁 を元に作成

COSO-ERM では組織の目的として、戦略、業務、報告、コンプライアンスの四つを定め、それらの目的を詳細化するために、内部環境、目的設定、事象の識別、リスク評価、リスク対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングの八つの構成要素を設定している。そして、これら四つの目的、八つの構成要素をそれぞれ事業部門や子会社ごとに詳細に示すことが想定されている。つまり COSO 内部統制フレームワークと極めて近い構造を持ったフレームワークとなっているのである。そのフレームワークを表現したものが COSO-ERM キューブである。

COSO-ERM の登場以降、「内部統制と一体化したリスクマネジメント」という表現が当たり前に使われるようになり、リスクマネジメントの重要性が飛躍的に高まることとなった。また、ISO のマネジメント規格の一つとして提起されたリスクマネジメントのフレームワークが ISO31000 も同様の構造を持っているのである。

このように現代的なリスクマネジメントのフレームワークでは、リスクの識別・評価・対応がプロセスの中核に置かれている。そして、あらゆる組織に適用可能であるように抽象的な形式、すなわちパワーのいう「プログラム」的な特徴を色濃く持っている。そして、戦略や価値の創造という組織における最上位の目的がフレームワークに組み込まれる構成となっている。このようなリスクマネジメントのフレームワークが内部統制制度と一体化されることで、リスクの識別・評価・対応という形式が組織における現代における自由主義的な統治性の基本形となる。そして、戦略や価値創造という最上位の目的がどのような意義を持ち、リスクマネジメントにどのような影響を及ぼすかの検討も必要となる。

3. 3. 統計的サンプリング

会計監査において統計的手法は重要な意味を持っていた。1980 年代頃までは統計的サンプリングが、それ以後はリスク・アプローチが重要な監査手法とされている。統計的サンプリングとは試査において統計的手法を用いてサンプルの抽出を行うことである。試査とは会計監査において会計上の取引の一部を抽出して調べ、それによって会計処理全体の妥当性を調べる監査手法である。サンプリングに当たってはサンプルが母集団（抽出されたサンプルの母体となった勘定残高、取引群）を代表すると期待できるような方法で抽出する。それには母集団中のすべてのサンプルに抽出機会を与える必要がありサンプルの無作為抽出が行われる必要がある⁴⁶。

統計的サンプリングは、統計的な専門用語によって形式化されているが、パワーによると実際には統計的・数学的アプローチよりも“常識的なアプローチ”がしばしば取り入れられてきたという⁴⁷。ところが、サンプリングの実務は徐々に統計学の専門家集団の価値観、すなわち“常識”と矛盾するものとなっていったという。統計的サンプリングは確率的というより主観的判断に左右されるようになったというのである。パワーはこうした状況を「検証の儀式化」⁴⁸ と皮肉を込めて表現する。

19 世紀末頃の米国初期の会計監査では英国流の精密監査を実施していたが、より実用的かつ経済的な試査へと移行していった⁴⁹。その際、テストやサンプルを利用するための理論

⁴⁶ 森寶（2007）「統計的試査」神戸大会計学研究室編『会計学辞典 第六版』同文館、905－906 頁

⁴⁷ Power, M. (1997), *op. cit.*, p70; 邦訳（2003）98 頁

⁴⁸ 2007 年（邦訳 2011 年）のパワーの著書のサブタイトルである。

⁴⁹ 山浦久司（2003）『会計監査論』中央経済社、214 頁

が求められるようになり、著名なディクシー（1933）の『監査論（第15版）』⁵⁰において「代表的サンプル」の概念が導入された。それは会計監査において統計学に沿った形でサンプリングが行われるようになったことを意味する。その後も、統計的推論に基づくサンプリングの定式化が行われ、サンプリングによって会計監査手続の経済性の判断、すなわち限界費用がその限界的な便益を上回る場合には、そのチェックを中止すべしとの判断が行われるようになったのである⁵¹。

しかし、パワーは統計的サンプリングが監査実務に広範に浸透していくことで監査専門家集団にとって悩ましい矛盾が生じたと指摘する。統計的サンプリングの科学的な言説という体裁を自らの実務の権威づけに利用できることには魅力があるものの、それを強調しすぎると逆に専門家としての手腕を誇示できなくなるのである。監査が完全な機械的な実務になってしまえば、実務家としての地位が脅かされることになるというのである⁵²。

そのため、統計学の論理にそのまま従うのではなく、むしろ誤差を中立化しそれをうまく釈明しようとする傾向が見られたという。それどころか、実務家たちの中には望ましいと考える結果を前提として、その結果を生み出すために必要な変数を決定するという行動すら見られたというのである⁵³。監査プロセスにおける専門家の恣意的な意思決定が統計的サンプリングの持つ「合理性」の印象によって装飾されてきた。つまり、統計的サンプリングが監査の信頼に対するアリバイ作りに利用されたのである。統計的サンプリングの利用によって「それ以上の説明を要求しない」ことが正当化されるのである。

このように、パワーは統計的サンプリングという科学的な印象を与える技術でさえ会計監査のプログラムの理想が投影されたものとなっていると指摘する。そして、表面的には合理的な証拠とみられるものであっても実際には実務家の合意に基づいたものになっているという。こうして、会計監査を取り巻く環境が大きく変化する中で、1980年代中頃までには統計的サンプリングに対する不満が監査実務家の間からも生じるようになったという。こうした状況において新たに監査実務に導入されたのがリスク・アプローチである。

3. 4. リスク・アプローチ

統計的サンプリングに対する不満が高まる中で新たに監査リスクの概念が登場した。監査リスクとは「監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性」のことである。ちなみに林（2013）によれば1972年以前の会計監査の文献では監査

⁵⁰ Dicksee, L.R.(1935), *Auditing: A Practical Manual for Auditors, 15th Edition*, Gee & Co.

⁵¹ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.73: 邦訳（2003）100頁

⁵² Power, M. (1997), *op. cit.*, p.73: 邦訳（2003）101頁

⁵³ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.74: 邦訳（2003）102頁

リスクではなく「確信」「信頼」「確率」という用語が用いられていたという⁵⁴。

現在、世界の会計専門家が行っている財務諸表監査において利用されている監査リスク・モデルの原型となったのは1981年にAICPAが公表した監査基準書SAS第39号『監査サンプリング』⁵⁵である。そして1983年にSAS第47号『監査の実施における監査危険と重要性』⁵⁶によって、監査意見形成プロセスに明確に監査リスクの概念が導入されたのである。このSAS第47号以降、監査リスク・モデルは急速に世界に広がっていった。

監査リスク・モデルに基づく監査は次のような数式を手掛かりに実施される⁵⁷。

$$AR = IR \times CR \times DR$$

AR・監査リスク (audit risk) : 財務諸表上の重要な虚偽記載の存在を見逃し、監査意見の適切な修正を怠り、監査を失敗するリスク

IR・固有リスク (inherent risk) : 内部統制が存在しない状況で財務諸表上の虚偽記載を誘発するリスク

CR・統制リスク (control risk) : 企業の内部統制が重要な虚偽記載を適時防止しない・見逃すリスク

DR・発見リスク (detection risk) : 財務諸表に存在する重要な虚偽記載を発見できないリスク

この式から監査リスク (AR) を許容可能な範囲内に収めるための考え方が導かれる。すなわち、監査人は固有リスク (IR)、統制リスク (CR) を評価し、そのリスクの高低に応じて必要な発見リスク (DR) の水準を決定するのである。それに基づいて監査人はどのような監査を行うかを決定する。固有リスク、統制リスクが高ければ、監査人は発見リスクを低くする必要があり、より詳細な監査手続が必要と判断する。逆に、固有リスク、統制リスクが低ければ、適度な監査手続の実施によって監査リスクを許容範囲内に収めることができると判断される。

監査リスク・モデルが急速に世界標準となった理由は、モデルの論理性、実務上の有効性と効率性が両立する点にあった。すなわち、財務諸表監査が達成する保証水準、監査判断、具体的な監査戦略の相関関係が論理モデルとして提示され、監査人の経験と主観的判断に頼っていた監査プロセスに共通の枠組みを与えたのである。こうして論理的に割り出されたリスクの水準に応じた監査計画が立案、実施され、有限な監査資源の効率的な利用と監査

⁵⁴ 林隆敏 (1997) 「監査リスクと保証水準に関する一考察」『商学論究』第61巻第1号、関西学院大学少額研究会、99頁

⁵⁵ AICPA (1981), *SAS No.39 Audit Sampling*.

⁵⁶ AICPA (1983), *SAS No.47 Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*.

⁵⁷ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.76: 邦訳 (2003) 105頁

リスクの適切な管理が可能になるとされたのである。ちなみに、わが国の会計監査には 1991 年の監査基準の改定以後、試行錯誤を経つつ、2002 年の監査基準の改定において監査リスク・モデルが明確に導入されている⁵⁸。

監査リスク・アプローチが登場した背景には、より高いリスク、非典型的な誤差に対する関心が 1980 年代に高まったことがある。従来の統計的サンプリングは低リスク、典型的な誤差のパターンという条件の下でのみ有効な手法であり、その限界を補うものとして監査リスク・アプローチが受け入れられた⁵⁹。また、パワーは、監査リスク・アプローチがそれまで統計的サンプリングが演じていた「科学的で合理的な監査手法」という役割を新たに担うようになり、統計的サンプリングもまたその中に取り込まれていったとも述べている⁶⁰。ところが、監査リスク・アプローチはその科学的な印象とは裏腹に、モデルとしては“あいまい”であるという。しかし、そのあいまいさゆえに監査実務の経済的、認識的基礎を作り直す際に大きな役割を果たせたのだという。監査人は費用に見合わない「過度の監査」に陥らないことに関心を寄せており、監査リスク・アプローチを用いることでより詳細な手続を省くことが正当化されるという⁶¹。この点に関しては統計的サンプリングの場合と事情は変わらない。

森 (2007) は、米国においてリスク・アプローチが開発された背景として、①企業の倒産・経営破綻の多発を受けて、会計監査に対する社会からの批判が高まり、すなわち「期待ギャップ」が生じ、訴訟等への対策から試査の適切性を証明する新たな手法が求められていたこと、②監査環境のグローバル化・情報化の進展、大企業の業務の複雑化等に対応する費用が増加する一方で監査報酬が頭打ちとなったため、できる限り効率的な監査手法が求められるようになったこと、という二つの事情があったと指摘している⁶²。すなわち、会計監査の手法が統計的サンプリングからリスク・アプローチへと変化していく背景には会計監査を取り巻く状況の変化、政治的な思惑があったのである。パワーも監査リスクについて、「究極的には誤った監査意見についてのリスクであり、かつ法的行為の結果として起こりうる潜在的な経済損失である」と述べ、監査リスクが期待ギャップ問題への対応策としての側面があることを指摘している⁶³。

統計的サンプリングから監査リスク・アプローチへの移行の背景には監査に対する期待ギャップ問題がある。監査技術の革新は監査に対する正当性を高めるために必要とされる。

⁵⁸ 尾上選哉 (2011)「日本におけるリスク・アプローチに基づく監査の変遷」『吉備国際大学研究紀要』第 21 号、51-56 頁

⁵⁹ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.75; 邦訳 (2003) 103 頁

⁶⁰ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.75; 邦訳 (2003) 103 頁

⁶¹ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.76; 邦訳 (2003) 104 頁

⁶² 森實 (2007)「リスク・アプローチ」『前掲書』1187 頁

⁶³ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.76; 邦訳 (2003) 105 頁

しかも、監査技術は制度的な信頼性の他に、経済性という制約条件を満たさなければならない。こうした事情の下で行われる証拠収集や検証は単純なものではない。パワーは「本来的に証拠の形をとるものは何もない。証拠は常に特定のコミュニティの容認規則に関係している」とのラトゥールの見解を参照している⁶⁴。すなわち、監査証拠として認められるにはコミュニティの合意が必要なのである。統計的サンプリングから監査リスク・アプローチへの移行は監査技術の革新というより、その証拠力に対するコミュニティの合意形成の側面がより重要なのである。これらの技法はいずれもリスクの識別・評価・対応のうち、「評価」に関するものである。パワーはリスク評価には政治的要素があると指摘している。会計監査の専門家集団にとって持つ意味が重要なのである。

4. 金融リスクのマネジメント

4. 1. 現代金融史の四つの事件

現代的なリスクマネジメントの実務に関し、最も高度な取り組みを行っているのは金融業界である。そこで金融業界におけるリスクマネジメントへの取り組みを検討するに当たり、現代の自由主義的な統治が広まった時代（1970年代後半以降）に起きた四つの重大な金融事件を検討する。これら四つの事件は金融リスクの変遷をよく物語っている。すなわち、1987年のブラック・マンデー、1998年のヘッジファンドLTCMの破綻、2001年のエンロン事件、2008年のいわゆるリーマン・ショック、の四つである⁶⁵。

まず、1987年のブラック・マンデー（暗黒の月曜日）とは、1987年10月10日月曜日に世界一の証券市場であるニューヨーク証券市場において、たった一日で22.6%もの株価の下落が起きた事件であった。これによって約5000億ドルもの資産価値が消失したのである。この事件の背景にはオプション評価モデルであるブラック＝ショールズ・モデルとコンピューターに代表される情報技術の急速な発展があった。金融機関はオプション評価モデルに基づいて投資意思決定を行うようになっており、金融商品の取引をアルゴリズムを組み込んだコンピューター・プログラムに委ねるようになっていた。このプログラムが想定していない事態が生じたことで株価が大暴落したのである。ブラック・マンデーは想定外の事態による影響の大きさを社会に認識させる大きな事件であった^{66,67}。

次は1998年のヘッジファンドLTCM(Long Term Capital Management)の破綻である。

⁶⁴ Power, M. (1997), *op. cit.*, p.69: 邦訳 (2003) 96頁

⁶⁵ 矢澤健太郎 (2014) 「ファット・テールとリスク管理 企業価値の視座から見たタレブの第四象限論」『千葉商大論叢』第52巻第1号、千葉商科大学、261-265頁

⁶⁶ 板谷敏彦 (2013) 『金融の世界史－バブルと戦争と株式市場』新潮選書、227-232頁

⁶⁷ 矢澤健太郎 (2014) 「前掲論文」262-263頁

LTCM は 1994 年に設立された債券への投資を専門に行う新興のヘッジファンドであった。LTCM にはファイナンス理論によるノーベル賞受賞者、ロバート・マートンとマイロン・ショールズ⁶⁸の二人がパートナーとして加わっており、先端の金融工学に基づいた科学的投資法によって投資判断を行っていた。創設年度からの数年間、非常に高水準の利益をあげて急成長を遂げていた。最盛期には 1000 億ドル以上の資金を運用していたとされている。しかし、1997 年に発生したアジア通貨危機によって損失を計上し、LTCM は解体を余儀なくされたのである。

LTCM の投資手法は少ない自己資金を補うために他人資本を利用し（「レバレッジをかける」という）、割高もしくは割安の債権を見つけて集中的に投資し、その後、債券価格が適正になることで利ザヤを稼ぐというものであった⁶⁹。本来、債券取引の利幅は薄いがリスクは比較的少なかった。これに対し、LTCM はレバレッジをかけて大きな資金を動かし、利益率の低さを取引の大きさと補う手法を取っていたのである。しかし、この手法には予測とは逆の値動きが生じた場合にはレバレッジをかけた分だけ損失が膨らむという大きな欠点があった。1997 年に生じたアジア通貨危機はロシアに飛び火した。その異常な事態に投資家の不安が高まり、米国債の安全性への過剰な信頼によって市場価格が適正価格へと動かなかったのである。こうした事態を LTCM は全く想定していなかった。

LTCM は取引のリスク管理のための指標として VaR(Value at Risk)を用いていたことが分かっている。VaR とは「99%の精度で見ると現在のリスクの大きさはどれほどか」を表現するリスク測定指標である⁷⁰。VaR を用いれば 99%の取引についてリスクを数値化して把握することができる。問題は残りの 1%である。通常の投資判断ではこの 1%は滅多に起きない稀な現象であるため、無視してかまわないとされる。LTCM はこの「滅多に起きない現象」によって大損害を被ったのである⁷¹。

三つ目は 2001 年のエンロン事件である。これは 2002 年のワールドコム事件と共に SOX 法成立のきっかけとなった内部統制制度の歴史上、特に大きな意義を持つ事件であった。エネルギー関連の巨大企業エンロンは、経済誌「フォーチュン」で“米国で最も革新的な企業”に選出される等、超優良企業と目されていた。ところが、実際には多額の損失を特別目的会社に分散して隠蔽し、粉飾決算を続けていたのである。損失隠しのための特別目的会社は数千社にもものぼった。

巨額損失の原因はエンロン社が独自に開発した特殊な金融商品である天候デリバティブ

⁶⁸ 二人は 1997 年度のノーベル経済学賞受賞者である。その翌年の 1998 年に LTCM が破綻しており、二人は最高の荣誉に浴してから一年後に最大の汚名を受けることとなった。

⁶⁹ 金融業界の用語ではこうした取引を「レバレッジをかけてアービトラージ（裁定取引）を行う」と表現する。LTCM が最盛期に集めた資金は約 70 億ドルであったと言われている。それに対して運用していた資金が 1000 億ドルであったのは大きなレバレッジをかけていたためである。

⁷⁰ 矢澤健太郎（2014）「前掲論文」260 頁

⁷¹ 矢澤健太郎（2014）「前掲論文」263-264 頁

の取引であった。この金融商品の本来の目的は異常気象や天候不順による損失をヘッジしようとするものである。エンロンはこの天候デリバティブへの投資をオプション価格理論に従って決定したことで損失を生じさせたのである。通常のデリバティブであればオプション評価モデル（ブラック＝ショールズ・モデル）によって適正価格を計算できる。その前提は「未来は過去の延長線上にある」という考え方である⁷²。しかし、将来の天候は必ずしも過去の延長線上にはない。エンロンはオプション評価モデルを用いたことで誤った適正価格を計算してしまい、損失を拡大させる投資決定を行っていたのである。さらにエンロンは独自の電子取引所を開設し、そのリスク管理にも失敗したことで傷口を広げていった。エンロン事件は多額の資金を投資していた年金基金、給与を自社株で受け取っていた従業員などに未曾有の大損害を与え、大きな社会問題となった⁷³。

そして、四つ目は 2008 年のリーマン・ショックである⁷⁴。リーマン・ショックのきっかけは前年（2007 年）に BNP パリバの業績悪化から、いわゆるサブプライム問題が顕在化したことである。サブプライム問題とは信用力の低い低収入の個人に対する高金利の住宅ローン（サブプライム・ローン）を証券化した金融商品が大量に取引されたところ、元となったサブプライム・ローンの延滞率が急上昇し、サブプライム・ローンを証券化した金融商品のリスクが急速に高まったことで生じた問題である。こうした金融商品がさらに組み合わせられて複雑な金融商品が生み出されていたため、最終的にはこの問題のリスクの全体像が見えなくなってしまったのである。こうした状況に投資家たちは疑心暗鬼となり、その結果、欧米の金融機関の業務が機能不全に陥り、問題が全世界へと広がっていわゆるリーマン・ショックへとつながったのである⁷⁵。

このように金融業界を揺るがした大きな事件の歴史は、いずれも「想定外」の事態によって引き起こされている。それは不確実性を可視化するための努力とその限界を示している。この「想定外」はフーコーの理論における「危機」に相当するであろう。こうした「危機」を経て、新たな正常性を目指した制度構築が行われ続けているのである。

4. 2. ファイナンス理論の発展

現代では物やサービスを取引する市場に対して金融商品等を取引する市場の規模はその数倍に達しているといわれている。それを可能にしたのはファイナンス理論の発展である。現代的内部統制、リスクマネジメントはファイナンス理論の発展、それに伴う金融市場の発

⁷² こうした考え方を過去の経路依存性という。

⁷³ 矢澤健太郎（2014）「前掲論文」264—265 頁

⁷⁴ 「リーマン・ショック」の呼称は、2008 年 9 月 15 日に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが破綻したことによる。

⁷⁵ 矢野健太郎（2014）「前掲論文」265 頁

⁷⁶ 山沖義和・茶野努（2019）『日本版ビッグバン以後の金融機関経営 —金融システム改革法の影響と課題』勁草書房、79—80 頁

展に大きな影響を受けている。玄人の経験や勘に頼って取引が行われていた株式や債券の取引の世界に科学が持ち込まれ、ファイナンス理論として大きく発展していったのは1950年代からであった。

20世紀の初頭において金融市場はカジノのような賭博場と考えられていたが、バシュリエ⁷⁷はランダムウォーク理論^{78 79}を提唱し、相場の変動は予測できないが確率は計算できると主張した⁸⁰。こうして、不確実性はリスクとして管理できるという考え方が生まれたのである。金融市場の価格変動はランダムウォークであり、その価格と確率の関係のグラフは釣鐘型の確率分布、すなわち正規分布⁸¹となると考えられたのである。このランダムウォーク理論は現代のファイナンス理論において極めて重要な位置を占めており、ファイナンス論の歴史は“ランダムウォーク理論の応用とそれに対する反論の歴史”⁸²と表現できる。

その後、1950年代にはマーコウィッツのポートフォリオ理論⁸³によって分散投資によるリスク管理の有効性が^{84 85}、1960年代にはシャープらの資本資産評価モデル(Capital Asset Pricing Model: CAPM)⁸⁶によって多数の銘柄間のリスクの相関性の法則が示された⁸⁷。そ

⁷⁷ Bachelier, L. (1900), *Theorie de la speculation, Annales Scientifiques de l'École Normale Supérieure*, vol. 3, no. 17, pp. 21-86

⁷⁸ ランダムウォーク理論に密接に関係する概念にブラウン運動がある。これは水に浮かべた花粉が水の分子に不規則に衝突することででたらめな運動をする現象で、この現象を解明してノーベル賞を受賞したのがアインシュタインである(授賞理由は相対性理論ではなかった)。このブラウン運動が金融市場の価格変動に当てはめられるとみなされ、ファイナンス理論に取り込まれていった。〔田淵節也(2017)『ファイナンス理論全史』ダイヤモンド社、17頁〕

⁷⁹ ランダムウォークとは、次に出現する位置が確率的に無作為(ランダム)に決定される運動である。その動きが酔っ払いの千鳥足の動きに似ていることからこのように呼ばれている。

⁸⁰ バシュリエが「投機の理論」という数学論文を発表したのは1900年であったが、通常の数学論文と異質であったため指導教授であった高名な数学者ポアンカレは全く評価しなかった。半世紀以上経過した1955年にたまたまその論文を目にした経済学者サミュエルソンがその業績の先駆性に気づき、1900年の論文こそが最初のファイナンス理論の論文と認められることとなったという。〔田淵節也(2017)『前掲書』15-17頁〕

⁸¹ 正規分布の場合、釣鐘型の図の一番高いところ、つまり中央の値は「平均」である。そして、頂上からの山の広がりには該当するのが「標準偏差」である。その標準偏差の大きさは資産価格の変動の大きさで決まるが、その大きさを「ボラティリティ」という。正規分布では、平均と標準偏差が分かれば、簡単に確率を計算できる。

⁸² 田淵節也(2017)『前掲書』17頁

⁸³ Markowitz, H. (1952), Portfolio Selection, *The Journal of Finance* Vol.7 No.1, pp.77-91

⁸⁴ ポートフォリオ理論では「共分散」という統計学的手法が使われている。

⁸⁵ 田淵節也(2017)『前掲書』54-57頁

⁸⁶ Shape, W. F. (1964), Capital asset prices: A theory of market equilibrium under conditions of risk, *Journal of Finance* Vol.19 No.3, pp.425-442

⁸⁷ 田淵節也(2017)『前掲書』60-63頁

して、1973年に発表されたブラック＝ショールズ・モデル⁸⁸によってオプション価格の計算方式が生み出され、これをきっかけに多くの金融派生商品、すなわちデリバティブ商品が生み出されていった。ブラック＝ショールズ・モデルの前提はランダムウォーク理論が置かれている⁸⁹ ⁹⁰。すなわち、不確実性はリスクとして管理できるという前提が踏襲されている。

ブラック＝ショールズ・モデルが提起された1973年は金融業界が大きく舵を切った年であった。1971年のニクソン・ショックによりドルを基軸通貨にした国際通貨体制が崩れ、主要国同士の通貨が完全に変動相場制に移行したのが1973年なのである。また、この年には石油ショックが発生し、金融業界は新たなリスク管理手法を切実に求めていたのである。さらにこの年に、デリバティブの取引所がシカゴに設けられている。つまり、1973年は現代において実体経済よりも規模が大きくなったファイナンス経済が生まれた年なのである。

こうした金融工学の理論によって1980年代以降、金融市場が急速に拡大していくことになった。小島（2000）は金融市場の本質はリスクの売買、極言すれば「確実性」と「不確実性」の交換にあると指摘する⁹¹。小島は金融自由化とは、「自己責任」の名の下に市民が自発的にリスクを取るようになることを意味していると指摘する⁹²。ファイナンス理論は不確実性をリスクとして再構成し、商品化することに大きく貢献した。それまで勘に頼った取引が行われていた金融市場が高度な確率論によって動かされるようになったのである。そして、金融システムを揺るがす事件が繰り返し起きても、より高度なファイナンス理論によって問題点を克服するという対応が行われてきた。しかし、2008年のリーマン・ショックはファイナンス理論に対する楽観論を大きく損なうものであった。

4. 3. バーゼル規制の動向

ファイナンス理論の発展によって金融業界は大きく発展を遂げていった。しかし、それとともに金融業界におけるリスクは非常に大きなものとなった。そうした状況にあって国際的な銀行規制が強化されていったのである。それがバーゼル規制である。

⁸⁸ Black, F. & Scholes, M. (1973), The pricing of options and corporate liabilities, Journal of Political Economy, No. 81, pp. 637-654

⁸⁹ オプション価格理論では将来の株価の確率の求め方がポイントになる。1960年代にソープが「株価変動がランダムウォークであれば、将来の価格の確率分布が正規分布になる」ことに気づき、転換社債の価格決定理論を生み出した。そして、ソープの理論を応用したヘッジファンドが好成績を上げたことで、オプション価格理論に対する注目度が高まっていった。

⁹⁰ 従来のランダムウォーク理論は「株価の変動幅がランダムに動く」と想定されていたが、オプション価格理論では「株価の変動率がランダムに動く」という前提を採用することが多い。後者では、正規分布のグラフが少し傾いた形状となる（対数正規分布）。この修正版のランダムウォークは「幾何ブラウン運動」と呼ばれる。

⁹¹ 小島寛之（2000）「金融工学とリスク社会」『現代思想—確率化する社会』青土社、156頁

⁹² 小島寛之（2000）「前掲論文」160頁

表. 5-4 バーゼル規制の変遷

| | | | |
|--------|----------|------------------|-----------------------------|
| 1988年 | バーゼル I | ：達成すべき自己資本比率（8%） | *信用リスクのみ |
| 1996年 | 市場リスク規制 | | *信用リスクとは別に 市場リスク を識別 |
| 2004年 | バーゼル II | ：計測手法の標準化 | * オペレーショナルリスク を追加 |
| 2010年～ | バーゼル III | ：金融危機再発防止の取り組み | |

出所：山沖義和・茶野努（2019）『前掲書』83-90頁を参考に作成

バーゼル規制（バーゼル合意、BIS 規制）とはバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision：以後、バーゼル委員会）が公表している銀行の自己資本比率や流動性比率等に関する国際統一基準である。現在ではバーゼル規制は多くの国において銀行規制として採用されている。バーゼル規制はこれまで何度か見直されており、その都度、世界の金融実務に多大な影響を及ぼしてきた。1988年にバーゼル I が策定され、2004年にはバーゼル II が、そして 2010年にバーゼル III が成立している。バーゼル規制は現在では国際的な金融制度のインフラとなっている⁹³。

1973年にドルが固定相場制から変動相場制へと移行したことで、為替取引の決済リスクが認識されるようになった。その結果、銀行を監督する国際的協調体制の必要性が認識され、国際決済銀行（Bank for International Settlements：BIS）があったスイスのバーゼルに 1974年にバーゼル委員会が創設された。翌年の 1975年にはバーゼル合意が発表され、金融機関の監督責任の所在についての原則が明確化されたのである。

そして、1988年に最初に合意されたバーゼル I⁹⁴では、国際的な銀行システムの健全性強化と国際業務に関わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的に、銀行の自己資本比率の測定方法、達成すべき自己資本の最低水準（8%以上）が定められた。1988年に成立したバーゼル I は 1992年に適用が開始された⁹⁵。

バーゼル I は信用リスク、すなわち融資先企業の倒産によって発生する損失に焦点を当てた規制であった。1980年代後半の金融ビジネスは、まだ金融自由化直後ということもあり、現在に比べて比較的単純なものであった。そのため金融リスクを分類して認識する必要性に乏しかったのである⁹⁶。バーゼル I では保有資産ごとにリスクを計算し、不良債権が増

⁹³ 山沖義和・茶野努（2019）『前掲書』84頁

⁹⁴ 1975年を皮切りに三度公表されたバーゼル規制（合意）の原語は Basel Concordat であるが、1988年のバーゼル合意の原語は Basel Accord である。この Basel Accord は発表自体は 1987年に行われていた。

⁹⁵ 佐久間浩司（2015）『国際金融の世界』日経文庫、160-161頁

⁹⁶ 例えば、支払保証は実質的には貸出と同じリスク水準とみなして 100%、要請があれば貸出義務を負う

えても預金に対してダメージを与えないためのバッファとして国際業務を行う銀行は8%、国内業務に特化した銀行は4%の自己資本を持つことが求められるようになった⁹⁷。

しかし、1980年代後半以降、金融業界は大きく変化を遂げていった。年々金融リスクが複雑化・高度化する中でバーゼル1の素朴な枠組みが徐々に実体と乖離していった。そして1991年に起きたBCCI事件⁹⁸を契機としてリスクの計測手法や監督手法を標準化して協調監督体制を強化することの必要性が強く認識された。バーゼル1は1996年に改訂され、それまで信用リスクに換算して把握していたデリバティブ取引などのリスクを市場リスクとして別個に把握するようになった。1993年にはJPモルガンによって開発されたリスク評価手法のVaRがバーゼル合意に取り込まれている。このVaRが金融リスクの可視化に大きな発展をもたらしたのである。VaRがリスクマネジメント実務に及ぼした影響は大きい。

その後、2004年にバーゼルIIが合意され、2007年に適用が開始された。バーゼルIIでは、リスクの計測方法の標準化に加え、新たにオペレーショナルリスクという概念が計量化され、リスク資産に編入されるようになった。オペレーショナルリスクとは、事務事故、システム障害、不法行為などにより損害が生じるリスクである。その算出方法は資産ベースではなく当該業務の粗利をベースにし、業務に応じて、例えば15%、12%、18%といったような比率を使って算出するか、過去の損失実績を元に計量化するものとされた。また、バーゼルIIでは金融機関の自己管理を促進するという考えも導入された。すなわち、債務者のリスクを最もよく把握しているのは銀行であり、個々の銀行が主体的にリスク計測作業を行うことで、高度なリスク管理が行えるようになるという前提が置かれたのである⁹⁹。

バーゼルIIが議論されていた2000年代当時、欧米は2001年のITバブル崩壊から2007年8月のサブプライム問題の発生の際に当たり、新たな金融危機の原因となったリスクが積み上げられていった時期であった。バーゼル1が作成された時代とは異なり、金融ビジネスの複雑性は増大の一途をたどっていた。わずか28頁の報告書であったバーゼル1に対してバーゼルIIは251頁に上る詳細な報告書となったことが、それを如実に物語っていた。

そして2008年のリーマン・ショックに端を発する金融危機に対して2010年に公表されたバーゼルIIIでは金融危機の再発防止に重点が置かれた¹⁰⁰。バーゼルIIIでは国際金融規制の見直しと強化が目指された。具体的には、自己資本比率規制の厳格化や定量的な流動性規

ローンコミットメントは50%などであるが、金利スワップについては契約残存期間に応じて想定元本の0.5~5.0という極めて小さな換算比率が設定されていた。

⁹⁷ 佐久間浩司 (2015)『前掲書』162-166頁

⁹⁸ 1991年、ルクセンブルクに本社を置く銀行であるBCCI(Bank of Credit and Commerce International)が英国で起こした不正送金、粉飾決算事件。意思決定が行われた場所が英国とパキスタン、業務の中心は英国、出資者はアラブ首長国連邦に在るといった複雑な図式から、誰が監督するかよりも、どのように監督するかに注目するほうが有効性が高いと考えられるようになった。

⁹⁹ 佐久間浩司 (2015)『前掲書』168-170頁

¹⁰⁰ 山沖義和・茶野努 (2019)『前掲書』70頁

制の導入、過度なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率の導入、デリバティブ規制等が2013年以降、段階的に導入されていった¹⁰¹。こうしたバーゼルⅢの実効性については2022年12月14日公表の報告書によって、自己資本比率の改善、流動性ポジションの改善等が特に経営基盤の脆弱な銀行に見られるようになったことが報告されており、それなりの成果が上がっていることがうかがわれる¹⁰²。

バーゼル規制の変遷が示しているのは、金融リスクが貸付に関わる信用リスクから多様な金融商品の取引から生じる市場リスクへ、そして多様なビジネスリスクの集合としての「その他のリスク」、オペレーショナルリスクへと拡張されていった事実とそうしたリスクを管理することへの関心の高まりである。それは、1980年代後半から1990年代に金融業界を取り巻くリスクについての認識が大きく変わったことを意味している。すなわち、自由主義的な統治制度としての現代的な金融リスクマネジメント制度が形成されたのである。

5. 金融リスクの可視化の力学

5. 1. 金融リスクを可視化する手段

バーゼル規制の変遷は金融業界における不確実性を管理可能性のある金融リスクへと可視化していくプロセスであると捉えることができる。その不確実性の可視化に当たって最も大きな役割を果たしたのが金融リスク計測手法であるVaRである。

金融業界においてリスク管理とは損失の可能性と利益の可能性のバランスを適切にとることである。そのために金融実務において開発された手法がVaR (Value at Risk) である。VaRは1993年にJPモルガンが開発した手法であり、その後、金融業界に広まるとともに金融規制であるバーゼル規制にも導入された金融業界の標準的リスク管理手法である¹⁰³。VaRはファイナンス理論を具体的実務手法として結実させ、現代的なリスクマネジメントの形成に大きく寄与した。デリバティブ、すなわち金融派生商品の取引が大幅に増えた90年代以降、銀行にとって貸し倒れのリスク(信用リスク)以上に金融商品の取引に関するリスク(市場リスク)が重要な意味を持つようになった。そのため金融商品について、そのリスクをできるだけ具体的に、かつリアルタイムで把握する必要がでてきたのである。VaRは金融業界のこうした事情に応える手法とみなされた。

VaRの背景にある考え方は、「仮に最悪の事態が生じた場合、企業が存続可能である最大

¹⁰¹ 山沖義和・茶野努(2019)『前掲書』85頁

¹⁰² Bassel Committee (2022), *Evaluation of the impact and efficacy of the Basel III reforms* (https://www.boj.or.jp/finsys/intlact_fs/kisei/rel221215a.htm)

¹⁰³ Power, M. (2007), *Ibid.*, p.72: 邦訳(2011) 87頁

の損失額はいくらになるか」というものである¹⁰⁴。言い換えれば、いくら損失まで耐えることができるかである。ここで重要なのは「最悪」が何を意味するかであるが、VaR では巨大彗星の地球への落下や第三次世界大戦といった極端な結果をもたらす事例は考慮しない。VaR の対象とするリスクはこうした極端な事例を除いたものである。具体的には、発生確率 99%の範囲のリスクを損失計算のベースとして捉えるのである¹⁰⁵。その前提となるのがランダムウォーク理論である。VaR では対象資産の将来の価格の確率分布が正規分布するという仮定が置かれている。

正規分布で確率計算するには平均と標準偏差の二つの変数が必要になる。標準偏差は過去の値動きの大きさから計算して割り出すことになる。そして、平均と標準偏差が分かれば価格が一定以下の水準にまで低下する確率が求められる。例えば、平均価格 1000 円、標準偏差 100 円である場合、1000 円以下になる確率は 50%、それが 900 円（平均－標準偏差×1）以下になる確率は約 16%、800 円（平均－標準偏差×2）以下になる確率は約 2%となる。そして、1%の確率で対象資産が 777 円以下になることが割り出せる。これと 1000 円との差額 233 円が予想最大損失、すなわち VaR である¹⁰⁶。

VaR の計算方式には異常な出来事が無視されるという欠点があったが、この手法は当時の金融実務において十分な意味があった。すなわち、リスクを管理する統一の指標がなかった金融業界において、VaR が数値によるリスク管理をもたらしたのである。こうして VaR はその利便性から一気に金融業界に広まり、1996 年に市場リスク計測方法として BIS 規制に取り入れられた。VaR は登場からわずか 3 年で業界のデファクトスタンダードとなったが、その背景にはリスク評価の客観指標を求める金融業界の強い要望があった。

VaR は統計的に最大損失額を割り出す手法である。その最大損失額よりも資本が上回れば最悪の事態が生じて企業は存続できる。VaR によって使った資本に対してどれだけのリスクを取って利益を上げたのかを客観的に明らかにする実務（「経済資本管理」という）が形成されたのである¹⁰⁷。こうした VaR 実務の生成は「安全（セキュリティ）」の戦略における調整機能としてのリスクの役割を果たすものとして理解できる。

5. 2. 金融リスク管理高度化の落とし穴

金融リスクを管理するためのファイナンス理論は発展を遂げ続け、2000 年代には「金融リスク管理の高度化」と呼ばれる状況にまで至った。その中心的な手法が VaR であった。VaR は主に市場リスクの管理のために利用される指標であり、従来までの金融業界の中心

¹⁰⁴ 田淵節也（2017）『前掲書』99 頁

¹⁰⁵ 田淵節也（2017）『前掲書』99 頁

¹⁰⁶ これを信頼区間 99%の VaR と表現する。現代の金融リスクマネジメントにおいては信頼区間 99%とするのが一般的である。

¹⁰⁷ 田淵節也（2017）『前掲書』111 頁

的なリスクである信用リスクとは全く性質が異なっていた。信用リスクは通常、一年程度の期間でのリスクを識別する。銀行の資産の中核を占める貸付（融資・ローン）の期間が一年以上になることも多いためである。これに対し、市場リスクは短期での変動にさらされるため1日からせいぜい10日間といった短期間でのリスクを考える。また、信用リスクはデフォルトという稀な現象（デフォルト確率は通常1%以下）を考慮するが、市場リスクの場合、資産価格変動が正規分布になるとの仮定が置かれている。また、信用リスクについては正規分布の仮定を置くことは困難である。金融商品と違い、貸付を売買する市場はほとんどなく、市場性に欠けているためである¹⁰⁸。

つまり、「金融リスク管理の高度化」は多様な金融商品が登場し、市場リスクの重要性が高まったことによって生じた現代的な現象なのである。VaRが登場した背景には、従来までのリスクマネジメントでは新しい金融リスクに対応できなくなったという事情があった。そして、多くの銀行がその実務的利便性のゆえにVaRを導入し、それが1996年にバーゼル規制に取り入れられたのである¹⁰⁹。しかし、VaRの利用には落とし穴もあった。銀行のリスク管理の視点と規制当局の視点が異なっていることが徐々に明らかになったのである。銀行では1ヵ月に一度から1年に一度の間で生じる損失水準にVaRの数値基準を合わせていた。ところが、規制当局は金融機関破綻のリスクを長期的な視点でマネジメントしようとしていたのである。両者の視点には元々大きなギャップがあった¹¹⁰

さらに、規制当局には別のジレンマもあった。バーゼル規制の草案作りが進んでいた段階で、当局は各国の銀行業界が積んでいる資本の水準についての情報をつかんでいたのである。当局としては統計理論上、適切な資本の水準がどのように計算されようとも、現在銀行が積んでいる資本の水準を引き下げるような基準の設定は認め難かった。そこで、規制当局は健全性の基準と現在積まれている銀行の資本の水準とが一致するように“ごまかしの要因”を用いて調整したという。つまり現実に合わせて基準の調整が行われたのである¹¹¹。このようにバーゼル規制における指標には政治的な調整が行われたが、レボネドは、このような“洗練されていない解決策”を取ったことは結果的には正しい選択であったと述べている¹¹²。

バーゼル規制の動向が明らかにするのは金融規制に客観性を与えている統計的な技術には恣意性・政治性があるということである。“客観的”な指標の裏には常に各主体の政治的な思惑が働いている。ところが、金融実務が積み重ねられていく中でこうした背景が忘れられていった。このようなレボネドの懸念はリーマン・ショックによって現実となった。

¹⁰⁸ 森平爽一郎 (2012) 『金融リスクマネジメント入門』 日経文庫、121-122 頁

¹⁰⁹ Rebonado, R., (2007), *Plight of the fortune tellers*, Princeton University Press. [レボネド, R. (2009) 茶野努・宮川優子訳 『なぜ金融リスク管理はうまくいかないのか』 東洋経済新報社、144 頁]

¹¹⁰ レボネド, R. (2007) 『前掲訳書』 145 頁

¹¹¹ レボネド, R. (2007) 『前掲訳書』 144-146 頁

¹¹² レボネド, R. (2007) 『前掲訳書』 249-250 頁

こうしたバーゼル規制の動向は、一つの正常性がどのように選ばれ、他の正常性がそれに近づくようにどのように調整されていくのかを示すものである。しかし、その正常性が選ばれるプロセスには偶然の要素、政治的な思惑が絡まりあう。客観的とされる統計的な技術にも実際には恣意性、政治性がある。金融リスクマネジメントがいかにか“高度化”しても、それは決して純粋に科学的な手法とはなりえず、各主体の思惑の調整の困難さが付きまとうのである。「安全（セキュリティ）」の戦略における社会秩序の調整原理はリスク概念である。ここでのリスクは科学としての統計学・ファイナンス理論という側面を持ちながらも政治的調整、社会秩序の形成という側面も有する多面的な概念である。

5. 3. VaR を用いた金融機関の業績評価手法—RAROC—

VaR がリスク評価手法であるのに対し、RAROC はリスクを加味した業績評価手法である。VaR などによってリスク評価がなされて後、その定量化されたリスク数値を利用して業績評価を行うが、それを RAPM（Risk Adjusted Performance Measurement：リスク調整済みパフォーマンス指標）といい、主なものに RAROC、EP（Economic Profit：経済的利益）がある。RAROC はいわば、リスク調整済みの ROE（Return on Equity：株主資本利益率）であり EP はリスク調整済み EVA（Economic Value Added：経済的付加価値）¹¹³ である¹¹⁴。

RAPM の代表的手法である RAROC では、VaR によって測定されたリスクを元に本来あるべき資本（必要株主資本）、つまり損失（非期待損失）に見合う株主資本を算定し、それを実際の株主資本と入れ替え、利益と対応させて業績評価を行うのである。具体的には、まず全社レベルで必要株主資本を算定し、それを事業部ごとのリスク資産を元にして各事業部に配賦する。各事業部では配賦された必要株主資本に基づいて業績評価が行われる。たとえば、A、B、C という三つの事業部門を持つ企業が業績評価をする場合、RAROC による実際の評価は以下のようになる。

ROE を用いて業績評価した場合、事業部 B が 15.0% と最も業績が良かったことになり、逆に最も業績が悪かったのは 10.0% の事業部 A ということになる。ところが RAROC によれば最も業績が良かったのは事業部 C（14.3%）であり、逆に最も悪かったのは事業部 B（10.0%）ということになる。つまり、表面上の業績が最も高く見える事業部 B はリスクを加味して評価すると最も業績が悪かったことになる。仮にこの企業に余剰資金ができた場合、表面上の業績（ROE）に基づいて事業部 B に投資するのではなく、リスクを加味した業績評価指標である RAROC が最も高い事業部 C に投資すべきということになる。このよ

¹¹³ EVA はスターン・スチュアート社の登録商標であり、1990 年代に多くの有名企業に管理指標として取り入れられた。EVA=税引後営業利益（NOPAT）－（有利子負債＋株主資本）×加重平均資本コスト（WACC）によって求められる。EVA は業務活動によるリターンから投下資本に対して発生している資本コストを差し引いた経済価値を意味している。

¹¹⁴ 飯村慎一（1999）「金融機関のリスクマネジメントの潮流－ERM（Enterprise Risk Management）への動き－」『資本市場クォーターリー』1999 年夏号、野村総合研究所、13 頁

うに RAROC を用いることで投資意思決定の結果が大きく異なってくる。

表. 5-5 ROE と RAROC の評価結果の違いの例

| | 事業部 A | 事業部 B | 事業部 C | 全体 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 利益 | 10 | 15 | 20 | 45 |
| 株主資本 | 100 | 100 | 180 | 380 |
| ROE | 10.0% | 15.0% | 11.1% | 11.8% |
| 利益 | 10 | 15 | 20 | 45 |
| 必要株主資本 | 90 | 150 | 140 | 380 |
| RAROC | 11.1% | 10.0% | 14.3% | 11.8% |

出典：著者作成

RAROC は VaR を前提とするものではあるが、投資意思決定という企業の戦略に関わる指標である。ファイナンス理論の発展、VaR の形成と実務化、RAROC への発展はリスクマネジメントが一部の業務から組織全体へと広がる動向に深くかかわるものである。それはリスクの可視化による自己統治が組織に深く浸透していく過程を物語るものといえる。こうして新たなリスク概念によって可視化される自己統治は社会秩序を維持するための「安全（セキュリティ）」の戦略の統治システムを強化する一助となる。

5. 4. わが国の金融リスクのマネジメント

田淵（2017）によれば、日本の金融機関のリスク管理は欧米の金融機関に比べると事務的、専門的位置づけが与えられる傾向が強いという¹¹⁵。言い換えれば、リスク管理は専門部署任せで経営陣のコミットはあまり強くない。その一方で、経営課題の中でのリスク管理優先度は高いとされる。すなわち、経営方針が保守的で積極的にはリスクを取らず、こうした方針を維持するための仕組みとしてリスク管理が機能しているという。その結果、2008年のリーマン・ショックで大きな損害を被らずに済んだのである。しかし、それは将来を見越した方針であったというよりは1990年代に不良債権に苦しんだ反動として保守的なリスク管理を行っていたためであるにすぎない。

2003年6月から9月にかけて、安全資産とされる日本の国債の利回りが突然急騰した。10年国債の利回り上昇幅が1.2%に達したのである。債券価格は利回りに反比例するため、1.2%の利回り上昇によって国債の価格は10%以上も下落する。株式とは異なり安全資産の代表格である国債は取引額自体も巨額であり、その大幅な下落は金融機関の経営を直撃する。この金利急騰の背景には VaR による徹底した金融機関のリスク管理体制があった¹¹⁶。すなわち、国債の VaR 算定には過去データに基づいた標準偏差が用いられるが、何らかの

¹¹⁵ 田淵直也（2017）『前掲書』108頁

¹¹⁶ 田淵直也（2017）『前掲書』109頁

きっかけで国債価格が大幅に変動すると、過去データから推定されるボラティリティ（不安定性）が高まり、その結果として VaR が大きく算定されるのである。大きな VaR 値は「リスクの取りすぎ」を示すので、金融機関は国債の売却をするようになる。こうして各金融機関が徹底したリスク管理を行ったことで、国際価格の下落に歯止めが利かなくなったのである。この事象は VaR によるリスク管理の典型的な問題を示している。すなわち、徹底したリスク管理がさらなる金融リスクを生じさせるという問題である¹¹⁷。

VaR は過去の統計データから推定する方法であり、過去への依存度が高い。また、一度構築された実務は形骸化しやすく、いつのまにか「決められたルール通りに算定し、評価基準に機械的に当てはめて判断すればよい」といったように事象の意味を考え抜く習慣が失われやすい。すなわち、リスク管理が日常業務として、流れ作業のように実施されるのである。市場が安定している状況であれば問題は起きないが、想定外の事態が生じると一気にリスクが高まってしまうのである。こうした問題を抱えつつも、VaR は金融業界の国際的な動向に沿う形でわが国の実務への導入が進んでいったのである¹¹⁸。

5. 5. Var と不確実性—想定外の可視化—

VaR には想定を超えた状況を考慮しないという問題があった。この弱点を補う方法として、例えば条件付き VaR (Conditional VaR : CVaR) といった手法が用いられる。これは、VaR を超えた状況だけを考慮して、そのような状況が発生した場合、どれほどの損失になるかを推定する方法である。そもそも、VaR には投資のリターンの発生確率が正規分布に従うという前提が置かれている。正規分布は数学的に扱いやすいため、実務における利便性が高い。ところが、さまざまな市場データを分析すると、正規分布では説明できない極端な値動きが起きることが明らかになった。特に、正規分布の山の形のグラフのすそ野に当たる部分は天文学的に稀な確率を示しているが、それが極めて短期間に何度も発生する場合がある。しかし、この値動きは正規分布を前提にすると説明ができない。

そこで、実際の市場リターンの分布は正規分布よりも裾（テール）が厚いと考えられたのである。この厚みのある裾野の部分を「ファット・テール」と呼ぶ。ファット・テールは正規分布ではとらえきれない大きな変動リスクの存在を意味する¹¹⁹。こうした事態に対応する方法がストレス・テストである。ストレス・テストでは正規分布では説明のつかない極端な変動が実際に起きたと仮定し、変動が起きた場合のポートフォリオからいくらの損失が生じるかを推計する。そして、その損失が自己資本や手持ち資金等で吸収できるかをチェックするのである。ストレス・テストでは、例えば「外国株が一律 50%下落し、自国株が一律 40%下落する」といった想定や、1987 年のブラック・マンデー、2008 年の金融危機が

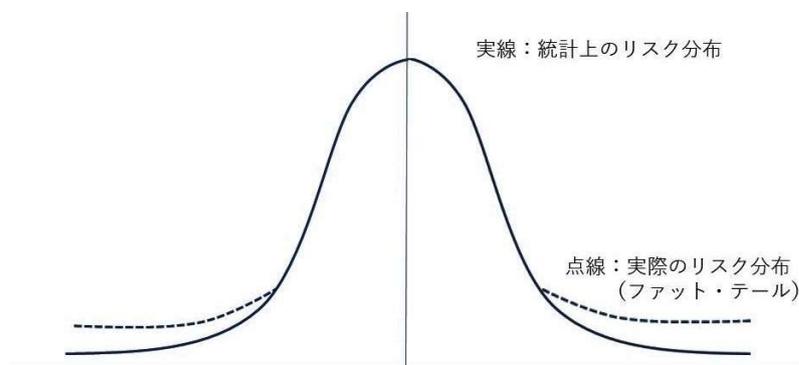
¹¹⁷ 田淵直也 (2017) 『前掲書』110–112 頁

¹¹⁸ 田淵直也 (2017) 『前掲書』113–117 頁

¹¹⁹ 田淵直哉 (2017) 『前掲書』128 頁

再び起きたという想定等さまざまなシナリオを設定して検討する。

図. 5-3 ファット・テールについて



出所：田渕直也（2017）『前掲書』128－131頁 を参考に作成

2008年の金融危機はまさに想定外のファット・テールが顕在化した事例であり、それ以降、ストレス・テストの重要性が金融業界で認識されるようになった。それは「想定外の事態を想定する」ことを意味しており、リスクの可視化がより求められるようになったことを示している。バーゼル委員会も金融危機後の2009年には早くもストレス・テストに関する諸原則を公表し¹²⁰、2018年にはその後の実務の蓄積を反映させた改訂版を示している。

バーゼル規制を中心とした一連の動向は、不確実性が組織化され、リスクとして管理されるようになったというパワーの主張を裏づけるものである。それはあらゆるものを確率現象として捉えて統治しようとする「人口」に介入し調整する権力のあらわれであり、フォーコー的自由主義における「安全（セキュリティ）」の戦略における調整機能としてのリスク概念の精緻化であるとみることができる。

5. 6. オペレーショナルリスクのマネジメント

金融機関の伝統的なリスクとは貸し出しを中心とした信用リスクであった。1980年代後半以降、急速に拡大した金融商品の取引等のファイナンス経済によって金利・為替・証券取引等に係る市場リスクの重要性が増していった。信用取引では伝統的に担保や保証などを通じたリスクマネジメントが行われており、市場取引については先物取引やオプション取引を通じたリスクマネジメントが発展していった。しかし、信用取引と市場取引以外のリスクについては「その他のリスク」という副次的なリスクという取り扱いがなされていた。

その他のリスクには、市場の流動性や企業の資金調達に関わる流動性リスク、事務処理のミスや不正にかかわる事務リスク、システムの不具合によるシステム・リスク、他にも災害リスク、伝染病リスク、戦争・テロリスクといったものが想定されていた。さらに経営戦略

¹²⁰ 日本銀行のHP内に原文と訳文が掲載されている。

(https://www.boj.or.jp/announcements/release_2009/bis0905a.htm/) *2021年10月12日アクセス

の失敗、風評被害に関するリスク（レピュテーションリスク）などもその他のリスクとして扱われていた。

このようにその他のリスク概念が多様である原因は、従来までこうしたリスクに体系的な取り組みがなされてこなかったことにある。しかし、こうしたリスクがひとたび顕在化すれば企業経営の屋台骨を揺るがすほどの影響を与える事態に至ることが徐々に認識されていったのである。そこで、その他のリスクを、①影響度は低いが高頻度のもの ②頻度は低いに影響度が大きいもの、の二つのタイプのリスクに分け、影響度が合理的に推定できるものをオペレーショナルリスク（業務リスク）として認識し、マネジメントしていこうとする動向が生じたのである。

特にオペレーショナルリスクへの認識が高まるきっかけとなったのは1995年のベアリングス銀行破綻事件である¹²¹。なお、同じ年に大和銀行ニューヨーク支店で同様の巨額損失事件が起きている¹²²。これらの事件はコーポレートガバナンスに関する議論に大きな影響を与えるとともに、それを重要なリスクとしてマネジメントすべきであるとの考え方を広めたのである。オペレーショナルリスクには多様なものがあるが、パワーはベアリングス銀行事件を引き起こしたニコラス・リーソンこそがオペレーショナルリスクの真の生みの親であると皮肉交じりに述べている¹²³。1990年代を通じてその重要性への認識が高まったオペレーショナルリスクは2004年のバーゼルIIにおいて銀行規制に取り入れられた¹²⁴。

バーゼルIIではオペレーショナルリスクの認識、測定は信用リスクと同様に、①基礎的指標方法、②標準的手法、③先進的測定手法の三つの手法から選ぶこととなっている。

①基礎的指標方法では過去3年間の平均粗利益に対し換算係数として15%を掛けた自己資本額がオペレーショナルリスクにさらされているとみなす。②標準的手法とは、過去3年間の平均粗利益を8つの営業活動に分類し、それぞれの活動に対して一定の換算係数を掛けるという点でほぼ①と同様の方法である。

③先進的測定手法とは、損失に関わるデータベースを自社内に構築し、VaRを用いてオ

¹²¹ ベアリングス銀行のシンガポール子会社の部長職にあったニコラス・リーソンは先物取引で生じた多額の損失を架空口座で管理していた。ところが1995年1月17日に起きた阪神・淡路大震災をきっかけに日経225が大暴落し、約10億ドルの損失を被ったことで損失が明るみになり、これが直接の引き金になって1995年2月25日に名門・ベアリングス銀行は200年以上の歴史に幕を閉じた。

¹²² この事件は大和銀行ニューヨーク支店の副支店長だった人物が、1983年に生じさせた約5万ドルの損失を隠べし、何とか損失を取り戻そうと簿外取引を12年にわたって行ったが損失額が約11億ドルにまで膨れ上がり、1995年に明るみに出たというものであった。

¹²³ Power, M. (2007), *op. cit.*, pp.107-108; 邦訳 (2011) 134頁

¹²⁴ バーゼルIIの内容については日本銀行のHP

(<https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/pfsys/e24.htm>)、金融庁のHP

(https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html) を参考にしまとめている。*2023年12月10日アクセス

ペレーショナルリスクを計算するという手法である。すなわち、信用リスク、市場リスクと同様にリスクを可視化しようとするものである。この方式ではめったに起きない巨大な損失になるリスクについてストレステストによる検証が義務づけられている。しかし、本来、信用リスクや市場リスクとは異なるタイプのリスクであるオペレーショナルリスクに対し、VaR を適用するのが妥当かという大きな問題がある。また、オペレーショナルリスクにはレピュテーションリスク（風評リスク）のように特殊なタイプのリスクもある。

バーゼル II は COSO リスクマネジメント・フレームワークの金融版とも呼ばれている¹²⁵。すなわち、内部統制制度がリスクマネジメントと一体化し、高度に抽象化した金融リスクのマネジメントにまで統治システムとして浸透したのである。

5. 7. 東京三菱 UFJ 銀行におけるマネジメント事例

ここで金融機関の実際のリスクマネジメントについての事例の検討を行う^{126 127}。東京三菱銀行（当時の名称 現・三菱 UFJ 銀行）・米州本部では、2000 年よりバランス・スコアカード（Balanced Score Card：以後 BSC）導入に向けたプロジェクトを発足させ、2002 年の第 2 四半期より運用を開始した。その目的は東京三菱銀行の組織改編への対応と、米州本部を取り巻く金融規制環境の変化に対応するためであった。

なお、BSC とはキャプランとノートンによって提唱された戦略マネジメントツールである¹²⁸。BSC ではビジョンと戦略を、財務・顧客・業務プロセス・学習という四つの次元で日常業務の具体的行動に落とし込む。BSC を用いることで企業は多様な次元において明確な戦略的目標を設定することができ、それを組織内にブレイクダウンすることで組織全体が統一感を持った行動をとることができる。欧米の主要な金融機関のほとんどが BSC を導入しているが、日本の金融機関での導入事例は少ないといわれている。その意味では、本事例はわが国の金融機関がグローバル・スタンダードのリスクマネジメントを実行しようとした事例として捉えることができる。

東京三菱銀行では 2000 年 7 月 1 日に本部組織を変更し、新たに事業部門制を導入することになった。これに対応して米州本部は、トレジャリー部門、グローバル企業部門、投資銀

¹²⁵ 樋渡淳二（2008）「バーゼル II の趣旨を踏まえた金融機関のオペレーショナルリスク管理高度化」『早稲田大学大学院商学研究科研究紀要第 66 号』174 頁

¹²⁶ 南雲岳彦（2003）「銀行における戦略・内部統制強化と BSC」『企業会計』第 55 巻第 5 号、中央経済社、684-689 頁

¹²⁷ 澤邊紀生（2007）「戦略的管理会計とリスクマネジメントの融合」『京都大学商学論集』第 76 巻第 2 号、161-174 頁

¹²⁸Kaplan, R.S. & Norton, D.P. (1992), The Balanced Scorecard-Measures that Drive Performance, *Harvard Business Review*, January-February, pp.71-79 [キャプラン, R.S. & D.P. ノートン (2003) 本田桂子訳「新しい経営モデル バランス・スコアカード」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』2003 年 8 月号、46-57 頁]

行部門、コーポレートセンターの四つの部門がそれぞれ個別に東京本社に報告する構造へと改編された。それは、従来の地域完結型の中央集権構造からグローバル・ベースでの事業部門制へと経営方式の大きな変化を意味するものであった。他方、米国の銀行監督当局に対応する地域的単位としての役割は米州本部に残されていた。その結果、米州本部は銀行監督当局への地域軸、事業部門軸という二つの軸から構成される、いわゆるマトリックス型の経営管理体制となったのである。

米州本部が BSC を導入した背景として全社的組織改編以上に重要だったのは 1990 年代の金融規制環境の変化である。銀行監督当局である FRB (Federal Reserve Board : 連邦準備委員会) は米州本部にとって特別に重要なステークホルダーである。その FRB では 1990 年代に、リスクに焦点を合わせた内部管理体制を重視する方向に監督行政の舵を切っていた¹²⁹ ¹³⁰。加えて、FRB による検査が従来の銀行別の検査チームではなく、機能別に専門性を有する検査チーム¹³¹ によって行われるようになった。機能別に分化した検査チームと、従来の銀行別の検査チームとでは個別の銀行に対する知識が大きく異なる。そのため、新しい検査制度において各銀行が自行固有の事情を理解してもらう必要性が高まったのである。

FRB は金融システムの健全性維持の観点から銀行の戦略的リスクマネジメント能力を評価する立場にある。リスクは経営目的を達成しようとする活動、すなわち戦略実施プロセスにおいて生じるものである。戦略的リスクマネジメント能力を評価する前提は、個々の銀行がどのような戦略をどのような仕組みによって実行しているのかという企業統治の適切さである。ところが東京三菱銀行の米州本部では戦略的リスクマネジメントを評価する前提であるミッション、ビジョン、戦略が十分に明示されていなかった。そこで戦略を可視化するツールとして BSC の導入が図られたのである。東京三菱銀行米州本部における BSC 導入に際しては次の 5 つの改善への貢献が求められた¹³²。

- ① 組織全階層に対する戦略の明確化
- ② 戦略的リスクマネジメントと BSC の融合
- ③ 定量的な業績測定によるアカウンタビリティと組織間連携の促進
- ④ 組織内外との戦略的コミュニケーション能力の向上

¹²⁹ LCBO(Large complex banking organizations)とは大規模で複雑な金融組織を指す。具体的には「広範な商品・サービスを扱い幅広く活動し、複数の監督範囲にまたがって営業活動を行う、連結総資産額 10 億ドル以上の、機能的経営構造を持った金融機関」である。

¹³⁰ FRB (1997), Risk-Focused Supervision of Large Complex Banking Organizations, *FRB Supervisory Letter SR99-15*

¹³¹ 「検査モジュール別に分化した検査チーム」と表現される。

¹³² 東京三菱銀行米州本部において BSC が定着した要因の一つとして、当時の本社幹部に対する定期報告が BSC をフォーマットとしてすでに行われていた点があげられるという。[澤邊紀生 (2007) 「戦略的マネジメントとリスクマネジメントの融合」『京都大学商学論集』第 76 巻第 2 号、169 頁]

⑤ 業績評価と報酬とのリンク

この仕組みの特徴は BSC に COSO に準拠したリスクマネジメント制度が組み込まれたことである。この二つの枠組みは入れ子状態の構造として統合されている。そして戦略的リスクマネジメントは収益拡大、生産性向上等と並ぶ BSC の重要な戦略的テーマの一つとされたのである。そして COSO に関連する具体的な手法である CSA (Control Self-Assessment: 統制自己評価)¹³³ が戦略的リスクマネジメントの中心に位置づけられた。

表. 5-5 東京三菱銀行米州本部における戦略的テーマ：

戦略的リスクマネジメントの高度化、内部統制の強化

| 視点 | 戦略目標 | 指標 |
|------------|--------------------------------------|--|
| 財務 | ・アーニング・ボラティリティの最小化 | ・RAROC (Risk Adjusted Return on Capital) |
| 顧客 | ・FRB の検査にて良好な評価 ・外部監査にて良好な評価 | ・当局検査結果 ・外部監査結果 |
| 内部 プロセス | ・内部監査にて良好な評価 ・CSA による能動的なリスク管理の実施 | ・内部監査結果 ・CSA による問題点の自発的発見比率 ・問題点の解消率 |
| 学習と 成長 | ・リスク管理教育の強化 ・リスク管理インフラの強化 | ・リスク管理研修の受講率 ・リスク管理ツールのアップデート |

出所：澤邊紀生 (2007)「前掲論文」170 頁

この表は、戦略テーマである戦略的リスクマネジメントの高度化、内部統制の強化が BSC のフォーマットに収まっていることを示している。リスクマネジメント教育やインフラ強化、それに応じた指標が利用され、それが同時に内部プロセスの視点、顧客の視点を経て、最終的に財務の視点へとつながる各段階において目標化されていることが一目瞭然である。最終的な財務の視点で指標として採用された RAROC では客観的に測定可能なリスクを対象とする。つまりリスク管理が財務指標に結び付けられている。また、BSC の中に CSA という自己統制のフレームワークが組み込まれている点も興味深い。CSA では各部署が現場レベルでの戦略遂行プロセスにおいて問題とそのコントロール状況を評価するのである。

この事例は 2000 年代初頭の時代背景によって生成した実務である¹³⁴。そこでは内部統制、

¹³³ CSA は 1987 年にカナダの石油採掘会社ガルフ・カナダで開発された手法であり、業務に責任を持つ者がコントロールの有効性を評価し、検証するプロセスである。〔川村眞一 (2007) ②『現代の実践的内部監査』同文館出版、292 頁〕

¹³⁴ この事例は当時・米州本部長であった畔柳信雄氏のリーダーシップの下で実施されたものである。その後、畔柳氏は 2004 年に三菱東京 UFJ ファイナンシャル・グループ (社名は当時) の社長に就任し、

リスクマネジメントが戦略と統合される形でフレームワーク化されている。しかも、その指標として利用されたのがRAROCである。それは1990年代に進展した「監査社会」化がリスクマネジメントの色彩を強めつつある背景をよく反映したものとなっている。RAROCが現代の金融リスクマネジメントの文脈で「安全（セキュリティ）」の戦略を支えているのである。また、CSAという内部統制制度を補強する新たな専門知識も使われ、新たな内部統制専門家が組織内での地位を高めていったのである。本事例は、フーコーの「人口」に介入し焼成する権力、フーコー的自由主義という点からもよく理解できる。

6. 本章のまとめ

本章では現代的なリスクマネジメントの展開について主に金融業界の実務がもたらした影響に焦点を当てて考察してきた。パワーは「監査社会」論によって、現代は会計監査モデルが多様な領域に浸透した社会であることを説明した。その会計監査モデルが組織内部に浸透したことで生成されたのが現代的な内部統制制度であり、その本質がリスクマネジメントである。パワーはそうした制度生成の力学の解明は十分ではなかったが、その原因の理解にはフーコーの「安全（セキュリティ）」の概念の利用が有益であることを示した。

現代的なリスクマネジメントは従来のリスクマネジメント論の延長線上のものではない。現代的な内部統制制度への転換と同じ力学、すなわち各主体に自由を与え自立を促す一方で間接的な管理・強制の手続を増加させるという「安全（セキュリティ）」の戦略の力学によって登場したのが現代的なリスクマネジメントである。こうしてリスクが自由と管理の調整機能を果たすものとなったのである。パワーは現代的なリスクマネジメントについて、リスクの下で登場した新しい説明責任と述べているが、それはリスク概念が科学的・客観的な装いをまといながらも政治、社会、組織的な局面で重要性を持つことを意味している。

本章では会計監査手法として統計的サンプリングとリスク・アプローチについて検討したが、これらの技術も単により客観的、科学的な合理性を持つというだけではその制度的意義を理解することはできず、それを利用する会計専門家集団の政治的意図と結びつけて考える必要があることを示した。また、金融業界におけるリスクマネジメントについて、デファクト・スタンダードとなったVaRも、科学性・客観性の外観とは裏腹に政治的な側面を持っていることを示した。そして、この現代的なリスクマネジメントは企業統治全般にも広がりがつつあることを明らかにした。

フーコーの「安全（セキュリティ）」の概念は現代におけるリスクマネジメントの力学を説明するのに有益であるが、ファイナンス経済が発展した現代社会におけるリスクの高度化・抽象化といった事態を分析するにはフレームワークとして不十分な点がある。そこで、第六章では哲学者のボードリヤールの記号論を用いて考察を深める。

BSCをグループ全体に導入する取り組みを進めていった。〔南雲岳彦（2014）「マネジメントコントロール・システムのアーキテクチャに関する研究—MUFGにおけるBSC導入経験に基づく考察—」『原価計算研究』Vol.38.No.2、2頁〕

第六章 現代的なリスクマネジメントの記号論

1. 記号としての現代的リスク

本章ではボードリヤールの記号論を用いて現代的なリスクマネジメントについて検討する。ここまでフーコーの権力論を用いて「自己統治・第三者認証型」統治システムとしての現代的な諸制度を検討してきた。その結果、現代的な内部統制制度の本質がリスクマネジメントにあること、フーコーの「生かす権力」の一つ、「人口」に介入し調整する権力に関連する「安全(セキュリティ)」の概念に着目することでその本質を理解できることを示した。

しかし、実体経済の数倍に達したともいわれるファイナンス経済の急激な拡大は企業の直面するリスクを大きく変質させた。こうした状況を分析するうえでフーコーの「安全(セキュリティ)」の視点では十分とは言えない。これに対しボードリヤールの記号論は現代的なリスクの本質を理解するうえで有益である。ボードリヤールの記号論によって実体経済とファイナンス経済とでの会計記号の特質の違いが明らかになる。

ファイナンス経済における価値は現実の対応物を持たず、利益、その予想、市場評価、投資意思決定という要素が互いに参照しあって価値を支えあっている。その閉じた体系の中を記号の価値が循環しているのである。ボードリヤールの記号論によって経済のバブル化やその崩壊の力学、現代的な諸制度とファイナンス経済の関係が明らかとなる。本章では経済産業省のブランド価値評価モデルの検討を行うが、ブランド価値の客観的評価への取り組みが閉じた体系の中での記号が互いに支えあって成立しているものであることを確認する。「自己統治・第三者認証型」統治システムでは社会の安全のための行動の基準が何かが重要であるが、ボードリヤールの記号論はその基準となるものの妥当性が諸要素の調整に基づいていることを明らかにする。

2. ボードリヤールの記号論の概要

2. 1. ボードリヤールの記号論の有効性

パワーの「監査社会」論は会計監査が社会統治の一つのモデルとなっていることを指摘した。さらに、本論文ではパワーの「監査社会」論がフーコーの権力論によってより深く分析できることを明らかにした。フーコーの視点からは現代的な内部統制制度、リスクマネジメントにおける自由が「安全(セキュリティ)」の戦略に基づく間接的な管理状態にあることが明らかとなった。それを本論文では「自己統治・第三者認証型」統治システムの力学であると説明した。すなわち、現代的なリスクマネジメントは社会の安全のための論理であり、それが自己統治のための内部統制制度と一体化する力学について概観した。

第五章で考察したように現代におけるリスクマネジメントには金融業界の実務の発展が大きく影響を及ぼしている。すなわち金融リスクが貸し付け業務における信用リスクから金融商品の価格変動などによる市場リスク、さらに多様なリスクであるオペレーショナルリスクなど金融リスク概念が年々複雑化・高度化している。こうした状況は金融業界のみならずさまざまなビジネス領域にも及んでいるのである。しかし、フーコーの「安全（セキュリティ）」の概念ではこうしたリスクの多様性について十分識別することができない。そこで、こうしたフーコー理論の弱点を補うために本章ではボードリヤールの記号論を依拠して考察を行う。

ボードリヤールは高度に情報社会化した現代において物理的実体を伴わない価値が激増した点に着目し、その論理や力学を解き明かそうとした。彼の記号論は高度化・抽象化する一方の事業上のリスクを分析するのに役立つ。なぜなら彼はあらゆる社会事象を記号として扱っているため、本論文のあらゆる分析対象をその射程内に置くことを可能にするからである。とりわけ実体経済を大きく超えて巨大化したファイナンス経済におけるリスク、情報化の進展でネットを介して生じるようになったさまざまなリスクなどフーコーの権力論が十分想定していなかった状況も分析することを可能にするものである。

すでにボードリヤールの記号論に依拠した会計論文は何本も書かれており、中でもファイナンス経済の記号的分析、会計記号論などは本論文の主張を補強するうえで極めて有益である。現代社会を分析する思想家として資本主義の構造変化について記号論的な分析を行った理論家がボードリヤールである¹。彼の記号論を用いることで現代社会におけるリスクマネジメントの意義をより深く考察することができる。

19世紀の資本主義は製造業を中心とした物質的生産に重点が置かれていた。しかし、20世紀半ば以降、経済成長を経て物質的な豊かさを達成した先進国の資本主義にはこうしたモチーフは当てはまらない。現代の資本主義はサービス・金融・情報・広告・文化産業など非物質的な生産が中心となっている²。人々の意識も集団的な労働者としての意識から個別の消費者としての意識へと変化した。物質的な豊かさが達成された消費社会では情報・イメージ・スタイル・ブランドといった非物質的な豊かさが重要になる。そうした非物質的な豊かさを追求する新しい資本主義の構造を明らかにするためには、ボードリヤールは記号論的な分析が有効と考えたのである³。

ボードリヤールによれば消費とは製品・サービスの紅葉ではなく記号を消費する行為で

¹ Baudrillard (1981), *Simulacres et Simulation*, Editions Galiete [ボードリヤール, J. (1984) 竹原明子訳『シミュラクルとシミュレーション』法政大学種版局]

² 藤本一勇 (2007) 「ポスト構造主義の基本理念」仲正昌樹・清家竜介・藤本一勇・北田暁大・毛利嘉孝『現代思想入門』PHP 研究所、120 頁

³ 藤本一勇 (2007) 「前掲論文」121 頁

ある。記号を消費する行為は意味を創出し社会とコミュニケーションをとる行為でもある⁴。物質的に豊かになり生産より消費の重要性をました社会の力学を理解するには記号の消費という視点の有効性は高い。

2. 2. 記号の四段階

ボードリヤールは記号には抽象性の度合いに違いがあり、その程度に応じて記号の特質も異なるとみなしていた。そして現代社会では抽象的な記号が激増したというのがボードリヤールの認識である。ボードリヤールによれば記号には次の四つの段階があるという⁵。

- 1、 指示対象の信頼できる外観（良い外観）としての記号
- 2、 指示対象の模造品（悪い外観）としての記号
- 3、 現実の不在を隠そうとする記号（外観そのもの）
- 4、 現実と無関係である記号（純粋なシミュレーション）

この四段階は記号がその指示対象物から乖離していく程度を示している。われわれの常識では記号は具体的な対象を指し示すものである。しかし、ボードリヤールは必ずしもそうではないという。指示対象からズレた記号（悪い外観）、指示対象物の不存在を隠蔽するための記号（外観そのもの）、中には具体的な指示対象物を持たず、記号自体が存在感を発揮している場合があるという（純粋なシミュレーション）。この四つの段階は記号がその指示対象から乖離する程度を表現している⁶。記号の最後の段階、つまり記号がその指示対象物との関係を失い記号が記号としてのみ存在する状態が「ハイパーリアル」、その記号の現象面が「シミュレーション」である⁷。記号がその指示対象物から離れていく過程で、現実と記号、内側と外観、オリジナルとコピーの境界線が失われ、その区別がつかなくなる。その状況が「内破（improision）」である⁸。

たとえば大量生産品にはオリジナルとコピーの区別が存在しない。自動車ディーラーのショールームにずらりと並んだ「○年型○○（車種）」という車は物理的には一台一台が個

⁴ Baudrillard, J. (1999), *L'échange impossible*, Gallée. [J.ボードリヤール (2002) 塚原史訳『不可能な交換』紀伊国屋書店、79頁]

⁵ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』8頁

⁶ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』7-9頁

⁷ ボードリヤールの「シミュレーション」の概念は現代のコンピューター用語としてのシミュレーションの概念に近い。ハイパーリアルはバーチャルリアリティ（仮想現実）と似た概念であるがその意味するところはより広い。ミッキーマウスのようなキャラクターもフェイクニュースも現実に対応する事象を持たないという点でハイパーリアルである。[ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』16-19頁]

⁸ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』88-89頁

別の車でありつつ、どれもが同じ車でもある。ボードリヤールはこの状況を内破と定義した。そして記号がさらに抽象性を高めると最終的に記号自体として独自の存在感を持つに至る。コンピューター・プログラムを使って生み出されたヴァーチャル・アイドル（たとえば“初音ミク”など）は実在しないにもかかわらず記号として独自の存在感を放っている。

ボードリヤールの記号論では言語だけではなく、情報、広告、ファッションなども記号と考える。流行の洋服を買うことは記号の消費である。ネットに流れる情報に触れ、コンテンツを視聴することも記号の消費である。こうした視点からは社会制度や国家も物質的実体のない記号の一種とみなすことができる。情報化の進展で記号の抽象性がさらに高まった現代社会においてボードリヤールの記号論は一層有効性を増している。会計研究の分野では、ファイナンス経済、会計数値、監査専門家などに関してボードリヤールの記号論に依拠した研究が見られるようになってきている。ボードリヤールの記号論を利用することでフォーコーやドゥルーズの視点を補完し、より深い洞察を得ることができる。

3. ボードリヤールの記号論による会計研究

3. 1. その①-ファイナンス経済の記号論

マックゴーン (1997) は、ボードリヤールの記号論を利用してファイナンス経済の特質について検討している⁹。一般的にファイナンス理論（金融工学）は経済学の一分野とみなされている。しかし、主流派の経済学では効用最大化仮説が置かれているのに対しファイナンス理論では富の最大化仮説が置かれている。このギャップは「お金（富）があれば幸せ（効用）が買える」という論理で埋め合わせられている。しかし、「本当に幸せがお金で買えるのか」という本質的な問題は無視されている¹⁰。

ファイナンス理論では金融資産の固有の価値はその資産が生み出す将来キャッシュフロー総額の割引現在価値とされる。つまり、固有の価値を知るには将来獲得できるキャッシュフロー総額とそれを現在価値に割り引くためのレート（割引率）の情報が必要となる。ところが将来は不確実であるためリスクプレミアム¹¹が生じる。ここで金融資産の固有の価値が交換価値であるとする問題が起きる。金融資産の実質的な価値の問題が決済手段（通貨）の価値の問題に置き換えられてしまうのである。それでは貨幣の価値がどこから生じるのかわからない。さらに、決済時の価値を知るために完璧な先見性と的確な将来予測が求め

⁹ この節はマックゴーン (1997) の論文の要約版が掲載されたマッキントッシュ&ホッパー (2005) の編著書に基づいている。[McGoun, E. G. (2005), *Hyperreal Finance*, Macintosh, M.B. (ed)& T. Hopper (ed), *Accounting, The Social and the Political: Classics, Contemporary and Beyond*, pp.313-323]

¹⁰ McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.313

¹¹ リスクプレミアムとはある資産の期待収益率から無リスク資産の期待収益率を差し引いた差額である。リスクプレミアムは負担するリスクに比例して大きくなる。

られることも問題である。正確な割引率を知ることの困難さが金融資産の価値の評価をより難しいものになっている。しかし、マックゴーンは金融資産の取引が継続的に行われている以上、その背後には何らかの価値があるはずだと考えた。そこでボードリヤールの所説に基づいてマルクスの使用価値、交換価値、象徴価値の概念を検討したのである¹²。

マルクスの使用価値の概念は商品が持つニーズや欲求を満たす力であり経済学における効用概念に近い。マルクスの使用価値は労働に由来する商品固有の価値であるが、実際に商品が使用されることまでは求められていない。このように質的な面から定義される使用価値に対し交換価値は量的な特徴を持つ。交換価値は本来比較できないものを比較するための概念である。そもそも交換価値は使用価値から生じるはずであるが、経済取引を通じてその二つは分離し交換価値自体が独立したものとなる。その結果、“交換のための交換”が行われるようになる。ここからマルクスは金融資産が交換価値そのものであると考えた。すなわち金融資産の交換は“交換のための交換”なのである。その根拠となるのが象徴価値であるとされる¹³。象徴価値とは貨幣によって購買可能な商品一般を表象する“特別な使用価値”である。経済学的には貨幣は常に購買力を表すが、それは効用を象徴しているのである。貨幣が物と交換される時、貨幣は何にでも交換できる自由を象徴している。貨幣は使用価値の象徴として購買力を持つのである。

これに対し、マックゴーンはボードリヤールの記号論を用いて概念整理を行っている。1971年に米国のニクソン大統領がドルと金との交換を停止した時、ドルは他の通貨に対する交換価値を低下させた。金本位制の下ではドルの交換価値が交換可能な金の象徴としての価値を表象していた。ところが金との交換が停止されたことでドルはその交換価値の多くを失ったのである。マックゴーンによれば金融資産・金・貨幣などはいずれもそれによって購買可能なものの象徴である。社会は貨幣を物に交換するシステムを創造し、貨幣の象徴価値の維持に責任を負わねばならない。しかし、その象徴価値は中立的・客観的・量的なものではなく文化的な記号としての価値である。貨幣には文化的、非経済的な意味が含まれている。象徴とは何かの代理であり、記号は文化的意味を持つのである¹⁴。

マックゴーンによればボードリヤールはマルクスの使用価値を象徴価値に、交換価値を記号価値に置き換えることで新たな価値の理論を生み出したという¹⁵。マルクスによれば人はその使用価値ゆえに物を欲し、交換価値はその使用価値から導かれるという。これに対し、ボードリヤールは人が物を欲するのはその記号価値のためであるという。人は物ではなく記号を消費するのであり、交換価値は記号価値の帰結なのだという。高級ブランドや人気アイドルのグッズを購入する消費者は商品の機能ではなく“イメージ”としての記号を消費す

¹² McGoun, E. G. (2005), op. cit., pp.314

¹³ McGoun, E. G. (2005), op. cit., pp.315-316

¹⁴ McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.316

¹⁵ McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.317

るのである。マルクスは貨幣が一般的な商品象徴する特別な存在であり、純粋な交換価値を持つ商品でもあったと考えていた。つまり貨幣は使用価値の代わりに象徴価値を持つのである。ところがボードリヤールはマルクスのように貨幣に“商品間の神”としての特権的地位を与えない。貨幣は他の商品と同じように記号価値を持つとみなすのである¹⁶。すると流行の変化で商品の記号価値が変化するように、政治・経済・社会情勢の変化によって貨幣の記号価値も変化するのである。

そしてマックゴーンはマルクスとボードリヤールの理論を使い分けて実体経済とファイナンス経済の違いを描き出そうとする。すなわち実体経済においては貨幣の交換価値が象徴価値の関数を表象し、ファイナンス経済では貨幣の交換価値が記号価値の関数を表象すると仮定したのである。そしてファイナンス経済についてボードリヤールの理論に基づき「ハイパーリアル経済」と名づけている。マックゴーンはマルクス理論を実体経済の分析に、ボードリヤールの記号論をファイナンス経済の分析に利用したのである。

表. 6-1 マックゴーンによる実体経済とファイナンス経済の比較

実体経済 ・貨幣の交換価値 → 貨幣の象徴価値（使用価値のアリバイ）の関数

* マルクス理論を適用

ファイナンス経済 ・貨幣の交換価値 → 貨幣の記号価値の関数

* ボードリヤールの理論を適用 ・マックゴーンは「ハイパーリアル経済」と命名

出所：McGoun, E. G. (2005), op. cit., pp.314-318 を元に作成

ボードリヤールは先述のように記号を四段階に区別する。すなわち、①現実を反映した記号—良い外観 ②現実を隠し歪める—悪い外観 ③現実の不在を隠す—外観を装う ④どんな現実にも関係しない—シミュレーション の四段階である。マックゴーンはこの記号の四段階に基づいて貨幣（金融資産）を以下の四つの段階に分類する。

¹⁶ McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.317

表. 6-2 マックゴーンによる貨幣の四段階

- 第一段階： 富の一般的シンボル （物的財産の価値の表象）
- 第二段階： すべてを経済的交換価値に換算 （労働、知識、社会関係などの価値の表象）
- 第三段階： 価値の交換自体の自己目的化 （最終的な消費可能性による正当化）
- 第四段階： ハイパーリアルな段階 （指示対象物を持たない純粋な記号としての貨幣）

出所：McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.318 を元に作成

記号としての貨幣の第一段階の典型的な例は現金である。預金通帳の残高は現金の価値とピタリと一致する。第二段階は、たとえばアルバイトの日給と高度な専門職の時間当たり報酬の差、大卒と高卒の給与水準の違いなどである。労働の知識・スキルが経済価値へと換算されるのである。第三段階の例として主観的な価値評価が行われる美術品・骨董品などの価格である。これらの価値は状況が変われば大きく変化する。そして、第四段階のハイパーリアルな貨幣はデリバティブなどの金融商品、仮想通貨などである。金の価値の裏づけがある固定相場制における貨幣に対し、これらの金融商品は独自の記号価値を持つ。

また、株価の場合、簿価と一致する株価（株価＝固有の価値）、内部情報の外部への不適切な伝達による歪められた株価、会計情報ではなく多様な外部情報に影響を受けた株価、経営実態との連動性を失い投機的意図で決まる株価の四段階に類型化されると述べている¹⁷。ただし、一つの状況に複合的な記号の特質が現れることもある。記号の第一段階が色濃い状況もあれば、第四段階が中心となる状況もある。ファイナンス経済は後者に該当する。

ボードリヤールは記号の四番目の段階、ハイパーリアルを現実以上に現実的な記号であると述べている。ハイパーリアルな記号は真と偽、実在と空想の違いをなし崩しにしてしまう、すなわち「内破」するのである¹⁸。たとえばミッキーマウスは現実には存在しないがミッキーマウスというハイパーリアルな記号は物質的な現実以上に現実的な影響力を持っている。これがハイパーリアルな記号の特質である。

そして、ファイナンス経済において貨幣はハイパーリアルな貨幣である。金本位制における貨幣のような価値の裏づけはないが、巨大な情報ネットワーク上の記録として存在する貨幣である。そして、現在ではファイナンス経済が実物経済をはるかにしのぐ規模となっている。ボードリヤールは実在が、「…データの記憶や命令のモデルから造られる—それを基にして無限に繰り返し実在は複製されうるのだ」¹⁹と述べ、ハイパーリアルな段階では記号が実在に置き換えられると指摘している。

¹⁷ ボードリヤール (1984) 『前掲訳書』4頁

¹⁸ McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.319

¹⁹ ボードリヤール (1984) 『前掲訳書』3頁

1929年に発生した大恐慌は実体経済の深刻な不況であった。投資不足の問題が盛んに議論された。ところがマックゴーンは1987年の“ブラック・マンデー（暗黒の月曜日）”での資本市場崩壊には実体経済における原因が見当たらないと指摘する。そのため市場崩壊直後ですら不況には陥らなかったのである。第四章で示したように、当時のコンピューター・プログラムの問題によって実体経済の裏づけのない取引が加速されて市場の崩壊が起きたのである。1980年代はファイナンス分野でのイノベーションの結果、多様な金融商品が登場し、取引の自動化なども進行していた。1929年の大恐慌とは違い、1987年の市場崩壊はファイナンス市場内で生じていた²⁰。マックゴーンはボードリヤール記号論に依拠することでファイナンス経済と実体経済の特質の違いを明らかにしたのである。

このマックゴーンの論文は現代のファイナンス経済を理解するためにボードリヤールの記号論を応用した先駆けとなった。そして、マックゴーンが整理したファイナンス経済の特質は現代的な内部統制制度、リスクマネジメントを理解する上で重要な示唆を与えてくれる。すなわち、ハイパーリアルな記号として諸制度を検討する道が開ける。

3. 2. その②－会計記号の歴史

マックゴーンの論文を敷衍して、マッキントッシュら（2000）は「現代会計において記号はもはや客観的現実には言及しておらず、“ハイパーリアル”な記号が自己言及的に体系の内部を循環するのみである」と述べ、高度情報社会・金融社会における会計記号の抽象性を論じている²¹。デリバティブに代表される金融商品は現実的な財貨にその基礎をおいていない。リスクを計算する方程式によってその価値が創出され、その価値に基づいて大量の取引が行われている。すなわち、指示対象物を持たない純粋な記号（デリバティブなどの金融商品の価値）がファイナンス経済の内部を循環しているのである。

マッキントッシュらは、ファイナンス経済の発展によって会計記号が実体経済との対応関係を失っていくプロセスを歴史的に解説しようと試みている。すなわち、会計における利益と資本との関係を、中世の封建時代、ルネッサンス以後から産業革命までの時代、産業革命以後の時代、そして現代という四つの時代区分それぞれに分析を行っている。この四つの時代区分はボードリヤールの記号論に基づいている。

第一段階である中世の封建時代では記号が固定的、明確かつ透明であり、記号とその指示対象が1対1の関係を結んでいたとされる。たとえば地中海貿易におけるイタリア商人たちも初期の頃は一航海ごとに成果を清算する方式をとっていた。そのため投下した資本か

²⁰ McGoun, E. G. (2005), op. cit., p.320

²¹ この節はマッキントッシュ他（2000）の論文の要約版が掲載されたマッキントッシュ&ホッパー（2005）の編著書に基づいている。〔Macintosh, N.B., T. S. Shearer, D. B. Thornton & M. Welker (2005), Accounting as simulacrum and hyperreality perspective on income and capital, Macintosh, M.B. (ed)& T. Hopper (ed), Accounting as simulacrum and hyperreality perspective on income and capital, *Accounting, The Social and the Political: Classics, Contemporary and Beyond*, pp.325-339〕

ら生じた利益をいちいち区別する必要がなかった。当時の会計記号は航海ごとの物の受領や譲渡などの関係を適切に示す“透明な映像”であったという。会計記号とその指示対象との間にはズレが生じていなかったのである²²。

第二段階のルネッサンス以後、産業革命までの時代では、記号がその指示対象の「模造品」になったとされる。航海が終わるたびに成果を清算する方式であれば配分される財貨と利益は一致する。しかし、航海を連続して行うようになると利益と手持ちの財貨にはズレが生じる。手持ちの財貨が真実の財産を表象しないのである²³。そこで真実の財産を「模造」した利益という会計記号が生まれる。今、手元にはない本当の財産が利益という記号を通じて可視化される。すなわち、期間損益計算が導入されたのである。複式簿記では会計上の利益は現実の金銭と一致しない。会計上の利益は現実の金品を模造した記号なのである²⁴。

第三段階の産業革命以後の時代では、記号がその指示対象を吸収するようになったという。ボードリヤールはそれを「生産」の時代と呼んだ。この時代が連続的大量生産技術によって特徴づけられるためである。連続生産される商品はもはやオリジナルの模造でも類似品でもない。ある商品は連続生産される他の商品の単なるイメージと化したという。個々の商品はそれ自体が記号であると同時に指示対象であることも兼ねている。たとえば大量生産時代を象徴する T 型フォードにはオリジナルが存在しない。一台一台の T 型フォードが記号であると同時に他の T 型フォードの指示対象物でもある²⁵。

生産の時代では、社会秩序が連続生産の技術的合理性の支配下に置かれる。そして連続生産は資本家、労働者、消費者を同時に生み出す。こうして新たな時代の枠組みが作られたのである。生産の時代にあっては会計記号も変容する。利益は非個性化された資本に対する連続的・期間的リターンとして理解される。すると貸借対照表ではなく損益計算書が重視されるようになる。貸借対照表では会計期間における獲得利益と資本とを十分に区別できず、継続的事業の期間利益の計算に適さないためである²⁶。企業の評価は、現在の利益に基づく将来収益獲得能力に依拠するようになった。

また、企業が巨大化し、株式という形で非個性化された資本の市場交換が促進されるようになると利益の持つ意味が変化した。マッキントッシュらは記号としての利益計算自体が標準化されたと指摘する。1940年代までには損益計算書重視の利益計算の前提となる実現主義、費用収益対応の原則、歴史的原価、継続性の原則、保守主義、期間損益といったさまざまな仮定が登場した。こうして損益計算書が企業会計の中核に位置するようになり、貸借対照表は 2 期連続する損益計算書の間をつなぐ単なる連結環とみなされた。利益は記号で

²² Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.326

²³ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.328

²⁴ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.329

²⁵ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.330

²⁶ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.331

あると同時にその指示対象物となり、利益という会計記号自体が交換可能な商品として連続的に生み出され、資本市場を通じて大規模に交換されるようになったのである²⁷。

第四段階である現代は会計記号のシミュレーションの時代とされる。現代のファイナンス経済に対応する勘定科目（会計記号）は物的な対象を持っていない。もちろん、現金のような第一段階の会計記号も存在している。売掛金や買掛金などは第二段階の記号である。減価償却費という第三段階の特徴的な会計記号も同時に存在している。しかし、ファイナンス経済においてはデリバティブに代表される純粋な会計記号が登場したのである。損益計算書を重視する考え方を「収益・費用アプローチ (revenue and expense view)」というのに対し、貸借対照表を重視する考え方を「資産・負債アプローチ (asset and liability view)」という。マッキントッシュらの理論に照らせば前者が会計記号の第三段階、すなわち「生産の時代」に対応し、後者がファイナンス経済化の進展によって変化した現代の状況に対応する。

資産・負債アプローチが登場したのは 1976 年に開催された米国の財務報告審議会 (Financial Accounting Standard Board : FASB) においてである²⁸。そこでは伝統的な会計思考である収益・費用アプローチに対するアンチテーゼとしての資産・負債アプローチの優位性が討議された。この資産・負債アプローチが国際会計基準 (International Accounting Standard : IAS) に取り入れられたことで会計記号は新しい段階に入ったのである²⁹。すなわち、収益・費用アプローチでは収益と費用を確定し、利益をその収益と費用の差額として認識するのに対して、資産・負債アプローチでは資産を経済的資源、負債をそれに対する犠牲という見方をする。そして利益は資産と負債の差額と捉えるのである³⁰。1970 年代以降のファイナンス経済の進展、それを支える高度な情報産業の発展がこうした会計観の転換をもたらしたのである³¹。貸借対照表重視という点では記号の第一段階、第二段階に戻ったかのような印象を与えるが、シミュレーションの時代の貸借対照表重視の持つ意味は全く違う。デリバティブに代表される金融商品の評価額自体が現実の指示対象物を持たない純粋な記号だからである³²。

マッキントッシュらによれば、証券アナリストは現在の財務諸表の情報を元に企業の将来の利益を予測し投資を決定する。企業の経営陣はアナリストの収益予測を年間目標とし、

²⁷ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.332

²⁸ FASB (1976), An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, *FASB Discussion Memorandum*, par.34.

²⁹ 庄司樹古 (1998) 「FASB 概念フレームワークにおける二つの会計思考」『修道商学』第 39 巻第 2 号、広島修道大学商経学会、189 頁

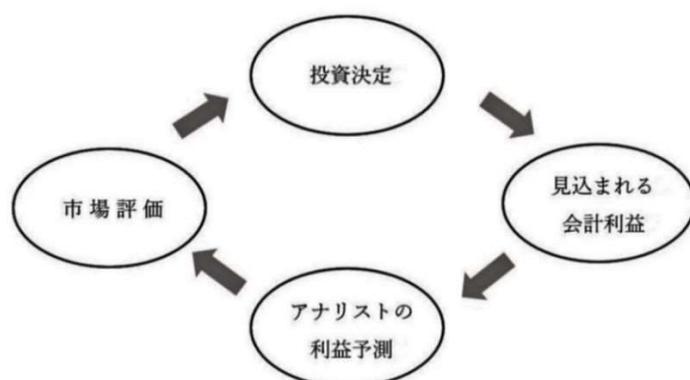
³⁰ 庄司樹古 (1998) 「前傾論文」191 頁

³¹ 田中祥子 (2006) 「資産負債アプローチと多様な財産評価論について」『高岡法学』第 17 巻第 1・2 号、高岡法科大学法学会、108 頁

³² Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., 332-334

その予測と同等以上の報告収益を生み出せるファイナンス手法、会計基準を選択する。こうして企業の投資決定モデル、見込まれる会計利益、アナリストの予測モデル、市場評価モデルが循環する。これらはお互いに参照し合い、現実の指示対象を持たない純粋な記号である。株価収益率に結びついた将来価値を予測し評価する行為が会計利益を生成する。すなわち、金融資産の評価額はハイパーリアルな記号なのである³³。このようにボードリヤールの記号論に依拠することで会計観の転換の力学を理解できるようになる。

図. 6-1 記号の第四段階にある会計利益の意義



出所：Macintosh, et al. (2005), op. cit., p.336 を元に作成

マッキントッシュらの主張は行動ファイナンスが明らかにした事実を敷衍している。伝統的なファイナンス理論では主流の経済学と同様に人間の意思決定の合理性の仮説を採用していた。すなわち、効率的市場仮説を前提として理論が構築された。これに対し、行動ファイナンスでは人間の意思決定の非合理性に焦点を当てた理論構築が行われる³⁴。こうした行動ファイナンスの研究成果の一つに、企業経営者が市場に開示しようとする会計利益には「赤字を回避する」「前期並みの利益を確保する」「アナリストの予想利益に合致させる」という三つの閾値が存在するというものがある³⁵。マッキントッシュらは行動ファイナンスの研究成果をボードリヤールの記号論の観点から整理したのである。

従来の会計理論は会計記号とその指示対象との関係について時代遅れの前提（記号の第三段階）に基づいているため、記号の第四段階であるファイナンス経済特有の会計問題に対

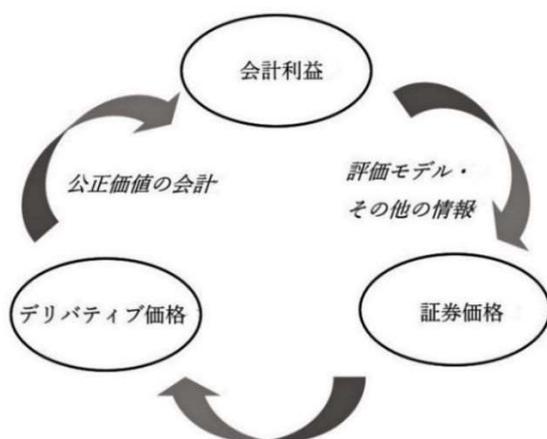
³³ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., 335

³⁴ 山本昌弘 (2009)「日本企業の利益管理—行動ファイナンスに基づく実証研究」『明大商学論叢』第92巻第2号、185頁

³⁵ Shefrin, H. (2002), *Beyond Greed and Fear: Understanding Behavioural Finance and the Psychology of Investing*, Oxford University Press.

処するには不十分である³⁶。シミュレーションの秩序、特にマックゴーンがハイパーリアルと表現したファイナンス経済では「将来の利益」のように指示対象を持たない記号が爆発的に増加する。混乱する金融市場にあって、米国の証券取引委員会のレビット議長は重要な投資決定における唯一の現実的なチェックは会計監査であると指摘した³⁷。しかし、その現実はいわれわれの先人たちにとっての現実とは異なっている。会計記号の持つ意味が全く違っているからである。金融商品の評価額は評価モデルによるシミュレーションの結果として創出された物理的実体のない記号的現実である。さらに会計利益には金融商品の評価が大きな影響を与えている。すなわち、金融商品の評価額はハイパーリアルな記号なのである。

図. 6-2 デリバティブ価格の記号論



出所：Macintosh, et al. (2005), op. cit., p.337

FASB における金融商品の会計基準設定プロジェクトの論争はシミュレーション時代の会計記号の性質を浮き彫りにしている³⁸。そこで焦点となった問題は、企業の財務諸表における金融商品の価値をいつ、どのように正式に認識・測定するかである。FASB は金融商品を公正価値、通常は現在価値で保有すべきであるとするコンセンサスを作ったが、公正価値は金融商品に最も関連の高い指標である。

³⁶ これは 1990 年代のわが国の会計学、会計実務において大きな課題となった国際会計基準への収斂の問題である。

³⁷ Levit, A. (1998), The importance of high quality accounting standards, *Accounting Horizons No.12 in 1998*, Allen Press, pp.79-82

³⁸ FASB は 1986 年に「金融商品およびオフ・バランスシート金融問題 (Financial Instruments and Off-balance sheet Financing Issues)」を検討するプロジェクトを発足。1995 年委は公開草案を発表している。プロジェクトでは金融資産の認識をめぐる議論が戦わされた。〔威知謙豪 (2021)「米国会計基準における金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠—証券化プロジェクト発足当初の検討内容を中心に」『産業経済研究』第 4 号、2 頁〕

特にデリバティブにあっては唯一の適合する指標である。しかし、皮肉なことに会計基準設定者が企業の財務諸表における市場価値の適用を許容する一方で、アナリストたちは財務諸表データを使用してその市場価値を測定している³⁹。すなわち、会計基準設定者とアナリストたちは相手側の認識する価値をお互いに参照しあっている。

マッキントッシュらによれば、デリバティブでは理論価格と市場価格との間に乖離があれば裁定取引⁴⁰が行われ、その乖離が解消されると想定されている（無裁定条件）。そして理論価格は原資産の価格から導き出される。こうして導き出された価格は最終的には市場規律の対象となる。デリバティブはリスク中立確率⁴¹の下で、確率的には将来の危険資産の収益率と安全資産である預金の収益率に等しくなる。ところが、デリバティブの原資産の価格自体は証券価格を反映している。その証券価格は会計利益を反映している。つまり会計利益が証券価格を決定し、それがデリバティブ価格を決定する、そのデリバティブ価格が企業利益を決定するのである。すなわち、記号同士がお互いに参照しあっている⁴²。ファイナンス経済にあっては会計利益、証券価格、デリバティブ価格はハイパーリアルな記号となっており相互に参照しあいながら内破、すなわち境界線を消失させている。

ファイナンス経済では記号が記号として独立して存在している。ファイナンス経済の会計記号はハイパーリアルな記号が中心となっているが、それ以前の会計記号が意味を失ったわけではない。現預金は記号の第一段階に属する勘定科目であり記号と指示対象との間に歪みはない。しかし、未払費用、前受金といった見越・繰延勘定は期間損益計算のための擬制であり、記号の第二段階に属する勘定科目である。減価償却費、減価償却累計額などは貸借対照表から損益計算書重視の観点による擬制であり、記号の第三段階に属する勘定科目である。そして、デリバティブなどの金融商品は企業の第四段階に属する勘定科目である。本章で検討した収益・費用アプローチから資産・負債アプローチへの転換は、このように現代の会計記号は記号の四段階のすべての要素を内包しつつ、本質的には第四段階、すなわちシミュレーションの段階に入ったことを示している。

本来、デリバティブなどの金融商品はリスクを分散化するために開発されたものである。ところが、金融リスクはハイパーリアルな記号であり、具体的な指示対象物を持たない。こうした金融リスクの特徴はあらゆるリスクの商品化を可能にする。すなわち、すべてのリスクが市場取引可能、ありていにいえば“投機可能”となる。こうしてデリバティブなどの金融商品がリスク分散化目的のための取引ではなく、取引のための取引、すなわち投機的取引の

³⁹ Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., 336

⁴⁰ 同一の価値を持つ商品の一時的価格差が生じる場合、その価格差を利用して利ザヤを稼ごうとする金融取引のこと。

⁴¹ 投資者が投資意思決定を期待収益率にのみ基づいて行うこと。リスク中立確率の世界では、デリバティブの価値は期待収益の現在価値に等しくなる。

⁴² Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., 336

対象とされるようになった。金融リスクが信用リスクに始まり VaR などの技法を通じて 1990 年代に市場リスク、そしてオペレーショナルリスクの可視化へと広まった背景をボードリヤールの記号論は説明可能にする。

あらゆるリスクを商品化するという視点は特にオペレーショナルリスクの可視化を巡る状況の理解に有益である。田中 (2012) はファイナンス理論のようにリスクとリターンに関する確率計算によって価格が決定されるものは金融商品にとどまらないと指摘したうえでプロ野球やプロサッカーなどの選手の移籍交渉を例に挙げて説明している⁴³。プロスポーツ界では有名選手の移籍の際に移籍金が生じる場合が多い。移籍金は選手本人に対する契約料、年俸とは別に移籍先チームから移籍元チームに支払われるものである。その価格決定はその選手が在籍し続けた場合の期待リターンを元にして算出される。すなわち、デリバティブと同じ考え方が用いられているのである。

こうした観点からオペレーショナルリスクの領域における不確実性が計測可能なリスクへと転換される背景が説明可能となる。すなわち、計測可能（確率計算が可能）なリスクはハイパーリアルな記号であり、その計測可能性によって金銭換算が可能となり、ひいては市場取引が可能となる。そして、こうしたリスクは病気や交通事故のような人の日常生活上のリスクと比べると抽象的である。つまり、現代的なリスクマネジメントが扱うリスクはハイパーリアルなリスクなのである。ハイパーリアルなリスク、高度に抽象化されたリスク概念には具体的な指示対象がなく、純粋な記号としての管理が必要となる。そして、相互に参照し合う抽象的な記号同士を調整するためにリスクの計測可能性に焦点が当てられるのである。オペレーショナルリスクへの注目の高まりは不確実な対象を測定可能、すなわち管理可能なリスクとする動向をよく示している。

ボードリヤールの記号論はフーコーの「生かす権力」の「人口」に介入し調整する権力、「安全（セキュリティ）」の戦略の概念を補完する視点を有している。リスク概念には抽象性の程度の違い（具体性のある現預金などの管理と抽象性の高いデリバティブなどの金融商品の管理の違いなど）があり、現代的な内部統制制度とリスクマネジメントがリスクの高度化・抽象化への対応という側面を持っている。

マッキントッシュらの主張はマックゴーンが明らかにしたファイナンス経済の特質、すなわち貨幣や金融商品の価値が、具体的な支持対象物を持たないハイパーリアルな記号である、という事実を会計記号（この場合、会計利益）にも当てはまることを明らかにしたものである。どれほど高度な数学に基づいてモデルが構築されたとしても、デリバティブの価値は、現実の指示対象物を持たない（つまり実体を持たない）シミュラール（記号）である。しかも、その価値が企業経営者、アナリスト、市場、投資家が相互依存することで形成されている点は重要である。このようなハイパーリアルな記号は可变的であり、調整の力学が働

⁴³ 田中史郎 (2012) 「過剰商品化試論—外延的過剰商品化と内包的過剰商品化」『経済理論』第 48 巻第 4 号、和歌山大学経済学会、35 頁

いていると考えられる。

3. 3. その③－監査専門家の記号論

ボードリヤールの理論は資本主義の秩序、特に 1970 年代において問題視されていた多国籍企業による不道德な企業活動の理解に資する。多国籍企業の利益至上主義が引き起こした各国の法律・ルール・社会道徳を逸脱する事件が多発しており、世界中から非難が浴びせられていた⁴⁴。ところがボードリヤールの理論によればこうした多国籍企業の不道德に対する非難が逆に資本主義システムの道義性の欠如を覆い隠しているという。マッキントッシュらはボードリヤールの理論が会計専門家の権威の分析に適用できると考えたのである⁴⁵。

マッキントッシュらによれば、会計士が監査専門家として登場した当時、監査専門家は社会との間での合意、いわば一種の社会契約を結んでおり、その意味で明確な指示対象の持つ記号であったという。しかし、会計専門家は監査対象であるクライアントから報酬を得る仕組みになっている。こうした構造上の矛盾から会計専門家は徐々にクライアントからの独立性を喪失していったという。すると会計士が社会と結んでいた社会契約が歪められ、記号と指示対象との間に乖離が生じていったという⁴⁶。会計監査の歴史の中で数々の不祥事が発生してきたが、それによって会計監査の問題点が指摘されても会計士や会計監査の存在自体に疑問が呈されることはなかった。会計不祥事はより良い監査の追求へと社会の関心を導いたのである。元・日本公認会計士協会会長である八田進二も「会計監査の発展の歴史は不正対応と規制強化の繰り返しだ」と述べている⁴⁷。

しかし、マッキントッシュらは、ボードリヤールの記号論に基づき、理想的な監査が現実には存在しないにもかかわらず、会計不祥事とその不存在を隠蔽していると指摘する⁴⁸。会計不祥事が発生するたびに「より良い会計監査」に向けた取り組みが求められ、理想的な会計専門家のイメージが強化されていったのである。皮肉なことに会計不祥事と戦う真摯な取り組みによって、実は理想的な会計専門家像が実体を持たない記号に過ぎないという最大のスキャンダルが隠蔽されてしまったのだという。

⁴⁴ 第一章で検討したように内部統制制度の構築が初めて立法化されたのが 1978 年の米国の海外不正支払防止法である。この法律の背景となった事件として、わが国においても大きな政治疑獄事件となったロッキード事件（1976 年）があげられる。

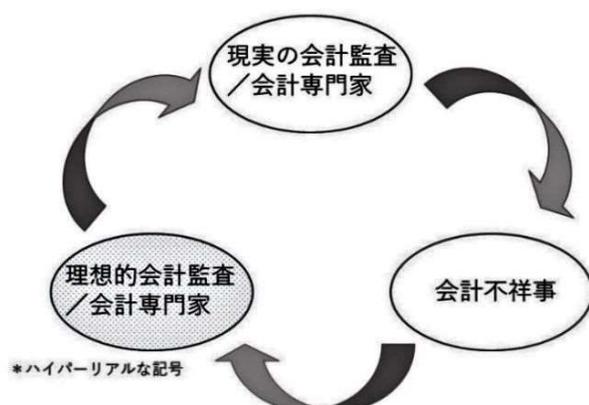
⁴⁵ Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), *The accounting profession today: A poststructuralist critique, Critical Perspective on Accounting*, pp.607-626

⁴⁶ Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), *ibid.*, p.615

⁴⁷ 山田雄大 (2022) 「【特集 企業価値の新常識】 part 2 顧客選別で監査難民続出も－あの大企業の粉飾も見抜けなかった なくならない不正会計 企業監査、信頼失墜の歴史」週刊東洋経済 2022 年 1 月 22 日号、東洋経済新報社、64 頁

⁴⁸ Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), *op. cit.*, p.616

図. 6-3 現代の会計監査／会計専門家の記号論的分析



出所： Macintosh, N.B. et. al. (2005), op. cit., p.337 の図表を参考に作成

会計専門家の理想的なイメージこそが純粋な記号、ハイパーリアルな記号なのである。これはフォーコーの「監獄は失敗することで成功している」という考え方を記号論的な立場から説明したものといえる。マッキントッシュらは会計不祥事、現実の会計監査、理想的な会計監査という記号が相互参照する自己言及的な関係を取り結んでいると考えたのである⁴⁹。

また、マッキントッシュらはフランシス（1994）の論文⁵⁰を引用しつつ、監査プロセスが純粋なシミュレーションになっているとも指摘する⁵¹。すなわち、監査報告書の作成が自己目的化したというのである。これはパワーの「監査社会」論において指摘された検証の儀式化という視点と重なるものである。監査対象である財務報告書はそれ自体がシミュレーション、すなわち具体的な指示対象物を持たない記号である。グローバル化、ファイナンス経済化、情報社会化の進展によって会計専門家の地位もハイパーリアルな記号となったことは、会計専門家という記号にはもはや具体的な指示対象物がなく、自己言及的な記号になったと見ることができる。ハイパーリアルな会計記号に対する監査もハイパーリアルな監査である。そのため監査報告書は極めて抽象性の高い記号と見ることができるのである⁵²。

マッキントッシュらはゴッホの絵画に巨額の価格がつけられる場合でも、それは使用価値や交換価値を反映したものではなく記号価値につけられた価格であると述べている。同様に監査報告書に対する会計専門家の署名料（監査報酬）は使用価値や交換価値とは無縁な

⁴⁹ Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), op. cit., pp.617-620

⁵⁰ Francis, J. (1994), *Ontology and accounting: Theoretical framework and empirical evidence*, *Accounting, Organization and Society*, pp239-261

⁵¹ Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), op. cit., p.616

⁵² Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), op. cit., pp.621-622

高額なものであることを取り上げ、記号論的にはどちらも同じ意味を持つことを指摘する⁵³。すなわち、監査報告書の署名には記号価値があり、それに対して高い価格がつけられているということである。その上で、マッキントッシュらは会計監査や会計専門家という記号は裸の王様が着ているとされた見えない衣服に似ているかもしれないと指摘する。それは、会計諸制度が実は実体を伴わない幻ではあるが、社会がその存在を認め、それを前提として社会を営むことによって実体化していることを説明するものである。

パワーは、その「監査社会」論において監査概念のあいまいさが詳細な実務手続によって支えられている状況を「検証の儀式化」と呼んだ。マッキントッシュらの主張に照らせば「検証の儀式化」は現代的な会計監査がシミュレーションの時代に突入していることを示すものと考えられる。監査が純粋な記号となったため多様な領域に浸透することが可能となったのである。パワーの「監査社会」論とマッキントッシュらの監査論は補完関係にある。

ボードリヤールの所説からはパワーの「監査社会」論は、高度に情報化・金融化した現代社会において監査制度がハイパーリアルな記号となり、多様な要素と相互に参照し合いながら、独自の記号価値を生じさせている状況、と捉えなおすことができる。会計監査では、会計不祥事、期待ギャップ、制度強化という弁証法が繰り返されてきたが、フォーコーはそれを「監獄は失敗することで成功している」と逆説的に評した。ボードリヤールの記号論による分析では、会計不祥事が「理想の会計監査」の不在を隠ぺいするという力学が明らかにされた。

4. 価値創造とリスクマネジメント

4. 1. リスク可視化の記号論

ボードリヤールは現代をシミュレーションの時代、すなわち、記号の第四段階にあり、具体的な指示対象物を持たない純粋な記号が大勢を占めるようになった時代と考えた⁵⁴。シミュレーションとはヴァーチャルな効果を生み出す力である。シミュレーションの時代。にあつては、そのシミュレーションの枠内でのみ現実が指し示され、意味づけられる。こうした効果を生み出すものがモデルである⁵⁵。ボードリヤールのモデルとシミュレーションの関係はコンピューター・プログラムとコンピューター・シミュレーションの関係に近いものといえる。ボードリヤールは指示対象物を持たない記号の状況、記号が記号として自己言及する世界をハイパーリアルと呼ぶが、それはコードが生み出すシミュレーションが提示する世界である。

⁵³ Macintosh, N. B. & T. Shearer (2000), op. cit., p.622

⁵⁴ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 8-9 頁

⁵⁵ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 23 頁

ボードリヤールによればシミュレーションによって生み出されるのは先取りされた現実であるという。すなわち、シミュレーションが生み出すハイパーリアルは始まる以前にすでに終わっているもの、未来完了形によって示されるものであるという。そのため、ハイパーリアルな記号には歴史性がなく、未来完了形によって示される想像上の歴史があるのみとなる。シミュレーションとはあらゆるものを事前に見たい、すべてを事前に見ておきたいという願望を満たすものである。シミュレーションによってすべてが透明になり、秘密や危険が消え、出来事が前もって完全にわかるようになる。これが現代のリスクマネジメントのモチーフである。

現代のリスクマネジメントでは、シミュレーションによって現実が先取りされ、その現実がマネジメントされる。シミュレーションではあらゆる偶発性を事前に計画し、あらゆる問題を事前に解決しようとする。そして、あらゆる影響をコードの組み合わせによって生み出そうとする⁵⁶。社会に生じるすべての出来事を事前に管理しようとするのである。シミュレーション時代のリスクマネジメントはすべてを事前管理する制度であり、あらゆる不確実性を管理可能なリスクへと転換させるものである。

シミュレーションの時代に起きる事象の特質についてボードリヤールは架空のテロ事件を例に取り上げて説明している⁵⁷。仮にある国で爆弾テロの予告があったとする。そして、極左の仕業か、極右の挑発か、あるいは過激なテロリストの評価を下げることを狙った中道派の仕掛けか、さらには住民の安全を口実に介入を目論む警察のシナリオなのか、さまざまな憶測や解釈が同時に起きるとする。ボードリヤールはこれらのすべてが同時に事実でありうるという。この場合、実際に誰がテロの予告を行ったのかではなく、どのようなモデルがもっともらしいストーリーを描くのが問題になるという。この事件において事実はシミュレーションが生み出した記号として現れる。事実とは一つの記号なのである。ボードリヤールは、事実はモデルとモデルの交点で生まれ、一度にすべてのモデルからたった一つの事実を生むことさえ可能になると述べている⁵⁸。ボードリヤールの説明は、大統領選にさえフェイクニュース、陰謀説が乱れ飛ぶ現代の状況を先取りするものであった。

多様なモデルが先行し、それぞれがシミュレーションを行うことで、いつでも多様な解釈が可能になる。シミュレーションの世界ではあらゆるシナリオが同時に成立しうるのである⁵⁹。また、そこにはシミュレーション同士のぶつかり合いが生じ得る。ボードリヤールは

⁵⁶ コンピューター・プログラムは大量のコード（プログラム言語による命令・データ）の組み合わせで形成されている。

⁵⁷ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 23 頁

⁵⁸ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 23 頁

⁵⁹ ボードリヤールはウォーターゲート事件に関して、事件を告発した記者をモデルにした映画が作られたが、この記者たちには共和党の黒幕がついていたという噂があったことを指摘している。その上で、左翼は進んで右翼の働きをし、逆に右翼が左翼の働きをするものであると述べている。そこには良心の呵責

シミュレーションが脱産業時代、情報化社会における支配的なフレームワークと捉えている。それ以前の時代であれば具体的な事象事物の管理が行われたが、現代はシミュレーションの時代であり、そこではさまざまな事実が同時に成立しうる。するとどのような事実を成立させるべきかが重要になるのである。ボードリヤールの主張は「真実」同士の深刻な対立が生じている現代社会の実状をよく示している。

内部統制からリスクマネジメントへの展開もシミュレーション時代の制度論として捉えなおすことができる。シミュレーション時代にあつては事前管理、すなわちすべてをあらかじめ見ておきたいという願望が制度を形作る。事前管理こそがマネジメント制度の本質となったのである。現代における自由主義的な制度では個人や企業が自立を強いられ、数値化・標準化を通じて自ら市場での競争に耐えうる主体を形成していくことが示された。しかし、そうした主体は純粋に自由に振る舞っているわけではなく、その時代の制約条件、社会の文脈に沿って振る舞っている。自己利益を追求するために「自由」に振る舞っているつもりでも、実はその振る舞いはシミュレーションの論理に深く組み込まれている。

VaR を軸とした金融リスクマネジメントはシミュレーション時代のリスクマネジメントの典型的なあり方を示している。また、東京三菱 UFJ の事例はすべてを事前に見ておきたいという願望が制度化される様子を示すものである。これはボードリヤールのシミュレーションが「事前管理」につながる概念であることの帰結である。戦略とは未来完了形で語られるものであり、あらかじめ見たものを実現しようとする行動なのである。シミュレーションの対象となるのは不確実性ではなくリスクである。ブランドを資産として捉えようとする会計問題は不確実性の組織化の動向に関わっている。

4. 2. インタングブルズの重要性

ボードリヤールの記号論を現代的なリスクマネジメントの分析に利用できるかを検討するためブランドを会計上の資産として認識できるかという問題を取り上げる。ブランド会計には、ブランドの評価という問題、そしてそのマネジメントの問題という側面がある。それはリスクと同時に機会に対するマネジメントでもある。COSO-ERM では狭義のリスクと機会を合わせて広義のリスクと位置づけている⁶⁰。

ゴールドフィンガー (1997) やレブラ (1999) によれば、20 世紀後半、知識社会化の進展に伴って期間損益計算による伝統的な会計モデルの会計情報の有用性が低下したとされる。伝統的な会計モデルに基づいた企業価値、すなわち簿価と企業の市場価値との間に大きな乖離が見られるようになったのである⁶¹。多くの会計学者はこのギャップは“目に見えな

を見出すべきではなく、シミュレーションが肯定と否定を同時に引き起こすものであり、移ろいやすいものであると述べている。〔ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 22-23 頁〕

⁶⁰ COSO (2017) 『前掲訳書』 49-56 頁

⁶¹ Lev, B. & P. Zarowin(1999), The boundaries of financial reporting and how to extend them. Working

い資産” (Intangibles：インタangibleブルズ) によって生じていると考えた⁶²。そして、伝統的な会計モデルの有用性を高めるためにはインタangibleブルズを反映した会計情報を提供する必要があるとの認識が高まっていった⁶³。こうして 1990 年代にはインタangibleブルズに関する会計研究が量産されるようになった。このように高度化した経済においてインタangibleブルズが投資家、債権者、経営者、政治・行政関係者、研究者に注目されるようになったのである。

イノベーションに対する投資は主に将来利益創出力の獲得を意図するものであるため財務報告書に記載できる資産としての認識可能性が検討された。経済学的にはインタangibleブルズは将来キャッシュフロー創出能力を持つものとして資産と認識される。こうした観点からするならばインタangibleブルズをタンジブルズ (tangibles：有形の資産) と区別する根拠は存在しない。また、厳しい競争環境下にある設立後間もないベンチャー企業⁶⁴にとって最も重要な長期的資産は従業員の知識、技術、生産工程のアレンジ、マーケティングや販売システムといったインタangibleブルズである⁶⁵。会計の側面からはインタangibleブル資産⁶⁶とは何か、インタangibleブルズを資産とみなしうる条件とは何かが問題となる。すなわち、測定可能性、目的適合性、情報有用性といった条件を満たし、さらに資産や負債としての条件を満たすかが問題とされるのである。

インタangibleブル資産はしばしば M&A において買収された企業のタンジブル資産の価値を上回る部分として把握される。多くの場合、インタangibleブルズは物理的実質を欠いてはいるが将来において便益を生み出すものと単純に定義される。米国の FASB の SFAC 6 号では、「資産は、過去の取引や出来事の結果として、特定の实体によってコントロールされ、かつそこに利益がもたらされることが確実な、将来の経済的便益である」とされている⁶⁷。つまり会計の分野では、確実な将来の経済的便益が物理的形態を欠く場合には、それをインタangibleブル資産とみなすことが一般的に合意されている

その一方、インタangibleブル資産の広く合意された定義が存在していないためさまざまな

paper. New York University, p.2 URL(<http://www.stern.nyu.edu/~blev/>) *2023年12月5日アクセス。

⁶² Goldfinger, C.(1997), Understanding and measuring the intangible economy: Current status and suggestions for future research, CIRET seminar, Helsinki, p.1

⁶³ Canibano, L., M.G.A. Covarsi & M.P. Sanchez(1999) , The value relevance and managerial implication of intangibles :A literature review, MERITUM project paper prepared for the International Symposium on Measuring and Reporting Intellectual Capital in Amsterdam, p.5 URL (<http://www.oecd.org/dataoecd/17/4/1947974.pdf>) *2023年12月5日アクセス。

⁶⁴ 近年では「スタートアップ」とよぶ場合も多い。両者の区別はあいまいだがスタートアップの方が急成長を目論む企業を指すことが多い。

⁶⁵ Canibano & Coversi & Sanchez(1999), op.cit., p.7

⁶⁶ ここでは会計学上の資産としてのインタangibleブルズを特に「インタangibleブル資産」とよんでいる。

⁶⁷ FASB(1985), Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements* , p.16

問題が起きた。インタangible資産に関する最も大きな問題は、それを分離して特定することが困難なため会計上の認識要件に合致しないことである。インタangibleズに対しては tangible資産に関して発展してきた標準的な評価手続が適用できない。そこでインタangible資産に関する一般に受け入れられる定義が必要となる。しかし、インタangibleズが正確には何であるのか、いつ認識されるべきか、財務報告書に記載されるべきか、いかにして測定・報告・償却されるのかについての合意形成は難しいのである。現在の財務報告書が事業の強みや弱みを十分に描き切れていないことについては共通認識がある。それにも関わらず財務会計上の数値が依然として広く使用されている理由は投資家に対するディスクロージャーのルールが、比較可能性についての財務会計上の数値のメリットを強調しているためである。そこで、企業は自らの競争優位を失うことを恐れて、より多くの情報を開示すべきではないかと考えるようになった。⁶⁸すなわち、非財務情報開示への関心が高まったのである。

企業の競争優位は多くの要素から成り立っており、どのような測定システムであっても、それが一つの測定指標にしか焦点を当てていなければ部分的な情報に過ぎない。また現在公表されている財務情報は歴史的な情報であり過去の出来事を示しているに過ぎない⁶⁹。財務情報は手軽ではあるが単純化されすぎており、企業の本当の価値を示す情報が財務報告から除外されてしまっている。そこで重要なインタangibleズであるブランドの評価・報告をめぐる議論について検討する。

4. 3. インタangibleズとしてのブランド

ブランドとは、「焼印を押すこと」を意味する古代語から派生した用語⁷⁰であり、家畜の所有者が自己の家畜と他人の家畜を識別するための焼き印が源であるといわれている。今では自己の商品・製品・サービスなどを他者と区別するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどのブランド標章が広く認識され、企業は自社製品の品質の高さ、デザイン、機能の革新性などを普遍的に表現するためにブランドを用いて事業活動を行っている⁷¹。ブランドは会計においても主要なインタangibleズとして企業価値を高める

⁶⁸ Leadbeater, C & D. London(1999), New measures for the new economy, country covered: United Kingdom, prepared for discussion at the OECD International Symposium, 9-11 ,p.17

URL(<https://www.oecd.org/sti/ind/1947910.pdf>) *2023年12月5日アクセス

⁶⁹ 単独指標のみに頼ることの誤りを多くの計器を必要とする飛行機のフライトになぞらえて批判する。また、過去情報に頼ることは自動車のバック・ミラーを覗き込んでの運転にたとえられている。(Leadbeater & London, Ibid., p.17)

⁷⁰ ブランドという用語は、古期フリジア語の brand、古期高地ドイツ語の brander、古期スカンジナビア語の brandr などから派生したものであるといわれている。〔広瀬義州・吉見宏(2003)『日本発ブランド価値評価モデル』税務経理協会、164頁〕

⁷¹ 広瀬義州・吉見宏(2003)『前掲書』164頁

要因とみなされている。かつては会計においてブランドは重要な研究対象とは認識されてこなかった。しかし、マーケティング分野においてブランドを資産として認識する研究が進展し、それは会計学に影響を与えていった。特にアーカー（1991）の提唱したブランド・エクイティの概念は重要な意義を持っている⁷²。

ブランド・エクイティとは、ブランド名やシンボルと結びついたブランドの資産と負債の集合である。資産や負債がブランド・エクイティの基礎になるためには、製品やサービスがブランド名やシンボルに関係している必要がある。こうしたブランド・エクイティの基礎となっている資産や負債に関して、アーカーは ①ブランド・ロイヤルティ ②名前の認知 ③知覚品質 ④ブランドの連想 ⑤その他所有権のあるブランド資産（パテント、トレード・マーク、チャンネル関係など）の5つのカテゴリーをあげている⁷³。ブランド・エクイティとしての資産には顧客に対してより高い価値を提供する力がある。そしてそれは企業に対して限界的なキャッシュフローをもたらして企業に価値を加える潜在的な能力があるとされる⁷⁴。したがってブランド・エクイティを高める取り組みが大切になる。それにはブランドは評価されねばならない。そこでアーカーはブランド評価に注目したのである。

アーカーのブランド・エクイティの概念によってマーケティング分野においてブランド価値測定の試みがなされるようになったが、会計における測定とは異なり、必ずしも貨幣での評価に限定されておらず、むしろ定性的な要素を積極的に評価しようとする傾向を持っていた。しかし、ブランドが目に見えない資産として将来的に収益を生む以上、会計的な認識の可能性についての検討が行われるのは自然の成り行きである。こうしてブランドを会計上の資産として認識することが検討対象となったのである。

4. 4. 英国におけるブランド評価実務

ブランドの会計に関しては英国における会計実務が重要である。特に1988年に英国大手総合食品メーカーであるランクス・ホーヴィス・マクドゥーガル社（RHM社）が連結貸借対照表に自己創設ブランドを評価し資産計上した事例は、先駆的会計実務として現在もなおブランド評価に関する会計問題に影響を与えている。

伝統的な取得原価主義のもとでは、自家建設の工場などは適正な原価計算による実際製

⁷² Aaker, D. A. (1991), *Managing Brand Equity*, The Free Press [アーカー, D. A. (1994)陶山計介・中田善啓・尾崎久仁博・小林哲訳『ブランド・エクイティ戦略』ダイヤモンド社、21-29頁]

⁷³ アーカー, D. A. (1991)『前掲訳書』25-27頁

⁷⁴ アーカーはブランド・エクイティが企業に限界的なキャッシュフローをもたらす潜在能力として、①顧客を引きつけるプログラムの強化ができること ②ブランド・エクイティの5つのカテゴリーは相互に高めあう関係を持てること ③価格プレミアムをもたらし、プロモーションへの依存を小さくできること ④ブランド拡張を通じて成長の舞台を得ることができること ⑤ブランド・エクイティは流通チャネルの梃子となりうること ⑥ブランド・エクイティによって競争優位が与えられること の6つをあげる。
[アーカー, D. A.『前掲訳書』23-24頁]

造原価に基づいて資産計上されるのに対し、ブランドを開発するのに関連する費用は発生時に費用計上される。すると、なぜ自己創設ブランドの場合には資産への計上が認められないのかという問題が提起されるが、そこにはインタンジブルズ全般の場合と同じく測定の困難さがあった。そこでRHM社はブランド・コンサルタント会社であるインターブランド社と共同開発した評価方法を使用して自己創設ブランドの価値を測定し、その評価額を資産計上したのである⁷⁵。

白石によれば、ブランドを貸借対照表に資産計上することには、①買収から生じる暖簾の減額 ②ギアリング比率や負債／持分比率に及ぼす効果 ③借入能力に及ぼす効果 ④証券取引所の種別テストに関連する効果 ⑤テイク・オーバー（敵対的買収）からの防衛 ⑥企業間の比較可能性の確保 という6つの利点があるとされる⁷⁶。

買収暖簾から買収ブランドを分離できれば、準備金と相殺される買収暖簾の額が減少するため買収企業の財政状態の弱体化を改善できる。また買収ブランドの資産計上によって自己資本比率が向上し、ギアリング比率（負債総額から流動負債を控除し、それを使用資本額で割ったもの）や負債／持分比率といった安全性を示す重要指標が改善され、それは当然に金融機関からの借入に有利な効果をもたらす。さらに、ロンドン証券取引所の上場認可規定の種別テスト⁷⁷ に対して財務状況の改善はテストのクリアに有利に働く。そして、貸借対照表の中に価値のあるブランドが計上されていないと株式市場での過小評価につながり、結果としてテイク・オーバーの危険が増大する。こうした貸借対照表上の問題点は当然、企業間の比較可能性を低下させる。ブランドを資産計上することはこうした問題に対して利点となる。

英国では、企業買収の際に買入暖簾のうちブランドとして認識できるものを分離し資産計上する実務への要望が1980年代半ば頃より高まっていった。当時は暖簾以外の無形資産について直接かつ具体的に規定する会計基準は存在しなかった。暖簾に関する会計基準として基準会計実務書第22号（Statement of Standard Accounting Practice No.22：SSAP22）が存在していたもののそれは無形資産に固有の会計基準ではなかった。このSSAP22の不備を突く形で無形資産会計、とりわけ「ブランド会計」が行われるようになったのである⁷⁸。SSAP22の規定では買入暖簾の一部が無形資産として識別可能または分離可能であり、かつ公正価値があるとすれば貸借対照表に資産計上することができる⁷⁹とされていたため買収ブランドの資産計上が行われるようになった。

⁷⁵ 白石和孝（2003）『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会、12頁

⁷⁶ 白石和孝（2003）『前掲書』18頁

⁷⁷ ロンドン国際証券取引所の「有価証券上場認可規定における基準（テスト）に抵触すれば、株主に対する通達義務が課せられる。（白石和孝『前掲書』30頁）

⁷⁸ 白石和孝（2003）『前掲書』17頁

⁷⁹ 英国において買収ブランドを資産計上した事例として、WPPグループ社（1988年）、グランド・メト

もし自己創設暖簾から自己創設ブランドを分離できるのであれば、英国の1985年会社法(Companies Act 1985)の解釈次第では自己創設ブランドも貸借対照表に資産計上できる可能性もあると考えられた。85年会社法には「代替的会計ルール」と呼ばれる条項(Companies Act 1985, Sch. 4, par.31.: 85年会社法第4附則Ⅱ部C項)があり、特定の条件の下で取得原価主義からの離脱が認められていたのである。それは暖簾以外の無形固定資産についてはカレント・コスト⁸⁰による時価評価が認められるとも解釈できるものであった。それを法的根拠として、自己創設ブランドをカレント・コストで評価し、貸借対照表に資産計上することが検討されたのである⁸¹。こうしてRHM社は、インターブランド社と共同開発した評価方法⁸²によって測定した価値をカレント・コストであるとしてそれを資産計上した。こうしたRHM社の会計処理に基づく財務報告に対し、同社の会計監査人はそれが「真実かつ公正な概観(true and fair view)」⁸³を示すものと認めたことでこの事例が会計実務において重みを持つことになったのである⁸⁴。

ただし、広瀬(2003)は英国におけるこうしたブランド会計実務は、英国の特殊な会計環境が生み出した例外的なものであり、決してデファクトスタンダードとしての地位を得てはいないと述べている⁸⁵。また、その後の英国の会計基準では客観的な市場価値がある場合にのみ自己創設ブランドの計上が認められており、RHM社が自己創設ブランドを資産計上したときに比べていっそう厳格化した。逆説的ではあるがRHM社の事例があったからこそ自己創設ブランドの計上が制限されたとみることもできるのである。

RHM社の事例は自己創設暖簾の資産計上に関する具体的な実務例である。この問題についてはわが国の経済産業省が主導した研究会が開催され、レポートが公表されている⁸⁶。このレポートは会計分野における世界初のブランド価値評価モデルを提言するという野心的な試みであった。その評価手法にはRHM社の実務事例における評価方法が影響を与えていた。その評価方法とは、三つのドライバーを設定し、それらのドライバーの積を割り引く

ロポリタン社(1988年)、ギネス社(1989年)などが挙げられる。(白石和孝(2003)『前掲書』21-34頁。)

⁸⁰ カレント・コストとは、時価評価に用いられる「企業にとっての価値(value to the business)」を指し、取替原価と回収可能額(正味実現可能額と経済的価値のいずれか大きいほう)のいずれか小さいほうに等しいものとされている。〔白石和孝(2003)『前掲書』48-49頁〕

⁸¹ 白石和孝『前掲書』47頁。

⁸² その計算方式とは、「ブランド価値=ブランド利益×利益倍数」である。ブランド利益とは、ブランドに関わる過去3カ年分の利益の加重平均。利益倍数とは、インターブランド社が設定した7つのブランドスコア、すなわち①主導性 ②安定性 ③市場性 ④展開性(国際性) ⑤方向性(動向) ⑥サポート性 ⑦法律的保護性を基準とした独自の評価による数値である。

⁸³ 「真実かつ公正な概観」とは英国の会計の根本的な原理とされるものである。

⁸⁴ 白石和孝(2003)『前掲書』72-73頁

⁸⁵ 広瀬義州・吉見宏(2003)『前掲書』22頁

⁸⁶ 経済産業省企業法制研究会(2002)『ブランド価値評価報告書』

形で計算するというものであった。しかし、こうした自己創設暖簾の資産計上への試みがわが国の制度会計に取り入れられることはなかった。しかし、インタンジブルズはファイナンス経済が拡大期以降のコーポレートガバナンス、ひいては内部統制やリスクマネジメントとも深く関係する。そこで、わが国の経済産業省が提起したブランド価値評価モデルについて検討する。

4. 5. 経済産業省ブランド価値評価モデルの検討

英国における RHM 社の自己創設ブランドの資産計上の事例はあったものの、会計の世界では自己創設ブランドの価値を評価する公的なモデルは存在していなかった。そうした中、2002 年にわが国では経済産業省企業法制研究会（ブランド価値研究会：「研究会」）から世界初とされる経済産業省ブランド価値評価モデルが公表され、大きな反響を呼んだ。なお、ブランド価値評価モデルで評価されたブランド価値をマネジメントするためのフレームワーク（ブランド・マネジメント・モデル）が併せて提起されている。研究会の討議においては経済のソフト化・グローバル化・IT 技術の発展、規制改革の進展などの経済環境の変化に伴い、企業は有形の経営資源から知的財産、研究開発、ノウハウなどの無形の経営資源を中心とする経営戦略へと大きくパラダイムシフトしつつあるとの認識が示された⁸⁷。

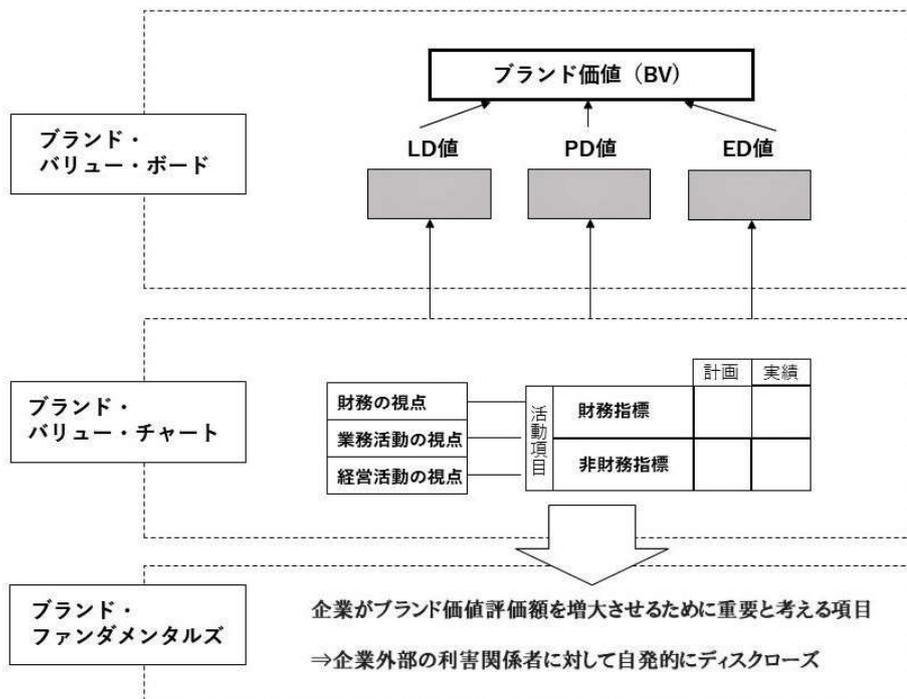
経済産業省ブランド価値評価モデルは最終的に貨幣換算される数値化モデルとされる。また各企業がその数値モデルを通じたブランド・マネジメントによってブランド価値を増大させていくという図式が描かれた。このモデルの大きな特徴は、公表財務数値に基づいてブランド価値を計算する点にある。公表財務数値のみによってブランド価値を評価することで客観性を高め、会計上の資産計上基準をクリアすることのできるモデルとなると考えられた。こうしてブランド価値評価モデルは客観的、定量的なモデルとして構築されたが、ブランド評価の特徴である主観的、定性的な部分を無視するわけにはいかなかった。そこで定性的要素に関してブランド・マネジメントの提言という形で報告書が構成された。

ブランド価値評価モデルは、価格優位性、販売数量安定性、拡張力の3つのドライバーで定量的に評価する方法をとっている。この3つのドライバーを掛け合わせたものがブランド価値とされている。こうして計算されたブランドの価値とその基となる3つのドライバーを構成する各変数を表示したものがブランド・バリュー・ボードである。ブランド・バリュー・ボードにおける各ドライバーの数値を高めるために必要な活動とその効果を測定する各種の財務指標および非財務指標のチャートを作り、このチャートに基づいてブランド・マネジメントを行うことが提起された。このように経済産業省モデルは、ブランド価値評価モデルとしてのブランド・バリュー・ボードと、マネジメント・ツールとしてのブランド・バリュー・チャートの二つから成り立っている。ブランド評価に影響を与える重要な項目（ブランド・ファンダメンタルズ）を重点的にマネジメントし、かつ、それを自発的に開示

⁸⁷ 経済産業省企業法制研究会（2002）『前掲書』6-7頁

するという構成を取っている。

図. 6-4 経済産業省ブランド・マネジメント・モデル



出所：経済産業省企業法制研究会（2002）『前掲書』67頁 を元に作成

広瀬によれば、ブランド構築とブランド価値評価はブランド戦略の両輪であるため、経済産業省モデルにおいては「ブランド評価」と呼ばず、「ブランド価値評価」という呼称を与えたという⁸⁸。

<経済産業省モデルの測定方法>

経済産業省モデルの中核であるブランド価値評価モデルは次の数式によって表される⁸⁹。

$$\text{ブランド価値 (BV)} = \text{PD} \times \text{LD} \times \text{ED} \div r$$

- PD：プレステージ・ドライバー
- LD：ロイヤルティ・ドライバー
- ED：エクспанション・ドライバー
- r：割引率

⁸⁸ 広瀬義州・吉見宏（2003）『前掲書』139頁

⁸⁹ 経済産業省企業法制研究会（2002）『前掲書』46頁 *実際の計算式を簡略に示している

プレステージ・ドライバーは、ブランド力によって同業他社より高い価格で販売できることに着目したファクターである。すなわち、ノン・ブランドの同レベルの製品との販売単価差を超過利益率とみなす。超過利益率にはブランド以外のインタンジブルズの影響もあるため、その影響を取り除くためにブランド起因率（ブランド管理費用／全営業費用）を用いる。その二つを売上原価に掛けるのである。

PD=超過利益率×ブランド起因率×当社売上原価

ロイヤルティ・ドライバーは、リピーターやロイヤルティの高い顧客の存在に着目したファクターであり、販売数量安定性を示す。販売数量の安定性は売上原価にあらわれる。そこで、売上原価の過去5年の平均値から過去5年の標準偏差を差し引き、それを売上原価過去5年の平均値で割る。すなわち、売上原価が安定していれば標準偏差の値は小さくなり、ロイヤルティ・ドライバーの値は1に近づくことになる。

LD=（売上原価 μ - 売上原価 σ ）／売上原価 μ

エクспанション・ドライバーは、認知度の高いブランドの他業種・他地域に進出する力、すなわちブランド拡張力に着目したファクターである。研究会では海外売上高成長率、非本業売上高成長率の平均値を採用している。

ED=海外売上高成長率、本業以外のセグメント売上高成長率の平均値

そして、PD、LD、EDの三つのドライバーを掛け合わせたものにリスク・フリー・レート（ r ）を用いて割り引き、最終的なブランド価値評価額が求められるという論理構造となっている。

4. 6. インタンジブルズ測定方法の分類

研究会はインターブランド社モデルがマーケティング・モデルであり、そのまま会計におけるブランド評価モデルとするのは妥当ではないとの立場をとっている。しかし、経済産業省モデルにはインターブランド社モデルとの類似点も多く見られる。そこで両者の異同を検討し経済産業省モデルの特質を明らかにする。その前提として、ヴァン・デン・バーグ(2002)が提起したインタンジブルズの測定方法についての分類基準を援用する⁹⁰。

ヴァン・デン・バーグは三つの基準によって代表的なインタンジブルズ測定方法を評価し、

⁹⁰ van den BERG, H. A. (2002), Models of intellectual capital valuation: A comparative Evaluation, centre for knowledge-based enterprises, Queen's School of Business

それを分類した。すなわち、A：時間志向（過去、未来のどちらを重視するか）、B：組織力学（資源＝ストックとプロセス＝フローのどちらを重視するか）、C：因果関係の支配（価値創出＝原因と価値評価＝結果のどちらを重視するか）である。ヴァン・デン・バーグは自身の定立した基準によって MVA、EVA、トービンの Q 等のインタンジブルズに関する代表的な測定手法を分類している。

表. 6-2 インタンジブルズ測定手法の分類

| | 時間志向 | | 組織力学 | | 因果関係 | |
|-----------|------|-----|------|-----|------|----|
| | 歴史的 | 未来的 | ストック | フロー | 原因 | 結果 |
| EVA | ○ | | ○ | | | |
| MVA | ○ | | ○ | | | |
| Tobin's Q | ○ | | ○ | | | |
| BSC | ○ | | 可能 | 可能 | 証拠無 | ○ |
| IC Nav. | ○ | | 大半 | 若干含 | 証拠無 | ○ |
| IC-Index | ○ | | 大半 | 若干含 | 証拠無 | ○ |
| IC Audit | ○ | | 大半 | 若干含 | 証拠無 | ○ |
| IAM | ○ | | 大半 | 若干含 | 証拠無 | ○ |
| Real Op. | | ○ | ○ | ○ | | |
| CWP | ○ | | ○ | | ○ | |

出所：van den BERG, H. A. (2002), Ibid. p.29

EVA (Economic Value Added) は純利益から資本コストを差し引く手法で計算されたもので⁹¹、1993年のフォーチュン誌の特集で注目されるようになった。EVAには歴史志向性があり、会計年度末における測定であるため複数年間での比較が必要とされる⁹²。実証研究によればEVAは株主価値と相関性が薄いという結果が出ている⁹³。MVA (Market Value Added) は企業の市場価値と資本との比較を行うもので、現金流入と現金流出の差を測定する。企業創設以来の投資額と企業の株式価値総額との差額を最大化するトービンのQ比率

⁹¹ EVAはスタン・スチュワート・アンド・カンパニーの登録商標である。

⁹² van den BERG, H. A. (2002), Ibid. pp.7-11

⁹³ Biddle, G. C. & Bowen, R. M. & Wallace, J. S. (1997), Does EVA™ beat earnings? Evidence on associations with stock returns and firm values, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.24, pp301-336

(Tobin's Q ratio) はノーベル経済学賞受賞者のトービンによって提唱された概念⁹⁴ で、分母に再調達可能価格で評価した企業資産を、分子に企業の時価総額を置いている。トービンの Q は知的資産の測定手法ではないが FRB 議長であったグリーンズパンが高い Q 比率は技術と人的資本への投資価値を反映していると述べたことで注目された⁹⁵。簡単に入手できる現在情報に基づいている点で歴史志向であり二つのストック価値を使用する。しかし、実証的な証拠はなく、株価を基礎にして株主価値の増大を示そうとする循環論法に陥っている⁹⁶。

バランス・スコア・カード (Balanced Score Card: BSC) はノートンとキャプラン (1992) が提唱した手法で組織ミッションとパフォーマンス測定を包括的に組み合わせたマネジメント・ツールである⁹⁷。BSC は財務・顧客・内部プロセス・学習と成長の4つの視点によって構成されている。BSC は人的活動の結果の集積であり、歴史志向を持つ。またストックとフロー双方の測定法が用いられている。しかし、測定法の詳細については経営判断にゆだねられている。BSC は企業戦略について因果関係の一連の仮定によって構成されているがそれを証明する証拠は十分ではない⁹⁸。

スウェーデンの財務サービス企業のスカンディア社は企業の簿価と時価の差は知的資本 (intellectual capital=IC) にあると考え、独自の分類法である IC ナビゲーター (IC-navigator) を考案した⁹⁹。IC ナビゲーターは、BSC と同様に財務・顧客・プロセス・リニューアル・展開・人的資源から多くのインデックスを引き出しており歴史志向を持つ。さらにそれはストック測定手法で構成されているが財務フロー指標も使用されている。しかし、IC ナビゲーターの使用がよりよい業績につながるという明確な証拠は得られていない¹⁰⁰。

インテレクチャル・キャピタル・サービス社の IC インデックス (IC-Index) は、関係資本・人的資本・インフラ資本・革新資本の4つのインデックスで構成されている¹⁰¹。歴史的記録であり特定の時点における IC ストックを測定している点でストック変数でもある。IC インデックスを使用している好業績企業はあるものの、IC インデックスが原因となってい

⁹⁴ Tobin, I. (1969), A General Equilibrium Approach to Monetary Theory, *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol1. No.1, pp15-19

⁹⁵ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.14

⁹⁶ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.14

⁹⁷ Kaplan, R.S. & Norton, D.P. (1992), The Balanced Scorecard-Measures that Drive Performance, *Harvard Business Review*, January-February, pp.71-79

⁹⁸ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.17

⁹⁹ Edvinsson, L. & Malone, M. S. (1997), *Intellectual capital: realizing your company's true value by finding its hidden brainpower*, New York Harper Business.

¹⁰⁰ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.19-20

¹⁰¹ Roos, J., Edvinsson, L. & Dragonetti, N. C. (1998), *Intellectual capital: navigating in the new business landscape*, New York University Press.

る証拠は得られていない¹⁰²。

スベイベーはファイナンシャル・ウィークリーのパートナーであった経験からインタンジブル資産モニター (Intangible Asset Monitor=IAM) を考案した¹⁰³。彼は長年の経験から財務報告書が「冗談 (joke)」であり、企業価値のほとんどが目に見えない知識ベースの資産からもたらされると考え、野中郁次郎と竹内弘高による無形資産についてのコンセプト¹⁰⁴ を利用して新たな指標を創出した。IAM は多くの財務的・非財務的測定法による報告の歴史的記録であり、若干のフロー変数は含まれるものの多くはストック測定である。しかし因果関係についての証拠は得られていない¹⁰⁵。IC オーディット (IC Audit) は、知的資本をマーケット資産、知的財産権資産、人的集約資産、基礎構造資産の4つに分類し、質問・アンケート調査を通じて構築された知的資本関連指標を経営者に対して提供しようとするものである¹⁰⁶。歴史志向を持っており、資産やストックに焦点を当てる手法である。しかし、IC オーディットが原因となってよりよい財務パフォーマンスが実現できたという経験的証拠は得られてはいない¹⁰⁷。

リアル・オプション (Real Option) とは知的資本から生じる機会の価値を見積もるアプローチである。財務上のオプション商品とは異なり、取引不能な非財務資産に基礎をおいているが、オプション価格決定に利用されるブラック・ショールズ・モデルが使用されている¹⁰⁸。初期には石油・ガスの採掘管理に用いられたが、R&D の価値測定に利用されるようになり認識が高まった。リアル・オプションは正味現在価値で測定されたストックと将来のキャッシュフローとの交換を容易にするものである。しかし、それによる財務パフォーマンス改善の証拠は得られていない¹⁰⁹。特許引用の頻度 (Citation-weighted Patents : CWP) に関する研究は 60 年代に始まり、公に利用できるコンピューター化された特許情報のデータベースが整備された 80 年代から本格化した。特許を取得したイノベーションの価値は極端に偏っており、少数の特許だけがたいへんな価値を持っている。企業が保有する特許の数だけではその企業のイノベーションの指標としては不十分であり、その代わりに特許の引用頻度が

¹⁰² van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.21-22

¹⁰³ Sveiby, K. E. (1997), *The New Organizational Wealth*, Berrrett-Kochler.

¹⁰⁴ 野中・竹内による「暗黙知」と「形式知」のコンセプトである。知識創造において暗黙知を形式知に転換することが重んじられる。

¹⁰⁵ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.23-25

¹⁰⁶ Brooking, A. (1998), *Intellectual Capital: Core Asset for the Third Millennium Enterprise*, International Thomson Business Press.

¹⁰⁷ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.23

¹⁰⁸ リアル・オプションはマサチューセッツ工科大のスチュワート・M・メイヤーによって 1977 年に発表された概念である。[Myers, S. C. (1977), Determinants of corporate borrowing, *Journal of Financial Economics*, Vol.5, pp.145-175]

¹⁰⁹ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.26-27

指標として認識されるにいたった¹¹⁰。指標としての特許引用頻度は当然歴史志向であるが、イノベーションが特許化され、それが長年にわたって引用されるまでの時間経過が必要となる欠点がある¹¹¹。

ヴァン・デン・バーグはEVAとMVAとトービンのQの3つを第一グループ、BSC、ICナビゲーター、ICインデックス、ICオーディット、知的資産管理を第二グループと見ている。そして、リアル・オプションと特許引用数はそれぞれ独自の特徴を持っていると位置づけている。

第一グループの特徴は定量的把握という点にある。過去の情報を評価し、一定の価値判断資料とすることを旨としたものと考えることができる。第二グループの特徴は、価値創出のプロセスに焦点を当てる際に定性的な判断を加えるが、それを定量的指標と結びつけようという特徴を有している。リアル・オプションはファイナンス理論を応用した独自の観点からの測定方法でありどちらのグループにも属していない。特許引用頻度は単一の統計的な指標であり、これも独自の立場にあるということができる。いずれの手法も客観性の印象を与えようとしているが、実際には主観的・恣意的な要素が含まれている。ここに現代的な諸制度構築における可視化の難しさが浮き彫りとなる。

4. 7. 経済産業省ブランド価値評価モデルの位置づけ

経済産業省ブランド価値評価モデルには、公開財務諸表に基づく評価が行われていること、そしてBSCを利用したマネジメント・モデルを組み合わせているという特徴がある。すなわち、過去の財務情報を用いた高度な計算式としての評価モデルに対し、その限界をマネジメント・モデルで補完しようとする発想で構成されている。ヴァン・デン・バーグの分類基準に基づいて経済産業省ブランド価値評価モデルを分析すると、より詳細な数値化を用いたBSCといった特質が浮き彫りになる。そのため、極めて複雑な計算式を利用しているにもかかわらず(本書では数式を簡略化している)、その本質において不確実な(つまり、確率が明らかではない)領域が多く残されている。

原因における論理が間接的であり、しかも証拠がない。表に整理するとBSCと共通する特徴を持ち、組織力学の評点が若干高めになるかといったところであろう。他方、インターブランド社モデルも評価としては経済産業省ブランド評価モデルと同じタイプのモデルという結果となる。ただ、経済産業省モデルはブランド価値評価モデルとマネジメント・モデルを分離し、それぞれより精緻にする点でインターブランド社モデルを一步推し進めたといえるだろう。

研究会ではインターブランド社モデルに対して、定性的な判断を要する点、その基準や過

¹¹⁰ Hall, B. H., Jaffe, A. & Trajtenberg M. (2001), Market Value and Patent Citations: A California, Berkeley. URL(<http://repositories.cdlib.org/iber/econ/E01-304>) *2023年12月5日アクセス

¹¹¹ van den BERG, H. A. (2002), op, cit., p.27-28

程がブラック・ボックスになっている点、などの欠点が指摘されていた。委員も「ブランド価値測定モデルにブラック・ボックスがあってはならない」と述べているように、定性的要因をいかに排除するかはモデル構築上の大きな課題であった。経済産業省モデルではインターブランド社モデルを基本としたうえで、公表財務諸表のみを用いる点で、より評価基準の透明性を高めようとしたのである。そのため、より精緻な数値化の一方、定性的な側面に弱点を抱えることとなった。その弱点をBSCのフレームワークによって補ったのである。

表. 6-3 経産省モデルとインターブランド社モデルの対比

| | 時間志向 | | 組織力学 | | 因果関係 | |
|----------------|------|-----|------|-----|------|----|
| | 歴史的 | 未来的 | ストック | フロー | 原因 | 結果 |
| 経産省ブランド価値評価モデル | ○ | | ○ | 若干 | 証拠無 | ○ |
| インターブランド社モデル | ○ | | 大半 | 若干 | 証拠無 | ○ |

出所：ヴァン・デン・バーグ（2002）の基準を利用して著者作成

しかし、ヴァン・デン・バーグの分類基準に照らすと、その努力はインタンジブルズとしてのブランド価値の抱える本質的な問題を解消できていない。未来の視点、因果・因果関係の視点などの弱みは残されたままである。したがって、その他のインタンジブルズ評価手法との間に圧倒的な差は生まれていない。これはパワーが「監査社会」論で指摘した、プログラムのあいまいさに関して手法を詳細化・精緻化することで対応しようとする問題点、すなわち「検証の儀式化」と本質的には同じ問題点を含んでいる。詳細な評価手法は、その詳細さによって権威を生じさせているという側面がある。統計的サンプリングから監査リスク・アプローチへと進化しても、その恣意性の問題が解消されなかったのと同様である。

インタンジブルズであるブランドは金融商品と同様にボードリヤールの記号論では第四段階の記号である。ブランドの価値はモデルの生み出すシミュレーションの結果として実在性を獲得するが、その価値には具体的な指示対象物はない。その評価の信頼性はシミュレーションをめぐる様々な力学を通じて獲得されていく。「より客観的な価値評価」の追求には、真実の追求というよりは評価モデルとしての主導権の追求という側面がある。インタンジブルズとは将来の価値創出の源泉となる「見えない資産」である。ブランド価値は将来創出される価値を先取りしたものである。しかし、その出発点は過去情報である。そして未来と過去との間をつなぐ論理はあいまいである。経済産業省ブランド価値評価モデルを巡る動向はインタンジブルズを巡る第四段階の記号特有の問題を示している。

経済産業省ブランド価値評価モデルの成立背景、論理にはインタangibleズに関する動向が見え隠れする。具体的には財務情報の情報有用性の限界を克服しようとする動向である。しかし、経済産業省モデルはその他多くのインタangibleズ測定手法と同様、圧倒的な支持を集めるには至らなかった。他方、インタangibleズの可視化の議論は非財務情報開示という形で進みつつある。2000年代以降、インタangibleズの評価を巡る問題を財務諸表の改善によって解決しようとするのではなく、財務情報とは別に非財務情報を開示することで解消しようとする動きが広まっていった。財務諸表という形式の内部で問題を解決するのではなく、財務諸表とは別の情報提供形式に注目が集まっていったのである。そこでは無形の資産であるインタangibleズ以上に、社会や環境とのかかわり方についての情報開示が求められるようになってきている。すなわち、コーポレートガバナンスの新たな基準として再定義されたCSRの概念が重要性を増していったのである。

インタangibleズは物理的な実態の伴わない概念である。すなわち、具体的な指示対象物を持たない第四段階の記号、すなわちシミュレーションの段階の記号である。ブランド価値評価に対する並々ならぬ努力は、財務諸表の情報提供機能が時代の状況変化に合わなくなったことから試みられたものである。しかし、財務諸表の形式ではそれを解決することは困難であった。そこで、従来、財務諸表で取り扱ってこなかった様々な要素が、非財務情報として注目されるようになっていった。すなわち、インタangibleズを財務情報として取り扱う困難さを避け、非財務情報として開示する動向へと変化していったのである。その点については第七章でも説明を加える。

5. 現代的なリスクマネジメントの力学

5. 1. ブランド価値評価と現代的なリスクマネジメント

ブランド会計の事例から明らかになるのは、ブランド資産のような無形の資産（インタangibleズ）の評価は難しいということである。“世界初”といわれる経済産業省モデルでは数値化・標準化のために非常に詳細な関連指標が取り入れられているが、評価手法が詳細になればなるほどボードリヤールのいうハイパーリアルな段階へと近づいていく。すなわち、記号が記号独自の实在性を獲得していくのである。实在性を獲得するとは社会的信頼性を獲得し、そこから派生した行為、事象が次々と生じることを意味する。ハイパーリアルな段階では記号が爆発的に増殖するのである。

パワーは「監査社会」論において現代社会が監査の爆発的な拡張状態にあると指摘した。そして、監査の有効性のあいまいさが詳細な監査手続によって埋め合わせられている状況を「検証の儀式化」と表現した。これは、会計監査がハイパーリアルな記号となり、多様なシミュレーションが行われるようになったことを示している。この“儀式化”において、会計監査手続の科学的な合理性の追求よりも、社会的信頼性を獲得するための手続の詳細化と

いう視点が強調されたのである。

ブランドの価値を評価する目的は、“真の”ブランド価値評価にあるのではなく、より信頼性のある評価を行うことである。この場合、信頼性とは科学的客観性ではなく、社会的な合意形成が可能であるということを意味する。信頼性の追求の過程においては様々な思惑が働く。これが高度な管理が必要なハイパーリアルな記号のマネジメントの特質である。それは恣意的である記号の実在性（ここでは信頼性）をめぐる合意形成のマネジメントである。これが現代的なリスクマネジメントの大きな特徴である。

本論文では会計監査制度、内部統制制度、そしてリスクマネジメントが本質的に同じモデルに由来していることを論じてきた。それはブランド評価の経済産業省モデルにおいても当てはまる。このモデルはブランドというインタンジブルズ（無形の資産）に関する機会とリスクのマネジメント・フレームワークである。COSO フレームワークや ISO のすべてのマネジメントシステムに見られるように現代的な諸制度の多くはこのような機会とリスクを取り込んだマネジメントシステムの形式となっている。

ブランド価値評価は本来目には見えないブランドを可視化しようとする試みである。ブランドの可視化のために経済産業省モデルの中核には極めて精緻な数式が置かれている。数値による可視化はブランド価値の未来完了形のマネジメントを可能にする。ブランド評価モデルというコードによって実体の見えないブランドが可視化されるのである。現在のブランド価値はモデルが生み出したシミュレーションとして可視化される。将来のブランドがどうあるべきかが未来完了形で示されるのである。シミュレーションとはすべてを事前に見たい、あらかじめ見ておきたいという願望を体現するものである¹¹²。

シミュレーションとしてのブランド価値には具体的（物理的）な指示対象物はない。ロゴマークや企業イメージ自体にブランド価値が付与されるのである¹¹³。有名ブランドは原価をはるかに上回るプレミアム価格を設定しているが、そのブランドを愛好する消費者はその価格を不当とは感じない。記号としてのブランドに実在性を感じているのである。こうして現代の多くの現象がシミュレーションの観点から説明される¹¹⁴。シミュレーションによって生じた現象はそれ自体が現実の一部である。シミュレーションが徹底した段階では実質とイメージとの区別は消滅してしまうのである。

経済産業省モデルは元々、財務会計において貸借対照表に計上可能な“客観的な”評価モデルの開発を目指していた。しかし、そのモデルにはシミュレーションの要素が多分に含まれ、管理会計もしくは経営管理のためのモデルとしての色彩が強くなっている。ブランド価値

¹¹² ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 23 頁

¹¹³ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 8-9 頁

¹¹⁴ たとえば現代では大国の指導者が歴然とした嘘を公言することが珍しくない。不思議なことに、真実よりもそのような虚構が現実の政治に影響を及ぼすことが増えている。ボードリヤールの理論からはこうした発言の効果もシミュレーションの効果と考えられる。

の会計処理を巡る論争自体は終わることはない。しかし、こうした制度に関する議論においてはハイパーリアルな記号の特性を理解することが有益である。現代社会における多くの記号が抽象化しており、物理的現実との対応関係を失った状態になっていることの一つの表れである。ブランド価値評価の問題の根底には現代的な内部統制制度、リスクマネジメントに共通する論理、力学がある。

5. 2. 現代的なリスクマネジメントと内部統制制度の論理

ボードリヤールによれば、労働、レジャー、食品、衛生、交通、メディア、文化のすべてが均一的な時間・空間に再統合されるという。シミュレーションによって社会生活が操作されるのである。ボードリヤールはこれを「管理された社会化」と呼ぶ¹¹⁵。様々なモデルから生み出されるシミュレーションが統合されることによって社会的なリスクは許容範囲内に収められていくのである。こうした視点はフーコーの「人口」に介入し調整する権力、ドゥルーズの管理社会論に通じるものがある。そして、ハイパーリアルな市場における「事前管理」は現代的なリスクマネジメントの特質である。金融リスクに象徴される現代的なリスクマネジメントは記号の第四段階のシミュレーションとしての側面を持っている。そして現代のリスクマネジメントは次々と新しいリスク概念をそのモデルに取り込み続けている。

金融業界のリスクを例に取れば、伝統的なリスクは信用リスクであった。すなわち貸付金が回収されなくなるリスクである。しかし、ファイナンス経済の進展により金融商品の売買に伴う市場リスクが重要になり、それがさらに雑多なリスク概念であるオペレーショナルリスクが重視されるようになっていった。すると、不正会計や誤謬を防ぐためのリスクマネジメントでは足りず、企業経営が直面するリスクの拡大に対処する必要があるが出てくる。それが現代的なリスクマネジメント、すなわち記号の第四段階を中心としたリスクマネジメント、ハイパーリアルなリスクマネジメントである。こうして現代的な内部統制制度とリスクマネジメント、そして経営戦略が一体化したのである。

パワーは「監査社会」論において会計監査というあいまいな（抽象的な）プログラムが具体的なテクノロジーの集合体をまとめていると説明し、それが儀式化する危険性について指摘した¹¹⁶。さらに、このプログラムが現代的な内部統制制度を生み出し、それがリスクマネジメントへと展開したと議論を進めていった。しかし、なぜ内部統制制度がリスクマネジメントと一体化するのかは説明していない。ボードリヤールの記号論を利用することでその背景となる論理を理解することができるのである。

5. 3 ベックのリスク社会論との整合性

現代的なリスクマネジメントにあり方に関してベック（1986）のリスク社会論が重要で

¹¹⁵ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 99 頁

¹¹⁶ Power, M. (1997), *op. cit.*, pp4-5: 邦訳 (2003) 5-7 頁

ある。それはリスクの観点から現代社会の特質を明らかにしようと試みたものであり社会に大きな影響を与えた¹¹⁷。現代的なリスクの多くはいったん現実化すると社会全体を危険にさらす大きな影響力を持つ。ベックは環境汚染やテロなどの現代的なリスクが国境を越え、あらゆる人々にとっての問題となる一方、国家や社会の機能が現代的なリスクに十分対応できていないと指摘している。そして、産業社会では富の生産がリスクの論理を圧するのに対し、リスク社会ではこの関係が逆転したと述べている¹¹⁸。ベックの指摘は巨大なリスクに囲まれている現代社会の状況をよく描いている。

表. 6-4 ベックの産業社会とリスク社会の比較

産業社会 ・富の生産の論理がリスクの論理を圧する

リスク社会 ・リスクの論理が富の生産を圧する

出所：ベック, U. (1998)『前掲書』を元に作成

産業社会の論理が勝っている状況では新たなリスクが生じつつあってもそれを無害と見せかけようとする力学が働く。リスクが現実的なものとして認識されるようになって、それを最小化し許容範囲内にとどめようとするのである¹¹⁹。しかし、その前段階、新たなリスクが生じようとする段階ではさまざまな思惑、権力関係が生じる。現代的なリスクマネジメントにはこのような政治的側面がある。そして新たに登場したリスクが広がりを見せると次第に市場で取引されるようになる。その結果、リスクマネジメントがビッグビジネスになる。市場社会においてリスクはビジネスチャンスである¹²⁰。

しかし、新たなリスクを定義する試みにおいて利害の対立が生じる。新たなリスクを定義する試みとその定義を受け入れることとの間にも対立が生じる。新たなリスク概念の登場で得をする人もいれば損をする人もいる。ベックは現代社会ではリスクを巡るこのような緊張関係がすべての領域において見受けられると指摘する。こうした状況では、リスクを隠ぺいすることも不安をあおることも自由自在となる¹²¹。どのような定義も同時に成立するという状況はボードリヤールの指摘するハイパーリアルな記号の特質でもある。さらにいえばフーコーの「安全（セキュリティ）」の戦略にも沿った状況でもある。

¹¹⁷ Beck, U. (1985), *Risikogesellschaft*, Suhrkamp Verlag. [U.ベック (1998) 東籾・伊藤美登里訳『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局]

¹¹⁸ ベック, U. (1998)『前掲書』14頁

¹¹⁹ ベック, U. (1998)『前掲書』24頁

¹²⁰ ベック, U. (1998)『前掲書』29頁

¹²¹ ベック, U. (1998)『前掲書』29頁

新たに登場したリスクの受容については常に合意形成のプロセスが必要になる。それは“科学的”、“客観的”、“真実”に基づくのではなく、多くの人が妥当であると認めることができるものでなければならない。しかし、その概念には常に科学的、客観的、より正確といったラベルが貼られることになる。そうしたラベルが正当性を与えるのである。これは「自己統治・第三者認証型」の統治システムにおける「第三者認証」に正当性が与えられる力学でもある。

また、ベックも現代的なリスクが未来と密接な関係を持つことを指摘する。そもそもリスクは予測と関わるものだからである。しかし、そこには政治的力学が働く。リスクは計算や実験の産物ではない。リスクに働く論理とは、科学的合理性の論理ではなく社会的合理性の論理である¹²²。さらにベックは企業が社会に対して行うコミュニケーションにおいて「論証の職人」、すなわちリスク専門家の地位が高まったことを指摘する。企業がかかわるリスクについて社会の納得を得られるような論証を行うことが企業にとって重要になったからである¹²³。現代的なリスクマネジメントの形成と新たなリスク専門家集団の誕生には相互依存的な関係がある。また、新しいリスクが社会的に認知されることによって倫理が重視されるようになる。

また、ベックは想定されるリスクの計算不可能性、すなわち数値化・標準化の難しさに比例して未来の重要性が高まるとも指摘する。数値化できない不確実性が高まれば高まるほど、それに見合った成果が期待できるかが問われる¹²⁴。リスクと機会は表裏の関係にある。すなわち、リスクマネジメントと経営戦略のマネジメントには親和性がある。本章ではインタンジブルズとしてのブランド価値の評価とマネジメント問題を扱ったが、その問題には現代的なリスクの特徴がよく反映されている。そこには数値化されたリスク概念への指向と、非数値的な不確実性への指向が併存している。

パワーは現代が監査社会であり、「会計監査」というモデルが多様な分野に浸透していったこと、自己統治のための内部統制制度の重要性が高まっていったこと、その中核であるリスク概念が現代的なリスクマネジメントへと展開したことを論じた。そして、リスクのネガティブな側面だけではなく機会までもが取り込まれていったことを指摘した。機会のマネジメントは未来完了形で語られるものであり、それはまだ顕在化していないリスクを未来完了形で語るリスクマネジメントと同じ構造を持っている。

現代社会では記号の第四段階、ハイパーリアルな記号としてのリスク概念が大きな影響力を有しており、そのため数多くのマネジメント・モデルが本質的にリスクマネジメント・モデルの特質を持つに至っている。これがかつての内部統制制度との大きな違いであり、内部統制制度がリスクマネジメント制度と一体化した原因である。

¹²² ベック, U. (1998) 『前掲訳書』 46-47 頁

¹²³ ベック, U. (1998) 『前掲訳書』 44 頁

¹²⁴ ベック, U. (1998) 『前掲訳書』 47 頁

6. 本章のまとめ

本論文では現代的な内部統制制度がリスクマネジメントと一体化し、その背景として「自己統治・第三者認証型」統治システムの社会への浸透があると主張している。そして本章では現代におけるリスク概念が多様化した力学としてボードリヤールの記号の第四段階、すなわち「ハイパーリアルな記号」の増殖という現象があることを指摘した。

ボードリヤールの所説によればリスクには抽象度の違いがあり、金融リスクのような現代社会特有の抽象的リスクは具体性の高いリスクとは異なる性質がある。現預金のような具体性の高い会計記号と高度で抽象的なファイナンス理論に基づくデリバティブ商品とではリスクの性質が全く異なる。ボードリヤールの記号論を用いることでフーコーの「安全（セキュリティ）」の戦略としてのリスクマネジメント論の不備を補うことができる。

ハイパーリアルな記号は具体的指示対象物を持たず、記号が記号として独自の存在感を持つ。しかも、その記号はさまざまな思惑の元に他の記号とも複雑な相互関係を持ちながら状況を変化させていく。その記号を特定の意図のもとに統治しようとする原理が現代的なリスクマネジメントである。本章ではブランド価値評価という会計上の問題を取り上げ、それを巡る動向がこうした原理にのっとったものであることを検討した。リスクマネジメントの観点からするとブランド価値については毀損のリスクがある一方、適切なマネジメントを行えば価値創造の機会ともなる。また、ブランド価値には数値化できる側面もあれば、数値化できず非数値的なマネジメントを行わざるを得ない部分もある。非数値的なマネジメントはマーケティングや経営戦略の立案・実行という側面を有している。つまり、「監査社会」化は非数値的で概念のあいまいな価値の領域にまで広がり続けている。

ベックが指摘するように新たに登場するリスクには政治的思惑が働いている。新たに登場したリスクは当初は産業社会に受け入れられず無視しようとする力学が働く。しかし、そのリスクが社会に受け入れられるとそれを事業機会とみる力学が働くようになる。ベックの所説は金融リスクを巡るリスクマネジメントの力学を明らかにする。その力学は現代的なコーポレートガバナンスの力学ともなり、「自己統治・第三者認証型」統治システムの一層の拡大をもたらすこととなる。そして、その最もあいまいかつ重要なリスクがレピュテーション（評判）に関するものである。そこで第七章ではレピュテーション・リスクや CSR に焦点を当て、コーポレートガバナンス観の転換という側面から現代的なリスクマネジメントを検討する。

第七章 リスクマネジメントとしてのコーポレートガバナンス

1. はじめに

ここまで現代の内部統制制度とリスクマネジメントの関係性について考察してきた。現代的な内部統制制度は現代的なリスクマネジメント制度としての側面を持ち、さらに多様なリスク概念をその周辺部に取り込み続けている。本論文では、その論証のためパワーの「監査社会」論、フーコーの「人口」に介入し調整する権力、ドゥルーズの管理社会論、ボードリヤールの記号論等を整理し、諸制度の考察に利用してきた。こうした研究スタイルは従来、主流派会計研究とされてきたものとは異なっているが、主流派会計研究のさまざまな前提が崩れつつある現代においては必要な視点である。

現代的な内部統制制度は、会計監査モデルが社会のあらゆる領域の制度に浸透していくというパワーの「監査社会」論の核となる制度であり、その基底にあるのは現代的なリスク概念である。また、内部統制制度は現代的なコーポレートガバナンスの議論とも深い関係を持っている。現代的なリスク概念が財務報告以外にも拡張され、内部統制制度とリスクマネジメント制度との一体化が議論され、実務化され、それがコーポレートガバナンス制度と密接な関係を持つようになったのである¹。

金融実務の発達には内部統制制度、リスクマネジメントに大きな影響をもたらした。従来、確率の分からない不確実性とみなされていたオペレーショナルリスクの多くが確率的管理が可能なるリスクとして捉え直されるようになった。しかし、2000年前後になるとこうした考え方に少しずつ変化が生じていった。例えば、FRBのグリーンズパン議長は2005年のカンファレンスの上で、経済学における「ナイトの不確実性」²の概念に触れつつ、確率論によるリスク認識の限界について指摘している³。それがリーマンショックを契機として表面化し、経済事象のすべてを確率計算が可能なるリスクと捉えようとするところへの反省の動きが生じたのである⁴。

本論文で考察してきたのはこうした動向の背景にある論理、力学についてである。現代的なリスクマネジメント制度の底流にはフーコー的自由主義の論理、力学がある。それは、あ

¹ 2000年代に入り、GRCという経営用語が一般化していった。GRCとは、ガバナンス（Governance）、リスクマネジメント（Risk management）、コンプライアンス（Compliance）、の頭文字を取ったもので、この三つの密接な関係性を示している。

² 経済学者のフランク・ナイトはリスクを過去の事象に基づき確率が割り出せるもの、不確実性を予測不可能な事象であるため確率が割り出せないものとして区別した。そして、企業の利益や損失は不確実性の領域で生じると主張した。〔Demsetz, H. (1997), *The economics of the business firm*, Cambridge, pp.1-5〕

³ URL(<http://www.federalreserve.gov/boarddocs/speeches/2005/20050826/default.htm>) *2023年9月1日アクセス

⁴ 竹森俊平（2007）『1997—世界を変えた金融危機』朝日新書、70—73頁

らゆる事象を測定可能なリスクとして可視化し、経済主体が自主的にリスクを許容範囲に収める行動をとるように誘導しようとする思考、すなわち、フーコーの「安全（セキュリティ）」の戦略である。ところが、現代社会では“評判”というあいまいなリスクの影響力が高まっている。評判こそもっともあいまいで確率的管理にそぐわない事象である。本章ではオペレーショナルリスクの中でも特にあいまいなリスク概念である評判が毀損されるリスク、すなわちレピュテーションリスクを中心に現代的なリスクマネジメントを考察する。

2. オペレーショナルリスクのマネジメント

2. 1. オペレーショナルリスクのマネジメントの意義

第五章において金融機関におけるリスクマネジメントについて考察し、リスクの数値化・標準化という動向の中でオペレーショナルリスクの重要性が高まっていったことを整理した。パワーはバーゼル規制におけるオペレーショナルリスクをめぐる動向に、リスクをめぐる各主体の思惑、すなわち権力関係の変化を見出そうとした。パワーによれば、当初、オペレーショナルリスクは銀行における信用リスクや市場リスクではカバーしきれない「その他のリスク」という残余的な概念として認識されていたという。ところが1990年代に銀行のコーポレートガバナンス上の大事件⁵ が立て続けに起きたことで、オペレーショナルリスクの重要性が認識されるようになったという⁶。

しかし、オペレーショナルリスクは多様なリスクの集合体であり、その定義が非常に難しいことも同時に認識された。そこには、COSO - ERM 等で扱われるビジネス・リスクとの線引き問題、レピュテーションリスク（評判リスク）の取り扱いといった困難な問題もあった。こうした事情の下でバーゼル委員会は事故をもたらす可能性の高いリスクに狙いを定めたのである。さらに新たなリスク概念によって新たな専門家に活躍の場がもたらされることになった。例えば、システムの障害が重要なオペレーショナルリスクとして取り上げられたことで、銀行内の IT 専門家や CIO (Chief Information Officer : 最高情報責任者) の地位が高まっていった⁷。

こうしたオペレーショナルリスクの概念化は組織内での権力関係を変化させた。新たなリスクへの対応を巡り部門間での領域争いがもたらされた。例えば、法務リスクの明確化は、法務部門とコンプライアンス部門との間の領域争いをもたらした。法的なリスクは以前から存在していたがオペレーショナルリスクとしての法務リスクは新たなカテゴリーとして

⁵ 1995年に起きた英国・ベアリングス銀行事件は代表的な例である。同年、わが国では大和銀行NY視点における巨額損失事件が発覚している。

⁶ Power, M. (2007), *op. cit.*, pp.107-108 ; 邦訳 (2011) 134 頁

⁷ Power, M. (2007), *op. cit.*, p.111 ; 邦訳 (2011) 139 頁

捉え直されたのである。法務リスクは法的なリスクを企業の財務への影響の大きさという視点で再概念化したものだからである。それは新たなリスクの可視化を示すものであり、社内における専門家の台頭をもたらした他、大手法律事務所が法務リスクマネジメントのサービスを提供しようとする動向を生じさせた。このように新たなリスク概念の誕生は常に新たな力学を伴うのである⁸。前章までに各種のリスクマネジメント専門家の登場がフォーコーの「試験」の概念、ボードリヤールの記号論で説明できることを検討した。これらは現代的な自由主義の展開という側面から理解することができる。

パワーは、多様な分野において起きている類似の状況を捉えて「監査社会」と呼び、その原動力となったのが会計監査モデルであると主張した。そして、そのモデルには“あいまいさ”という特徴があり、それによって多様な分野への浸透が可能になったと指摘する。こうして、会計監査モデルは、品質、公的領域、内部統制、リスクマネジメントへと適用範囲を広げていったのである。こうした会計監査モデルの他領域への浸透が「監査社会」化である。しかし、会計監査モデルのあいまいさは、常に具体的・実務的な諸手続によって支えられる。とりわけ、数値化・標準化のための技法はその客観的な印象ゆえに多用されている。会計監査モデルがあいまいであるからこそ数値化・標準化が重要となる。

オペレーショナルリスクへの注目の高まりの背景は、信用リスク、市場リスクに続く新たな領域における数値化・標準化への要請という側面がある。すなわち、オペレーショナルリスクの再概念化が進み、さらにその評価の客観性が追求されたのである。新たなリスクの登場は会計事務所（監査法人）等の専門家集団に大きなビジネスチャンスを提供することとなった。特に金融機関に対するアドバイザリー業務は顕著な拡大を見せた。オペレーショナルリスクのマネジメントについてはバーゼルⅡというガイドラインはあるが、実際にどのようなリスクマネジメントを行うかは各金融機関に委ねられた。こうした自己統治のあり方はフォーコー的自由主義の観点からもよく理解できる。そこで金融機関に対するオペレーショナルリスク・マネジメントの具体的な実務に関してトーマツ・コンサルティングのフレームワーク⁹を取り上げて検討する。

2. 2. オペレーショナルリスクのマネジメント事例

トーマツ・コンサルティングではオペレーショナルリスク・マネジメントを9つの要素に分け、それぞれの要素のマネジメントレベルについて能力成熟度モデルを適用した9×5のマトリックス図を用いてリスクマネジメントの可視化を行う手法を採用している¹⁰。ちなみに、能力成熟度モデル（Capability Maturity Model：CMM）とは1993年にカーネギーメ

⁸ Power, M. (2007), *op. cit.*, p110；邦訳（2011）139頁

⁹ 松下芳生・有友圭一・乗田浩隆（2005）『金融機関のオペレーショナルリスク・マネジメント』ファーストプレス

¹⁰ 松下芳生他（2005）『前掲書』62—63頁

ロン大学によって生み出されたソフトウェア開発組織の組織能力の評価・開発のためのフレームワークである¹¹。業務プロセスの進め方について初期段階から最適段階までの五段階で評価する仕組みとなっていて幅広い分野で利用されるフレームワークとなっている。内部統制制度においては特に IT 統制の分野でよく利用されている¹²。

表. 7-1 能力成熟度モデル (Capability Maturity Model)

- 1 : **初期段階** : 混沌・行き当たりばったり、業務を特定の人に依存
- 2 : **反復段階** : プロジェクト管理、プロセスの手順・ルールが存在、反復可能
- 3 : **定義段階** : 標準プロセスを明確に定義し、管理者の承認を受けている
- 4 : **管理段階** : 標準プロセスを管理し、主要な点を定量的に制御している
- 5 : **最適段階** : 標準プロセスを継続的に改善、最適化している

出所 : 松下芳生他 (2005) 『金融機関のオペレーショナルリスク・マネジメント』 58 頁を参考に作成

トーマツ・コンサルティングではオペレーショナルリスク・マネジメントを、戦略、組織、規程・手続、リスク/コントロールのレビュー、主要リスク指標、損失データ、経済資本モデル、レポート作成・報告、情報技術の九つの要素に分解し、それを能力成熟度と組み合わせ、企業全体の戦略におけるオペレーショナルリスク・マネジメントの位置づけを定義する。それが組織内でどのように有機的に連携されているか、役割・権限・責任・業務活動の明確さはあるか、内部統制環境は適切か、といったことを 5 段階で評価する。

トーマツ・コンサルティングでは、例えば、2004 年における日本の金融機関のオペレーショナルリスク・マネジメントのレベルについて、上記のような分析結果を明らかにしている。すなわち、全般的にレベル 4 の管理段階にあるが明確な戦略方針を打ち出していないこと、地方銀行ではまだ 3 の定義段階のレベルにとどまる企業が多かったことを指摘している。

¹¹ 松下芳生他 (2005) 『前掲書』 58 頁

¹² フレームワークとしては米国情報システムコントロール協会 (ISACA)、IT ガバナンス協会 (ITGI) の提起した COBIT が有名である。COBIT は COSO や ISO 等のフレームワークと関連付けられ、これらを統合的に利用するために便利なツールとなっている。

表. 7-2 オペレーショナルリスクの評価事例

| | 1、初期段階 | 2、反復段階 | 3、定義段階 | 4、管理段階 | 5、最適段階 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 戦略 | | | ○ | | |
| 組織 | | | | ○ | |
| 規程・手続 | | | | ○ | |
| リスク/コントロールのレビュー | | | | ○ | |
| 主要リスク指標 | | | ○ | | |
| 損失データ | | | | ○ | |
| 経済資本モデル | | | | ○ | |
| レポート作成・報告 | | | | ○ | |
| 情報技術 | | | | ○ | |

出所：松下芳生他（2005）『前掲書』85頁

また、オペレーショナルリスク・マネジメントにおいてはビジョンを示し、その実行手段としての戦略を決定することが重要であると指摘する。松下らによれば、欧米の金融機関では、経営トップが自らビジョンと戦略を明確に定義し、企業内部のみならず外部のステークホルダー（株主、規制機関、顧客）に対してコミュニケーションを行うのが一般的であるという。ところがわが国の金融機関ではビジョンと戦略がトップダウンで決定されることは少ないという。中間管理職が各部門の利害を慎重に調整し、経営陣に対して提案・承認を得る場合が多いのである。しかし、松下らはリスクマネジメントの戦略的な位置づけを定義することは経営トップにしかできないと主張している¹³。

ビジョンとしての例としては、「18ヵ月以内にオペレーショナルリスクに起因する1万円以上の損失事象を全社的に把握、3年以内にそのリスクに起因する損失金額を30%削減する」といったものが、戦略としては、「今後3年間、損失データ収集と経済的資本測定に焦点を当てる」「その他の定量的リスク測定、主要リスク指標開発を強化する」といったものがあるとされる¹⁴。

トーマツの提起したモデルはオペレーショナルリスクの可視化の典型的なフレームワークである。戦略から実務レベルまでのすべての活動をマッピングするという点においてCOSOフレームワークと同一線上の考え方に立つものであり、内部統制制度と親和性の高いフレームワークである。また、そもそもトーマツは会計監査の専門家集団であり、そのトーマツが内部統制構築支援のみならずオペレーショナルリスクのマネジメント支援業務を行っていることは「監査社会」化の進展の証左の一つといえる。

2. 3. オペレーショナルリスクの特質

オペレーショナルリスクをどのように分類するかは大きな問題である。バーゼル規制が示すガイドラインはあくまで目安に過ぎず、企業はリスクの分類体系を自ら定義する必要

¹³ 松下芳生他（2005）『前掲書』93頁

¹⁴ 松下芳生他（2005）『前掲書』100頁

がある。それはオペレーショナルリスクの概念が未成熟かつ構成的¹⁵ であることの帰結である。オペレーショナルリスクの分類体系は、そこに適用されるリスクマネジメント手法の相互関係を定義するものでもある。しかし、バーゼル規制では経済的資本の算定が主要な目的とされる一方で SOX 法ではリスク要因と内部統制が重視されており、金融機関であるかどうかでオペレーショナルリスクに対する重点が変わってくる。各企業のオペレーショナルリスク・マネジメントは、このような外部的事情と内部要因とをどのように調整するかで決まってくるのである¹⁶。そこでは各企業が主体的に行動することが求められている。

さらに、オペレーショナルリスク・マネジメントにはリスクの数値化・計量化という大きな問題もある。現代の自由主義的な統治において数値化・計量化は大きな意味を持っている。しかし、パワーはこうした数値化・計量化の問題を科学的な問題と考える“計算理想主義者”と、あくまでもリスクマネジメント上の技術問題と考える“計算実用主義者”との対立があるという¹⁷。どこまでも数値化を推し進めようとする計算理想主義者に対し、計算実用主義者は VaR を使ったモデルが業務リスクを適切に捉えていないと考えているという。リーマンショックが起きるまでは計算理想主義者が表面上は優位に立っていたが、それ以降では計算理想主義者の楽観性についての疑念が高まるようになっていく。パワーは両者の対立にはファイナンス理論と会計監査論との対立という側面があると指摘する¹⁸。

オペレーショナルリスクでは数値化・計量化のために十分な損失データが得られない点が特に問題となる。数値化・計量化には何らかのデータが必要となるが、それは過去に発生した実際の損失事象に他ならない。すると、そもそも損失事象とは何かという定義が問題になる。その定義によってデータの対象、その分量が決まってくる。そして、データ量がリスク測定の精度を大きく左右する。自社内のみのデータを用いようとするればデータ量は少なくなるし、業界でデータを共有化しようとするれば、その定義や計測方法、さらに業務上の秘密の管理等の問題が生じる¹⁹。

計算実用主義者ならばこうした点を意識しながら、オペレーショナルリスク・マネジメントのあり方を調整し続けようとすると考えられる。しかし、パワーは計算理想主義者も短期的には実用主義者のように行動し、リスク評価手法の成熟を待とうとする傾向があると述べている²⁰。そのため、パワーはトーマツ・コンサルティングのリスク評価モデルのようなフレームワークの有用性を認めている。このように計算理想主義者と計算実用主義者との

¹⁵ ここでは概念操作によって新たな認識対象を生み出す意。

¹⁶ Power, M. (2007), *op. cit.*, p111 ; 邦訳 (2011) 138 頁

¹⁷ Power, M. (2007), *op. cit.*, p120 ; 邦訳 (2011) 150 頁

¹⁸ Power, M. (2007), *op. cit.*, p122 ; 邦訳 (2011) 153 頁

¹⁹ Power, M. (2007), *op. cit.*, pp115-117 ; 邦訳 (2011) 143-146 頁

²⁰ Power, M. (2007), *op. cit.*, p121 ; 邦訳 (2011) 151 頁

間には根本的な対立はあるものの実務の上での合意形成の余地は十分ある²¹。1990年代半ば以降のこうした概念化の努力によってオペレーショナルリスクは「その他のリスク」という残余領域としての扱いから、内部統制と密接にかかわるリスク、すなわち組織環境に対する監視と密接にかかわるリスク概念へと変化を遂げたのである。

経済学、ファイナンス理論の領域においてリスクとは確率で表現される危険であり、現代社会にはあらゆる事象を確率的に捉えようとする傾向がある。しかし、確率で表現されない危険もある。すなわち、不確実性（uncertainty）である²²。オペレーショナルリスクはリスクと不確実性の両方に係る概念領域である。そして、不確実性の領域にあるものをできる限り数値化・標準化しようとする試みがストレス・テストである。ストレス・テストは想定外の事態が仮に起きたとしたらどの程度の損失が生じるかを可視化する手法である。しかし、そこには想定外をどこまで想定内にできるかという本質的な問題が横たわっている²³。

パワーによれば、英国銀行協会は2004年にその公式サイトの中で「オペレーショナルリスクは新しいリスクではない。……しかしながら、オペレーショナルリスクのマネジメントが独自の管理構造、ツール、プロセスを伴った規律であるというアイディアは……新しいものである」と主張している²⁴。それは、現代のリスクマネジメントが従来のリスクマネジメントとは一線を画すものであることを前提とした主張である。リスク社会論を提唱したベックは「完全に新しい需要、したがって市場はリスクの定義、特にリスク回避のための需要を変えることによって創造される」と述べている²⁵。これは、確率計算を中心にして不確実性をリスクへと再定義することでリスクマネジメントという枠組み自体がハイパーリアルな記号となったことを指摘したものといえる。パワーはオペレーショナルリスクの概念化の利点として、オペレーショナルリスクのマネジメントに正当性が付与されたこと、新たな職業機会を提供すること、コーポレートガバナンスにおける問題として認識されたこと、の三点をあげている²⁶。

こうした見解は本論文で考察したフーコーの「人口」に介入し調整する権力の観点とも重なる。すなわち、統計的な計算から「人口」の「正常性」を導出するプロセス、さらにその「正常性」へと人々を自然に導く権力行使の在り方としての「安全（セキュリティ）」の考え方を反映した新たな社会規範としてオペレーショナルリスクが把握されるのである。そこで、オペレーショナルリスクの中でも特殊な位置を占めるリスクであるレピュテーショ

²¹ Power, M. (2007), *op. cit.*, p122 ; 邦訳 (2011) 152 頁

²² 計測可能なリスクと計測できない不確実性の違いを提起したのはシカゴ学派経済学の祖といわれるフランク・ナイトである。〔Knight, F.(2021), *Risk, Uncertainty and Profit.*〕

²³ Power, M. (2007), *op. cit.*, p.73 ; 邦訳 (2011) 89 頁

²⁴ Power, M. (2005), The invention of operational risk, *Review of International Political Economy*, Vol.12, p.578

²⁵ ベック, W. (1992) 『前掲書』 72 頁

²⁶ Power, M. (2007), *op. cit.*, p109 ; 邦訳 (2011) 137 頁

ンリスク（評判リスク）について考察する。

3. レピュテーションリスク（評判リスク）のマネジメント

3. 1. レピュテーションリスクの特質

リスク概念が多様化する中で重視されるようになったのがレピュテーションリスク（評判リスク）である。1980年代以降、重大な不祥事によって組織の評判（レピュテーション）を著しく落とす企業が続出したことで、コーポレートガバナンスへの関心が高まっていった。その一環としてコンプライアンスの強化、企業倫理への取り組みが強く求められるようになった。評判が大きく損なわれることで企業価値を大きく毀損する可能性があることが認識されるようになったのである。例えば、英国勅許管理会計士協会の報告書（2007）の前文では「評判は、あらゆる組織にとって重大なリスクの一つであり、オペレーショナルリスクや戦略リスク、財務リスクといったその他の重要なリスクすべてと横並びで考えるべきもの」とされている²⁷。レピュテーションリスクは組織の新たな管理対象として重視されるようになったのである。

そもそも評判（レピュテーション）とは「世間の噂」、「世間の評価」といった意味の漠然とした概念である。しかし、評判が新たな管理対象として浮かびあがる中で、その概念が変化したのである。例えば櫻井（2008）は、レピュテーションについて、「経営者および従業員による過去の行為の結果、および現在と将来の予測情報をもとに、企業を取り巻くさまざまなステークホルダーから導かれる持続可能な競争優位」と定義している²⁸。こうした定義はレピュテーションをマネジメントの対象として捉えようとする意識がもたらしたものである。同時に、それはマネジメントのフレームワークの必要性を示している。

平屋（2015）によれば特に会計分野ではレピュテーションをインタangible（無形の資産）の一種として認識する傾向があるという²⁹。櫻井の定義はそうした傾向をよく示しめすものである³⁰。すなわち、プラスのレピュテーションには業績向上に寄与する側面があるとみなされる。また、フォンブランら（2004）はレピュテーションのプラスの側面として、次の四つをあげている³¹。

²⁷ The Chartered Institute of Management Accountants (2007), *Corporate reputation: perspectives of measuring and managing a principal risk*.

²⁸ 櫻井通晴（2008）『レピュテーション・マネジメント—内部統制・管理会計・監査による評判の管理』中央経済社、23頁

²⁹ 平屋伸洋（2015）『レピュテーション・ダイナミクス』白桃書房、12頁

³⁰ 櫻井通晴（2008）『前掲書』18–20頁

³¹ Fombrun, C.J. & C.B.M. Van Riel (2004), *Fame and Fortune: How Successful Companies Build*

1. 「優良雇用主」として高レベルの人材獲得が有利になる。
2. 「優良供給者」として顧客維持、新規顧客獲得に有利になる。
3. 「優良な隣人」としてメディアや地域社会から好意的評価を受ける。
4. 「優良投資対象」として低コストの資金調達や高株価が期待できる。

プラスのレピュテーションには二つの役割が期待される。一つは、レピュテーションの情報提供機能である。人々の情報収集・処理能力には限界がある。そのため企業が自社のことを十分理解してもらおうとすると多大なコストが発生する。しかし、良い評判を得ていれば企業の側の情報提供コストを大幅に節約できるのである。もう一つは、レピュテーションの統制的役割である。企業が約束や契約を履行しなければ市場や業界での評判が低下し、その後の取引に支障が生じる。したがって企業は自社の評判を守ろうとするのである。レピュテーションリスクは、レピュテーションのプラスの側面を失わせるものとして概念化される。

3. 2. レピュテーションリスクの捉え方

平屋(2015)は1970年代以前では企業規模こそが企業価値の主要な要因であったという。「大企業だから信頼できる」という考え方が一般に共有されていたという。ところが、1980年代以降になるとその状況が変化した。すなわち、企業規模ではなく企業に対する好感度が企業価値に影響するようになったのである³²。2000年代に入ると、情報技術が発達しPC・スマートフォン等の機器が普及したこと、SNSに代表されるインターネット空間を通じたコミュニケーションが劇的に増大したことでレピュテーションの影響力は飛躍的に高まった。

ところが、レピュテーションはインタンジブルズの中でもとりわけ見えにくい資産である。そのため、レピュテーションの重要性が高まるとともに、それを外部評価しようとする試みが数多く行われるようになった。多様な組織が有名企業のレピュテーションを評価し、格付けを行って公表するようになったのである。例えば、米国では1982年からフォーチュン社が「米国で最も称賛される企業(以下、AMAC)」³³と「世界で最も称賛される企業(以下、WMAC)」³⁴を、1999年からはNY大学教授・フォンブランが主導する「レピュテーション指数(以下、RQ)」³⁵が、2005年からはレピュテーション・インスティテュートによる「レプトラック(以下、RepTrak)」³⁵が公表されるようになっていく。わが国でも1997

Winning Reputations, Financial Times Prentice Hall, 33-34

³² 平屋仲洋(2015)『前掲書』14頁

³³ URL (<https://fortune.com/worlds-most-admired-companies/>) 2021年10月12日アクセス

³⁴ URL (<https://fortune.com/worlds-most-admired-companies/>) 2021年10月12日アクセス

³⁵ URL (<https://www.reptrak.com/>) 2021年10月12日アクセス

年以來、週刊ダイヤモンドによる「企業好感度ランキング」が公表されている。また、日本経済新聞社による格付けは特に有名で、1979年からは「日経優良企業ランキング（以下、CASMA）」が、1994年からは「優れた会社ベスト300（以下、PRISM）」が、そして2010年からはCASMAとPRISMが総合された「ナイセス（以下、NICES）」が公表されている。

米国のAMAC、WMACは歴史も古く、国際的な影響力を持つ指標である。これらの指標には「業績が良くなればレピュテーションが良くなる」という前提が置かれている。RQは財務データを重視するAMAC、WMACに対し、非財務的側面を重視しているという。そして、RepTrakはRQに対して革新性、リーダーシップ、ガバナンス、倫理的行動といった側面を付け加えている点が異なるという。これに対し、日本の週刊ダイヤモンドの指標は本業の質に重点³⁶を置いている。日経のCASMAは企業担当記者へのアンケートを統計的に分析した指標であった。また、PRISMは財務データに加え、環境や消費者対策、社風、従業員の処遇などの定性的要因を取り入れていた。そして、NICESはCASMAとPRISMの良い点を総合した指標である。こうした状況からわかるのはレピュテーションに関する唯一の客観的な評価方法は存在していないということである。指標に取り入れられる要因が異なれば格付けも大きく変化するのである。

小松(2019)は、「評判」ないしレピュテーションリスクという概念の登場は組織にとって重要な意味を持つと指摘する。すなわち、インタンジブルズの会計処理、宣伝活動、CSR、コンプライアンス等、従来、個別の関心事であったものがレピュテーションリスクの概念によって互いに結び付けられるようになったのである。その結果、CSRが組織のリスクマネジメントと関連づけられるようになったという。それまで組織が意識していなかった多様な事象がマネジメントすべきリスクとして再定義されたのである。「想定外」、「管轄外」であった事象、倫理的・社会的な問題や事象が組織にとって重大なインパクトをもたらすものであると理解されるようになったのである³⁷。

小松はレピュテーション概念の再定義によりCSRにおけるステークホルダーを対話の相手というよりも“潜在的なリスク源”として捉えるようになったと指摘する³⁸。ステークホルダーを企業が「責任ある市民」として行動する上でのリスク源として認識することは、企業にとってCSRが一種のコンプライアンス問題となったことを意味している。CSRが企業の評判を落としかねないコンプライアンス上のリスクとして捉えられるようになったのである。小松は、レピュテーションリスクの事例として、2011年の東日本大地震以前、東京電力は原子力発電の技術的事故のリスクについて、「負のイメージの形成」、「訴訟リスクの増

³⁶ 価格競争力、質の高い製品・サービスといった一般的な項目に加え、子供を入社させたい、転職したい、といった多面的な評価項目が設定されている。

³⁷ 小松丈晃（2019）「個別化されたリスクとしての＜コンプライアンス＞」『現代思想』2019年10月号、青土社、104-105頁

³⁸ 小松丈晃（2019）「前掲論文」106頁

加」という文脈で捉えていたことをあげている³⁹。一方、内部統制に関しては 2004 年の西武鉄道事件、2005 年のカネボウ事件と立て続けに発生した企業不祥事事件⁴⁰ がわが国の金融商品取引法の成立につながったと述べ、「良い」企業であるためには内部統制の整備・強化を行う必要があることが強く認識されるようになった事例をあげている⁴¹。

こうしたことから、小松はレピュテーションリスクを二次的リスクとして位置づける。すなわち、本来の業務遂行上のリスク、自然環境や消費者への悪影響といったリスク等が一次的リスクであるならば、レピュテーションリスクは先行する具体的なリスクに関連して生じるリスク、すなわち二次的リスクであるという。そのため二次的リスクとしてのレピュテーションリスクは一次的リスクとの関係性が常に問題となる。一次的リスクにしっかりと取り組んでいても、二次的リスクであるレピュテーションリスクが顕在化する場合もある。一次的リスクが、評判という二次的リスクに変換される過程で予想もしなかった事態を引き起こす可能性がある⁴²。

真摯に一次リスクに対処しても、ステークホルダーに対するコミュニケーションが不適切であれば企業経営に多大な悪影響を及ぼす可能性がある。そうした点ではレピュテーションリスクのマネジメントはブランディングやマーケティング活動に近い。つまり、レピュテーションリスクのマネジメントと経営戦略のマネジメントには親和性がある。現代のリスクマネジメント制度は経営戦略と一体化する土壌を持っている。また、二次的リスクとしてのレピュテーションリスクはリスクと機会が混在するハイパーリアルな記号として捉えられる。そこでレピュテーションリスクのマネジメントに関係する事例として健康経営と第三者委員会を取り上げる。

3. 3. 事例①—健康経営とレピュテーションリスク

近年、わが国で注目を浴びるようになった健康経営は新たに登場したレピュテーションリスクに関わる概念である。そもそも健康経営とは、1992 年にローゼンが提唱した「ヘルシーカンパニー」の概念⁴³ に基づいて提起された考え方である。1990 年代当時は企業価値の源泉としてインタンジブルズへの注目が高まっていた時期であり、ローゼンは従業員の健康問題を人的資産の問題として捉えなおしたのである。米国は日本とは違って公的医療保険が充実していない。従業員の健康問題は企業の生産性の問題であると同時に具体的なコストの問題でもあった。その結果、米国の実証研究によると、優良健康経営表彰企業に対

³⁹ 小松丈晃 (2019)「前掲論文」106 頁

⁴⁰ 西武鉄道事件、カネボウ事件はいずれも不正会計事件であり両事件は社会に大きな波紋を呼んだ。

⁴¹ 小松丈晃 (2019)「前掲論文」106 頁

⁴² 小松丈晃 (2019)「前掲論文」104—105 頁

⁴³ Rosen, R. H. (1992), *The Healthy Company*, Tarcher. [宗像恒次訳 (1994)『ヘルシー・カンパニー—人的資源の活用とストレス管理』産能大学出版部]

する株式投資を S&P500 社の平均リターンと比べると、1999 年から 2012 年までの 13 年間で 80% 近くも高いリターンをあげたとされる⁴⁴。健康経営は、従業員の健康問題を捉え、企業のマネジメントと従業員の健康管理を両立させるべく、コンプライアンス、リスクマネジメント、ヘルスマネジメント、CSR 等多角的な視点から現代企業が抱える健康問題に取り組もうとする概念とされている⁴⁵。

健康経営への関心は企業のみならず行政においても高まっていった。経済産業省は 2014 年より健康経営銘柄を選定し、2016 年には健康経営優良法人認定制度を創設している。健康銘柄の選定のための評価は、経営理念・方針、組織体制、制度・施策実行、評価・改善、法令遵守・リスクマネジメントの五本の柱で行われ、特に、経営理念・方針、評価・改善を重視している。2015 年より健康経営銘柄として毎年、数十社の企業が選定されている。また、健康経営優良法人制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度で、大規模法人部門と中小規模法人部門の二つの部門でそれぞれ認定される。2020 年からは大規模法人部門認定法人の中の上位 500 法人のみを「ホワイト 500」として認定している。「ホワイト」とは「ホワイト企業」を意味しており、対義語となる「ブラック企業」を意識した言葉である。

「ブラック企業」はわが国特有の概念であり、インターネット掲示板「2ちゃんねる」⁴⁶における書き込みが元となっている。IT 業界に勤務する若者たちが、自らの働き方、それを強いる企業に対する批判的な書き込みを繰り返す中で頻繁に使用されるようになった言葉である。掲示板の書き込みは 2007 年に書籍化⁴⁷され、映画化もされている。また同年、日経新聞において就職活動中の学生の間で「ブラック企業」という用語が広がっていることが紹介されている⁴⁸。「ブラック企業」という用語はそれ以降広まっていった。2013 年には厚生労働省が「ブラック企業」を「若者の使い捨てが疑われる企業」と定義して対策を取り始めた⁴⁹。今野（2012）は「ブラック企業」における労務管理の特徴を、大量募集・選別・使い捨て・無秩序等の観点から類型化を試みている⁵⁰。

こうして「ブラック企業」を巡る問題がクローズアップされていったが、特に問題視されていたのは IT・飲食・小売・サービス産業等の知名度の高い大手企業であった。実際、大

⁴⁴ 尾形裕也（2014）「最近よく聞く『健康経営』とは？」『産業保健 21』第 77 号、4 頁

⁴⁵ 岡田邦夫（2014）「健康経営と産業保健の関わり」『産業保健 21』第 77 号、9 頁

⁴⁶ 「2 チェンネル」はわが国における著名な電子掲示板である。さまざまなトピックによるスレッドが立てられ、個人や組織の噂も多数書き込まれている。

⁴⁷ 黒井清人（2008）『ブラック会社に勤めてるんだが、もう俺は限界かもしれない』新潮社

⁴⁸ 日経新聞 2007 年 12 月 19 日夕刊記事。

⁴⁹ 今野晴貴（2015）「「ブラック企業問題」の沿革と展望」『大原社会問題研究所雑誌』No.1、6-7 頁

⁵⁰ 今野晴貴（2012）『ブラック企業—日本を食いつぶす妖怪』文芸新書

学卒業後三年以内の離職率が際立って高いのがこれらの企業であった⁵¹。「ブラック企業」に対する批判の高まりは多くの企業にとって重要な意味を持っていた。万一、自社が「ブラック企業」の烙印を押されると社会的信頼が失われ、人材採用活動において著しい不利益を被ることになる。こうして「ブラック企業」というレッテルを貼られないための取り組みへの関心が高まっていったのである。

こうした状況変化の中、2015年に大手広告代理店の電通の新入女性社員が過労死するというセンセーショナルな事件が発生した。この事件では、当時の代表取締役社長が引責辞任、労働基準法違反として労働局による厳正な捜査と処分がなされ、それが経営に大きな影響を与えた⁵²。また、大手企業の間では自社の労務管理上のリスク、「ブラック企業」のレッテルを貼られることへのリスクが深刻に受け止められたのである。この事件と同時期に創設された健康経営銘柄、健康経営優良法人認定制度への関心が企業の間で高まったことは、いわば必然であったといえる。

「健康経営」という用語はNPO法人健康経営研究会の登録商標である。同法人は2006年より活動を行っていたが、2012年以前の注目度はさほど高くなかった。しかし、「健康経営」への無関心が大きなレピュテーションリスクと認識されたことで状況が劇的に変わった。企業にとって「ブラック企業」といわれないための取り組みはあいまいである。ところが、国の創設した健康優良銘柄、健康優良法人に認定されれば、いわば“国家が認めたホワイト企業”という印象を社会に与えることができる。つまり、レピュテーションリスク・マネジメントとして健康経営への取り組みが活況を呈するようになったのである。健康経営の事例は、ある事象がレピュテーションリスクの対象として認識されると、急速にコーポレートガバナンスの対象として組み込まれていくことを示している。

健康経営の事例では、「正常性」が数値化された指標としてではなく、健康経営優良法人として認定されることとして合意が形成されつつある。数値化が難しい領域ではこうした認証制度が大きな役割を果たすようになる。パワーは「監査社会」論において監査が“儀式化された検証”になりつつあるリスクを指摘したが、それは健康経営の事例にも当てはまる。例え優良法人として認定されても、事件を起せば社会的非難を受けることは免れない。おそらくそのような事態が生じれば、健康経営優良法人認定制度はさらに厳格化されると思われる。それは会計不正と監査強化を繰り返した会計監査の歴史の再現である。

また、健康経営の認証制度における要件はシミュレーションにおけるモデルの役割を果たす。企業は定義された要件に沿ったより良い評価を求めて社内制度を作り、社員を管理する。すなわち、健康経営の要件（モデル）によって「企業組織の健康」というハイパーリアルな記号が創出され、社会において意味を持つようになるのである。健康経営が生み出す健

⁵¹ 今野晴貴（2015）「前掲論文」11頁

⁵² 川人博・蟹江鬼太郎（2017）「電通女性過労死事件が提起したもの」『連合総研レポート』No.324、2017年3月号

康とは現実の指示対象物を持たない抽象的な記号なのである。各企業は企業社会の優等生というラベルを求めて自らモデルに合わせた立ち居振る舞いをするのである。しかし、ボードリヤールの記号論からは、企業のこうした行動の動機が問題視されるべきではないことになる。なぜなら、倫理的に振る舞う者が“倫理的な者”だからである。倫理的に振る舞う者と、そのように見せかけようとする者との境界線は消失する⁵³。そして、両者の区別がつかないことこそが現代的なリスクマネジメント制度の問題点なのである。

健康経営について、はるか以前からその重要性が指摘されていたにもかかわらず、企業が具体的に行動に移すまでにはきっかけが必要であった。すなわち、「ブラック企業」の問題が具体的なリスクとなるまでは企業は行動に移さなかったのである。リスクが現実のものとなるまでは経済の論理がリスクの論理を圧していたのである。しかし、そのリスクが現実化した以上、健康経営は重要なレピュテーションリスクとしてマネジメントされねばならない。そのリスクを放置し、それによって企業の評判が低下する事態となれば、その損失は大きなものになると認識されたため、各企業が積極的な取り組みを開始したという側面があるのは否めない。

3. 4. 事例②—第三者委員会とレピュテーションリスク

近年、わが国の企業や公的組織において問題が生じた場合、第三者委員会が立ち上げられる例が増加している。これはレピュテーションリスクに対する新たなマネジメント手法と見ることができる。この第三者委員会の生まれた背景、その利用のされ方はレピュテーションリスクの抽象性と、その「正常性」を巡る各主体の政治的駆け引きをよく示している。

第三者委員会とは企業や公的機関等、社会的な影響力の大きい組織体において重大な不祥事が生じた場合に組織外部の専門家等による検証を行うために設置される委員会である。八田（2020）によれば、第三者委員会はわが国独特の存在であり、諸外国に同様のものはみられないという⁵⁴。第三者委員会のルーツは1997年12月、山一証券が行った所得隠しの実態究明のために設けられた「社内調査委員会」とされる。この社内調査委員会に外部専門家が加わり、山一証券が破綻に至った事実関係を第三者的観点から調査・検証し、これを対外的に公表したのである。報告書では、組織のリスク管理不在、先送り、隠蔽、責任回避、官との癒着等の組織の経営実態が明らかにされていた。八田はこの報告書には十分な社会的意義が認められると指摘している⁵⁵。これをきっかけに組織不祥事において第三者委員会が設置されるケースが増えていったのである。

ところが2000年代に入り、第三者委員会の設置数が増加すると信頼性に乏しい報告書が数多く作成されるようになっていった。特に2008年に発覚した自動車部品メーカー・フタ

⁵³ ボードリヤール, J. (1984) 『前掲訳書』 26 頁

⁵⁴ 八田進二 (2020) 『「第三者委員会」の欺瞞』 中公新書ラクレ

⁵⁵ 八田進二 (2020) 『前掲書』 210-213 頁

バ産業の不正会計処理事件において設置された第三者委員会の事案は、第三者委員会のあり方に大きな疑念が提起されるきっかけとなった。この事案では第三者委員会が公表した報告書を覆す疑惑が次々と浮上し、短期間に三つの第三者委員会が立ち上げられるに至った。それらの委員会がそれぞれ真逆の結論を公表したことで第三者委員会に対する不信感、危機感が高まったのである。これに対処するために2010年には日本弁護士連合会から第三者委員会に関する日弁連ガイドラインが公表された⁵⁶。

しかし、2010年代に入っても第三者委員会による信憑性に欠ける報告書の公表は続いた。他方、第三者委員会の認知度は高まり続けており、現在では第三者委員会という存在はある種の“ステータス”を獲得するに至っている。こうした状況を受け、2010年に弁護士の久保田英明氏等が中心となり「第三者委員会報告書格付け委員会」（以下、「格付け委員会」）が立ち上げられた。同委員会は法律、会計等多様な専門家等の寄付によって運営される中立的組織であるとされ、定期的な会合を通じて各組織が公表した第三者委員会報告書が日弁連ガイドラインにどの程度準拠しているかを外部評価しようとするものである⁵⁷。「格付け委員会」では、2019年末の時点で21件の評価を行っているが、申し分のないレベルの報告書は皆無、A評価・B評価の合計が過半を超えた事案ですら21件中5件にとどまっている⁵⁸。逆に評価委員が全員一致して不合格「F」判定を行った事案が2件あった。

八田によれば、第三者委員会に対する社会的イメージは「法的裏付けのある調査能力を備えた組織」というものである。しかも、一部のメディアまでもがそのように誤解しているところ。ところが、第三者委員会は任意に設置される機関に過ぎない。また、第三者委員会が設置される事案の多くは会計不正事件であるにもかかわらず、第三者委員会に会計や監査の専門家が含まれず、弁護士中心の構成となっている場合が多いという⁵⁹。八田はその理由として本当の専門家による精査を回避する経営者の意図を指摘している。

第三者委員会は通例、不祥事を起こした組織の経営陣等によって選任される。不祥事が発覚したことで彼らは連日、批判の矢面に立たされることになる。ところが、第三者委員会の設置を宣言することでメディアの追求を当面の間逃れることができる。第三者委員会の調

⁵⁶ 八田進二（2020）『前掲書』213–215頁

⁵⁷ 「日弁連ガイドライン」への準拠制以外では、委員会構成員の独立性・中立性・専門性、調査機関の妥当性、体制の十分性・専門性、調査スコープの的確性・十分性、事実認定の正確性・深度・説得力、原因分析の深度・本質への接近性・組織的要因への言及、再発防止提言の実効性・説得力等を考慮して評価を行うこととされている。〔八田進二（2020）『前掲書』176–177頁。〕

⁵⁸ 格付け評価は9名の委員がそれぞれA～Fの評価を行い、それを単純に集計する方法によって行われている。

⁵⁹ 帝国データバンクによる「第三者委員会設置状況の実態調査」（2012年2月公表）によれば、それ以前の5年間の第三者委員会設置件数は127件であり、設置理由は「架空取引」26件、「粉飾」23件、「子会社架空取引」15件、「利益水増し」10件、「子会社利益水増し」8件と、会計関連の事案が6割を超えていたという。〔八田進二（2020）『前掲書』222頁〕

査が開始された時点からは、「調査には全面的に協力しています」と発言することで追及をかわせるという。その点に関して、経営者には第三者委員会に深く調査されたくないというインセンティブが働いており、会計や監査の専門家は意図的に遠ざけられている可能性がある。また、第三者委員会による調査は経営陣が真相究明に向けて最善を尽くしているように「見える」という大きなメリットがある。第三者委員会報告書は経営者自身の言い訳に比べると何倍もの説得力を持つのである。八田は、第三者委員会が激増した理由について、この「見える」という部分に経営者たちが最大の価値を見出しているためと指摘する⁶⁰。

それに加え、八田は第三者委員会に指名される専門家、とりわけ法律専門家である弁護士のメリットを指摘する。第三者委員会は任意に設置されるものであり、報酬などに関する決まりはない。八田は、あくまでも風聞との断りを入れつつ、第三者委員会に対して数十億円の対価が支払われたという話を紹介している。すなわち、第三者委員会は専門家にとって大きなビジネスチャンスとして捉えられているという。現状では、経営陣が自らを厳しく律する心構えがない限り、適切に活動する第三者委員会が設置される可能性は少ない。さらに、選ばれる専門家にとっては大きなビジネスチャンスであり、法的な縛りもないことから高額な対価にひかれて経営陣の意向に沿った報告書を作成することを排除できない。

わが国の第三者委員会を巡る状況は、こうした制度は、組織が社会に対する責任を果たしていることのいわば“アリバイ”作りに利用されているということである。それは健康経営を巡るホワイト企業認証にも同様に当てはまるのである。いずれの場合も、倫理的に振る舞うことで倫理的な組織であるという印象を社会に与えることが目指されている。それはボードリヤールのシミュレーションの段階にある記号のマネジメントが行われていることを意味している。その倫理的に見える外面の背後には何ら実体はないが、倫理的な外面はそれ自体が記号として実在しているのである。

ここまでわが国における健康経営と第三者委員会の事例を検討してきたが、両者にはレピュテーションリスク対策としての“アリバイ”作りという共通する動機が見受けられた。すなわち、両者は社会の規範に則った企業であるという記号を生み出すための取り組みと捉えられるのである。こうしたリスクマネジメントはほころびが生じやすい。たとえ健康経営優良法人の認証を得ていても労務管理に関する事故が起きないという保証はない。その認証は形式的な基準を満たしていることを証するものに過ぎない。認証取得企業の中には認証制度の要求する要件を満たすために背伸びをした取り組みをしている企業もあるだろう。事故の発生は健康経営のシミュレーションを破綻させることになる。

また、第三者委員会はその実質的な効果よりもその名称の聞こえの良さに対する期待が大きいと思われる。多くの場合、企業にとって望ましい結論を導くために制度の運営が行われている。今後、その表面的な客観性とは裏腹な実態についてより厳しい視線が注がれる可能性がある。第三者委員会はレピュテーションリスクに対するマネジメント制度の一種と

⁶⁰ 八田進二 (2020)『前掲書』218頁

見ることができる。その目的は問題が生じた際に第三者委員会の取り組みを通じて適切な行動をとっていることを対外的にアピールすることである。レピュテーションリスクの概念化は、現代的なリスクマネジメントが新たな段階へと進んだことを示すものである。

ところで、現代の自由主義、特にフーコー的な自由主義論に基づけば、自立を強いられた各主体は自己利益を追求する行動によって競争へと向かっていくものとされた。そうした各人の行動が社会の調和をもたらすのであり、企業が行う社会的貢献、すなわち CSR のような取り組みに目を向けるべきではないと結論づけられていた。しかし、現在ではこうした自由主義的な統治のあり方に軋みが生じつつある。それは現代的な内部統制制度、リスクマネジメント制度を生み出したコーポレートガバナンス観の変化となって表れてきている。

4. 現代的なコーポレートガバナンスへの転換

4. 1. 株主至上主義への反省

近年のレピュテーションリスクは企業を取り巻くさまざまなステークホルダーとの関わりにおいて生じるようになってきている。ところが従来のコーポレートガバナンスの前提、すなわち株主至上主義の観点からすれば株主以外のステークホルダーの利益に目を向けることは適切ではない。しかし、現在ではコーポレートガバナンス観の転換が起きつつあり、それは現状の自由主義的な統治のあり方に疑念を生じさせている。ただし、フーコーが指摘したように自由主義的な統治には多様な見方がある。しかし、自由主義的な統治という場合、ミルトン・フリードマンに代表されるシカゴ学派経済学の考え方を指すことが多い。シカゴ学派の考え方は主流派会計研究にも色濃く影響を与えている。そこで、経済学の面からコーポレートガバナンス観の転換を検討する。

近年、コーポレートガバナンスを巡る議論において株主至上主義への見直しの機運が広がりつつある。例えば、バウワーら（2017）は現代の米国におけるコーポレートガバナンスが株主至上主義を原則としており、そのため様々な弊害を生じていると指摘する。そして、その根本的な原因が主流派経済学、会計学の中核的な理論とされるエージェンシー理論の欠陥によるものと述べている⁶¹。

エージェンシー理論とは「企業の所有者は株主である」という前提の下で、株主による経営者のコントロールを検討するものである。この理論の産物として経営者に対する業績連動型報酬制度、経営者報酬の開示、社外取締役制度の強化等があげられる。しかし、バウワーらはエージェンシー理論を前提とした諸制度が企業経営を弱体化させていると指摘する。

⁶¹バウワー, J.L.&L.S.ペイン (2017) 「エージェンシー理論から企業主体の理論へー健全な資本主義のためのコーポレートガバナンス」『ハーバード・ビジネス・レビュー2017年12月号』ダイヤモンド社、12-30頁

4. 2. 主流派会計研究の中核的理論—エージェンシー理論の特質

バウアーらによれば、エージェンシー理論の礎となったのは1970年に新聞紙上で発表されたミルトン・フリードマンの著名な論考⁶²である。この論考においてフリードマンは企業の所有者が株主であるのは自明であり、経営者の主たる責任は「所有者（株主）の望みに従って事業を推進することである」と主張した。すなわち、依頼人（プリンシパル）、である株主の利益に奉仕する代理人（エージェント）として経営者を位置づけた。この考え方を発展させ、エージェンシー理論として主流派会計研究の中核的な理論の地位にまで高めたのが Jensen と Meckling である⁶³。エージェンシー理論の概要は以下の通りである。

1. 株主は企業の所有者であり、事業活動のマネジメントの依頼者。
2. 経営陣は株主からマネジメントの権限を委譲された代理人。
3. 代理人である経営陣は株主の意向に沿ったマネジメントを行う。
4. 株主は自分たちの経済的利益を最大化するマネジメントを望む。

そして、エージェンシー理論は大きな発展を遂げていったが、その研究の主眼は「経営陣はいかに株主利益の最大化を図るか」にあった。そして、その最良の実現手段が経営陣と株主の利害を一致させることにありと結論づけた。こうしてコーポレートガバナンスに関する現代の経営諸制度は経営者と株主の利害を一致させるためのインセンティブを提示するものとなった。

エージェンシー理論は企業に関する理論の一つである。そこで、企業の理論におけるエージェンシー理論の位置づけについて検討する。チェンバースによれば企業の理論の中心となるのは「契約の束 (nexus of contracts)」の概念である。それは二つの重要な理論、すなわち1972年のアルチャンとデムゼットの財産権理論⁶⁴、1976年の Jensen と Meckling のエージェンシー理論⁶⁵の前提となっている。これら二つの理論の出発点となったのは1937年に Coase の提起した企業概念⁶⁶である。

従来の経済学において企業は、深さや広がりを持たないいわば「点」のような存在として認識されていた。しかし、Coase は企業を市場の価格調整メカニズムとは異なる調整メカニ

⁶² Friedman, M. (1970), A Friedman doctrine – The social responsibility of business is to increase its profit, *The New York Times: September 13 1970*

⁶³ Jensen, M. & W. Meckling (1976), Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs, and Capital Structure, *Journal of Financial Economics, Vol.3*, pp.305-360

⁶⁴ Alchian, A. & H. Demsetz (1972), Production, Information Costs, and Economic Organization, *American Economic Review, Vol.62*, pp.772-795

⁶⁵ Jensen & Meckling (1976), op.cit.

⁶⁶ Coase, R. (1937), The Nature of the Firm, *Economica, Vol.4*, pp.386-405

ズムを持つ組織として捉えなおしたのである。そして、市場における取引費用と組織を通じた調整費用とが比較され、市場での取引か、企業組織への内部化を図るかが選択されるとした。コースの理論は長らく日の目を見なかったが1970年代に入って1975年にウィリアムソン⁶⁷が取引費用理論として精緻化することで再び注目を集めるようになった⁶⁸。

コースやウィリアムソンらは雇用契約による資源配分を企業の本質と考えた⁶⁹。これに対しアルチャンとデムゼッツの財産権理論では企業を「契約の束」とみなし、市場での売買と組織における雇用契約は企業が締結する契約の一部に過ぎないと考えた。すなわち、雇用契約は組織内部の資源配分機能の本質ではないというのである。そして企業の本質はチーム生産における個々人のモニタリングという観点から理解するべきと主張したのである。工場現場でチーム生産が行われる場合、生産余剰はチームの構成員で分配される。財産権理論は、企業が獲得した利益を巡って構成員同士の利害対立が起きる可能性を認識し、成果を適切に分配するための理論なのである。これに対し、ジェンセンとメックリングは「契約の束」というアルチャンとデムゼッツの前提には同意するものの、財産権理論は所有と経営の分離が進んだ大企業にはそのまま当てはめることはできないと考えた。そこで所有と経営の分離に関わる諸問題をエージェンシー関係と捉え直したのである（エージェンシー理論）。財産権理論とエージェンシー理論は相互補完の関係にある⁷⁰。

エージェンシー関係とは、委託者（プリンシパル）が代理人（エージェント）に意思決定権限を委譲し、自らの利益のために行動することを委託する契約関係である。その前提となるプリンシパルとエージェントは、それぞれ自己利益を追求するという仮定は新古典派経済学の効用最大化の仮定と同じである。エージェンシー関係からは三つの費用が生じる。すなわち、エージェントを監視するためのモニタリング費用、エージェントが自らの信頼性を示すためのボンディング費用（保証費用）、エージェントが効用を最大化する意思決定ができなかったことに伴う「残余損失」という三つである。アルチャンとデムゼッツの財産権理論は自発的な交換を推進する契約の役割を強調するものであり、チーム生産におけるモニタリングの役割を重視していた。しかし、ジェンセンとメックリングはアルチャンとデムゼッツの見方は狭すぎると指摘する⁷¹。企業の基盤となる契約関係は雇用関係だけではなく、幅広いステークホルダーとの関係を含めた幅広い概念と考えるべきであるという。

ジェンセンとメックリングの提起するエージェンシー費用は企業にまつわるすべての契

⁶⁷ Williamson, O. E. (1975), *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, New York Free Press. [O.ウィリアムソン (1980)『市場と企業組織』日本評論社]

⁶⁸ ここで紹介した財産権理論、エージェンシー理論、取引費用理論は一般的に「新制度派経済学」、ないしは「組織の経済学」と呼ばれる一群の研究動向として位置づけられている。

⁶⁹ 蜂巣旭 (2015)「組織経済学と企業の本質：組織ケイパビリティの経済分析に向けて」『東洋大学経営論集 第85号』132頁

⁷⁰ 蜂須旭 (2015)「前掲論文」132—133頁

⁷¹ Jensen & Meckling (1976), op.cit., p.8

約に生じるとされる。また、契約の束という観点から組織が単なる「法的虚構 (legal fictions)」に過ぎないと捉えられる。もし、あらゆる組織が法的虚構であるとするれば、そこには営利組織、非営利組織等との区別はない。こうした仮定によってエージェンシー理論は、その説明能力の高さから社会科学における一般理論とみなされるようになったのである⁷²。

企業を法的虚構と捉えるエージェンシー理論の立場からは企業を人格化して捉える観点、つまり、法人実在説は誤りということになる。すると、企業の目的や社会的責任を問うことは無意味になる。そして、企業はさまざまな利害を調整する場、いわば市場に準じた存在として捉えなおされるのである。こうしたエージェンシー理論の特徴は、市場原理を中心とする現代的な自由主義（とりわけ米国的な自由主義）と極めて親和性が高い⁷³。こうしてエージェンシー理論は経済学や会計学の研究における主流派の重要理論となったのである。

4. 3. エージェンシー理論の問題点

バウアーらによればエージェンシー理論にはいくつかの根本的な誤りがあるという。一つ目は、エージェンシー理論が企業関連諸法と相容れない点である。株主は企業の所有者として振る舞う権利を持っていない。資産の一部を勝手に処分できず、建物等にも無断で立ち入ることができないのである。エージェンシー理論はこのような法制度上の現実を無視しているという。二つ目は、エージェンシー理論の想定する株主が伝統的な所有者の概念から外れている点である。現代の株主のほとんどが機関投資家であり、その背後には顔の見えない多数の受益者がいる。1932年に所有と経営の分離を提唱したバーリとミーゼの古典的な所有者概念とは異なり、現代の“所有者”は企業経営に関心を寄せていない。彼らはリターンに関心を寄せているだけなのである⁷⁴。

三つ目は、エージェンシー理論には株主のモラルハザードを生む要素が多く含まれている点である。現代の株主は所有者としての責任感に乏しく、短期的な自己利益を追求し、企業の中長期的な業績を犠牲にしても良いと考えがちである。四つ目は、経営陣が株主と同様に短期的利益の最大化を図ろうとして、研究活動の縮小、投資の削減、従業員の解雇等、後ろ向きの決定をする点である。そして五つ目は、株主を一枚岩とみなすエージェンシー理論の前提に対し、現実には株主の目的は様々であり、彼らを所有者とひとくくりにみなすことで株主の多様性を無視している点である⁷⁵。

また、エージェンシー理論は、いわゆる「ものいう株主」の一般的な主張の理論的根拠となっている。すなわち、「企業の所有者は自分たち株主であり、経営者が株主利益の最大化を図ることは当然」という主張である。しかし、バウアーらは「ものいう株主」によって企

⁷² Jensen & Meckling (1976), op.cit., p.9

⁷³ 蜂巢旭 (2015)「前掲論文」136頁

⁷⁴ バウアー, J.L. & L.S.ペイン (2017)「前掲論文」16-18頁

⁷⁵ バウアー, J.L. & L.S.ペイン (2017)「前掲論文」18-19頁

業の長期的な価値創出能力が破壊されていると主張し、それをボストン・コンサルティング・グループ（BCG）の成長シェア・マトリックス⁷⁶を用いて説明している。

このツールは実践上の課題はあるものの、企業が採りうる戦略の選択肢をわかりやすく伝えてくれる。例えば、短期的に株価の上昇を目論むのであれば、“負け犬”事業を売却し、“問題児”事業から資金を引き揚げ、さらに“花形事業”のマーケティング費用を削減するのが最も効果的である。そうすれば企業の短期的収益が激増し、株価が上昇する。しかし、この戦略を実施すると“花形事業”が力を失い、さらに将来有望な“問題児”事業を失うことになる。つまり、中長期的な成長の可能性は低くなる。長期的な成長を犠牲にして短期的利益を追求するのが“ものいう株主”の一般的傾向である⁷⁷。

バウアーは“ものいう株主”が主張する「価値創造」とは、たいていの場合、単なる「価値移転」に過ぎないと指摘する⁷⁸。しかも、その移転先は自分たちの懐なのである。しかし、研究活動、新規事業の立ち上げ、既存事業の成長に必要な資金を投入するの でなければ価値の創造につながらない。こうした“ものいう株主”たちの考え方の根拠となっているのがエージェンシー理論である。バウアーらは「上場企業では今後もエージェンシー理論に沿ったマネジメントがなされる」との見通しを示している⁷⁹。

エージェンシー理論は企業には実体はなく法的擬制に過ぎないという前提を置いている（法人擬制説）。しかし、バウアーらは企業とは独立した存在であるとの認識（法人実在説）に立つ⁸⁰。法人擬制説は「企業は社会的責任を負わない」という主張と結びつきやすい。フリードマン、ジェンセン、メックリングらは企業とは“虚構の人格”であり社会的責任を負うことはできないと考えるが、バウアーらは法人実在説の立場からそれを批判する。バウアーらによれば企業は経済的かつ社会的な組織体であり、株主以外の多様なステークホルダーの目的に応えるようにマネジメントされなければならないと主張する。

⁷⁶ 成長シェア・マトリックスとはボストン・コンサルティング・グループが1960年代に開発した企業の経営戦略における資源配分の意思決定のためのツールである。

⁷⁷ バウアーが論文中で利用した「成長シェア・マトリックス」は、ボストン・コンサルティング・グループのHPにおいて「BCGマトリックス」として詳しく解説されている。URL (<https://www.bcg.com/ja-jp/about/overview/our-history/growth-share-matrix>) *2023年9月29日アクセス

⁷⁸ バウアー, J.L. & L.S.ペイン (2017)「前掲論文」24頁

⁷⁹ バウアー, J.L. & L.S.リン (2017)「前掲論文」25頁

⁸⁰ 渡部亮 (2003)『アングロサクソンモデルの本質』ダイヤモンド社、237頁

表. 7-3 エージェンシー理論と企業主体論の比較

| | 株主中心 | 企業中心 |
|--------|----------------------|------------------------------------|
| 理論 | エージェンシー理論 | 企業主体論 |
| 企業概念 | 法人擬制説 | 法人実在説 |
| 企業の役割 | 株主のための富の最大化 | 商品・サービス、雇用の提供、投資機会の創出、イノベーションの推進 |
| 社会的責任 | なし | 事業目的を果たし、良き企業市民として行動 |
| 株主の役割 | 依頼人 | 株式保有者 |
| 取締役の役割 | 株主の代理人 | 企業・株主からの受託者 |
| 経営目標 | 株主利益の最大化 | 業績の維持 |
| 時間軸 | 短期 | 短・中・長期に配慮、無期限の可能性も有り |
| 業績指標 | 株主利益のみ | 株主利益、理念の実現、商品サービスの質、従業員の福利など多岐にわたる |
| 長所 | 簡潔、経済的に明快 | 法律・歴史・直面する現実に沿う |
| 短所 | コンプライアンス・優れた経営にそぐわない | 関係性・責任が複雑、成功・不成功の判断が難しい |

出所：バウアー, J.L.&L.S.ペイン (2017)「前掲論文」29頁 を元に作成

4. 4. コーポレートガバナンス観の転換

正村 (2017) によればコーポレートガバナンスの目標は、企業の不正行為の防止と収益力の向上にあり、それは企業収益を増大させ高い配当を得たいと考える株主の期待に応えることを目指すものであるという。また、コーポレートガバナンスは分権的な市場システムによる統制、集権的な官僚制による統制の中間に位置する統制メカニズムであるとも述べている。用いられる手段は会計監査であり、現代ではその前提として企業が内部統制制度を通じて自律的な競争主体となることが求められるようになったと述べている⁸¹。すなわち、現代のコーポレートガバナンスの自由主義的な特質を指摘している。

しかし、こうしたコーポレートガバナンス観の転換は単に内部統制制度の問題にはとどまらない。それは現代的なリスクマネジメント制度にも関わってくる。特に長期的な利益が重視される状況においてレピュテーションリスクの重要性は増大している。また、近年ではSDGsに代表されるようにCSRに関する新たな動向が生じており、CSR対応がいわばコンプライアンス化して、新たなレピュテーションリスクが登場したという側面もある。そこで次にCSRとコーポレートガバナンス観の転換の関係を検討する。

CSRについては長い歴史があるが現代的なCSRにはそれ以前のものと大きな違いがあ

⁸¹ 正村俊之 (2017)『前掲書』11頁

る。それはコーポレートガバナンス、リスクマネジメントと密接に関係しているという点である。現代における自由主義的な統治にあっては各企業が自己利益を追求する行動をとることによって、結果的に全体の秩序が保たれると考えられている。現代的な CSR についても各企業の“良心”が目覚め、倫理観が向上したことで機運が盛り上がったわけではない。各企業を取り巻く状況が大きく変化し、そのように振る舞わざるを得なくなり、そのように振る舞うことで利益を得られるようになったのである。

5. 現代的なコーポレートガバナンスと CSR

5. 1. CSR の現代史

CSR (Corporate Social Responsibility: 企業社会責任) への関心ははるか以前から存在した。しかし、近年の CSR の動向は 1980 年代頃から複雑かつ非直線的な経路をたどって現在に至っている。現代的な内部統制制度、リスクマネジメント制度が従来の制度とは性質を異にするものであるのと同じく、現代的な CSR は従来の CSR と特質を異にし、コーポレートガバナンス観の転換とも深く関係している。

1980 年のわが国の CSR は、「事業で得た利益を社会に還元する」といった捉え方をされていた。米国の影響により「1%クラブ」⁸² という活動が経団連によって奨励され、利益の 1% を慈善活動や文化活動に寄付する動向が起きた⁸³。これに対し、1990 年頃になると環境への関心が高まった。オゾン層とフロンガスとの関係がクローズアップされ、1989 年にはタンカーからの大規模な原油流出事故(バルディーズ号事件)が発生し、米国の環境 NGO から環境保全原則(バルディーズ原則)が提起されたのである⁸⁴。1992 年にはブラジル・リオデジャネイロの国連環境開発会議(地球サミット)において「リオ宣言」⁸⁵ が採択され、持続可能性(サステナビリティ)という概念が世界に広まっていった。そして、1996 年には ISO14001(環境マネジメントシステム)が制定され、1997 年にはわが国の環境庁が「環境報告書作成ガイドライン」を提起したのである。これによってわが国の大企業の間では環境庁のガイドラインに沿った環境報告書の作成が広まっていった⁸⁶。

⁸² 「1%クラブ」の概要について経団連の HP に詳しい説明がある。(<https://www.keidanren.or.jp/1p-club/outline.html>) *2021 年 10 月 12 日アクセス

⁸³ こうした活動はメセナ(文化・芸術活動の支援)、フィランソロピー(慈善活動)と呼ばれた。

⁸⁴ 「バルディーズ原則」を提起した環境 NGO とはセリーズ(CERES)である。バルディーズ原則は 1992 年の地球サミットをきっかけに同団体の名前を取って「セリーズ原則」へと改称されている。

⁸⁵ 「リオ宣言」は 27 の原則から成り、持続可能性というキーワードを軸に自然環境のみならず貧困、女性、若者、先住民、抑圧・被占領下にある人々への視点を含む包括的な原則であった。また、リオ宣言では各国のリーダーシップが求められていた。

⁸⁶ 環境報告書ガイドラインによって、2000 年頃以降わが国の CSR が環境に偏重する傾向を持った。

1990年代はソ連崩壊を受け、自由主義陣営の躍進期であった。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の発展形であるWTO（世界貿易機関）の加盟国数は130カ国にも上り、自由貿易の妨げとなる関税・非関税障壁の撤廃に向けた機運が高まっていった。しかし、他方ではこうした経済のグローバル化に反対する動向も生じた。すなわち、労働組合、環境団体、農業経営者、学生、左派政党等による反グローバルリズムへの取り組みである。こうした状況において1997年に起きたナイキ・スウェットショップ（労働搾取工場）事件は一つの転機となった。ナイキは自社工場を持たず生産をすべて外注化するビジネスモデルを採用していた。ところが、ナイキのスポーツ・シューズを製造するインドネシアやベトナムの工場で長時間労働、低賃金労働、児童労働、強制労働等が行われていることが明るみとなり、ナイキ製品に対する世界的な不買運動が発生したのである。この事件は反グローバルリズムにとっての象徴的な出来事であった。すなわち、自由貿易が進展し経済がグローバル化すれば、労働者の搾取、環境破壊が進み、社会が荒廃するとされたのである。

こうした時期に国連のアナン事務総長によって「ミレニアム開発目標（MDGs）」（2000）が打ち出された。これは1990年代のいくつかの国際会議で採択された諸目標を統合したものだ。具体的には、2015年までに国際社会が達成すべき目標として8つのゴール⁸⁷と21のターゲット項目を掲げるものであった。また、アナン事務総長が打ち出したもう一つの仕組みが「国連グローバル・コンパクト」（2000）である。これは、人権、労働、環境、腐敗防止の四つの分野について9つの原則を定め、企業に対して自主的な署名を呼びかけるというものであった。そして、MDGsとグローバル・コンパクトは2015年のSDGsによって一体化することとなった。近年のCSRにおいてはNGOの役割が重要性を増している。例えば、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）は「トリプルボトムライン」⁸⁸の概念に基づいて企業に対して財務報告だけではなく、「サステナビリティ報告書」を毎年発行することを要請し、2000年に報告のためのガイドラインを公表している。

近年におけるCSRの重要性の高まりは企業に対する投資の動向を左右するようになった。以前は「トリプルボトムライン」等に対する投資家の関心は低かった。投資家の関心は第一に経済的な利益にあり、環境や社会に対する貢献は利益を減らすものとして十分に受け入れられなかったのである。2000年代に入ると社会的責任投資（Social Responsibility Investment：SRI）等に対する関心が高まっていったが、SRIに対して投資家はその投資効果に疑念を持ったため、大きな動向とはならなかった。

その後、国連機関がまとめたレポート（2004）⁸⁹によって、環境、社会、コーポレートガ

⁸⁷ 8つのゴールとは、①極度の貧困と飢餓の撲滅 ②普遍的初等教育の達成 ③ジェンダー平等推進と女性の地位向上 ④幼児死亡率削減 ⑤妊産婦の健康改善 ⑥HIV・マラリア等の感染防止 ⑦環境の持続可能性の確保 ⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進 である。

⁸⁸ トリプルボトムラインとは1994年にジョン・エルキントンが提唱した概念で、経済、環境、社会の三つの利益のバランスを重視しようというコンセプトである。

⁸⁹ 国連環境計画・金融イニシアチブ（UNEP FI）が2004年にまとめた「社会、環境、コーポレートガバ

バナンスを考慮することで株主価値が上がることを示されたことで、国連は2006年に「国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment：PRI）」を公表したのである。それは投資の意思決定に環境（Environment）・社会（Society）・ガバナンス（Governance）の三つ、すなわち ESG を考慮するとともに、投資先に対して適切な情報開示を求める内容であった。また、このレポートは ESG 投資が受託者責任に反するものではないことを示すものでもあった。これ以降、PRI は機関投資家に対して ESG 投資のガイドラインの役割を果たしていった。PRI は国連が初めて機関投資家に対して行われた取り組みであり、重要な意味を持つこととなった。

2008年に起きたリーマンショックは CSR のあり方に対する日本と欧米との考え方の違いを際立たせた。経済システムを揺るがす大変動の中で日本企業は真っ先に CSR 予算を削減したのに対し、欧米では逆に CSR 部門の重要性が高まったという。欧米では株主価値に加えて社会的価値を追求することが当然視されるようになっていたのである⁹⁰。

5. 2. SDGs、ESG 投資を巡る諸状況

リーマンショックをきっかけにして大きく転換していった CSR であるが、その関心の中心は環境問題、とりわけ気候変動の問題であった。そもそも気候変動が国際政治の場でテーマとなったのは1994年に発効した国連気候変動枠組条約からである。その後、毎年、気候変動に関する国際会議（COP）⁹¹ が開催され、1997年のCOP3⁹²で採択された京都議定書によって先進国の二酸化炭素排出量削減目標は大きな意味を持った。1990年を基準とし、2012年までにEU8%減、米国7%減、カナダと日本6%減、が削減目標とされ、開発途上国には目標は課されなかった。しかし、米国は2001年に、カナダは2011年に離脱した。EUと日本は目標を達成したが、日本の場合、他国での排出量削減への貢献分をカウントするという制度を駆使しての目標達成であり、日本国内での排出量は逆に6.5%も増加していた。また、京都議定書は2012年以降の目標設定で意見の一致を見ず、空中分解した。

こうした国家レベルでの停滞を尻目にグローバル企業は積極的な取り組みを行うようになっていった。大手金融機関は2010年頃には気候変動が金融リスクになるとの認識を持ち始めていた。国際環境 NGO カーボントラッカーは2011年に化石燃料（石炭・石油・ガス）を「座礁資産」と名づけ、気候変動への悪影響から将来使用できなくなるリスクがあると主

ナンス課題が株価評価に与える重要性（マテリアリティ）」レポートである。このレポートはHSBC、シティ、BNPパリバ等、運用会社大手12社で構成されたワーキング・グループによってまとめられた。

⁹⁰ 夫馬賢治（2020）『ESG 思考－激変資本主義 1990－2020、経営者も投資家もここまで変わった』講談社新書、82－86頁

⁹¹ COPとはConference of the Parties（締約国会議）の略称であり、国連気候変動枠組条約に加盟している締約国が毎年開催している会議を指す。

⁹² COP3とは第3回締約国会議を意味している。1995年がCOP1であるため京都において開催されたCOP3は1997年ということになる。

張した⁹³。こうして気候変動は資本主義体制における最大の長期リスクという認識が広まったのである。2015年には主要な機関投資家⁹⁴が石炭関連企業への投資を引き上げる決定(石炭ダイベストメント)を行っている。

金融機関、グローバル企業、NGO、機関投資家のこうした動向を受け、2015年のG20において、気候変動に対し金融機関が対処すべき方向性を定めることを金融安定理事会(Financial Stability Board: FSB)に要請することが決まった。FSBはリスク対策には情報の透明性が必須と考え、気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD)を発足させた。こうして国際政治・経済のあらゆるプレーヤーにとって気候変動対策は待ったなしという機運が高まったのである。こうした情勢において2015年に開催されたのがCOP21パリ会議であった。そこでは、二酸化炭素排出量削減目標を自主的に設定し、相互に目標達成状況をチェックするという国際条約、パリ協定が締結されたのである。また、同年にはSDGsが誕生している。

SDGsは1992年の地球サミットでのアジェンダ21、2000年のミレニアム開発目標(MDGs)の流れを汲んだ国連の取り組みである。MDGsの目標期限が2015年であったため、その次の15年間の目標を決めるものであった。目標となった項目はおおむねMDGsと同様であり、飢餓、貧困、医療、基礎教育、ダイバーシティ、生物多様性、海洋保全、森林保全、気候変動、リサイクル等17のゴール、及びそれらをさらに細分化した169の目標が設定されている。SDGsには将来世代にツケを回してはならないという条件、現代において人間として尊厳をもって生きることができなければならないという条件が設定されている。一つ目の条件は端的に言えば環境問題、二つ目の条件は貧困問題の解決といえる。

SDGsとMDGsとの大きな違いは、グローバル企業、金融機関、機関投資家等が気候変動リスクをはじめ、持続可能性に対する潜在リスクに目を向けるようになったことである。こうしたリスクへの対処はコストであると同時に新たな事業機会として認識されるようになった。2017年のダボス会議では、SDGsの各目標が達成されると2030年までに年間12兆ドルの経済成長機会があり、新たに3.8億人分の雇用が創出されるとのレポート⁹⁵が公表されている。このような認識の変化に伴い、グローバル企業等は各国での法規制、国際条約の締結を後押しするようになっていった。MDGsが国連主導であったのに対し、SDGsはむしろ企業等の動向に国連が追随するような形で取りまとめられたのである。なお、SDGsとESG投資との間には密接な関係がある。すなわち、企業がSDGsに積極的に取り組み、それによってその企業に対するESG投資が活発化したのである。

土佐(2007)は現代社会では国際機関、NGO、多国籍企業といった国家をまたいで活動

⁹³ 特に、石炭には大きな金融リスクがあるとの認識が広まっていった。

⁹⁴ カリフォルニア州職員退職年金基金(カルパース)、カリフォルニア州教職員退職年金基金(カルスターズ)、ノルウェー政府年金基金GPF、オランダのABP、PFZWである。

⁹⁵ Business and Sustainable Development Commission (2017), *Better business, better world*.

を行う非国家的主体がガバナンスの仕組みに加わったと指摘した。そして、さまざまな主体を組み込んだ権力ネットワークが、特定のタイプの統治性を目指した一つの大きな仕組みになりつつあると述べている⁹⁶。それが現代における自由主義的な統治性であるという。土佐の指摘は自由主義的な統治性が国民国家の境界線を越えたグローバルな統治性ともいべき状態の出現を指摘するものであり、それはコーポレートガバナンス観の転換と深く関係している。

5. 3. 現代的な CSR と受託者責任

コーポレートガバナンスにおけるエージェンシー理論への批判は CSR に関してもあてはまる。CSR に関連してフリードマンによる株主に対する受託者責任のあり方への批判的な視点が提起されたのである。フリードマンは株主に対する利益還元のみが企業の社会的責任であり、それ以外のステークホルダーを念頭に置いた社会貢献という観点は持っていなかった。しかし、現代的な CSR ではこうした観点は採用されていない。企業はエージェンシー理論が前提とするような法的擬制ではなく、実体を持った存在であり、企業は社会との多様なかかわりを持つ存在と捉えられるようになったのである。

バウアーらは現代的なコーポレートガバナンスの考え方に影響を与えたのはフリードマンが 1970 年に新聞紙上に発表した論考であると指摘した。しかし、フリードマンの思想はそのるか以前、1962 年の「資本主義と自由」⁹⁷ において表明されている。その中でフリードマンは「企業経営者の使命は株主利益の最大化であり……社会的責任は自由を破壊するものである」⁹⁸「もしも企業が何か寄付をしたら、その行為は株主が自分の資金の使い道を決める自由を奪うことになる」⁹⁹ と述べている。こうしたフリードマンのガバナンス観が浸透したことで CSR に対する企業の取り組みが制約され続けたのである。しかし、ESG 投資への注目が高まった 2000 年代半ば以降、こうしたフリードマンの CSR 観が見直されていったのである。

そもそも ESG 投資は従来のファイナンス理論とは相いれない視点を持っていた。例えば、ポートフォリオ理論では投資対象となる企業の過去の投資リターンと株価の変動率を分析することで最適な投資の組み合わせ（投資ポートフォリオ）が導き出せるとされていた。これに対し ESG 投資は過去のリターンや投資リスクを考慮しない投資意思決定を行うものである。しかし、ESG 投資家たちは環境の変化とそれに伴う社会課題が提起される時代にあつて、過去の投資リターンとリスクだけで意思決定できるものではないと考え、過去情報よ

⁹⁶ 土佐弘之 (2007)「前掲論文」126-127 頁。

⁹⁷ Freedman, M.(1962), *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press. [M.フリードマン (2008)「資本主義と自由」日経 BP 社]

⁹⁸ フリードマン, M. (2008)『前掲書』249 頁

⁹⁹ フリードマン, M. (2008)『前掲書』252 頁

りも ESG 関連のデータを考慮する方が企業の成長力、将来性を見通せると考えた¹⁰⁰。不確実な要素、未来に関する要素が重視されるようになったのである¹⁰¹。

コーポレートガバナンス観の転換は機関投資家に関する法規制にも表れるようになった。米国では機関投資家、とりわけ年金基金にとって投資家に対する受託者責任の問題は ESG 投資を考える上で重要であった。なぜなら受託者責任の観点からはあくまでも投資効果が得られることが大前提であるからである。この点に関し、2015 年に従業員退職所得保障法（ERISA 法）の解釈通達が変更され、ESG 要素が年金の運用上の経済価値と直接関係を持つことが明確化されたことは大きな意味を持った。すなわち、ERISA 法は ESG 投資を禁止していないこと、ESG 投資が受託者責任に反していないことが明らかにされたのである。これによって ESG 投資の正当性がより高まったのである¹⁰²。わが国でも ESG 投資とコーポレートガバナンスの関連性についての認識が広がっていった。2015 年には金融庁と東京証券取引所の策定した「コーポレートガバナンス・コード」が公表された。また、2017 年には日本版スチュワードシップ・コードの改訂版が公表され、後者では投資先の検討に当たって ESG 要素を踏まえることが明記されている。

さらに、わが国最大の年金基金、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が 2015 年に PRI に署名したことも大きな意味を持った。そして、わが国の多くの機関投資家もそれに追随したのである。また、GPIF は資金の運用にあたり ESG 指数を採用することを明らかにしている¹⁰³。わが国においても機関投資家が ESG 投資を行うことはコーポレートガバナンス上の問題と捉えられるようになったのである。日米のコーポレートガバナンス観の転換によって、少なくとも ESG 要素を考慮した中長期的投資は受託者責任に反しないという共通認識が得られるようになった。ESG 投資を巡る状況の変化は現代的な内部統制制度、リスクマネジメント等への転換とも深く関係している。

本論文の執筆の段階で非財務情報開示、とりわけ気候変動や生態系に関する領域、インタンジブルズに関する人的資本の開示について大きな動きが起きている。すなわち、2021 年 11 月、国際財務報告基準（International Financial Accounting Reporting Standards: IFRS）財団は、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB）を設立した。実は、非財務情報開示については 2000 年代以降、様々な団体の基準の乱立状態が起きていた。それぞれ新たなモデルを提起し、その主導権争いが生じていたのである。そして、ISSB は特に気候変動、自然資本、人的資本といった非財務情報に焦点を当てている。わが国でも上場企業を中心に情報開示の義務化が次々と行われ、企業の常識も大

¹⁰⁰ 夫馬賢治（2020）『前掲書』127-130 頁

¹⁰¹ 湯山智教（2019）「ESG 投資のパフォーマンス評価を巡る現状と課題」東京大学公共政策大学院ワーキングペーパーシリーズ。

¹⁰² 湯山智教（2019）「前掲論文」4-5 頁

¹⁰³ 湯山智教（2019）「前掲論文」23 頁

きく変化しつつある。

こうした非財務情報開示の動向は「自己統治・第三者認証」統治システムにおける基準としてのコーポレートガバナンスと密接に関係している。今後、非財務情報開示についてさらに多様な基準、ガイドラインが公表され、企業の対応が求められていくことになるが、その動向の本質は本論文で検討してきた社会制度変容の力学、すなわち「自己統治・第三者認証」統治システムの力学である。非財務情報の領域はあいまいであり、かつ、レピュテーションリスクとも密接に関係している。すなわち、非財務情報開示はレピュテーションリスクと相互に関係しあいながら、新たなコーポレートガバナンスの中心に位置づけられるようになったのである。これが現代的な CSR の本質である。

6. 本章のまとめ

本章ではオペレーショナルリスクの中で重要性を増してきたレピュテーションリスクに焦点を当てて考察してきた。現代的な社会統治において内部統制はその中核的制度であり、その基底には現代的なリスク概念が置かれている。そして、内部統制の対象が企業の財務にとどまらず、経営活動全体へと広げられていく中で内部統制制度はリスクマネジメントと一体化しつつ拡張されていった。こうした文脈においてオペレーショナルリスクは最も新しいリスクマネジメントの動向である。

フーコーによれば「人口」に介入し調整する権力におけるリスク概念は正常性、すなわち、危険を正常な範囲内に抑えることで社会の安全を維持しようとする原理である。そして、その正常な範囲を示すために数値化・標準化という観点から統計的手法が広まっていったのである。こうした動向は特に金融業界を中心に 1990 年代以降、顕著にみられるようになった。従来あいまいであった危険、すなわちオペレーショナルリスクの領域にも「正常性」に基づく客観的な指標が次々と取り入れられ、計測可能なリスクとして捉え直されていったのである。その最もあいまいなリスクがレピュテーションリスクである。

本章ではレピュテーションリスク、すなわち評判にまつわるリスクをそのあいまいなリスク概念の中でも独特の位置を占める重要なものとして分析した。レピュテーションリスクは、技術的・科学的・論理的なリスクである一次的なリスクに対し、社会に対するコミュニケーションの適切さという二次的なリスクである。すなわち、原因となった問題自体に適切に対処していたとしても、社会に対するコミュニケーションを間違えると多大な悪影響が生じるということである。こうしたレピュテーションリスクの特性は、どれだけ良い商品サービスを生み出しても、適切にマーケティング、ブランディングできなければ売ることはいできないという経営戦略の常識と重なるものとなっている。つまり、レピュテーションリスクの概念によってリスクマネジメントは組織の経営戦略と密接な関係を持つようになった。

“二次的なリスク”というレピュテーションリスクの特性によって、あらゆるリスクがレピ

レピュテーションリスクに結びつけられるようになった。各組織主体は社会からの批判を浴びないように注意深く行動するようになり、コンプライアンスやコーポレートガバナンスが重視されていった。しかし、各主体は倫理観に基づいて倫理的な行動をとるのではない。倫理的な行動をとることでレピュテーションリスクを管理しようとするのである。

フーコーの所説に照らしていえば、それは人々を「正常性」の中で好ましい行動をとらせようとする統治の手法であり、ボードリヤールの記号論に即していえば、各主体はあらゆる行動を通じて「倫理」という実体のない記号のシミュレーションを行うようになったのである。わが国における健康経営の事例、第三者委員会の事例は“アリバイづくり”としてのコンプライアンス対応の特徴がよく表れている。“倫理的”であるとは、実際に倫理的な考え方を持つことではなく、“倫理的”とされる行動をとることである。内心がどのようなであっても“倫理的”に行動する者は倫理的なのである。現代の自由主義的な社会制度は、各主体自らが進んで“倫理的”な行動をとるように誘導されるものとして構築されている。

レピュテーションリスクに関する最も大きな動向は CSR に関するものである。かつて CSR は善意の取り組みであり、企業は利益につながらないそうした行動に積極的ではなかった。CSR は常に社会の圧力として企業に取組みを求めるものであった。すなわち、評判が低下することに対するリスクマネジメントとしての側面が強かったため、その取り組みは消極的なものとならざるを得なかった。しかし、2000 年代に入るとその動向は大きく変化した。CSR への取り組みは利益の増大、企業価値の向上につながるものが明らかになったのである。それによってレピュテーションリスクの積極的な側面、すなわち価値創造の側面が強調されるようになった。ESG 投資、SDGs といった現代的な CSR 概念には「社会貢献は自社の利益になる」という視点を取り入れられている。

CSR を巡るこうした動向は現代のコーポレートガバナンス観に大きな転換をもたらした。現代的なコーポレートガバナンス観とは株主第一主義であり、株主の利益にならない社会貢献活動を一切認めないという立場である。しかし、こうしたコーポレートガバナンス観の問題点が次々と指摘されるようになり、多様なステークホルダーの利益を重視する必要性が再認識されるようになっていった。それによって ESG 投資や SDGs が脚光を浴びるようになったのである。コーポレートガバナンス観の転換はレピュテーションリスクのあり方を変え、CSR への取り組みを変えたのである。

本論文では会計監査モデルが組織内部に浸透し現代的な内部統制制度が形成されたこと、その基底にはリスク概念があり、その結果、内部統制制度がリスクマネジメントと一体化した背景を考察した。さらに、このモデルがコンプライアンスやコーポレートガバナンスとも密接に関係しており、各制度を単体で理解するよりその相互関係性で理解することの有益性を見てきた。これら諸制度の根底に流れる論理や相互関係性を理解すれば、新たな概念や制度が登場した際にも、「全く未知のもの」と考える必要はなくなる。表面的な新しさではなく、その論理の共通性に着目していけば誤った対応を避けることが可能になる。

終章

本論文では現代的な内部統制制度、リスクマネジメント、コーポレートガバナンス等の社会制度について検討してきた。以下、本論文の主要な貢献、導き出された結論を示す。

まず、現代的な社会制度に共通の論理、すなわち「自己統治・第三者認証型」の統治システムを見出した点である。そして、内部統制制度が中核的な役割を果たしていること、さらに内部統制制度がリスクマネジメント、コーポレートガバナンスと相互に影響を与えつつ一体化し、より大きな社会制度を形成していることを明らかにした。また、新たに登場するさまざまな社会制度、例えば、健康経営、第三者委員会、SDGs といった制度にも「自己統治・第三者認証型」統治システムのモチーフが影響を与えていることを示した。

次に、本論文の「自己統治・第三者認証型」統治システムという視点がパワーの「監査社会」論を再定義した点である。パワーは現代において会計監査モデルが社会統治の主流となり、会計監査という枠組みを超えて多様な領域へと浸透していった状況を分析して大きな反響を呼んだ。その一方、監査社会における監査が「儀式化」し、形骸化しているとも指摘した。しかし、パワーは「監査社会」化が進展した原因、力学について十分に論究していない。本論文ではフーコーの権力論、とりわけ「安全（セキュリティ）」の戦略を利用することで「監査社会」化の原因、力学を明らかにした。

三つ目は、「自己統治・第三者認証型」統治システムの力学としてフーコーの権力論を整理した点である。フーコーは自由主義を統治のコストを減じつつ、その効果を最大化しようとする統治スタイルであると考えた。自由主義的な統治とは表面的には自由を与え、各主体に自立を促す一方、「安全（セキュリティ）」の戦略によって管理や強制の手続を増やす統治スタイルである。「安全（セキュリティ）」の戦略とは社会にとって望ましいふるまいを基準、報告書、ガイドライン等、さまざまな形で示し、それに沿ったふるまいが利益にかなうことを示し、各主体が社会にとって望ましい存在となるように導く統治手法である。

四つ目は、現代的なリスクマネジメントとフーコーの「安全（セキュリティ）」の戦略との関連を明らかにした点である。フーコー的自由主義における「安全（セキュリティ）」とは社会の安全を維持できる範囲内で各主体の自由を認めるというものである。そして、自由と「安全（セキュリティ）」を仲介し調整する原理が危険（リスク）である。現代のリスクマネジメントとは自らのふるまいが社会の安全を害しないという観点から再定義されている。そのため、自己統治の中心的制度である内部統制制度とリスクマネジメントは必然的に一体化するのである。

五つ目は、現代的なコーポレートガバナンスが「安全（セキュリティ）」の戦略における社会の安全を示す視点となっていることを明らかにした点である。もともとコーポレートガバナンスは法令に基づく企業統治を示す概念であったが、現代ではその概念が拡張され、社会的な存在としての企業のあるべき姿を示すといった概念に再定義されている。その結

果、自由主義的な統治の中核的制度としての内部統制制度、社会の安全と主体の自由なふるまいとの仲介・調整機能としてのリスクマネジメント、さらに社会の安全に具体的な形を与えるコーポレートガバナンスは不可分の関係を持つに至り、より大きな一つの社会制度を形成していることを明らかにした。

六つ目は、ボードリヤールの記号論によって高度に情報化・抽象化したリスク概念が社会制度に及ぼす影響を明らかにした点である。「安全（セキュリティ）」の戦略においてリスクは重要な意味を持つが、情報化・金融化の進展とともに物理的実体をもたない多様なリスクが次々と登場しバーゼル規制等の社会制度に組み込まれるようになっていく。こうした抽象的なリスクには高度な統計学・ファイナンス理論を導入することでリスクマネジメントの正当性を高めようとする力学、すなわちリスクを社会の安全に危害を及ぼさない範囲で収めようとする力学が働く。しかし、社会的構築物である高度に抽象的なリスクを科学的アプローチでマネジメントしようとするものの困難さを明らかにした。

七つ目は、主流派と目される会計研究方法の限界を指摘し、学際的な研究方法論の重要性を指摘した点である。世界の会計学の研究方法の主流は経済学的なアプローチである。こうしたアプローチは安定した条件の下では強みを発揮するが、社会が大きく変化している状況にはうまく適合しない。自然科学と同様の要素還元主義（factor reductionism）的な傾向を持つ主流派の研究アプローチに対し、研究対象をより大きな視点で整理する全体論（holism）的な研究スタイルの重要性を指摘した。本論文は後者の立場から会計社会学ともいべき方法論によって構成している。例えば、内部統制制度そのものに留まらず、“内部統制”という言葉が日常的なビジネス用語となったこと、内部統制関連資格の増加や有資格者の激増といった現象も一つの大きな制度の中の要素という視点で分析を行っている。

八つ目は、「自己統治・第三者認証型」統治システムに関し多様な事例に照らし合わせて検討を行った点である。その主なものを検討した順に列挙すると、わが国と米国の内部統制制度の転換、NPM（ニューパブリックマネジメント）、ISO品質マネジメント、金融機関のリスクマネジメント、ブランド価値評価モデル、健康経営、第三者委員会等である。表面的には全く異なる多様な制度や実務が「自己統治・第三者認証型」統治システムという視点から分析可能であることを示した。

九つ目は、最も抽象的なリスクとしてレピュテーションリスク（評判リスク）を位置づけた点である。インターネット等の発達によってレピュテーションリスクの重要性が増し、コーポレートガバナンスに取り込まれていったこと。そして「安全（セキュリティ）」の戦略の対象範囲が拡大し、あらゆる企業活動がレピュテーションリスクのマネジメント対象となること、すなわち、リスクマネジメントがあらゆる企業活動と一体化したことを明らかにした。

最後に、会計制度論に留まらず広範な社会制度を検討するフレームワークを提示した点である。会計制度に留まらず、社会科学の研究アプローチは非常に狭い対象について行われる場合が多い。特定分野について詳細かつ深い知見が得られることのメリットは大きい、

それぞれの研究が社会にもたらす貢献は大きいとはいえない場合も多い。しかし、本論文ではより広範な社会制度、それに付随して生じる多くの社会現象を「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルというフレームワークによって体系的に分析することが可能であることを示した。

以上が著者の考える本論文の貢献、成果である。なお、本論文は会計社会学ともいうべき全体論的な研究スタイルを採用しており、多様な領域の多くの要素を検討する必要があった。しかし、著者の力量不足からそうした整理に不十分な点があることは否めず、今後、現実の社会制度の分析・検討を積み重ねていくことで分析手法としての「自己統治・第三者認証型」の統治スタイルというフレームワークをより洗練させていきたい。

参考文献

1. 青木昌彦 (1995) 『経済システム進化の多元性』 東洋経済新報社
2. 赤石雅弘・小嶋博・榊原茂樹・田中祥子編 (2001) 『財務管理』 有斐閣
3. 浅沼宏和 (2005) 「会計研究パラダイムの諸類型—チュアの所説を中心に—」 『名古屋学院大学大学院経済経営論集』 第 8 号、1-34 頁
4. 浅沼宏和 (2006) 「NPM における行政評価の役割」 『名古屋学院大学大学院経済経営論集』 第 9 号 1-20 頁
5. 浅沼宏和 (2007) 「主な経営学者・経営学説」 坂本光司・西浦道明編 『キーワードで読む経営学』 同友館、23-35 頁
6. 浅沼宏和 (2009) 「現代的内部統制制度の形成—米国の動向とわが国への影響を中心に—」 『名古屋学院大学大学院経済経営論集』 第 12 号、1-14 頁
7. 浅沼宏和 (2011) 「ドラッカーの経営戦略論にもとづいた新たな戦略マップの提案」 『文明とマネジメント』 第 5 号、ドラッカー学会、214-226 頁
8. 浅沼宏和 (2011) 『世界一やさしいドラッカーの教科書』 ばる出版
9. 浅沼宏和 (2012) 『世界一やさしいマイケル・ポーター「競争戦略」の教科書』 ばる出版
10. 浅沼宏和 (2014) 「サイバーリスクと価値創造のマネジメント」 サイバーセキュリティと経営戦略研究会編 『サイバーセキュリティ』 NTT 出版、197-237 頁
11. 足立和浩 (1970) 「疎外」 山崎正一・市川浩編 『現代哲学事典』 講談社
12. 新谷司・徳前元信 (1997) 「フーコー主義会計研究の意義、役割、及び問題点」 『金沢学院大学経営情報学部紀要』 Vol 3 No.1、11-47 頁
13. 新谷司 (2011) 「解釈会計学・フーコー主義会計学・マルクス主義会計学における関与方法」 『日本福祉大学経済論集』 第 42 号、169-206 頁
14. 新睦人 (2004 年) 『社会学の方法』 有斐閣
15. 飯村慎一 (1999) 「金融機関のリスクマネジメントの潮流 —ERM (Enterprise Risk Management) への動き—」 『資本市場クォーターリー』 1999 年夏号、野村総合研究所、1-16 頁
16. 石田英敬 (2006①) 「統治性」 『フーコー・コレクション 6: 生政治・統治』 ちくま学芸文庫
17. 石田英敬 (2006②) 「生体政治の誕生」、小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編 『フーコー・ガイドブック』 ちくま学芸文庫
18. 板谷敏彦 (2013) 『金融の世界史—バブルと戦争と株式市場』 新潮選書
19. 今村仁司 (1988) 「フーコー」 今村仁司編 『現代思想を読む事典』 講談社現代新書、738-739 頁
20. 大澤真幸 (2019) 『社会学史』 講談社現代新書
21. 岡田邦夫 (2014) 「健康経営と産業保健の関わり」 『産業保健 21』 第 77 号、9-11 頁
22. 尾形裕也 (2014) 「最近よく聞く『健康経営』とは？」 『産業保健 21』 第 77 号、2-5 頁
23. 尾上選哉 (2011) 「日本におけるリスク・アプローチに基づく監査の変遷」 『吉備国際大学研究紀要』 第 21 号、51-61 頁

24. 亀井利明 (2017) 『リスクマネジメントの本質』 同文館
25. 川人博・蟹江鬼太郎 (2017) 「電通女性過労死事件が提起したもの」『連合総研レポート』 No.324、2017年3月号、8-11頁
26. 川村眞一 (2007a) 『内部統制と内部監査』 同文館出版
27. 川村眞一 (2007b) 『現代の実践的内部監査』 同文館出版
28. 金靖 (2012) 「日本における証券取引法監査制度の生成と内部統制」『企業と法創造』 3月号、214-228頁
29. 金融庁企業会計審議会 (2002) 『監査基準の改定に関する意見書』
30. 倉部康行 (2017) 『金融史がわかれば世界がわかる』 ちくま新書
31. 黒井清人 (2008) 『ブラック会社に勤めてるんだが、もう俺は限界かもしれない』 新潮社
32. 経済産業省企業法制研究会 (2002) 『ブランド価値評価報告書』
33. 小島寛之 (2000) 「金融工学とリスク社会」『現代思想—確率化する社会』 青土社
34. 小林哲夫 (1990) 「責任会計」 森田哲彌・宮本匡章編 『会計学辞典』 中央経済社、276頁
35. 小松丈晃 (2019) 「個別化されたリスクとしての<コンプライアンス>」『現代思想』 2019年10月号、青土社、99-110頁
36. 権上康男 (2006) 「新自由主義の誕生 (一九三八~四七年) —リップマン・シンポジウムからモンペウラン境界の設立まで」 権上康男編 『新自由主義と戦後資本主義』 日本経済評論社
37. 権上康男 (2015) 「現代史の中の新自由主義：併存する2つの潮流」『歴史と経済』 第58巻1号
38. 今野晴貴 (2012) 『ブラック企業—日本を食いつぶす妖怪』 文芸新書
39. 今野晴貴 (2015) 「「ブラック企業問題」の沿革と展望」『大原社会問題研究所雑誌』 No.1、法政大学大原社会問題研究所、6-21頁
40. 財務省財務総合政策研究所 (2001) 『民間の経営理念や手法を導入した予算、財政のマネジメント改革』
41. 佐久間浩司 (2015) 『国際金融の世界』 日経文庫
42. 櫻井通晴 (2008) 『レピュテーション・マネジメント—内部統制・管理会計・監査による評判の管理』 中央経済社
43. 佐藤嘉幸 (2009) 『新自由主義と権力—フーコーから現在性の哲学へ』 人文書院
44. 佐貫浩 (2015) 「M.フーコーの新自由主義把握の検討」『生涯学習とキャリアデザイン』 第13巻第1号、法政大学キャリアデザイン学会、2015年
45. 澤邊紀生 (2007) 「戦略的管理会計とリスクマネジメントの融合」『京都大学商学論集』 第76巻第2号、京都大学、161-172頁
46. 嶋潔 (2005) 「内部統制とリスクマネジメント」『TRC EYE』 Vol.81
47. 庄司樹古 (1998) 「FASB 概念フレームワークにおける二つの会計思考」『修道商学』 第39巻第2号、広島修道大学商経学会
48. 白石和孝 (2003) 『イギリスの暖簾と無形資産の会計』 税務経理協会
49. 慎改康之 (2019) 『ミッシェル・フーコー —自己から脱け出すための哲学—』 岩波新書

50. 芹沢一也 (2007) 「〈生存〉から〈生命〉へー社会を統治する二つの制度」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後でー統治・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会、75-116 頁
51. 総合研究開発機構 (2003) 『NPM 手法の地方自治体への導入』
52. 総務省新たなる行政マネジメント研究会報告書 (2002) 『新たなる行政マネジメントの実現に向けて』
53. 重田園江 (2000) 「リスクを細分化する社会」『現代思想』2000 年 1 月号、青土社、142-152 頁。
54. 重田園江 (2007) 「戦争から統治へーコレージュ・ド・フランス講義」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後でー統治・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会、11-40 頁
55. 高尾将幸 (2010) 「身体と健康をめぐる政治学の現在ー後期フーコーによる統治性論の射程ー」『スポーツ社会学研究』第 18 巻第 1 号、筑波大学、71-82 頁
56. 田中祥子 (2006) 「資産負債アプローチと多様な財産評価論について」『高岡法学』第 17 巻第 1・2 号、高岡法科大学法学会、102-113 頁
57. 田中史郎 (2012) 「過剰商品化試論ー外延的過剰商品化と内包的過剰商品化」『経済理論』第 48 巻第 4 号、和歌山大学経済学会、1-13 頁
58. 田中文憲 (2017) 「サッチャリズムに関する一考察 (1)」『奈良大学紀要』第 46 号、奈良大学、25-47 頁
59. 田中靖浩 (2018) 『会計の世界史』日本経済出版社
60. 田淵節也 (2017) 『ファイナンス理論全史』ダイヤモンド社
61. 丹沢安治 (2000) 『新制度派経済学による組織研究の基礎』白桃書房
62. 千葉雅也 (2020) 「ポストモダン、あるいはポスト構造主義の論理と倫理」『世界哲学史 8ー現代グローバル時代の知ー』ちくま新書
63. 張林倩 (2018) 「新自由主義的統治に関する批判的考察：フーコーの統治性理論を手掛かりに」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第 65 巻第 1 号、名古屋大学、51-63 頁
64. 津田加代子 (2003) 「イギリスと我が国の地方自治体監査」河合秀敏・盛田良久編『21 世紀の会計と監査』同文館 254-259 頁
65. 徳永恂 (1997) 「フランクフルト学派」木田元・栗原彬・野家啓一・丸山圭三郎編『20 世紀思想事典』三省堂、782-783 頁
66. 土佐弘之 (2007) 「グローバルな統治性」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後でー統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会、119-155 頁
67. 鳥羽至英 (2007) 『内部統制の理論と制度ー執行・監督・監査の視点からー』国元書房
68. 中山元 (2010) 『フーコーー生権力と統治性ー』河出書房新社
69. 南雲岳彦 (2003) 「銀行における戦略・内部統制強化と BSC」『企業会計』第 55 巻第 5 号、中央経済社、684-689 頁
70. 南雲岳彦 (2006) 「戦略管理とエンタープライズ・リスク管理の統合アプローチーBSC と COSO ERM の統合フレームワークの検討ー」『管理会計学』第 14 巻第 2 号、管理会計学会
71. 日本学術会議経済制度研究連絡委員会編報告書 (1999) 『金融ビッグバンの根底にあるもの』

72. 日本規格協会編 (2010) 『対訳 ISO31000 : 2009 - JISQ3100 : 2010 - 』
73. 日本規格協会編 (2016) 『対訳 ISO9001 : 2015 - JISQ9001 : 2015 - 』
74. 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会 (1975) 『公認会計士制度二十五年史』
75. 日本公認会計士協会監査第一委員会報告第 50 号 (1988) 「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」
76. 任章 (2014) 「米国会計プロフェッション界における自主規制終焉とその背景」『現代監査』 No.24、日本監査研究学会
77. 任章 (2017) 『監査と哲学 会計プロフェッションの猜疑心』 同文館
78. 箱田徹 (2013) 『フーコーの闘争 - 統治する主体の誕生』 慶応義塾大学出版会
79. 蜂巣旭 (2015) 「組織経済学と企業の本質：組織ケイパビリティの経済分析に向けて」『東洋大学経営論集 第 85 号』 東洋大学、129-144 頁
80. 八田進二 (2020) 『「第三者委員会」の欺瞞』 中公新書ラクレ
81. 林隆敏 (1997) 「監査リスクと保証水準に関する一考察」『商学論究』 第 61 巻第 1 号、関西学院大学少額研究会、97-110 頁
82. 檜垣立哉 (2019) 『ドゥルーズ 解けない問いを生きる』 ちくま学芸文庫
83. 檜田信男 (2006) 「昭和 25 年『監査基準』における内部統制についての解釈は正しかったか」『LEC 会計大学院紀要』 第 1 巻、LEC、73-85 頁
84. 平屋伸洋 (2015) 『レピュテーション・ダイナミクス』 白桃書房
85. 広瀬義州・吉見宏 (2003) 『日本発ブランド価値評価モデル』 税務経理協会
86. 廣松沙 (1988) 「弁証法」今村仁編『現代思想を読む事典』 講談社現代新書、560-562 頁
87. 樋渡淳二 (2008) 「バーゼル II の趣旨を踏まえた金融機関のオペレーショナルリスク管理高度化」『早稲田大学大学院商学研究科研究紀要第 66 号』
88. フーコー (2006) 小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編『フーコー・コレクション 1~7』 ちくま学芸文庫、筑摩書房 *132 番、133 番の『ミッシェル・フーコー思考集成 I~X』をテーマ別に再編集したエッセンシャル版
89. 藤本一勇 (2007) 「ポスト構造主義の基本理念」仲正昌樹・清家竜介・藤本一勇・北田暁大・毛利嘉孝『現代思想入門』 PHP 研究所
90. 船造幸雄 (2004) 「アメリカにおける財務諸表監査の生成と発展に関する研究 - モントゴメリー監査を中心として -」『甲南論集』 第二十六号
91. 正村俊之 (2017) 「現代的ガバナンスの形成と政治システムの変容」『ガバナンスとリスクの社会理論』 勁草書房、7-44 頁
92. 町田祥弘 (2004) 『会計プロフェッションと内部統制』 税務経理協会
93. 町田祥弘 (2015) 『内部統制の知識』 日本経済新聞出版社
94. 松井隆幸 (2003) 「企業価値向上に向けた内部統制概念」『企業会計』 2003 年 2 月号、中央経済社、58-65 頁
95. 松下芳生・有友圭一・乗田浩隆 (2005) 『金融機関のオペレーショナルリスク・マネジメント』 ファ

ーストプレス

96. 松本尚哲 (2016) 「広義な内部統制に含まれる財務報告に係る内部統制の検討」『社会科学雑誌』第14巻、奈良学園大学、235-250頁
97. 村山徳五郎・脇田良一 (1989) 「監査実施準則の改定と今後の方向 (対談)」『企業会計』第41巻第7号、56-68頁。
98. 森寶 (2007) 「統計的試査」神戸大学会計学研究室編『会計学辞典 第六版』同文館、905-906頁
99. 森實 (2007) 「リスク・アプローチ」神戸大学会計学研究室編『会計学辞典 第六版』同文館、1186-1188頁
100. 森平爽一郎 (2012) 『金融リスクマネジメント入門』日経文庫
101. 矢澤健太郎 (2014) 「ファットテールとリスク管理 企業価値の視座から見たタレブの第四象限論」『千葉商大論叢』第52巻第1号、千葉商科大学、259-272頁
102. 矢野友三郎・平林良人 (2003) 『新世界標準 ISO マネジメント』日科技連
103. 山浦久司 (2003) 『会計監査論』中央経済社
104. 山中義和・茶野努 (2019) 『日本版ビッグバン以後の金融機関経営 -金融システム改革法の影響と課題』勁草書房
105. 山口節郎 (1997) 「コミュニケーション行為の理論」木田元・栗原彬・丸山圭三郎・野家啓一編『コンサイス 20世紀思想事典』三省堂、388頁
106. 山本昌弘 (2009) 「日本企業の利益管理—行動ファイナンスに基づく実証研究」『明大商学論叢』第92巻第2号、1-15頁
107. 山本雄一 (2014) 「監査報告に関する国際動向① 米国における監査報告書に係る検討について」『会計・監査ジャーナル』No.713、第一法規、44-46頁
108. 湯山智教 (2019) 「ESG投資のパフォーマンス評価を巡る現状と課題」東京大学公共政策大学院ワーキングペーパーシリーズ
109. 吉見宏 (1996) 「我が国における企業不正事例 (5)」『経済学研究』第46号第2巻、北海道大学、163-172頁
110. 吉見宏 (1997) 「企業不正事例と規定の改定」『経済学研究』第47号第2巻、北海道大学、267-280頁
111. 吉見宏 (2003) 「期待ギャップ問題の展開とその将来」『経済学研究』九州大学経済学会、123-132頁
112. 吉見宏 (2005) 『監査期待ギャップ論』森山書店
113. 若田部昌澄 (2012) 「歴史としてのミルトン・フリードマン -文献展望と現代的評価-」『経済学史研究』第54巻第1号、経済学史学会、22-40頁
114. 若森章孝 (2012) 「新自由主義と国家介入の再定義—リップマン・シンポジウムとモンペルラン会議—」『経済研究』第27巻第2・3号、千葉大学、89-113頁
115. 渡瀬義男 (2003) 「<総論>米国80年代の諸改革」国立国会図書館編『レファランス』平成15年12月号、1-12頁

116. 渡部亮 (2003) 『アングロサクソンモデルの本質』ダイヤモンド社
117. American Accounting Association (1977), Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*.
118. American Institute of Accountants (1939), Extensions of auditing procedure: report of May 9, as modified and approved at the annual meeting.
119. AICPA (1981), *SAS No.39 Audit Sampling*.
120. AICPA (1983), *SAS No.47 Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*.
121. Anthony, R. N. (1965), *Planning and Control Systems: A Framework for Analysis*, Graduate School of Business Administration, Harvard University, Cambridge.
122. Aaker, David A. (1991), *Managing Brand Equity*, The Free Press. [A.アーカー(1994)陶山計介・中田善啓・尾崎久仁博・小林哲訳『ブランド・エクイティ戦略』ダイヤモンド社]
123. Alchian, A.& H. Demsetz (1972), Production, Information Costs, and Economic Organization, *American Economic Review*, Vol.62, pp.772-795
124. Armstrong, P. (1991), The influence on Micael Foucault on historical research in accounting, *Third Interdisciplinary Perspectives on Accounting Conference*, Manchester, pp.1-24
125. Arthur, A. (1999), Exploring an Accounting Paradigm: The Cash Account, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 10, No.1, pp.13-35
126. Bachelier, L. (1900), Theorie de la speculation, *Annales Scientifiques de l'École Normale Supérieure*, Vol. 3, No. 17, pp. 21–86
127. Baker, R.C. (2003), Theoretical approaches to management information and control systems research, Macintosh, N.(eds.) *Critical Accounting Research: Recherche de Comptabilite Critiquable* Vol.24, No.27, Halifax, Nova Scotia, pp.1-16
128. Ball, R. J. & P. Brown (1968), An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers, *Journal of Accounting Research* 6, pp.300-323
129. Basel Committee (2022), *Evaluation of the impact and efficacy of the Basel III reforms* (https://www.boj.or.jp/finsys/intlact_fs/kisei/rel221215a.htm) *2023年12月25日アクセス
130. Baudrillard, J. (1970), *La Société de consommation*. [J.ボードリヤール (1995) 今村仁司・塚原史訳『消費社会の神話と構造』紀伊国屋書店]
131. Baudrillard, J. (1981), *Simulacres et Simulation*, Editions, Galietee. [J.ボードリヤール (1984) 竹原あき子訳『シミュラクルとシミュレーション』法政大学種版局]
132. Beck, U. (1985), *Risikogesellschaft*, Suhrkamp Verlag. [U.ベック (1998) 東簾・伊藤美登里訳『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局]
133. Bhaskar, R. (1979), *The Possibility of Naturalism*, Harvester Press, pp.31-91
134. Black, F. & Scholes, M. (1973), The pricing of options and corporate liabilities, *Journal of Political Economy*, No.81, pp637-654
135. Biddle, G. C. & Bowen, R. M. & Wallace, J. S. (1997), Does EVA™ beat earnings? Evidence on

associations with stock returns and firm values, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.24, pp301-336

136. Bogard, W. (1996), *The Simulation of Surveillance*, Cambridge University Press. [W.ボガード (1998) 田畑暁生訳『監視ゲーム』アスペクト]
137. Boland, R. J., & L. R. Pandy (1983), Accounting in Organizations: A Union of Natural and Rational Perspectives, *Accounting, Organization and Society*, pp.223-234
138. Bower, J. L. & L. S. Paine (2017), The Error at the Heart of Corporate Leadership, *Harvard Business Review 2017 (May-June)*, pp.50-60. [J.L.バウアー&L.S.ペイン (2017) 「エージェンシー理論から企業主体の理論へー健全な資本主義のためのコーポレートガバナンス」『ハーバード・ビジネス・レビュー2017年12月号』ダイヤモンド社]
139. Braverman, H. (1974), *Labour and monopoly capital*. New York: Monthly Review Press.
140. Burrell, G. & G. Morgan (1979), *Sociological Paradigms and Organizational Analysis, Elements of the Sociology of Corporate Life*, Heinemann Educational Books Ltd. [G.バレル&G.モーガン (1986) 鎌田伸一・金井一頼・野中郁次郎訳『組織理論のパラダイム 機能主義の分析枠組』千倉書房]
141. Business and Sustainable Development Commission (2017), *Better business, better world*.
142. Carver, T. (1987), *A Marx Dictionary*, Policy Press. [T.カーバー (1991) 村上隆夫訳『マルクス事典』未来社]
143. Chandler, A. D. (1977), *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Harvard University Press, Cambridge, MA.
144. Chandler, A. & H. Daems (1979), Administrative Co-ordination, Allocation and Monitoring: A Comparative Analysis of the Emergence of Accounting and Organization in the USA and Europe, *Accounting, Organizations and Society*, pp.3-20
145. Chua, W. F. (1986), Radical Developments in Accounting Thought, *The Accounting Review*, pp.471-482
146. Chua, W. F. (1991), A Comment on 'Boxing Cleaver: For Against and Beyond Foucault in the Battle for Accounting Theory' By Hoskin, K. and Macve, R. Discussant's Comments, *Third Interdisciplinary Perspectives on Accounting Conference*, Manchester (London: Sage).
147. Coase, R. (1937), The Nature of the Firm, *Economica*, Vol.4, pp.386-405
148. COSO (1992), *Internal Control: Integrated Framework*. [トレッドウェイ委員会組織委員会 (1996) 鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳『内部統制の統合的枠組み』(理論編・ツール編) 白桃書房]
149. COSO (2004), *Enterprise Risk Management – Integrated Framework*. [トレッドウェイ委員会組織委員会 (2006) 八田進二・中央青山監査法人訳『全社のリスクマネジメントフレームワーク』(フレームワーク編・適用技法編) 白桃書房]
150. COSO (2006), *Internal Control over Financial Reporting Guidance for Public Companies*. [トレッドウェイ委員会組織委員会 (2007) 『簡易版 COSO 内部統制ガイダンス』八田進二・日本内部監査協会完訳、同文館]

151. Deleuze, G. (1990), *Pourparlers 1972-1990*, Editions de Minuit. [G.ドゥルーズ (1992) 宮林寛訳 『記号と事件 1972-1990 の対話』 河出書房新社]
152. Demsetz, H. (1997), *The economics of the business firm*, Cambridge.
153. Demski, J. S., & G. Feltham (1978), Economic Incentives and Budgetary Control Systems, *The Accounting Review*, pp.336-359
154. Dicksee, L.R. (1935), *Auditing: A Practical Manual for Auditors, 15th Edition*, Gee & Co.
155. Druker, P.F.(1964) , *Managing for Results*, Harper & Row, New York [P.F.ドラッカー (2007) 上田惇生訳 『創造する経営者』 ダイアモンド社]
156. Druker, P.F.(1989) , *New Realities: in Government and Politics, in Economics and Business, in Society and World View*, Harper & Row, New York [P.F.ドラッカー (2007) 上田惇生・佐々木実智男訳 『新しい現実：政府と政治、経済とビジネス、社会および世界観にいま何が起きているか』 ダイアモンド社]
157. Edvinsson, L. & Malone, M. S. (1997), *Intellectual capital: realizing your company's true value by finding its hidden brainpower*, New York Harper Business.
158. Fama, E. F., & M. C. Jensen (1982), Agency Problems and the Survival of Organizations (Working paper) , University of Chicago.
159. FASB (1976), An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, *FASB Discussion Memorandum*.
160. FASB (1985), Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*.
161. Foucault, M. (1966), *Les mots et les choses*, Gallimard. [M.フーコー (1974) 渡辺一民・佐々木明訳 『言葉と物』 みすず書房]
162. Foucault, M. (1969), *L'Archéologie du savoir* , Gallimard. [M.フーコー (1970) 中村裕次郎訳 『知の考古学』 みすず書房]
163. Foucault, M. (1975), *Surveiller et punir, naissance de la prison*. [M.フーコー (1977) 田村俣訳 『監獄の歴史』 新潮社]
164. Foucault, M. (2004a), *Présentation sécurité, territoire, population - cours au collège de france (1977 - 1978) de michel foucault format beau livre- Livres philosophie*, Hautes Études. [M.フーコー (2007a) 高桑和巳訳 『ミシェル・フーコー講義集成 〈7〉 安全・領土・人口 (コレージュ・ド・フランス講義 1977-78)』 筑摩書房]
165. Foucault, M. (2004b), *Présentation naissance de la biopolitique - cours au collège de france (1978 - 1979) de michel foucault format beau livre - Livres philosophie*, Hautes Études. [M.フーコー (2007b) 高桑和巳訳 『ミシェル・フーコー講義集成 〈8〉 生政治の誕生 (コレージュ・ド・フランス講義 1978-79)』 筑摩書房]
166. Foucault, M. (2013), *Dits et Ecrits, tome 1 : 1954-1975* , quarto. [M.フーコー (2000-2002) 蓮見重彦・渡辺守章監修、小林康夫・石田英敬・松浦寿輝訳 『ミッシェル・フーコー思考集成VII～X』 筑摩書房]

167. Foucault, M. (2013), *Dits et Ecrits, tome 2 : 1976 – 1988*, quarto. [M.フーコー (1998-2000) 蓮見重彦・渡辺守章監修、小林康夫・石田英敬・松浦寿輝訳『ミッシェル・フーコー思考集成 I～VI』筑摩書房]
168. Fombrun, C.J. & C.B.M. Van Riel (2004), *Fame and Fortune: How Successful Companies Build Winning Reputations*, Financial Times Prentice Hall.
169. FRB (1997), *Risk-Focused Supervision of Large Complex Banking Organizations*, FRB Supervisory Letter SR99-15.
170. Friedman, M. (1953), *Essays in Positive Economics*, the University of Chicago Press. [M.フリードマン (1977) 佐藤隆三・長谷川啓之訳『実証的経済学の方法と展開』富士書房]
171. Friedman, M. (1962), *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago. [M.フリードマン (2008) 村井章子訳『資本主義と自由』日経 BP 社]
172. Friedman, M. (1970), A Friedman doctrine – The social responsibility of business is to increase its profit, *The New York Times: September 13 1970*.
173. Fleischman, R.K. & Parker, L.D. (1990), Managerial accounting early in the British industrial revolution: the Carron Company, a case study, *Accounting and Business Research*, Vol.20, pp.211-221
174. Fleischman, R.K. & Parker, L.D. (1991), British entrepreneurs and pre-industrial revolution evidence of cost management, *The Accounting Review*, Vol.66, No.2, pp.361-375
175. Fleischman, R.K., Kalbers, L.P. & Parker, L.D. (1996), Expanding the dialogue: industrial revolution costing historiography, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.7, No.3, pp.315-337
176. Francis, J. (1994), Ontology and accounting: Theoretical framework and empirical evidence, *Accounting, Organization and Society*, pp239-261
177. Canibano, L., M.G.A. Covarsi & M.P. Sanchez(1999) , The value relevance and managerial implication of intangibles :A literature review, MERITUM project paper prepared for the International Symposium on Measuring and Reporting Intellectual Capital in Amsterdam. (<http://www.oecd.org/dataoecd/17/4/1947974.pdf>) *2023年12月25日アクセス
178. Gendron, Y. & Baker, C.R. (2005), On interdisciplinary movements: The development of a network of around Foucauldian perspectives in accounting, *European Accounting Review*, Vol14. No3, pp.525-569.
179. Goldfinger, C (1997), Understanding and measuring the intangible economy: Current status and suggestions for future research, CIRET seminar, Helsinki.
180. Grey, C. (1994), Debating Foucault: a critical reply to Neimark, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.5-24
181. Hall, B. H., Jaffe, A. & Trajtenberg M. (2001), Market Value and Patent Citations: A California, Berkeley. (<http://repositories.cdlib.org/iber/econ/E01-304>) *2023年12月25日アクセス
182. Harvey, D. (2005), *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press. [D.ハーヴェイ (2007) 渡辺治監訳『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社]
183. Held, D. (1980), *Introduction to Critical Theory: Horkheimer to Habermas*, Hutchinson, pp.307-317

184. Hood, C. (1991), A Public Management for All Seasons, *Public Administration* Vol.69, No.1, pp.3-5
185. Hopper, T. & A. Powell (1985), Making Sense of Research into the Organizational and Social Aspects of Management Accounting: A Review of its Underlying Assumptions, *Journal of Management Studies*, pp.429-465
186. Hoskin, K. & Macve, R. (1986), Accounting and the examination: A genealogy of disciplinary power, *The Accounting, Organization and Society*, Vol.11, No.2, pp.105-136
187. Hoskin, K. & Macve, R. (1988a), The genesis of accountability: West point connection, *The Accounting, Organization and Society*, Vol.13, No.1, pp.37-73
188. Hoskin, K. & Macve, R. (1988b), Cost accounting and the genesis of managerialism: the Springfield army episode, *Second IPA Conference*, Manchester.
189. Hoskin, K. (1994), Boxing clever: For against and beyond Foucault in the battle for accounting theory, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.57-8
190. Humphrey, C. & D. Owen (2000), Debating the "Power's of audit", *Internal Journal of Auditing*, Vol.4, No.1. (<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/1099-1123.00302/abstract>) * 2023年12月25日アクセス
191. Jensen, M. & W. Meckling (1976), Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs, and Capital Structure, *Journal of Financial Economics*, Vol.3, pp.305-360
192. Jensen, C. (1983), Organization Theory and Methodology, *The Accounting Review* Vol.58 No.2, p.26, pp.319-339
193. Johnson, H. T. (1981), Toward A New Understanding of Nineteenth-Century Cost Accounting, *The Accounting Review*, Vol.56, No.3, pp.510-518
194. Johnson, H. T. & Kaplan, R. S. (1987), *Relevance Lost: The Rise and Fall of Management Accounting*, Boston: Harvard Business School Press.
195. Kaplan, R.S. & Norton, D.P. (1992), The Balanced Scorecard-Measures that Drive Performance, *Harvard Business Review*, January-February, pp.71-79 [R.S.キャプラン&D.P.ノートン (2003) 本田桂子訳「新しい経営モデル バランス・スコアカード」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』2003年8月号、ダイヤモンド社]
196. Knight, F.H. (1921), *Risk, Uncertainty and Profit*, Boston, New York, Houghton Mifflin Company.
197. Kuhn, T. S. (1970), *The Structure of Scientific Revolutions 2nd edition*, University of Chicago Press. [T.S.クーン (1971) 中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房]
198. Langfield-Smith, K. (1997), Management control systems and strategy: a critical review, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.22, pp.207-232
199. Laughlin, R. (1995), Empirical research in accounting: alternative approaches and a case for 'middle range' thinking, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol.8, No.1, pp.63-87
200. Leadbeater, C & D. London(1999), New measures for the new economy, country covered: United Kingdom, prepared for discussion at the OECD International Symposium, 9-11, June.

(<https://www.oecd.org/sti/ind/1947910.pdf>) *2023年12月25日アクセス

201. Lehman, C. & A. Tinker (1985), *A Semiotic Analysis of: 'The Great Moving Right Show' Featuring the Accounting Profession*, Paper presented at the Interdisciplinary Perspectives in Accounting Conference.
202. Lev, B. & P. Zarowin(1999), The boundaries of financial reporting and how to extend them. Working paper. New York University. (<http://www.stern.nyu.edu/~blev/>.) *2023年12月25日アクセス
203. Markowitz, H. (1952), Portfolio Selection, *The Journal of Finance* Vol.7 No.1, pp77-91
204. Macintosh,N.B.,T. Shearer, D.B. Thornton & M. Welker (2005), Accounting as simulacrum and hyperreality perspective on income and capital, Macintosh, M.B. (ed)& T. Hopper (ed), Accounting as simulacrum and hyperreality perspective on income and capital, *Accounting, The Social and the Political: Classics, Contemporary and Beyond*, pp.325-339 (reproduced from Macintosh ,N.B. et al. (2000), Accounting as simulacrum and hyperreality perspective on income and capital, *The Accounting, Organization and Society. Vol.25 No.1*, pp13-50)
205. Macintosh,N.B. & T.Shearer (2000) , The accounting profession today: A poststructuralist critique, *Critical Perspective on Accounting*, pp.607-626
206. MERITUM project(2002), Guidelines for managing and reporting on intangibles. (http://pnbukh.com/PDF_FILER/MERITUM%20Guidelines.pdf) *2023年12月25日アクセス
207. Miller, P & O'Leary, T. (1987), Accounting and the construction of the governable person, *The Accounting, Organization and Society*, Vol.12, No.3, pp.235-266
208. Miller, P. (1990), On the Interrelations between Accounting and the State, *Accounting, Organization and Society Vol.15 No.4*, pp.315-318
209. Miller, P. & Rose, N. (1990), Governing economic life, *Economy and Society*, Vol.19. No1, pp.1-31.
210. Miller, P. & O'learly, T. (1991), Accounting Economic Citizenship and the Spatial Rendering of Manufacture, *Accounting, Organizations and Society Vol.19. No.1*, pp15-43
211. McGoun, E.G. (2005), Hyperreal Finance, Macintosh, M.B. (ed)& T. Hopper (ed), *Accounting, The Social and the Political: Classics, Contemporary and Beyond* , pp.13-23 (reproduced from E.G. McGoun (1997), Hyperreal Finance, *Critical Perspective on Accounting, Vol.8*, pp.601-632)
212. Neimark, M. (1990), The king is dead. Long live the king !, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.103-114
213. Neimark, M. (1994), Regicide revisited: Marx, Foucault and accounting, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.1, pp.87-108
214. Porter, M.E. & M.R. Kramaer(2011), Creating Shared Value : How to reinvent capitalism—and unleash a wave of innovation and growth, *Harvard Business Review January–February 2011*. [M.E.ポーター &M.R.クラマー (2011)「共通価値の戦略」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2011年6月号、ダイヤモンド社]
215. Power, M. (1996), Making things auditable, *Accounting, Organization and Society Vol.21, No.2/3*,

pp.289-315

216. Power, M. (1997), *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University, Press. [M.パワー (2003) 國部克彦・堀口真司訳『監査社会』東洋経済社]
217. Power, M. (2005), The invention of operational risk, *Review of International Political Economy*, Vol.12, pp,577-599
218. Power, M. (2007), *Organized Uncertainty: Designing a World of Risk Management*, Oxford University Press. [M.パワー (2011) 堀口真司訳『リスクを管理するー不確実性の組織化』中央経済社]
219. Power, M. (2009), The risk management of nothing, *Accounting, Organizations and Society* Vol.34, pp.849-855
220. Rebonado, R. (2007), *Plight of the Fortune Tellers*, Princeton University Press. [R.レボネド (2009) 『なぜ金融リスク管理はうまくいかないのか』東洋経済新報社]
221. Roos, J., Edvinson, L. & Dragonetti, N. C. (1998), *Intellectual capital: navigating in the new business landscape*, New York University Press.
222. Rose, N. (1991), Governing by Numbers: Figuring out Democracy, *Accounting Economy and Society* Vol.25 No.3, pp.673-697
223. Rose, N. (1999), *Power of Freedom: Reframing Political Thought*, Cambridge Press, 49-50.
224. Rosen, R. H. (1992), *The Healthy Company*, Tarcher. [R.H.ローゼン (1994) 宗像恒次訳『ヘルシー・カンパニーー人的資源の活用とストレス管理』産能大学出版部]
225. Sveiby, K. E. (1997), *The New Organizational Wealth*, Berrrett-Kochler.
226. Shape, W. F.(1964), Capital asset prices: A theory of market equilibrium under conditions of risk, *Journal of Finance* Vol.19 No.3, pp425-442
227. The Chartered Institute of Management Accountants (2007), *Corporate reputation: perspectives of measuring and managing a principal risk*.
228. Tinker, A., B. Merino & M. Neimark (1982), The Normative Origins of Positive Theories: Ideology and Accounting Thought, *Accounting, Organizations and Society*, pp.167-200
229. Tobin, I. (1969), A General Equilibrium Approach to Monetary Theory, *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol1. No.1, pp15-19
230. van den BERG, Herman A.(2002), Models of intellectual capital valuation: A comparative Evaluation, centre for knowledge-based enterprises, Queen's School of Business. (<http://knowledgecommons.lakeheadu.ca/handle/2453/733>) *2023年12月25日アクセス
231. Walters, W. (2012), *Governmentality: Critical Encounters*, Routledge. [W.ウォルターズ (2016) 阿部潔・清水和子・成実弘至・小笠原博毅訳『統治性ーフーコーをめぐる批判的な出会い』月曜社]
232. Watts,R. & J. Zimmerman (1986), *Positive Accounting Theory*, Prentice Hall. [ワッツ&ジマーマン (1991) 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房]
233. Watts,R. & J. Zimmerman (1990), Positive Accounting Theory: a ten year perspective, *The Accounting Review* Vol.65 No.1, pp.131-156

234. Wells, M. C. (1976), Revolution in Accounting Thought, *The Accounting Review*, pp.471-482
235. Williamson, O. E. (1975), *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, New York: Free Press. [O.ウィリアムソン (1980) 『市場と企業組織』 日本評論社]